



被曝補償金をめぐる戦略 : マーシャル諸島ロンゲ ラップの事例から

中原, 聖乃

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2007-03-25

(Date of Publication)

2012-11-13

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲3874

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1003874>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 論 文

被曝補償金をめぐる戦略
—マーシャル諸島ロンゲラップの事例から—

平成 18 年 12 月

神戸大学大学院 総合人間科学研究科

中原 聖乃

目次

序論	1
1. 論文の目的	1
2. マーシャル諸島に関する人類学的研究の軌跡とその問題点	4
3. 本論の視座と意義—土地と親族の重要性	10
4. 調査地、調査方法、論文構成	14
第1章 ロングラップ共同体の生活と社会構造	21
1. 移住地での生活	21
(1) 中心的居住地メジャト島	21
(2) 基地に隣接するイバイ島	23
(3) 首都マジユロ	23
2. 親族関係と土地利用の理念	24
3. メジャト島の社会構造—世帯・母系リネージ・ファミリー	25
(1) メジャト島	25
(2) 世帯	26
(3) 母系リネージ	27
(4) ファミリー関係	29
4. 環礁生活保障システム	31
5. ロングラップ共同体	34
6. 考察	35
第2章 被曝と移住の記憶	39
1. 悲劇の幕開き	39
(1) 核実験の開始	39
(2) 水爆実験「ブラボー」による被曝	40
2. 被害賠償請求	47
(1) 放射線汚染	47
(2) 賠償請求訴訟と見舞金の受領	53
3. 自由連合協定の成立とメジャト島への移住	56
(1) 被曝者としての自己表象	56

(2) 自由連合協定の議論	57
(3) ロングラップの放棄	59
4. 考察—補償金の獲得と環礁生活保障システムの喪失	64
第3章 「核の新植民地」	68
1. ロングラップ共同体をとりまく国際環境の変遷	68
2. 放射能人体実験	72
3. 核実験のための支配体制の構築—「戦略的信託統治」	74
4. 補償金依存と放射能の必要性	76
(1) 核実験損害基金	76
(2) 再定住計画基金	79
(3) 補償金依存	79
(4) 放射能の資源化	80
5. 核の新植民地—「循環型依存」	82
第4章 ロイヤリティ分配—生活保障の追求	85
1. ロイヤリティ分配	85
2. 土地をめぐる対立と戦略	87
(1) R N母系リネージ	87
(2) I J母系リネージ	90
(3) 新たな土地管理者の出現	91
(4) 不在土地権利者	93
3. 対立の構図と抗争の激化	97
(1) 対立の構図	97
(2) 抗争の背景	100
4. 考察—親族集団の細分化と増加するロングラップ共同体の人口	102
第5章 借入金政策抗争—親族関係の政治的再編成	105
1. ロングラップ政府の借入金政策	105
2. 抗争の過程	106
(1) 差止請求訴訟	106
(2) 核裁定委員会による新たな訴訟と争点の変化	108
(3) 再定住の現実化と裁判の終了	110

3. 「経済的正当性」と「法的正当性」	111
4. 対立の構図—親族間の「競争志向」の発動	116
(1) 対立の構図	116
(2) 「競争志向」とリネージの力学	119
5. 考察—ファミリーの政治的機能	121
第6章 再定住計画の受容と変成	125
1. 再定住計画の進行	125
2. 住民の対応	128
3. メジャト島への移住と居住状況	130
4. 再定住計画に対する選択	131
5. 個人的行動—「行ったり、来たり」という生活形態の意味	134
6. 考察—拡散という逆説的戦略	135
結論	139
1. 親族関係の変貌—母系リネージから国際的主体への連携	139
2. 補償金要求の陥穽	142
3. 生活安全保障システムの変遷	144
4. 結論	147
参考文献	152
謝辞	168
資料	
地図、および図表	1
年表	25

図表リスト

〔図〕

- 図 0-1 オセアニア地図
- 図 0-2 マーシャル諸島地図
- 図 0-3 ロングラップ環礁生活圏地図
- 図 0-4 クワジェリン環礁地図
- 図 0-5 マジュロ環礁地図
- 図 1-1 土地区画概念図
- 図 1-2 メジャト島地図
- 図 3-1 補償金関係図
- 図 4-1 ロイヤリティ分配 2000 年
- 図 4-2 R K母系リネージ分配
- 図 4-3 R M母系リネージ分配
- 図 4-4 I J母系リネージ分配
- 図 4-5 B Lに関する系図
- 図 5-1 国会議員、リーダー、ロングラップ議会議員、原告らの相関関係図

〔表〕

- 表 1-1 メジャト島住民基本情報
- 表 1-2 メジャト島世帯と人口の変動 1998 年－2002 年
- 表 1-3 メジャト島世帯型
- 表 1-4 東地区と西地区の世帯数比較
- 表 1-5 メジャト島における帰属親族集団と出身
- 表 3-1 核実験損害基金使用内訳
- 表 6-1 再定住計画帰島意見
- 表 6-2 再定住計画に対するメジャト住民の選択 放射能認識別（全体に対する割合）
- 表 6-3 再定住計画に対するメジャト住民の選択 放射能認識別（認識に対する割合）
- 表 6-4 矛盾選択内訳 リネージ別

序論

本研究はマーシャル諸島共和国(The Republic of the Marshall Islands)ロンゲラップ(Rongelap, Ronlap¹)の人びと²が、核実験による被曝後、どのように生きてきたのか、そして生きているのか、さらには生きようとしているのかについて考察する人類学的研究である。残留放射能に汚染された故郷の土地を手放して、避難島で暮らさざるを得ない状況下におけるロンゲラップ共同体の生活再建の仕方や、生活の安全を構築していくあり方を明らかにするのが本研究の目的である。

1. 論文の目的

太平洋のほぼ真ん中、日本、オーストラリア、アメリカの経済の中心地から離れたミクロネシア³の東の端に、マーシャル諸島が浮かんでいる(図 0-1, 0-2)。マーシャル諸島の島々は主に環礁(atoll, *aelon*)で形成され、それぞれの環礁は数十キロメートルから数百キロメートル離れている。環礁とはサンゴ礁でできた数個から数十個の小島(islet, *ane*)が輪に連なって形成されているもので、一つひとつの小島の多くは数十分で歩いて一周できる広さで、その標高はせいぜい数メートルしかない。マーシャル諸島はこのように、世界の大都市からは距離的にも離れた場所に位置し、土地面積は狭く、しかも各環礁は分散している。つまり、マーシャル諸島は、世界経済に参入するにしろ、マーシャル諸島で自活していくにしろ、厳しい条件下に置かれている⁴。1986年に独立国となったマーシャル諸島共和国には、1999年現在で5万640人が暮らしている。

この世界の辺境に位置する小さなマーシャル諸島は19世紀以来、ドイツ、日本、アメリカの植民地統治を経験してきた。最後の統治国であるアメリカは1946年より核実験を開始し、1958年まで継続して行った。その回数は67回に登り、現在でも環境、人体に対する深刻な放射能汚染が存在する。1958年からはミサイル実験が行われ、現在も継続されている。このようにアメリカの統治ではマーシャル諸島で軍事的利用が徹底的に行われてきた。

マーシャル諸島は1986年に独立を果たしたものの、自由連合協定をアメリカと締結している。この協定は、アメリカがマーシャル諸島における軍事利用権と外交権を引き続き持つかわりに、経済援助を行い、核実験による被害の賠償金を支払うというものだ。つま

り、マーシャル諸島共和国は、独立後もアメリカへの依存状態に置かれているのである。マーシャル諸島共和国の2002年度予算1億658万2400ドルのうち53%に当たる5568万2400ドルがアメリカからの直接的な援助である⁵。自由連合協定では、アメリカの安全を保障するために行われた核実験による損害に対して、アメリカは核実験損害基金を支払うことも規定されている。

核実験の中でもとりわけ甚大な被害をもたらしたのが、1954年にビキニ環礁で行われたブラボー(Bravo)水爆実験である。実験当時、ビキニ環礁から180キロメートル東方に位置するロンゲラップ環礁にいた82人の人びとと妊娠中の女性のお腹のなかで胎内被曝をした4名の計86人は、この実験による放射性降下物、いわゆる「死の灰」で被曝し、体調不良、ガン、差別、肉親の死など、現在に至るまでさまざまな身体的・精神的苦痛を経験してきた。82人の被曝者は、数度の移住の後、1985年に残留放射能を避けロンゲラップ環礁を離れた。

以来、ロンゲラップの人びとは、故郷のロンゲラップを離れた暮らしを送っている。現在、被曝した人びととその子孫を中心として、ロンゲラップ環礁に土地権を持つ人びとが加わる形で、クワジェリン環礁(Kuwajleen)メジャト島(Mejatto)を居住本拠地として暮らしている。首都マジュロ(Majro)、クワジェリン環礁イバイ島(Ebja)等にはさらに多くのロンゲラップの人びとが居住している(図0-3, 0-4, 0-5)。

本来マーシャル諸島の人びとは、土地に一定の権利を持つことを大切にしてきた。

土地は私たちの存在証明である。マーシャル人、ロンゲラップの人、地域社会の人といった具合に。私たちの土地は何にもまして神聖である。土地は私たちが手にするもののすべてであり、私たちを私たちがらしめているものだ。土地を持たない人は何者でもない。その人は大海に漂うココヤシのようなものなのだ。

—アメリカ政府に対するロンゲラップの人びとによる訴訟の訴状より(Claim No. 23-2440, Nuclear Claims Tribunal, the Republic of the Marshall Islands)。

そして、ロンゲラップの人びとは「私たちは、土地がないでしょう。これはとても恥ずかしい(jook)ことなんです」という言葉を、ことあるごとに口にする。そして、土地に対する絶対的なこだわりを持っている。

核実験の犠牲になり、大切な土地を喪失したロンゲラップの人びとは、アメリカ政府からの補償金を受領して生活を営んでいる。しかし、現在の借り物の島メジャト島での暮らしから抜け出すために、残留放射能に汚染されたロンゲラップ環礁の放射能除去作業を行って、ロンゲラップ環礁に再び戻って生活を送る計画「ロンゲラップ環礁再定住計画(Rongelap Atoll Resettlement Plan、以下、再定住計画)」が進行中である。

しかしながらこの再定住計画が実施される理由は疑問である。なぜ、放射能に汚染されているロンゲラップに人びとはあえて帰ろうとしているのだろうか。マーシャル諸島の人びとにとっての土地は、そこに家を建て、そこに育成する陸上生産物や海洋資源を得るために必要なものであり、まさに生活の基盤となるものである。しかし、放射能に汚染された土地は放射能除去作業によってある程度は生産力が回復しても、もはや以前と同じレベルで生活の基盤としての役割を果たさないのだ。しかも、放射能の恐ろしさは内部被曝にあり、空気、水、土壌などの環境に存在する放射能を吸引することによる人体への悪影響は未知数である。

マーシャル諸島の基本的な社会構造である母系クランは、生活を保障するシステムともなっていることがこれまでのマーシャル諸島研究から明らかにされている(TOBIN 1952: 1)。そうであるならば、放射能の影響のない安全な他環礁に暮らしている母系クラン成員を頼ることができるはずである。しかし、他環礁のクラン成員を頼って移住する現象は見られない。むしろロンゲラップの人口や中心地メジャト島の人口は増加しつつある。

さらに、多くのオセアニア研究は、国内における経済資源の獲得が困難な場合には、海外で外貨を稼ぎ国内に送金するといういわゆるミラブ経済(MIRAB, Migration, Remittance, Aid and Bureaucracy)にオセアニアの小国が傾倒している傾向にあることを指摘している(須藤 1997)。マーシャル諸島もミラブ経済に参入する好条件を備えている。マーシャル諸島の首都マジュロから観光地ハワイまでは航空機で4時間であり、アメリカと自由連合協定を締結しているマーシャル諸島の人びとは、アメリカ国内での労働に法的な規制はない。実際、ハワイ、グアム、アメリカ本土への移住者は多く、彼らはマーシャル人コミュニティを各地で形成している。しかしその移住は、主に移住者自身の生活の維持と、ハイスクールへ通う子ども達の受け入れ先となっており、海外移住者からの送金はない。それはロンゲラップの人びとも同じである。土地が本来の生活の糧を生まない現在、ロンゲラップの人はなぜ、海外送金という手段をとらないのだろうか。

本研究は前述した疑問から出発し、土地を失った現在、人びと自身が生活の安全を構築

する仕方を明らかにする。本研究はマーシャル諸島共和国ロンゲラップの人びとが、汚染された土地と人体に対する被曝補償金を使ってどのように生活を立て直すのかを検討するものである。

2. マーシャル諸島に関する人類学的研究の軌跡とその問題点

三度の植民地統治のなかで、近代化が推し進められたマーシャル諸島において「マーシャル諸島的なもの」を見出すのは現在においては容易ではない。伝統的に行われていたであろう政治的、あるいは宗教的儀礼は目にする機会はほとんどない。民間信仰は存続しているものの、日常生活に占める割合は少ない。もちろん現在においては、そうした研究も皆無である。伝統的政治関係も現在では変質しており、伝統的権力を持つ首長はタイトルこそ存続しているものの、政治・経済的關係は形骸化している。また、カヌーを使った航海は、離島で漁撈の際に行われる程度で、環礁間やマーシャル諸島を越えた地域への航海は全く見られなくなった。

こうしたマーシャル諸島の状況において、これまで行われてきた文化人類学的な研究は、そのほとんどが親族と土地に関するものである。

マーシャル諸島に関する調査、研究はドイツ時代に始まった。先駆的な人類学的研究としては、エルドランドが1914年にドイツで発行した『マーシャル諸島の人びと』という著書である(ERDLAND 1961)。エルドランドの研究はマーシャル諸島の人びとの暮らし、社会構造、宗教、呪術などについて調査の結果をまとめている。また、クレイマーとネバーマンによって1908年から1910年にわたって行われた現地調査に基づき出版された民族誌『ラリック・ラタック』もある(KRAMER and NEVERMANN 1961)。ドイツ時代の研究では政治構造に焦点が当てられ、貴族層と一般層の2つに分類されることが明らかになった。首長(*iroj*)が土地を所有し、一般の人びとと平民はなんの権利も保持しない被支配者層として位置づけられている(ERDLAND 1961: 74-75)。これはドイツ植民地政府がコプラ産業の振興に力をそそぎ、そのために首長の力を利用するために、一般平民よりもむしろ首長の政治的力を知る必要があったことと関係があるだろう [*Ibid.*, p., 73]。統治にあまり必要としない一般の人びとの政治構造は明らかにされていなかった。

一般の人びとの社会における土地と親族の關係が記述され始めたのは、日本統治時代に入ってからである。植民地統治下におけるコプラ産業がさらに発展すると、ココヤシを栽

培する土地が母系リネージ(*buij*)を単位として利用されていることが明らかにされた。これに伴い「アラップ」という親族呼称が、「土地管理者」と言う意味で役職名として使用されたことが明らかになっている(矢内原 1935: 289-295)。

第二次世界大戦後、マーシャル諸島研究を盛んに行ってきたのは国連の信託統治(Trust Territory)を行ったアメリカであった。以来人類学を専門とするアメリカの研究者達は現在までマーシャル諸島研究を牽引してきた。

戦後直後は、スポアによって人類学的調査がなされた(SPOEHR 1949)。マジュロ島の政治と社会の民族誌的な研究を行ったスポアは、首長による「所有」、貴族層と首長の母系リネージによる「収穫物の権利」、そして一般の人びとによる「収穫物の権利」という3つの土地に対する権利形態があることを明らかにした(SPOEHR 1949: 78)。

トビンは信託統治政府の人類学者としてマーシャルに入り土地制度に関する調査を行っている(TOBIN 1952; 1953)。マーシャル諸島で頻発する土地と身分をめぐる対立は、長期にわたり現地調査をおこなう人類学者にとっても興味・関心を惹くテーマであったようだ。

日本統治時代から、アメリカ統治時代初期にかけての人類学的研究の中では、土地所有集団である母系リネージは所与のものとして位置づけられている。このように、マーシャル諸島に関する初期の人類学的研究は、「骨格だけの記述に終始していた面がある」(福島 2001: 10)。

しかし、マーシャル諸島のみならず、広くミクロネシア社会に目を転じてみても、社会構造は母系制から父系制へ移行する側面があることはすでに繰り返し指摘されている。母系制に基づく社会においては、男性は姉妹とその子供たちと同じ親族集団に帰属し、妻と子供とは異なる。こうした社会構造においては、男性は姉妹の子供への義務的責任があり、自身の子供への感情的愛情との間で葛藤を生む。この葛藤を解決するために、男性は息子への相続(父系相続)を行うおうとする。このように母系制から父系制への移行に伴う母系制解体は、母系制社会においては原理的に不可避であると説明されてきた(牛島 1969: 42)。

マーシャル諸島においても、母系の原理が社会構造のすべてを規定するわけではないことが明らかにされてきた。日本統治時代にコプラ産業の発展によって自給自足的な生活が変容すると、母系相続から男系相続への移行がみられることがすでに明らかにされている(矢内原 1935: 298)。土地継承権に関する研究を行ったポロックは、母系リネージは土地の基本であるが、人びとは母系リネージ、双系出自集団(*botoktok*)、配偶者の土地権などを必要に応じて利用し、自らの生活の安全を高めていると主張した(POLLOCK 1974)。母系リ

ネージ内に限定されない養取慣行(*kokajiriri*)は、資源の少ない土地で人びとが生きのびるために有効な役割を果たしていることも指摘されている (RYNKIEWICH 1972)。近年では、エニウエトック環礁で研究を行ったカルッチも、1990年以降は日常生活においては母系リネージよりもむしろ双系親族集団が重要となっていることを指摘した(CARUCCI 1980: 156; 1997:55)⁶。これらの研究からは、マーシャル諸島の人びとは、母系リネージ関係だけではなく、さまざまな親族ネットワークを利用しながら、生活を成り立たせていることが分かる。まさにマーシャル諸島における親族関係は人びとによって操作されているのである(MCARTHUR 1995: 111)。生得的な権利よりも獲得能力のほうに権威の基盤が移行していくことがメイソンによって指摘されているが(MASON 1954: 515)、親族関係の操作が実際に人びとに受容されることによってこの移行が可能になっているのである。

しかしながら近年のミクロネシア親族研究は逆の側面も明らかにし始めている。母系親族集団が土地やそのほかの生産手段を共有して利用する機会は減るのだが、他方では母系親族集団が選挙時に団結したり、母系親族集団の集会所を建設したりといった動きが見られる(須藤 1989b; 248)。つまり母系制の概念自体は存続し、その現象面である機能のしかたが変容しているというのである。ロンゲラップ環礁でも、選挙の際には母系リネージが同じリネージ成員にこぞって投票したり、母系リネージの系譜作成が流行したりしている。

「親族体系が実際の生活のなかでの果たす具体的な機能を知」る方向へと親族研究が変化するにつれ(窪田 1998: 162)、こうした新たな親族の機能が見出されてきたのである。

相反するように見える二つの側面を考えると、親族構造の変化を論じるに当たって、母系制解体という概念のみで論じることには疑問符が付く。

親族研究、土地所有に着目するアプローチは、アメリカが1946年からマーシャル諸島で行った核実験の社会への影響に関する研究においても応用されてきた。核実験の社会への影響に関しては3人のアメリカ人類学者による研究がある。

マーシャル諸島における核問題に焦点をあてた最初の研究は、ビキニ環礁共同体を対象としたメイソンによるものである(MASON 1954)。ビキニ環礁共同体の人びとは、自らの環礁を核実験場としてアメリカに提供し、その後飢餓状態に陥りながら、数度の移住を経験することとなった。メイソンは、彼らの「移住にともなう変化の本質を描き出し、その変化をもたらした理由を明らかに」することを目的とし、環境、社会、政治の変化に対して人びとがどのように対応してきたのかを分析した(*Ibid.*: v)。

メイソンはビキニ環礁共同体の変化をどのように捉えているのだろうか。移住前のビキ

ニ環礁共同体では厳格な社会身分制度と比較的自由な生活スタイルを持っていたが、移住を重ねるにつれ、ビキニ環礁の土地の権利と密接につながりをもつリネージや首長は徐々に統制能力を失い、代わって選挙によって選ばれたカウンシルの権限が強化されたことを指摘した。また、不慣れな環境で生きていくために、そして移住を通してアメリカ人と接触するなかで近代的な生活を知ってしまったがゆえに、物資を購入するようになり、それまで見られなかった労働を積極的に行なうようになったという。社会は大きく変化を望まない保守層と積極的に変化に適応しようとする層に分離したことを明らかにしたが、この変化はマーシャル諸島において、過去の封建社会に代わり民主的な社会の先例となるであろうと述べている(Ibid.: 514)。このように、民主的なシステムが徐々に浸透し、資本主義経済のなかで生きていくために、ビキニ社会はうまく適応してきたと主張する。つまり、メイソンはビキニ環礁社会が移住という環境の変化に対して、外部システムをうまく取り込みながら受動的に反応してきたと捉えているのである。

トビンも、移住の際の新たな環境への適応過程について、エニウエトク環礁共同体の人びとを対象とした研究を行っている(TOBIN 1967)。トビンは、1950年から1951年までアメリカ海軍の人類学コンサルタント(Anthropological Field Consultant U.S. Navy)という資格で調査を行っている。1951年から1954年まではアメリカ内務省の信託統治領の人類学者(Anthropologist, Department of the Interior, Trust Territory, Pacific Islands Marshall Islands District)として調査を行っている。1954年から1958年までは、核実験後の帰島プログラムに関する人類学者(Anthropologist and Officer-in-Charge, Rehabilitation Projects for Displaced Marshallese 1954-1958)としてマーシャル諸島にかかわっている。トビンはすべてアメリカ政府の一員として人類学的調査を行ってきた。トビンの研究は、当時のアメリカの社会的・政治的状況を背景としていた。自国の先住民の移住やベトナム戦争下における避難民といった問題を抱えるアメリカ社会における社会的・政治的要因に応じて、トビンは強制移住に対する人びとの適応や社会の変化を明らかにすることを目的としていたのである。この研究では移住先での土地の親族集団への割り当てにおいて核家族ごとに核家族の人数に応じて土地割り当ての広さが決められたこと、および貨幣経済の導入に伴い人びとの要請に応じて賃金労働を行うグループを結成するといった社会の変化を見出している。つまり親族が細分化するのである。エニウエトク環礁が核実験場として使用されたことに対する訴訟についても言及しているが、1ページを割いているのみで詳細な記述はない。トビンによる研究は、核実験に先立って強制的に移住させられた人びとの困惑やアメリカに対

する疑問、怒りといった人びとの感情的な部分は考察の対象とはなっていない。外部社会に対する感情面よりも、むしろ、困難に対して内向きに結束する力として、自画像やプライド、独立心などを重視し、そうした肯定的な自己イメージを維持するのに、教会が一定の役割を果たしたことを指摘している(Tobin 1967 :229, 248)。

メイソン、トビンが人びとの動態を「反動的」に捉えたのに対して、ビキニ社会を対象として研究を進めてきたカイストは、人びとの動きを「主体的」なものとして捉えようとしている。カイストはメイソンの枠組みをほぼ踏襲しているものの、人びとは変化への適応を強いられたのではなく、規範を無視して行う個人的利益追求行為が社会変化を生む原動力となっているというリーチの枠組みを踏襲し、むしろ競争的に、かつ積極的に社会を変容させていったと論じている。カイストは、人びとの行動原理が、他者と特権、価値のある資源を競って奪い合う「競争的な社会」と見なしている(KISTE 1974: 4; 1977: 82)。この競争的側面はマーシャル諸島に限らずミクロネシア全般に見られる特徴である⁷。移住という機会を捉え、例えば本来なら権力をほとんど持たないはずの年少の兄弟や、土地管理者よりも地位のある者が、移住により新たに世帯を形成し、支配されるべき地位から離脱する傾向にあったことなど(KISTE 1977: 95)、より強い権力を積極的に獲得していく人びとの姿が描かれている。人びとは、ビキニへの帰島や、必要なサポートをアメリカに要求するなかで、「遅れたビキニ人」という消極的な自己意識を払拭し、自信を得たというのがカイストの最終的な主張である(*Ibid.*: 96; KISTE n.d. 2)。カイストはビキニの人びとの内部社会からの変化、つまり主体的に社会を変えてきたと捉えているのである。

また、カイストは社会構造に「柔軟さ」があり、アメリカによる核実験の被害に対して、困難を克服することが出来たと論じている。「柔軟さ」というのは、確かに生活条件の厳しい状況においては、相互扶助理念が有効に機能するであろうが、アメリカの援助や補償が過度に投入された地域においては必ずしも有効に機能するとは限らない。しかし、生命を脅かす状況にない場合、つまり適切な生存環境においては相互扶助理念が機能せず、逆に、「柔軟さ」が混乱や対立を生み出す原因となるのではないかと筆者は考える。ビキニ環礁の人びとが自信をつけたというカイストの主張は、一面的に過ぎないように思われる。というのも、ビキニ環礁共同体の人びとが援助づけになって無気力な生活を送っていることは多くのジャーナリスト、日本の研究者、および青年海外協力隊隊員が報告している通りである(島田 1994 : 106 ; 多田 2004 ; 竹峰 2005 : 224)。

3 人による核実験の影響に関する研究の特徴は、強制的に移住させられたマーシャル諸

島のそれぞれの共同体の人びとが社会を「調整」し、環境、社会の変化に「適応」していく方法をあきらかにするものである⁸。

これらの研究は反応的であれ、主体的であれ、社会構造は非常にうまく変化に適応しているとしている。競争志向が発動されて母系リネージが分裂しても、なぜ社会としてのまとまりを失わないのかという根本的な問題が残る。柔軟さや競争志向の結果としての対立や母系リネージの分裂はどのように対処されるのか。それは単に、個人による政治的名誉と経済力の獲得が、カステが言うように自信につながっていくのか。そうすると個人によって親族関係は利用され、再構築されていくものなのだろうか。親族関係とはそうした状況的なものなのであろうか。

積極的な提言を行なうという明確なスタンスで研究をすすめているのはアルカレイやハーンである。医療人類学者のアルカレイは、特にマーシャル諸島の核問題のみを扱っているわけではなく、広く太平洋一般にみられる安全保障問題に関する考察を行っている(ALCALAY 1988)。アルカレイは、オセアニア研究者にとって「現実的政治」の問題を扱うことを避けることが出来ないとし、植民地というコンテキストで(*Ibid.*: 244)、フランスやアメリカによるオセアニアにおける軍事利用、それに対抗する太平洋非核独立運動、旧ソ連のオセアニアにおける脅威などを扱うなど、多岐にわたっている。この論文は、著者も「幅広いスケッチ」と述べているとおり、オセアニアにおける軍事的脅威を紹介したに過ぎない(*Ibid.*: 249)。「土地に暮らす人びとの文化は軍事的脅威のもとで、いかに変貌したのかを問わなければならない」と結ばれていることから(*Ibid.*: 249)、この論文は、今後いかなる研究がなされるべきかという研究の方向性、あるいは新たなテーマを示した問題提起的な研究である。

またハーンはビキニ環礁の人びとに幾多の困難をもたらしたアメリカの信託統治行政を疑問視しているものの(HAHN 1990)、ビキニ環礁の人びとが移住により経験した事柄の概略的記述に止まっており、現地住民としてアメリカの植民地主義の犠牲になったという結論が導かれるプロセスに論理の飛躍があると考えられる。しかしビキニ環礁の人びとが現地住民として被害にあったという事実から、アメリカの信託統治行政の欠陥を浮き彫りにしたという点では評価できる。

マーシャル諸島における核実験に関しては、人類学よりもむしろジャーナリストが詳細なインタビュー、調査を行い一定の成果を残してきた⁹。また、核兵器の弊害に関しては、主に国際関係や国際政治学で論じられることが多かった。国際関係論的アプローチによる

オセアニアの核問題に関する研究については、反核運動の役割、そして大国に対抗しうる島嶼国家間協力に関する研究を中心として、主に制度的側面から多くの研究がなされてきた(小柏 1988; DYKE and SMITH 1984)。理論的研究の成果としては、アレキサンダーは、国家間の力の安定を目的とした安全保障の追及ではなく、現地で生活する人々のための「内発的安全保障」概念を構築し、地域で生活する人々の不安要因となっている核を排除する必要性を訴えた(アレキサンダー 1992; 1999; 2003)。

これらの研究は、核実験の問題を理解するには、マーシャル諸島を取り巻く国際環境も視野に入れる必要があることを納得させてくれる。

3. 本論文の視座と意義—共同体の安全と維持

生活の糧を生み出す土地を喪失したロンゲラップの人びとは、避難地のメジャト島での生活が、2006年に21年目を迎えた。食糧の3分の2をロンゲラップ政府とアメリカ政府の援助を受け、さらに日常生活に必要な現金もアメリカ政府から支払われる177分配金に依存している状態である。このようななか、ロンゲラップ共同体は、共同体の自律的な営みが崩壊している状態、つまり、共同体の安全、安心が自立的に確立されていない状態である。

親族集団間の安定性や関係性の維持に関する研究は、栗本も以下のように述べている通り、早い段階から人類学が盛んに行ってきた。

古くはエドワード・タイラー(1832~1917年)が、外婚の規則によってふたつの集団が婚族、親族の関係で結びつけられることが、部族社会の平和維持のメカニズムだと論じている。これはのちに、クロード・レヴィ=ストロースによって「婚姻連帯の理論」として展開されることになった。また、マルセル・モース(1872~1950年)は、交換や贈与によって集団間に確立される信頼と平和の関係を重視している(栗本 2004: 65)。

このように、文化人類学では第一に婚姻による集団間における人と人との移動、第二にモノの交換・贈与によるモノの移動が、集団間の関係性を構築したり、信頼感を醸成したりする役割を担っていることなどが明らかにされてきたのである。こうした親族集団間の

つながりや関係性の構築は、ひいては、その親族集団間を包摂するさらに大きな共同体の平和維持のメカニズムを解明してきたとも言えるだろう。

文化人類学で取り上げられてきたテーマで平和と関係が深いのは、植民地研究である。植民地体制に取り込まれたおのおのの共同体は、圧倒的な力の差を身をもって体験し、植民地以降も、かつての植民地統治時代の制度や思考様式が現地に残存し、依然として支配的な状況におかれているのが現状である。

被支配状況における人びとの抵抗戦略に関しては、様々な視点が呈示されている。その一つが運動論的視点である。社会学の理論から出てきた運動論は、近年人類学においても民衆による運動体の研究が進められてきている(落合 1997; 鹿野 1997)。

オセアニアでも核実験に対する反核・非核運動が起こっている。この反核・非核アイデンティティを基盤として地域社会の構築を目指す研究にアレキサンダーや小柏による研究がある(アレキサンダー 1992; 1999; 小柏 1988)。アレキサンダーは西洋による支配の過程で押し付けられて内面化してきた小ささとか弱さといった自己像を拒否し、名もなき人びとの参加を可能にしている非核運動をオセアニアにおける新しいアイデンティティ形成として評価している。オセアニアでは 1975 年に始まった非核太平洋会議が 1996 年まで数年ごとに開催されてきた。そのなかで南太平洋非核地帯条約も 1986 年に発効された。

ロンゲラップの人びともこうしたオセアニアの非核運動と一定の関係を保ってきた。しかし会議への参加や発言はするものの、運動体の運営に携わる役割は担っておらず、マーシャル諸島は南太平洋非核地帯条約の参加国でもない。ましてやロンゲラップ内部に別の非核運動が起こっているわけでもない。核実験の直接的な被害を受け、外部との連絡を制限され、加害者であるアメリカの経済的援助や補償金が大量に流入してくるロンゲラップのおかれた状況のなかで非核運動への積極的参加は現実的ではないという以上に不可能だからだ。むしろマーシャル諸島は、支配国であるアメリカと共存する形で生き抜いてきた側面がある。人類学者であるリネキンとポイヤーは、パシフィックウエイ、ミクロネシアンウエイ、マオリタンガといった文化的アイデンティティが、内発的な生活様式を保ちつつ隔絶性という特色を持つ太平洋を一体化する可能性を示唆しているが(LINNEKIN and POYER 1990 : 15)、アメリカに過度に依存するロンゲラップにはそうした一体化をみることは困難だ。リネキンとポイヤーは、アボリジニが経済的保障、政治主権、市民権、人間としての尊厳、社会的平等を掲げて政治行動を行っていることをはじめとして、そのほかの太平洋においては民族単位で政治的運動が見られることを指摘している(LINNEKIN and

POYER 1990:13)。なかでもリネキンは、特にオセアニアにおける先住民の見せる文化アイデンティティの回復を求める運動を、植民地権力や植民地統治終了後の新国家政府に対抗するものとして考察している(LINNEKIN 1990:150)。ロングラップの動態も、運動体論としてではなく、少なくともこうしたアイデンティティの回復として捉えることは可能であろう。

自分たちのものを外部社会に呈示する戦略として「文化の客体化」がある。オセアニアにおいては、支配に対抗する動きとして伝統的事象を政治的シンボルとして用いるやり方が大きな役割を果たしているという(KEESING 1989:19)。生活の場において使われている、あるいは使われていた「文化」を、生活のコンテクストから切り離し、異なる目的のために使用する「文化の客体化」と呼ばれるこうした文化の使い方は、端的に言えば「文化を操作できる対象として新たにつくり上げること」であろう(大田 1998 : 72)。

ではオセアニア全般に見られる「文化の客体化」が植民地統治の圧倒的な影響を受けたロングラップ共同体で起こったかという点、ほとんど起こってはいない。それは、核実験による被害が、植民地主義が現在の地域社会に及ぼしている影響よりも明白だからである。核実験による被害の場合、あえて「文化」の一部分を呈示する「文化の客体化」を行わなくとも、被害の実態を呈示するだけで核実験の暴力性を十分外部に認識させることが可能である。

平和学では直接的暴力に対し「構造的暴力」として分析され、その構造を是正するための政策が国際社会の側から求められるのに対して、文化人類学で「構造的暴力」の存在する社会で社会の内部の人びとが、生きてくためにどのように対処しているかという点に焦点が当てられた。

風間は、キリバス社会において、不要になった砂糖のビニール袋から凧を作ったり、漂着した発砲スチロールから筏を作ったりすることに着目して、限定的状況下における創造性に着目する。入手可能な資源が限られており、生活必需品すら入手困難な物質欠乏状況であるからこそ、廃物に新たな価値や意味が見出され、本来の文脈とは別の文脈で流用されるという。微小な小社会に住む人びとは、外的条件によってある種の規制を受けながらも、自律的な対応を行っているというのである(風間 2003 : 167-168)¹⁰。

近年では、グローバル化という観点から、人の移動に焦点をあてた文化人類学的研究も行われている。とりわけ、独立後国際社会への参入の仕方として、移民と送金を基盤とした生活様式が進み、それは単に個々人の生活様式を越えて親族という共同体、あるいは国

家という「共同体」をも維持していく重要なセクターとして認識されるようになった。オセアニアではミラブ経済としてその機能と役割、あるいは意味が考察される研究が急増した。

このように、共同体の平和の維持という観点から、文化人類学は一定の研究を行ってきた。倫理的な問題を避けたい、あるいは文化相対主義の立場に立つと殺人でさえもその文化の文脈においては正統性を持つてくるという点を認めなければならないにもかかわらず(栗本 2004: 58)、文化人類学は「平和」という言葉と枠組みを使わずとも、平和に関わり続けてきたと言えよう。

こうした点を踏まえると、ロングラップ共同体の存続といった問題を考えるにあたっては、ロングラップにはロングラップの別の形の生活の安全の構築を解明することが課題となってくる。核実験の犠牲者として、そしてある程度の補償金を受領しているロングラップには、運動体としての一貫した動態よりもむしろ個別の様々な行為が目につく。そしてロングラップ地域社会として分裂せずに存続していることから、こうした個々の様々な戦略的な行為が統合されていく過程を明らかにすることによってこそ、ロングラップ独自の安全のあり方を解明することができる。

そのために本論で着目するのは親族関係である。親族の大切さは、マーシャル諸島のことわざのなかにも現れている。

Kwojap jukjuk im toloke kij¹¹. (私たちから離れて暮らさないように)

このことわざは、土地を共有して持っている親族と仲たがいしても、一時の感情でその親族から離れてはいけないということを意味している。生活をしていく上で親族は大切なものである(STONE and KOWATA et.al. 2000: 26)。本論では共同体の安全の維持を明らかにするにあたり、共同体で重視されている親族関係に特に着目する。

マーシャル諸島ビキニ環礁を調査したメイソンはビキニ共同体の人びとは、内部の結束を強く望み、外部の別のリネージ集団への融合には難色を示したことが指摘されている(MASON 1954: 426)。人びとは土地を失ってもなお、トビンが生活保障システムと規定した母系クランのネットワークを使って、別の環礁に居住する同じ母系クランへの統合をするわけではないのである。これは母系クランが一定の結束した行動を執りながらも、各環礁で生活基盤を構築しているそれぞれの母系リネージ集団は、協力関係は存在するが、一

体化は不可能であることを示している。

本論は、世界で唯一の戦略的信託統治地域のなかで起こった非常に特殊な例を扱っていることは確かだ。しかし放射性物質の危険性という観点からは、原発の事故の問題や劣化ウラン弾の使用の倫理的な問題などとも関連している。したがって、人類学的研究への貢献に留まらず、国際関係、国際政治への問題提起ともなりうると確信する。その意味で本研究は学際的研究として重要である。

4. 調査対象と調査方法

ミクロネシアの東に位置するマーシャル諸島は、29の環礁と5つのサンゴ島より構成される。淡水地下水は、環礁の地下には真水の地下水層、いわゆる「淡水レンズ(Ghyben-Herzberg lens)」にあり、植物の育成と日常生活に役立っている。この淡水レンズはサンゴの硬い層の上に乗っており、海拔よりも高いところに位置し、雨水が表面のサンゴ層を浸透することによって常に真水により満たされている(SPENNENMANN 1993:16)。小島に囲まれた内海である礁湖は波も静かでありよい漁場となる。地理的にはマーシャル諸島は東側のラタック列島(Ratak)と西側のラリック列島(Rarik)に分割される¹²。マーシャル諸島は人種的にはモンゴロイド、言語的にはオーストロネシア語族に属する。日常的には使用されるのはマーシャル語であるが、英語も若干通じる。

マーシャル諸島の島々は、1986年にアメリカによる国連信託統治領としての地位から脱却し、現在はマーシャル諸島共和国として独立し、1991年には国連への加盟も果たした。1999年の国勢調査によれば、5万840人の人口を抱えるマイクロステートである(Republic of the Marshall Islands 1999: 14)。通常、マーシャル語でローカル (Local)と呼ばれる24の行政区は行政上計画的に規定されたものではなく、マーシャル諸島共和国独立以前より特定の環礁あるいは島を中心とした一つの生活圏としてのまとまりを持った集団を基本として設定されている。もちろん、ローカルはマーシャル諸島共和国という国民国家のなかでの行政区の一つであり、それぞれ自治機能(Atoll Local Government)を持った地方公共団体である。しかし、自治体はその成員資格を居所により明確に規定しているのに対して、マーシャル諸島のローカルは、居所ではなく、土地権をもつ血縁関係が成員の条件となっている。しかも、人びとは一つのローカルのみならず、二つ以上のローカルに強弱を伴った重複的な帰属意識を持っている。こうしたことから、ローカルの訳語

として、近代国民国家のなかで誕生した自治体という言葉ではなく、共同体という言葉の本論では使用する。

24の共同体のひとつがロンゲラップ共同体である。現在のロンゲラップ共同体の中心的居住地である移住先の「ゴーストのいる島」あるいは「水路の目」という意味のメジャト島(Mejatto)は、ラリック列島に属するクワジェリン環礁(Kuwajleen)を構成する面積0.23平方キロメートルの小島である(ABO 1976: 555 ; BRYAN. Jr. 1971)。メジャト島は、もともと同環礁に属するエバドン島(Ebadon)の人びとが利用権を有していたが、1985年にロンゲラップの人びとがブラボー水爆実験の残留放射能を避けて移住した際に、同環礁を統治する首長の承認のもと、エバドン島の土地管理者と借地契約を交わした。2001年1月1日現在、メジャト島は263人の人口を擁している。メジャト島は居住島であり、魚介類の採取は近隣の小島で行なわれることもある。近隣の小島の陸地の生産物が利用されることはほとんどない。

ロンゲラップの人びとの1985年以前の生活圏はロンゲラップであった。ロンゲラップは、ロンゲラップ環礁、ロンゲリック環礁、アイリングナエ環礁の3つの環礁を一つの生活圏としている。「大きな穴」という意味のロンゲラップ環礁は、ラリック列島の北部にある環礁で、61個の小島より構成される。ロンゲラップ共同体は、ロンゲラップ環礁、「小さな穴」という意味の14個の小島から構成されるロンゲリック環礁、「海流の上の環礁」という意味の25個の小島から構成されるアイリングナエ環礁の3つに土地の権利を持つ人びとで構成される(ERDLAND 1961:2)¹³。ロンゲラップ環礁の東75キロメートルにロンゲリック環礁が、南西13キロメートルにアイリングナエ環礁があり、3つの環礁全体の陸地面積は12.43平方キロメートル、礁湖面積は1253.17平方キロメートルである¹⁴。ロンゲラップ環礁の環礁面積は、マーシャル諸島ではクワジェリン環礁(2172.85平方キロメートル)について2番目に大きい環礁面積となっている。ロンゲリック環礁は、第二次世界大戦勃発後、日本軍が人びとをロンゲラップ島に強制移住させて以降は無人島となっている。アイリングナエ環礁は長い間無人島でもっぱら食糧採取の土地として利用されていた。ロンゲラップではロンゲラップ環礁の最も大きな小島(main islet, *oonene*)であるロンゲラップ本島に人びとは居住していた。多雨で食糧の豊富なジャルート環礁やエボン環礁など南部に位置する環礁と比べて、雨量が少なく北部に位置するロンゲラップは土地生産力も低い(MASON 1954 :390)。植民地統治の中心地ジャルート環礁から遠く離れている上、方言もあるロンゲラップの人びとは、歴史的に「田舎者」扱いされてきた。

ロンゲラップ環礁、ロンゲリック環礁、アイリングナエ環礁という3つの環礁から形成されるロンゲラップに暮らしていた人びとは、日本の植民地統治やアメリカの核実験を経て、現在はメジャト島、首都マジユロ、基地の町イバイに分かれて居住している。

こうしたことから、調査は3つの地点、メジャト島、マジユロ、イバイ島で行われた。参与観察はそれぞれの地の、ロンゲラップの人びとの家庭に滞在することによって可能となった。それぞれの家庭で、日常の家事の手伝い、子供の一歳の誕生パーティー(*keemem*)や冠婚葬祭への出席、家族との語らいや近所付き合いを通じて理解を深めた。個別インタビューは、ロンゲラップに土地権を持つ人びとを中心に、ロンゲラップの親族集団の出自から遠く離れている自称ロンゲラップの人びとやロンゲラップ以外の人びとにもインタビューを行った。これによりロンゲラップ共同体の全体像についてより広い視野を得ることが出来るとともに、ロンゲラップ共同体を取り巻く状況も明らかになった。インタビュー対象者は、主に成人男女であった。使用言語は英語、マーシャル語、そして日本語であった。本論文に記載したインタビューのうち日本語で行われたもののみ明記した。その他は主にマーシャル語と英語で行われた。

博士論文に関わる基礎資料は、1998年3月8日から3月22日までの予備調査、同年8月2日から10月20日までの約2ヶ月半の調査、1999年10月3日から2001年4月30日までの1年7ヶ月の調査、2002年9月~10月の2ヶ月の調査の計2年にわたる調査によって、マーシャル諸島共和国で収集したデータに基づいている。これとは別にハワイ大学パシフィックコレクション、アメリカワシントン収集したデータは、参与観察、個別インタビューなどの筆者が直接人びとから得たデータと、資料・文献などの文字データである。

文字データの主な資料は、アメリカとマーシャル諸島で収集した。ロンゲラップ政府では、再定住計画に関するアメリカとの合意文書や計画書、ロンゲラップ政府予算、ロンゲラップ政府組織に関する資料を収集した。核賠償請求裁定委員会(Nuclear Claims Tribunal、以下核裁定委員会と略記する)では裁判記録やロンゲラップの放射線汚染に関するデータを収集した。アレレ博物館(Alele Museum)図書館ではパシフィックコレクションの中から、国連信託統治領政府行政官による手紙、メモランダム、および、ロンゲラップの人びとによる被曝証言などを収集した。その他、マーシャル諸島の新聞記事、出版物を中心として収集した。ハワイ大学では新聞やマーシャル関連資料、アメリカ、ワシントン国立公文書館では、信託統治領政府資料、アメリカ原子力委員会資料を中心に収集した。1994年、クリントン政権における情報公開法のもとで、核実験に関する機密文書の一部が開示されて

きた。こうした資料からはロンゲラップにおける核実験をおこなうための支配の特徴が明らかになる。

5. 論文構成

第1章は、マーシャル諸島の政治社会構造に関する考察である。ここでは、メジャト島を中心として政治社会構造の特徴を明らかにする。第2章は人びとが歩んできた被曝後の歴史をインタビューを元に再構成する。第3章は、現在の新植民地状況の背景となる。冷戦と人体実験について、公的文書から明らかにする。現在の核の新植民地主義の実態を解明する。核実験の終了した現在問題となるのは、核実験被害のための補償金依存から抜け出せない状況と、放射線汚染によって将来を不安に感じながらも、さらなる補償金を獲得するために放射線汚染(放射線のリスク)にも依存している状況である。こうしたなか、個人は補償金をめぐり、少しでも多くの補償金を得るために、家族を出し抜いて補償金を手に入れようとし、一方、土地管理者はロイヤリティをめぐり土地管理者継承問題などに起因する対立を顕在化させた。ロンゲラップの人びとは、一定のパイの中身をめぐって、より多くの経済的資源を得ようと争っているのである。第4章では、これらの補償金問題のうち、特にロイヤリティ紛争に焦点をあて、個人による核の植民地に対する抵抗がどのように行われているのか。経済的利益を求めてとる戦略行動を考察する。第5章は、ロンゲラップ政府が取った借入金戦略を社会構造の視点から考察を行う。第6章は、ロンゲラップ政府が現在進めている再定住計画を取り上げる。再定住計画の推進に関しては議論が起こっているが、ロンゲラップの人びとが再定住にかかわり、どのような選択を行っているのか、そしてどのような行動をとっているのかについて考察し、人びとがロンゲラップ政府の提示する再定住計画を作り変えていく側面を明らかにする。

1

2 ロングラップ環礁、ロンゲリック環礁、アイリングナエ環礁の三環礁を居住、および食糧採集の用途で利用してきた人びとの集団がある。これらの人びとを本論文ではロングラップの人びとと呼称する。また本論文では、これらの三環礁が特定の集団によって利用・管理されてきた歴史が長いことから、この三環礁を総称する地理的名称としてロングラップを用いる。

3 ミクロネシアは、西太平洋の南緯 3 度～北緯 20 度、東経 130 度～180 度の海域に散在する島々の総称である。現在のミクロネシアは、グアム、北マリアナ諸島、パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国、キリバス共和国といった国々と地域を含む。もちろんミクロネシアは明確な分類は困難である。例えば、現在のナウル共和国は、オーストロネシア語族のミクロネシア諸語に属していることから、ミクロネシア系文化を持っていたと考えられているが、メラネシア系文化から多くの影響を受けてもいる。現在のツバル共和国は文化的にも人種的にもポリネシアに属するものの、言語的にはミクロネシアのキリバスの影響を若干受けている(石川他 1990 : 98, 172, 187, 286)。そのほか歴史的にはアメリカによる国連信託統治領太平洋諸島をミクロネシアと呼称する場合もある。その場合北マリアナ諸島、パラオ共和国、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島共和国を指し、キリバス共和国は含まれない。本論では、マーシャル諸島とアメリカとの関係を重視するため、ミクロネシアを旧国連信託統治領太平洋諸島について用いる。

4 こうした厳しい条件下に置かれた状況を、キリバスを研究した風間は「二重の窮乏」と概念を使って現地を考察している(風間 1998)。

5 しかもアメリカで運用されているこれらの基金は国際情勢の影響を被ってしまう。2001年9月にアメリカで起こった同時多発テロの影響でマーシャル国内政府機関や各地方政府の基金は打撃を受けた。例えばテロ直前には1億9000万ドルであったビキニ環礁信託基金は、テロ後1億7000万ドルにまで落ち込んだ(MIJ 2001, September 28)。

6 カルッチは双系親族集団として、*bilateral extended family* という言葉を使っている。

7 この競争志向はマーシャル諸島のみならず、ミクロネシア全般に見られるようである。例えばパラオの人々も自らを「競争的」であるという認識を持っているという(MCKNIGHT 1960 :26)。

8 この時期のマーシャル諸島の人類学的研究は、オレゴン大学人類学部教授バーネット

(Homer G. Barnett)を中心とする研究グループによるプロジェクト“Comparative Study of Culture Change and Stability in Displaced Communities in the Pacific.”の一環として行われた。このプロジェクトは自然科学と社会科学の振興を目的として1950年に設立された全米科学財団(National Science Foundation)から調査費用を得ていた。なお全米科学財団のホームページは、<http://www.nsf.gov/>。

⁹ 彼らの記録の多くは著書として公表されている。豊崎博光はマーシャル諸島のみならず世界中の核実験やウラン採掘場の被曝の実態を暴いた(豊崎 1982 ; 1986 ; 1996 ; 2005)。島田興生は、マーシャル諸島の特にロンゲラップの人びとに焦点をあて、現地に長期間に渡って居住し、詳細なインタビューを行った。現在彼はロンゲラップ環礁の人びとを支援するNGOであるブンブンプロジェクトを立ち上げ、日本の漁船を提供したり、日本の科学者を紹介したりするなどジャーナリストとしての仕事に留まらず、支援や協力ネットワークの体制づくりも積極的に行っている(島田 1994)。前田哲男はアメリカの軍事戦略なども盛り込み、より国際的な視点からのマーシャルの現状を考察した(前田 1991)。そのほか桐生広人による写真を中心としたものなどがある(桐生 1990)。

¹⁰ ロンゲラップにおいてもこうした流用は行われる。例えば、家屋の解体で不要になった屋根のブリキから食パン型を作ったり、自転車のチューブを窓の上部の隙間に貼り付けて雨が入り込んでくるのを防いだりと様々である。ただしキリバスほど流用は多くない。それはアメリカからもたらされる基金の存在が人びとにとって大きな存在となっているからだ。また、ロンゲラップに見られる日常の実践は、婦人クラブや親族の概念の変形もある。母系制度が機能しているロンゲラップでは、新たに導入された婦人クラブが本来単系である母系制度を、双系に読み替えて、会員数を増やすことによって存続を図っている。本来の親族関係をずらしながら、新たな困難に対応していこうとしている。

¹¹ この格言は、土地を持っている集団の誰かと仲たがいしても、一時の感情で離れてはいけないということを教えている。

¹² ラタックは「日の昇るところ」、ラリックは「日の沈むところ」という意味である。

¹³ 住民によればロンゲラップ環礁は、「大きな穴」ロンゲリック環礁は、「小さな穴」であるが、マーシャル語辞書によればそれぞれ「大きな輪」、「小さな輪」である。また、それぞれ「大きな半円」「小さな半円」という意味もある(ABO 1976: 579 ; ERDLAND 1961:2)

¹⁴ ロンゲラップ環礁陸地面積は 3.07sq. miles(7.95 平方キロメートル)、礁湖面積は 387.77sq. miles(1003.89 平方キロメートル)(Republic of the Marshall Islands 1999 :431)であ

る。ロンゲリック環礁陸地面積は 0.65sq. miles(1.68 平方キロメートル)、礁湖面積は 55.38 sq. miles (143.37 平方キロメートル) である。アイリングナエ環礁陸地面積は 1.08 sq. miles (2.80 平方キロメートル)、礁湖面積は 40.91 sq. miles (105.91 平方キロメートル) (BRYAN 1971: n. pag.)。平方キロメートルの算出は、統計資料のスクエアマイルに 2.588881 を掛けて小数点第二位以下を四捨五入した。

第1章 ロングラップ共同体の生活と社会構造

本章では、ロングラップの人びとが現在居住する首都マジュロや基地の町であるイバイ島の社会構造にも必要に応じて言及しつつ、主としてロングラップ共同体の中心的居住地であるメジャト島に焦点を当て、ロングラップ共同体全体の社会構造についての考察を行なう。

1. 移住地の生活

ロングラップ共同体の人口は約 2500 人である。そのうち生存する被曝者は、2002 年 10 月 1 日現在で 43 名である。現在故郷をはなれた共同体の人びとは、マーシャル諸島の全土に拡散しているが主にメジャト島、イバイ島、マジュロの 3 箇所にそのほとんどが居住している。

(1) 中心的居住地メジャト島

ロングラップ共同体の現在の中心的居住地はクワジェリン環礁メジャト島である。メジャト島は、首都マジュロからは 450 キロメートル北西に位置している。首都マジュロからメジャト島への一般的なルートは、まず飛行機でクワジェリン環礁クワジェリン軍事基地の空港に向かい、そこから、無料の連絡船で 15 キロメートル北に位置するイバイ島へ向かう。イバイからは、ロングラップ政府の所有する不定期の連絡船にのれば、約 8 時間でメジャト島に到着する。あるいは、マジュロ空港からメジャト島北西に位置するエレナエ島の空路で向かい、そこから徒歩かボートでメジャト島に向かう方法もある。この場合の所要時間は、飛行時間が約 2 時間で、エレナエ島からは徒歩の場合は 30 分、ボートの場合は 10 分でメジャト島に到着する。

メジャト島は、クワジェリン環礁にある面積 0.23 平方キロメートルの 1 つの小島である (BRYAN 1971: n.pag.)。ここには被曝者 9 名を含む 371 人が居住し(2002 年 10 月 1 日現在)、52 戸の世帯を形成している¹。居住地区は 31 世帯が暮らす東地区と 21 世帯が暮らす西地区に別れている。これは単なる行政上の区分ではなく、クリスマス祭礼や日常的共同作業、教会への貢献などの基準としても機能している。

島の中央にはエレメンタリースクール²、診療所、ラジオステーション、警官詰め所、野

球場、バレーボールコート、バスケットコート、食糧保管庫など公共施設がある。エレメンタリースクールには、約 100 名の児童が学んでいる。

学校や病院などの公共施設の電気はソーラー発電と風力発電で賄っている。無線通信が唯一の離島と外の世界を結ぶ通信手段となっている。

住民の日常生活用の公共機関としてのガス、水道、電気はない。一般の家庭でも 5 年ほど前は明かりは灯油ランプが主流であったが、近頃では自家用発電機やソーラー発電機を設置している家庭が増え、電気を使う家が増え島の中がずいぶん明るくなった。冷蔵庫を所有する家もちらほら出てきた。一般住民の生活水は、淡水地下水と雨水を使っている。屋根に降った雨水をタンクに貯めて使っている。淡水地下水は、選択、水浴び、食器の洗浄などに使用される。一般の家庭は、ベニヤ板とトタン屋根で作った簡単な住居である。近年ではコンクリートの床をしつらえる世帯もある。炊事小屋は大抵別の場所に作られている。メジャト島ではトイレのある世帯は 4 世帯しかない。それ以外はすべて林の中か夜間の砂浜で用をたす。

食糧の 40% をアメリカからの援助に依存し、魚介類、ココヤシ (*ni*) の実、パンノキの実 (*ma*)、パンダナスの実 (*bob*) などのローカルな食糧が 20%、購入食糧が 30% 程度となっている。朝食は大抵ホットケーキ、パンケーキ、ラーメンのいずれかに紅茶である。昼食と夕食は、ご飯、大抵、干し魚にコブラ (*waini*)、ココナツの白い胚乳部分を削ったもの) をかけて食べたり、あるいは、ゆでた魚、揚げた魚などに醤油をかけて食べたり、シーチキンやマグロの缶詰、スパム、コーンビーフなどをそのまま食べたりする。

マーシャル諸島で暮らす人びとは、長期にわたって一箇所に居住し続けることはあまりない。大抵は、一、二年に一度は夫の両親の環礁か人口集中地の間を行ったり来たりする (POLLOCK 1974 : 121-122)。

アメリカの核実験により被曝した 4 つの共同体が得ている 177 条分配金 (後述) にロングラップ共同体も依存しており、メジャト島に居住している人は例外なく、1998 年当時、一人一ヶ月あたり、被曝者で 108 ドル、非被曝者で 36 ドルを受領している。共同体職員 21 名、共同体議員は 6 名、内 1 名はメイヤー³代理として不在のメイヤーに代わりメジャト島を取り仕切っている。メジャト島には「伝統的政治構造」における 2 人の土地管理者が居住しているが、ロングラップから離れている現在は土地管理者と一般平民の間の土地を媒介とした権利・義務関係はほとんどない。ロングラップ共同体から給与を得ている世帯は共同体議員も含めて 27 世帯、個人商店は 2 世帯⁴、共同出資型商店管理が 1 世帯、都市

部への出稼ぎが1世帯、その他は被曝補償金のみで生計を立てている。

(2) 基地に隣接するイバイ島

イバイ島は、クワジェリン環礁を構成する面積0.54平方キロメートルの小島である。1999年の統計によれば9345人ものが住んでいる(BRYAN 1971: n.pag.; RMI 1999: 382)。ここにはロンゲラップの人びとも暮らしている。しかし、イバイ島に何人のロンゲラップの人が居住しているかは明確ではない。ロンゲラップの人は、イバイ島に自らの土地権がある場所や、知り合いに土地権を持っている人を紹介してもらったりして、土地を借り、そこに家屋を建設したり、アパートを借りたりしている。

イバイ島は、クワジャレン本島から連絡船で15分のところに位置する。首都からクワジェリンまでは飛行機で1時間である。クワジャレン本島はアメリカ軍基地があり、基地関係者以外は立ち入り禁止である。入域するには、米軍の許可が必要である。クワジャレン環礁の島々へ行く際にクワジェリン空港に降り立つ場合には、マーシャル人であれば、通行できるが、外国人でも最終目的地が決まっている場合に降りることができる。外国人は、軍のエスコートつきで、港まで行くことになる。

イバイ島の生活は過酷である。1998年3月には半年近くも雨らしい雨が降らなかったのも、極端な水不足に陥り、3日間滞在していたホテルでは水はまったく使えなかった。もちろんシャワーも浴びることはできない。これは一般の人びとも同じで、水洗トイレも使えなければシャワーも浴びることは出来なくなっていた。イバイ島の水問題は深刻で、少しの早魃ですぐに水が不足するのである。島のほとんどの土地に人が住むことによって汚染されてしまった井戸水は水浴びには適さなくなってしまう、水道水に頼ってしまうのも、水不足の一つの原因である。

このような水不足にくわえ、停電や断水がしばしば発生している。

(3) 首都マジュロ

マジュロ環礁は64個の小島が輪になってできている。小島をあわせた面積9.708平方キロメートルのこの環礁に、2万3676人(1999年国勢調査)が暮らしている。

この環礁の東の端にある「デラップ」、「ウリガ」と呼ばれる地区が市街地で、政府機関、銀行、スーパーマーケット、ホテル、レストラン、学校、そして民家が所せましと建っている⁵。近年人口増加と近代化が進み、朝夕ともなれば輸入された中古車で道が混雑する。

ここ市街地には、8383人(1999年国勢調査)が生活している。

そして市街地をはさんで西に位置する「ライロック」と北に位置する「リタ」が、住宅街になっている。さらに西に位置する「アジルタケ」「アロック」「ローラ」は、首都とはいえ、家もまばらで離島に近い生活を送っている。マジュロ環礁の北西部には、小さな島々が連なり、いくつかの島には、人が住んでいる。

マジュロの市街地や住宅地には、電気と水道が完備されている。公共交通手段は乗り合いタクシーで、電車はなく、バスは週末にローラに行くバスが運行されているほかは、運行していない。

マーシャル諸島では都市部への人口集中が進んでおり、多くのロングラップの人びともマジュロに居住している。ロングラップの人びとはマジュロには土地を持たないので、知人、配偶者、親族を頼って、土地を借りて居住している。また、土地を借りるための媒介者の不在や家を建築するだけの経済力不足から、親族や知人の家に雑居する場合も多く見られる。

2. 親族関係と土地利用の理念

マーシャル諸島の人びとは原則的に環礁ごとに一つの生活圏を形成してきた。環礁のいくつかの小島に人が居住し、その小島の内部は、ラグーン側からオーシャン側まで引かれるいくつもの境界線によって仕切られている。この境界線によって囲まれた土地区画をワト(wato)と呼び、その一つひとつに名前が付けられている。個人は、居住したり、ココヤシやパンノキの実を利用したり、さまざまに利用する権利を複数の土地区画に持っている(図 1-1)。

個人が利用する権利を持っている複数の土地区画は購入して所有しているのではなく、母系的に母から子へと継承される。母から子供へという連鎖で構成される人びとの集団は、現地語でプチ(buij)と呼ばれる母系リネージ集団を形成している(KISTE 1974 :38)。つまり、個人が相続する権利を持っている複数の土地区画は、個人が排他的に持っているのではなく、帰属する母系リネージが共同で持っているものである。このように母系リネージは、土地所有集団として機能している。集団としてのプチは、非常に強い結束力を持つ。プチとはへその意味であり、プチを集団として使う場合には、「へその緒」でつながった人びとの集団を意味する言葉となる。マーシャル諸島ではプチという言葉で表す母系リネージ集

団を一心同体(*einwot juon*)という(KISTE 1974: 48)。一心同体という言葉は、プチだけではなく、広い親族関係などやロングラップ共同体にも使われている。

しかしながら、この土地は必ずしも母系リネージ集団によって排他的に利用されているのではない。マーシャル諸島では、母系リネージ成員同士は結婚の禁忌が存在するために、妻方居住の場合、婚入してきた夫が、夫方居住の場合は、妻と子ども達が母系リネージを異にする。マーシャル諸島には居住に関する慣習がなく、さまざまな形態がありうる。母系リネージ集団が共同で利用権を持つ土地に婚姻の結果居住している異なる母系リネージの成員も、その土地の利用権には差がないのである。したがって、その土地に利用権を有しているのは、特定の母系リネージを中心とした生活共同集団であると言えるだろう。

土地所有集団である母系リネージには、現地語でアラップ(*alap*)と呼ばれる土地管理者がいる。従来はコプラ製造作業の管理や土地紛争などの調停役を果たしていたが、現在でも土地管理者は、母系リネージの代表者として土地所有集団を束ねる役割を果たす。しかし、誰を土地管理者として認めるかは母系リネージ集団の最年長の女性の判断にかかっている。土地管理者以外の母系リネージ成員は、現地語で労働者という意味の「リジャルバル(*rijarbal*)」と呼ばれる。

マーシャル諸島には、チョウイ(*jowi*)と呼ばれる固有の名前を持った母系クランがある。各母系リネージはいずれかの母系クランに帰属することが、固有名から明らかであり、したがって、母系クランは母系リネージの上位概念とされている。しかし、各母系リネージ間の明確な系譜関係はたどれないことがほとんどであるし、クラン名は土地名が多いことから、親族集団ではなく、かつて特定の土地に暮らしていた人びとの集団という可能性もある。いずれにしても、母系クランと母系リネージは何らかの関係は持っている(KISTE 1974: 37)。

3. メジャト島の社会構造—世帯・母系リネージ・ファミリー

(1) メジャト島

メジャト島の基本情報を示したものが表 1-1 と図 1-2 である。

メジャト島は、地理的に東地区(*jittak*)と西地区(*jitto*)に分かれている⁶。地区区分は、行政上の単なる地理的区分ではなく、メジャト島で行われる儀礼や共同作業の単位となる。特にプロテスタント教会で行われるクリスマス祭礼で行われる歌の競演(*kurijmoj jepta*)は、各

地区で半年間にわたって入念に準備される。

人口増加の傾向にあるメジャト島の世帯状況の変動を示したものが表 1-2 である。メジャト島全人口 371 人のうち、東地区には 62.80%の 249 人が、西地区には 37.20%の 122 人が居住している(2002 年)。1998 年の 333 人から、3 年間で 38 人増加し、増加率は 30.77% となっている。

(2)世帯

世帯(*em*)は、炊事小屋(*mon kuk*)を共有する人びとの集合である。複数の家屋で一軒の炊事小屋を共有している世帯もあるし、一軒の家屋が一軒の炊事小屋を所有している世帯もある。近年、ロンゲラップ政府の住居改善プロジェクトが進められ、新しい家屋が次々と建設されているメジャト島では、世帯の核家族化が進んでいる。2002 年現在の世帯数は 52 である。

メジャト島の世帯を分類したものが表 1-3、および表 1-4 である。東地区と西地区には、地区別に世代ごとの違いは見られないが、世帯型まで分析すると明らかな違いが見られた。二世帯型のうち、核家族の占める割合は東地区 41.94%、西地区 61.90%と西地区が高くなっている。

メジャト島に居住していても、イバイなどで仕事が見つかりと家族で移住する場合もあるし、逆にイバイ島での失職によって食糧援助のあるメジャト島に移住する場合もあるなど、人口は流動的である。そのため世帯形態も柔軟な構造を示している。

兄弟姉妹の世帯は近隣に集まる傾向が強い。これは、慣習としての「ものの貸し借り」を行いやすいからだと考えられる。近い親族間では、日用品の「ものの貸し借り」が頻繁に行われている。世帯 8 は世帯 10、13 の間で、箒、やかん、砂糖、ベーキングパウダー、包丁、水、洗濯のたらいなどの「ものの貸し借り」を行い、その他の家との「ものの貸し借り」の関係はなかった。また、世帯 47 の日用品の「ものの貸し借り」は、世帯 47 の男性の姉妹である世帯 48 に限定されていた。

また、個人漁の収穫物を隣近所に分配する習慣があるが、これはこの範囲内でのみ見られた。日常生活における相互扶助関係は近隣に居住する両親、兄弟姉妹、オジ・オバ世帯の間に限定されていることがわかる⁷。

メジャト島では、ロンゲラップで日常的に見られた世帯を超えた共同作業が減少傾向にある。たとえば、ココヤシが少ないためにコプラづくりの共同作業が行われなくなり、周

辺の小島⁸での漁労が所有者により制限されているために、共同作業の変わりにメジャト島周辺のリーフでの銚を使用した個人的な漁労が行われることが多くなった。このように世帯を超えた共同作業は頻度が減少したものの、世帯という単位は共同生活のもっとも基本的な最小単位として機能し、この世帯が日常生活において、相互に助け合う基本となっている。

(3) 母系リネージ

また、マーシャル諸島エニウエトク環礁共同体の人びとを調査したカルッチによれば、プチというマーシャル語は母系父系の双方に用いられるとしている(CARUCCI 1997a: 55)。しかしながら、少なくとも筆者が調査したメジャト島、イバイ、マジユロではリネージはあくまでも母系出自集団であった。カルッチが言うところの双系的親族集団は、メジャト島におけるファミリーの概念(後述)と同義である。

ロンゲラップには、ロンゲラップの土地を相続する土地所有集団が6集団存在する。現在はメジャト島に居住しているため、この集団でロンゲラップの土地を利用することはないが、名目上存続している。母系リネージには名前はないがその上位集団である母系クラ名を便宜上母系リネージ名として使用する。ロンゲラップには土地所有集団として機能している母系リネージは3つ存在する。歴史的にもっとも古いと認識されているのはR K母系リネージである。ついでR N母系リネージ、そしてI J母系リネージと続く。父系親族集団は、K L母系リネージの女性成員が消滅したことによるK L双系出自集団、土地取得時から父系的に相続された土地を所有するE M双系出自集団、R Lリネージが途絶えたことによるR L双系出自集団の3つがある。この3つの名称は筆者が本論のなかで便宜上用いているもので、それぞれの双系出自集団を総称する現地における固有名称は存在しない。この6つの土地所有集団は土地に関する補償金を受領する単位となる。

メジャト住民の帰属親族集団と出身を表にしたものが表1-5である。この表は、メジャト島のすべての人びとを対象としたものではなく、各世帯から婚姻関係にあり生計をとみにしている夫婦、配偶者が死亡した者、および職業を持っている成人を抽出したものである。子供や職に就いておらず、かつ生計をとみにした婚姻関係を結んだことのない成人男性を除いた⁹。婚入による他島出身者の場合には他島出身者と記し、ロンゲラップ共同体で生まれ育っても母親が他島出身の場合他島リネージと記した。無リネージは母親が外国人である場合である。T Lは本来他島リネージであるが、始祖の女性から3代目までの成員

が 22 人まで増加し、かつ T L 母系リネージの代表者がリネージとしての土地管理の主張を始めたことから T L 母系リネージだけは他島リネージから独立させて単独でデータをとった。

このような生活のための親族集団と言った側面だけではなく、特定の母系リネージの祖先にまつわる出来事やロングラップの伝承などを記憶し、クラン成員やロングラップの人びとの間で共有している(KNIGHT 1982)。

R K 母系リネージはロングラップに一番古くから存在するリネージであるという認識は共有されている。R K とはクワジェリン環礁を起源とするクラン名である。R K クランの人びとが無人地域であったロングラップに最初に居を構えたのが、現在のロングラップにおける R K 母系リネージのはじまりである。首長の勢力がロングラップに及んでいなかったとされる時期は R K 母系リネージはロングラップの土地をすべて実質上所有していたという。しかし、現在メジャト島に居住する R K 成員は少ない。

I J 母系リネージはロングラップで第二に古い母系リネージであると考えられ、クレイマーらによって行われた調査によれば 1910 年までにはすでにロングラップに存在していた(KRAMER 1961:79)。I J 母系リネージの始祖はリジムジム(Lijimjim)とされている。リジムジムは、ウオッチェ環礁(Woje)における土地紛争を逃れ、ロングラップ環礁エニアエトク島に漂着したという。そこでしばらく暮らしていたリジムジムをロングラップの男性レクジャップが妻として迎えたといわれている。

R K 母系リネージの男性がナム環礁からロングラップにカヌーに乗ってやってきた女性と結婚し、この女性に土地を与えたのが R N 母系リネージの始まりである。他環礁からの婚入によって土地を持たない女性に配偶者が自らの土地を分け与えることをキトレ(*kitre*)という(KABUA 1993: 9)。R N 母系リネージは 1910 年までに行われた調査ではロングラップの母系リネージとしては存在していない(KRAMER 1961:79)。

E M 双系出自集団は、ロングラップ環礁ロングラップ島の西端にあるチャボワン地区を管理する土地所有集団である。E M 双系出自集団の起源は R N 母系リネージの土地である。R K 母系リネージの男性が、結婚した R N 母系リネージの女性に土地を譲渡した。その後この女性を始祖とするリネージは消滅してしまったために、R N 母系リネージの最後の男性成員から土地が父系的に譲渡されることになった。現在の土地管理者は初代 R N 母系リネージ男性成員から 3 代目に当たり、彼のリネージは I J 母系リネージである。

K L 母系リネージの起源は、ドイツ統治時代以前にロングラップの男性レクジャップが

K L母系リネージの2人の女性をクワジェリン環礁からロンゲラップ環礁に連れ帰ったことに始まる。その後、K L母系リネージ成員に土地が与えられた。K L母系リネージの女性成員が消滅してしまったので現在は父系的に土地管理者が継承されている。

ドイツ統治時代に、R K母系リネージの男性がクワジェリン環礁のリクチネ島からR Lクランの女性を連れ帰った。これがR L双系出自集団の始まりである。他の環礁から自らクラン成員を連れてきて土地を与えることをジュルロッペレンネン(*jurloperrennen*)という。この女性がR K母系リネージの男性と結婚した。そしてR K母系リネージの男性は妻とその子どもたちにR L母系リネージとしての土地を譲渡した。その後R Lリネージの女性成員が消滅し、最後の男性成員から土地管理者が父系的に継承されることとなった。

2002年10月1日現在、メジャト島にはR N母系リネージ、R L双系出自集団リネージ、およびE M双系出自集団の3名の土地管理者がいる。R N母系リネージの土地管理者は世帯50の70歳代の女性¹⁰、E M双系出自集団の土地管理者は世帯24の70歳代男性¹¹、R L双系出自集団の土地管理者は世帯32の60歳代の男性¹²である。その他のロンゲラップの土地管理者はR K母系リネージとI J母系リネージの2人がマジュロに、K L双系出自集団の土地管理者1名がアメリカに居住している。

マーシャル社会構成の基礎は母系クランとその下位分節のリネージであるといわれてきた(矢内原 1935: 274)。しかしながら、クラン名は土地管理者や首長の継承と土地権の相続の際には重要な役割を果たすものの、日常生活における重要性は低い。特に移住により、土地管理者と一般庶民との権利義務関係が崩壊してしまったメジャト島では、その傾向が強い。

(4)ファミリー関係

現在では新たな親族カテゴリー「ファミリー(*bamli*)」が使われるようになった。メジャトの人びとは、「このあたりはAファミリーが住んでいる」や「このあたりの人はEファミリーだ」あるいは「あの人はBファミリーだ」という表現を用いる。メジャト島でよく耳にするファミリー名はいずれも成員数の多い集団のAファミリー、Eファミリー、Bファミリーの3ファミリーである。このファミリーはメジャト島においては特定男性の始祖から双系的にたどることのできる血縁集団であり、母系的つながりである母系リネージ関係とも父系的つながりをもった父系親族集団とも異なる。

従来マーシャル諸島には個人名のみで家族単位の姓名はなかった。スペインが名目上領

有を宣言していた 1870 年当時、マーシャル諸島には、アメリカ大陸ニューイングランドに本拠を置くプロテスタント伝道団¹³が布教活動を行っていたが、キリスト教の導入に伴い、「ファミリー」という言葉がもたらされたという(KISTE 1974: 68)。だから英語からの借用となったと考えられる。しかし、この「家族」はあくまで概念であり、家族名や姓名としては使用されてはいなかったようだ。家族名や姓名として用いられるようになったのは、アメリカ統治初期に入ってから、公文書に名前を記載する際に、混乱を防ぐために姓名として父親の名前を記載するような指導が行われたという(石森 1975: 141)。しかし、アメリカ統治にはいっても、信託統治領行政官の作成した公文書に名前だけの記載が多く見られることから、日常的に家族名、あるいは姓名として父の名前が使用されていたとは考え難い。

現在メジャト島で日常的に使われている「ファミリー」という言葉はこうした「姓名」を同じくする人びとの集まりだけではなく、さらに広い血縁集団に用いている。「ファミリー」とは父系出自と母系出自に基づくどちらの集団にも所属し、目的によって何れかを選択的に用いる二重出自とは異なり、始祖のすべての子孫を含める双系出自集団である(キージング 1982: 41, 133-137)。これはキンドレッドではなく、ある特定の有力な男性が始祖となって双系的に形成される出自集団である。またファミリーは、ファミリー名として用いられている男性始祖が作り上げた概念というよりも、その男性の下位世代の男性が他の兄弟姉妹を結束させ、すべての子孫を統括する概念である(CARUCCI 1980: 219)。排他的に単一の帰属が強制されるリネージやクランとは異なり、ファミリーは複数のファミリー集団に帰属することも起こっている (*Ibid.*: 155)。ファミリーは一歳の誕生日パーティー、結婚式、葬儀、日々の営みといった社会活動の基準として機能する(*Ibid.*: 155)。メジャト島のファミリーで特徴的なのはあくまでも男性を始祖とする点である。

ファミリーの概念は後述する協同組合に適用されている。新たに導入された婦人クラブは母系リネージよりも、双系親族集団であるファミリーの概念を使って会員が募られる。ファミリーのほうが会員数が多くなるからである。本来の親族関係をずらしながら、より大きな婦人クラブをつくっているのである。

Aファミリーの始祖であるA氏は日本統治時代ソンチョー(村長)を務めたいわゆるリーダー層であった。Aファミリー成員は、メジャト島には28人が居住している。そのうち東地区には26人が、西地区には2人が居住している。このことから、Aファミリー成員は東地区に居住する傾向がかなりあると言える。Aファミリーのうち、I J母系リネージ成員

の女性と結婚した男性Bを始祖とする双系親族集団はBファミリーと呼ばれている。Bファミリーは6人全員が東地区に居住している。

Eファミリーの始祖であるE氏は非常に頭が良かったと言う。メジャト島に居住するEファミリーは18人である。東地区には6名が、西地区には12名が居住している。西地区には東地区の3倍のEファミリー成員が居住しており、Eファミリー成員は西地区に居住する傾向がある。

土地所有集団としての母系リネージと父系親族集団ごとに集住の傾向にあるが、それ以上にファミリーごとの集住が進んでいることが明らかになった。こうしてみると、人びとは土地所有集団よりもファミリーの基準をより重視して居住区を選定しているように思われる。Aファミリーは東地区へEファミリーは西地区への集住が見られる。

ファミリーは共同作業や協同組合(Club)の基本となる。婦人共同組合はその名称をレリクロイオンクラブ(Leddik ro ion club)という¹⁴。1989年に世帯3の妻が提案して設立された。20人のメンバーが一人当たり20ドル、牧師が20ドル出資し、合計440ドルで開始した。活動内容は、日曜雑貨の販売を行う商店トゥギャザー・アト・ワン(Together at one)の経営、教会への寄付、メンバーの家族の病気や不幸の際に見舞金を出すなどである。メンバーは世帯2、3、6、8、9、10、12、13、18、21、23、24、25、26、27、31、35、41である。一つの世帯から複数人数がメンバーとなっている場合もあるため、メンバーは計20人である。メンバーはメジャト島のすべての女性ではなく、Aファミリー成員とその配偶者のみに限定されている。名目は婦人協同組合であるが、事実上Aファミリー共同経営の商店となっている。2003年にはEファミリーの生活協同組合もできた。

また、貝を集めてイバイで売る男性のみのグループが1998年7月に一時的に結成された。これは首長のイマタ・カプアが依頼した仕事である。麻袋一袋の貝殻が400ドルで売れ、10袋集まるごとにイバイに持っていく。9月24日の時点で結成からほぼ2ヶ月が経過しており、すでにイバイで2度販売した。このメンバーは世帯9、15、16、20、27、32、35の世帯の男性である。

4. 環礁生活保障システム

メジャト島では、ものの貸し借りが頻繁に行なわれている。箒やフライパン、洗剤、塩など日用品である。しかし、その貸し借りは、母系リネージに関わらず、ほとんど両親、

兄弟姉妹、およびオジ・オバの世帯の間で行われている。その範囲内で借りることが出来ない、それ以上に人を頼って、借りるという行為は筆者の調査では見られなかった。また本格的な調査はできなかったが、ものの貸し借りより広い範囲で、現金の貸し借りも頻繁に行われている。人びとが商店で購入する場合には、後払いで代金が支払われる場合が多いが、それを支払わないこともある。

マーシャル諸島では一般にモノの貸し借りは頻繁に行われるが、少量の洗剤や調味料などは、当然現物を返すということはない。貸したり借りられたりする中で均衡を保っているのである。実際に貸し過ぎて破産する世帯や、借りすぎて豊かになるという世帯は見受けられない。均衡を保っているもうひとつの理由として「秘匿(*nnooj*)」する習慣があげられる¹⁵。通常の家では親族や隣近所の世帯の人びとが頻繁に出入りする。その際、コーヒーや紅茶などを勝手に飲んだり、または自分の家にないものをその家で見つけると、たとえば、乾し魚などをもらっていくこともある。世帯外の人のかような振る舞いは時として、日用品の欠如をもたらすが、人びとは計画的に、物を隠し、与えたくないものを巧妙に人びとの目から隠す。たとえば、洗剤は常に洗剤のボトルに半分以下であるとか、コーヒーのビンに常に入っている量は常に少量であるとかである。このように、貸したり借りられたりしながら財の均衡は保たれているのである。

こうしたものの貸し借りは、マーシャルの習慣(*manitn majel*)の重要な要素とひとつである「他者への協力(*jipan*)」¹⁶と認識している。筆者の調査中、「助ける」、あるいは「協力する」という意味の現地語チバン(*jipan*)をいたるところで耳にした。たとえば、重い荷物を持って歩いている私に、‘*Jipan yok.*(手伝ってあげるよ)’と言って、荷物を持ってくれたり、パーティーの時に皆で準備をするときなどは‘*Jiban ippen doon.*(皆で力をあわせましょう)’と言ったりする。人びとは、「アメリカにはたくさんホームレスがいるけど、マーシャルには一人もいないんだ。私達は困っている人がいたら助けてあげる。愛に満ちているんだ。」と自負する。トビンは、マーシャル諸島では、他者への協力の義務に、来客に対するもてなしの心 ‘*mutual hospitality and the obligation to help*’が特徴的に見られることを指摘している(TOBIN 1967:90)。

相互扶助慣行は、兄弟姉妹間に顕著である。姉妹は、自らの兄弟の地位を高めるための努力を惜しまない。筆者が1999年11月から2000年4月まで滞在した際には、メジャト内に独身男性が一人暮らしをしていた。この男性の家の隣には、男性の弟が結婚し、妻と3人の子供と世帯を持っていた。しかし、この独身男性の食事の世話や洗濯をしていたのは、

この男性が居住する弟世帯ではなく、50メートルほど離れたところに別の世帯を持っていた妹であった。独身男性はこの妹の世帯で食事をすることもあったし、妹が食事を運んでくることもあった。姉妹は自らの兄弟の世話を進んでする。兄弟の中に独身の男性がいれば、食事の世話から洗濯まで行なう。

しかしながら、相互扶助関係は、親族内に閉じた関係だけではなく、ロングラップの被曝時に他環礁に住むロングラップに関係のある人びとが食糧を届けたり、人びとの世話をしたりしたことに見られるように、他環礁の同クランの援助を受けることもある¹⁷。しかし、これは非日常的な事態に限られる。日常的な相互扶助関係は、環礁母系リネージ内ではほぼ対応でき、環礁を越えたクラン関係にまで相互扶助関係を求める必要性はないからである。

トビンやカリストはこうした「協力ともてなし」に対する特定のマーシャル語については言及しておらず、「協力ともてなし」の範囲は、母系クラン成員に限られるとしている(KISTE 1974: 37; TOBIN 1967:90)。しかしながら、筆者の調査ではこうしたもてなしの心やサポートの義務は、母系クラン成員を含むものの、近隣に住む双系出自集団成員が中心であった。双系出自集団成員にまで拡大された協力関係のあり方をカルッチも指摘している(CARUCCI 1980: 156)。

相互扶助慣行は、生命に危機を与えないという結果を導いている。マーシャルで、「どんな人がよい人か」という筆者の質問に対して、「食べ物をくれる人」や「お金をくれる人」などが圧倒的多数を占めた。ちなみに、日本であれば、「私を理解してくれる人」や「悩み事や相談事を聞いてくれる人」といった回答が挙げられるかもしれない。しかし、このような意見は皆無であった。マーシャル諸島は、食糧として利用できる資源が少なく、台風、高波、旱魃など自然条件も厳しく、生命が危険に晒されることが多かったが、そうした生活環境が、対人関係においても精神的側面よりも、物質的側面を重視する気質をはぐぐんできたと考えられる。

このように、日常的な相互扶助関係は、兄弟姉妹を中心とした環礁内に居住する人に閉じた関係であるといえる。トビンは、この相互扶助関係を母系リネージ内に限定したために、一定の土地に基づく生活保障システムと捉えている(TOBIN 1952: 1)。しかしながら、生活保障システムはその下位レベルの母系リネージにのみ閉じたシステムではなく、母系リネージに関係なく、双系出自集団内にも見られるシステムなのである。

つまり、環礁生活保障システムとは、生活を行う環礁を基盤として、母系リネージ集団

が中心となり、別の親族関係も利用しながら、ものの貸し借りと助け合いを行うシステムである。そして、その生活保障システムは時に環礁を超えて別の環礁にも及ぶ。

5. ロングラップ共同体

ロングラップ共同体はロングラップ環礁地方政府という自治政府機関も持っており、国民国家体制のなかに共同体をも形成している。メイヤーという役職名で呼ばれるロングラップ共同体のリーダー(*ritol*)¹⁸は、マーシャル諸島の首都であるマジュロ在住の30歳の男性である。リーダーの選出は18歳以上のロングラップの人びとによって、4年ごとに行われる選挙で決定される。ロングラップ共同体のリーダーの特徴として、比較的若い人物が選ばれやすい。若い人の方が教育水準が高いからだ、特にロングラップ共同体の場合、アメリカ議会議員や官僚との交渉やアメリカ人の弁護士との連携が主な仕事となるため、高水準の英語運用能力が最低限必要となる。2007年現在ロングラップの共同体のリーダーはマジュロに住んでおり、ロングラップ島にもメジャト島にも住んだ経験はないが、3期連続で選出されており、共同体の人びとからかなり高い支持を得ていると考えてよい。

共同体議会は共同体の中でも最も重要な政治組織である。18歳以上の住民の選挙によってロングラップ環礁地方議会議員9名が選出される。投票は共同体のリーダーと同じく4年ごとに行われる。地方議会議員は、村の社会生活にかかわる事項を審議して決定する権利やマーシャル政府やアメリカ政府との交渉など、共同体のリーダーと同様重要な役割を担っている。さらに、共同体のリーダーによって5人のエグゼクティブメンバーが任命される。この5人は、ロングラップ政府の5つの部門である教育部、保安部、社会サービス部、輸送・通信部、保健部のそれぞれの長となる。さらに、共同体のリーダーによってエグゼクティブメンバーの中から、メイヤー代理1名が任命される。メイヤー代理は共同体のリーダー不在のメジャト島で共同体のリーダーの代わりにメジャトをまとめる任務を行う。筆者滞在中の1998年8月3日から9月20日の間に、3回の会議が首都マジュロで開かれたが、エグゼクティブメンバー以外の者は参加していない。また、米国へのロングラップ政府予算の交渉もエグゼクティブメンバーと共同体のリーダー以外は参加しなかった。ロングラップ自治体選挙区から選出される国会議員も自治体のなかの政治的指導者層として認識されている。たとえば、ロングラップ共同体の中心居住地メジャト島に滞在する許可

を得るには、メイヤーか国会議員に許可を取らなければならない。本稿では共同体のリーダー、共同体議会議員、ロンゲラップ選出国会議員の3つの役職に就いている人を政治的指導者層(*ritol ro*)と呼ぶ。

ロンゲラップ政府庁舎はメジャト島ではなく、首都マジュロにある。アメリカから補償金を得ているために、コピー機やファクシミリなど最新の機器が設備されており、ロンゲラップ自治体を紹介するホームページもロンゲラップ政府が運営している¹⁹。ここでは約10名の職員が働いている。

6. 考察

本来、マーシャル諸島における土地は、単なる居住地として機能しているわけではない。土地は生活の糧のすべてをもたらす。人びとは環礁の海洋資源や陸地のココヤシやパンノキなどの実を食糧として利用し、居住している土地に全面的に依存しているのである。いわば土地、あるいは環礁は生活の基盤であると言える。

そして、この土地は決して個人的所有ではなく、基本的に母系リネージが土地所有集団となり、この土地所有集団を基盤として、母系リネージが異なるとしても彼らの配偶者やその子供たちを含み、土地利用集団を形成する。もちろん、漁撈やパーティーの準備といった生活のための共同活動は、多くの場合土地利用集団を超えた環礁全体で行われる。

本来の土地であるロンゲラップ環礁との結びつきが希薄となったメジャト島においては日常生活上、母系リネージよりもむしろ世帯やファミリーが重要かつ基礎となる社会単位となっている。

トビンは、生活保障システムを土地と親族関係が密接に結びついたところに発生しているように捉えているが、土地の権利を相続することが生活を保障するシステムと、親族関係という人的ネットワークを利用して生活を維持していくシステムは、異なる原理で機能していると考えられる。

マーシャル諸島におけるクリスマス祭礼における歌の競演は重要で、環礁アイデンティティを常に再創造する源泉となっているとの指摘もある(CARUCCI 1997a: 175)。もちろんロンゲラップ共同体も例外ではない。環礁では親族固有の、あるいは環礁固有の歴史を、たとえばクリスマス祭礼などの儀礼により、精神的なつながりを共有した人びとが、生活上は相互扶助慣行を理念として日々の生活を営んでいるのである。

いずれにしても、生活保障システムは、環礁内の母系リネージに共有される土地を中心として、母系リネージ以外の成員とも交渉を行いながら成立している。したがって、本稿ではこうした環礁を中心とした生活保障のありかたを、環礁生活保障システムと呼ぶ。

注

¹ 1999年に行われた国勢調査の結果は400人となっている(Republic of the Marshal Islands 1999: 382)。

² マーシャル諸島の教育制度は、8年制のエレメンタリースクール4年制のハイスクール、2年生の短期大学に区分される。ハイスクールでの勉学が困難と思われる場合には、入学前に1年間のインターメディアイトスクールに通学することもできる。このうち、義務教育は、エレメンタリースクールのみである。

³ メイヤーは英語の市長からの借用語である。メイヤーは共同体のリーダーである。

⁴ この世帯の妻は、国家公務員として、マーシャル諸島政府からの給与を得ている。

⁵ マジュロのダウンタウンの正確な地図はない。マーシャル諸島全体の地図は、国立公文書館に行って地図をコピーするしかない。もっとも最近ではグーグルアースという人工衛星写真ソフトがネット上で無料でダウンロードできるので、マーシャル諸島に関しては地図帳が出版されるまでもなく、民家の一軒、一軒まで衛星写真で映し出されてしまっている。

グーグルアース <http://earth.google.com/>

グーグルマップ <http://www.google.co.jp/maphp?hl=ja&tab=wl&q=>

⁶ 以前は、東地区は「主な島(*baran ailin*)」西地区は「離れた島 *kabin ailin*」と呼ばれていた(ERDLAND 1961: 5)。

⁷ ロンゲラップ出身の妻をなくした世帯23の外国人男性は、近隣から物を借りることはまったくなく、遠方に住む同じコスラエ出身の世帯46にやかんを借りに行った。これは、男性の血縁者が島内に存在しないという特殊事例である。しかしこれは、血縁関係を中心に段階的につながりが形成されていくマーシャル諸島においては、たとえ近隣の世帯であつても相互扶助関係が成立しにくいことを示すよい例である。

⁸ 人びとは、居住する島の周りの小さな無人島をピクニックアイランドと呼び、そこでカメ、貝、魚を取ったりする。

⁹ 系図から子供や独身成人などを省略したのには理由がある。養取により養母とのリネージが異なるため、子供を加えると系図が煩雑になる。また、特殊な事情によりリネージの聞き取りができない子供もあつた。

¹⁰ この女性は2003年に死去した。

¹¹ この男性の2世代前の土地管理者以降、女性母系リネージ成員が消滅したためにこの土地は、双系出自集団が相続している。

¹² この男性も土地管理者を父系的に継承している。しかしこの場合は、ボトクトクのシステムではないと言う。一世代前の土地管理者の正当な母系的後継者が現段階で決定できないため、この男性が仮の措置として、アラップを務めているという。

¹³ ミクロネシア東部とマーシャル諸島で最初にキリスト教伝道活動を行ったのは、アメリカン・ボード海外伝道局(American Board of Commissioners for Foreign Mission)である。これはプロテスタント諸派が結成したアメリカ初のキリスト教海外伝道組織である。エボン環礁に最初に来た宣教師もアメリカン・ボード所属の宣教師であった。彼らがマーシャル諸島の環礁に設立した教会は、現在では合同教会と呼ばれており、キリスト教徒の過半数を信徒としている(矢内原 1935)。

¹⁴ 「北の女の子」という意味で、ロンゲラップに伝わる昔話から命名された。

¹⁵ 風間はキリバスの調査から「秘匿」する習慣があることを指摘している。マーシャルでも同様の行動が見られる(風間 1998: 128)。

¹⁶ もちろん、「相互扶助」に関しては、西洋が現地社会の人びとに付与した特徴を逆に現地社会の人びとが内面化してきた側面もある。つまり現地の人びとはもともと「相互扶助」という認識をもって生活していたわけではないが、植民地支配の過程で現地の人びと自身が西洋から付与されたイメージで自己主張をおこない始める、いわゆるポストコロニアルの論者たちによって指摘されている現象である(春日 1999: 16)。

¹⁷ 同様の関係は、母系社会であるミクロネシア連邦サタウル島でも見られる(須藤 1989: 161)。

¹⁸ マーシャル諸島ではメイヤーと呼ばれている。日本語に翻訳すると市長である。しかし、日本語の市長から想起されるのは人口5万人以上を抱える自治体であり、市の上位レベルに都道府県レベルの自治体があり、共同体の長を市長と翻訳するのはマーシャル諸島の実情にそぐわないと筆者は考える。マーシャルでは共同体レベルは環礁(島)共同体の一つのレベルしかない。そこで、本論文では共同体の長をリーダーと呼ぶことにする。

¹⁹ ホームページアドレスは <http://www.visitrongelap.com/>(2006年12月4日)

第2章 被曝と移住の記憶

本章は、貴重な生活圏を核実験によって破壊されたロンゲラップの人びとの体験を語りから再構成する。ここでは、ブラボー水爆実験による被害を受けた人びとの困難とそれに挫けないしたたかさを描いていく。国際関係のなかで弱い立場にあったマーシャル諸島の被曝者たちは、その状況に甘んじてこの50年間を無為無策ですごしてきたわけではもちろんない。強制的に、しかも圧倒的な強さで人びとにのしかかってきた被曝という現実を、ロンゲラップの人びとはどのように受け止め、それに対処してきたのかを人びとの語りから描き出すのが本章のねらいである。ここで描くのは、ローカルな場において人びとが積み重ねてきた歴史である。国家の出来事である「歴史」に対して、ここでは内部社会からみた出来事の集積としての「集団的記憶」を記述する(アルバックス 1989: 85-86)。日常とは文字通り食事を準備したり、日々の糧を得るために働いたり、子どもを育てたりすることであろう。精神的な打撃をも含んだ意味での被曝後遺症に対処していくことや、アメリカからより多くの補償金を得ることを画策することは非日常的なことのようには思える。しかし被曝したロンゲラップの人びとにとって、こうした被曝によって押し付けられた現実に対処していくことは極めて日常的な営みである。

1. 悲劇の幕開き

(1) 核実験の開始

1944年マーシャル諸島を含むミクロネシア地域は、次第にアメリカの支配下に入った。アメリカは戦争の終結直後から核実験の準備を進めていた。1946年6月30日、マーシャル諸島のビキニ環礁においてアメリカによる核実験が開始された。

ロンゲラップ環礁に住んでいる人のうち日本軍によってロンゲリック環礁から強制移住させられていた21人の人びとは、ロンゲリック環礁に帰ることを1945年11月に決めたが、アメリカ海軍は、人びとの移動を許可せず、翌年1月になると、ロンゲリックにはすでにビキニ環礁の人びとが住んでいるので、ロンゲリック環礁に帰ることはできないと伝えられた(Anjain n.d.: n. pag.)。ビキニ環礁の人びとがロンゲリック環礁に行ったのはビキニ環礁が核実験場となったためであるが、ロンゲラップ環礁の人びとはビキニ環礁の人びとがロンゲリック環礁に移住することを事前になにも伝えられなかった。その上、「クロスロード作戦Operation

Crossroads」)と命名されたこの実験に先立って、ロンゲラップの108人の人びとはオットー環礁(Wotto)の人びととともに、理由を説明されることなく、アメリカ軍によってラエ環礁(Lae)に強制移住させられ、1946年4月末から7月末までの3ヵ月間を、アメリカ軍の用意したブロック造りの住居で缶詰類の食糧を食べながら過ごした(NCT, RALGOF, Jeton Anjain, 1989: 2)。マーシャル諸島における最初の核実験「エイブル」が7月1日に行われ、その後「ペーカー」という核実験が終了すると、ロンゲラップの人びとは避難生活を終えて、ロンゲラップ環礁に帰島した。

私たちはラエ環礁に移されました。それと同時に、私たちの知らない間に私たちの許可もなく、ビキニの人びとがロンゲリック環礁に移されていました。私たちは3ヵ月後に帰るまで知りませんでした。そのとき、ロンゲラップの人びとはロンゲリック環礁に帰ることが出来ないといわれたのです(NCT, RALGOF Anjain, Jeton 1989: 2)。

1954年2月7日、アメリカ人のマーシャル地方信託統治領政府行政官がビキニ環礁で大きな核実験を行うということを、ロンゲラップの共同体のリーダー¹に対して通達した。マジストレートは他の島への避難を希望したが、アメリカ軍の避難許可が出ていないという理由で放置された(島田 1994: 32-33)。

ビキニ環礁で大きな核実験が行われることにみな漠然とした不安を抱いていた。なかでも精神的疾患の男性は恐怖を感じ、「この島はバクダンでもうすぐ駄目になるぞ。こんな所にいられるか」とわめきながら、ロンゲラップの教会に放火した。その後男性はクワジェリンの病院に移送された。

(2) 水爆実験「ブラボー」による被曝

1954年3月1日午前6時45分、水爆実験ブラボーがビキニ環礁で行われた。広島に投下された原子爆弾の850倍の威力をもつこの水爆は、180キロメートル東方にあるロンゲラップ環礁、ロンゲリック環礁、アイリングナエ環礁に多大な被害をもたらした(前田 1991: 104)。当時ロンゲラップ環礁に居住していた64名と、ロンゲラップ環礁に居住しているが隣のアイリングナエ環礁でコプラ作業中であった18人の計82名が事前に避難させられなかった。このうち4名は妊娠していた²。

爆発時にはかなりの閃光があった。そして、爆発直後に急激に熱くなり、数分後には爆音がとどろいた。その後すさまじい爆風が吹いたという。人びとはすぐに起き出して騒ぎ始めた。直後に集会を開き、数時間後には平静を取り戻し、小学校の授業も通常通り行われた。

しかし本当の苦難はこの後に起こってくる。爆発の数時間後から人体へ悪影響を及ぼす放射性降下物、いわゆる「死の灰」が降り始めたのである。「死の灰」降下直後も、人びとは地元で採れる食糧を食べ、貯めてあった雨水を飲んだ。飲んだココヤシの実実は普段より酸味を強く感じたという。この「死の灰」を浴びることで人びとは被曝してしまった³。

夕刻になるとほとんどの島民が吐き気や頭痛といった苦痛を訴えてロングラップ環礁で唯一の診療所に押し掛けた。しかし、診療所にはヘルスエイドと呼ばれる簡単な医療訓練を受けた看護師しかおらず、ましてや被曝障害に対処できる設備も整っていないために、食あたりの薬や鎮痛剤などで対処するのが精一杯であった。人びとの病状が一層深刻になった夜には村はパニック状態に陥った。

爆発の時は寝ていた。強い風が吹いて目が覚めた。びっくりした。あたり一面明るかったから。その日の昼3時頃、学校が終わってから、(子供たち数人で)ココヤシの実を集めにチャボワンへ行った。そうすると白い粉の様なものが落ちてきた。何かわからなかったけど、目が痛くて痒くなった。その夜、吐き気がして、手、足、体中の皮膚がかゆくて痛くなった。泣いた。(イバイ在住、被曝者、60歳代、女性⁴)

翌日になると被曝したおよそ3分の2の人びとが食欲不振、眩暈を感じ、嘔吐や下痢をした人もあった。多くの人が皮膚の痒みと焼けるような痛みを感じていた(CONARD 1992 :7)。

ロングラップ環礁の30キロメートル南西にあるアイリングナエ環礁では、爆発当時、ロングラップのある親族グループが、2週間泊まり込みでコプラづくりの作業を行っていたところであった。

核実験の瞬間寝ていた。目の中がぴかりと光って起きた。起きる前に夢を見ていた。周りが燃えていて夢の中で泣いていた。起きてもそのまま泣いていた。私は祖母と祖父と一緒にアイリングナエに行っていた。(私が起きたときは既に)祖母は家の外にいて、隣のおばあさんが家に火をつけたと言って喧嘩をしていた。私は家の中に入ったり外にでたりしていた。外にでると、まるい大きなひかりが落ちてきたのを見た。海の上すれ

すれで爆発した。爆発した後、強い風が吹いてきた。夕方になると、目の中にごみが入ったような感じがして、のどが渇いて水を飲みたくなった。飲んでも飲んでものどの渇きが止まらなかった。次の日は、日に焼けたような感じがして体が熱かった。吐き気もした。鶏や干してあった魚が(積もった死の)灰で真っ白くなっていたけれど、灰を払って(干した魚を)食べた。

(イバイ在住、被曝者、50歳代、女性)

被曝した人びとがアメリカ軍に救出されたのは50時間後のことであった。避難に当たっては、人びとは家財道具の持ち出しを許されず、一時間後にはロンゲラップを後にし、重症の16人は飛行機で、そのほかの人びとはアメリカ軍の船でクワジェリン環礁クワジェリン島にあるアメリカ海軍基地に向かった。もちろん死の灰を浴びた衣服は船の上で軍服に着替えた。ある島民は、「船の中では吐き気でなにも食べられなくて牛乳だけを飲んだ」。翌3月4日、ぐったりと疲労しきった人びとはクワジェリン海軍基地に到着した。

人びとは世帯ごとに部屋を割り当てられ、食事也十分に採ることが出来、生活上はまったく不自由のない生活を送った。その一方で人びとは、自分たちの扱われ方や医療面に関して多くの疑問を抱いた。3月9日に原子力の管理を行うアメリカ原子力委員会(Atomic Energy Commission)⁵と国防省との合同医療チームがアメリカ本土からクワジェリン海軍基地に到着し、被曝者から血液と尿を採取し診察と検査のみを行った。深刻な被曝によって血液中のある種の成分、特に白血球の低下が見られるが、ロンゲラップの被曝者も最初の数週間、通常のレベルの4分の1から2分の1まで低下し、特に子供たちに深刻な低下が見られたが(CONARD 1992 :8)、被曝治療では一般的に使用される抗生物質の投与すら行われていなかった⁶。海水につかり石鹼で体を洗うことだけを指示された人びとはこの治療に疑問を持った。しかし、軍人や原子力委員会の医師に治療がないことへの不満を直接訴えたものはいなかった。

クワジェリンでは大きな建物(Mid Pac)が小さな部屋に分かれていて、私は父、母、祖父と4人で住んでいた。年輩の女の人々は、軍のズボンをはきたくなくて毎日泣いていた。私は子供だったので、(合う軍服が無くて)ハワイアンドレスを買ってもらって着ることができてとてもうれしかった。毎日体を洗うことしか言われなかった。石鹼をもらって海で水浴びをした。治療はなかった。そのあとシャワーを浴びた。私はなんだか楽しかったが、祖母はとてもいやがっていた。

(イバイ在住、被曝者、50歳代、女性)

ロンゲラップの人がクワジェリンに来た時、アメリカ人は、(被曝者を洗うために)ホースで水をかけていたと聞いた。アメリカ人はひどいことをする。

(イバイ在住、非被曝者、30歳代、男性)

被曝者たちの日常生活から医療データまでのあらゆることに責任を持ったのは、アメリカ原子力委員会である。クワジェリン島の軍事施設で、ロンゲラップの人びとの検診に立ち会った他環礁マーシャル人のレントゲン技師は、アメリカ原子力委員会の役人が常に自分たちを監視していたことを記憶している。

私がロンゲラップの人と立ち話をするとアメリカ人がなにを話しているのかと何度も何度も聞きに来た。私は無駄話と言った。

(マジュロ在住、非ロンゲラップ、60歳代、男性)

被曝2週間後より、子供の90%と大人の30%の人びとに脱毛が始まった。皮膚の変色は90%の人に見られ、20%の人びとはひどい皮膚の外傷ができた。(AMPC, Rongelap Box, File 5, March 7, 1956)。被曝したロンゲラップの親戚を見舞った男性は次のように当時を語る。

(バーで)仕事をしながらラジオを聞いていた。するとロンゲラップの人びとが爆弾にやられて怪我をして、次の日船でここ(クワジャレン)に来ると言っていた。アメリカ人のボスに明日は休みたいと言った。・・・(人びとは、)髪の毛が落ちて皮膚が黒くなっていた⁷。私は怒りにふるえた。そして(被曝した人びとを)とてもかわいそうだと思った。でも私に出来る事はなにもなかった。

(イバイ在住、二次被曝者、60歳代、男性)

このように被曝者に同情を寄せる人は多かったが、脱毛や焼け爛れた皮膚をからかう人もおり、そうしたからかいや無視は、被曝した人びとの心に今でも深い傷として刻まれている。

散歩でイバイに来ることもあった。人びとは私たちの頭をみてとても怖がった。恥ずかしかった。(自分たちの姿が人に)奇妙に映っているから。

(イバイ在住、被曝者、60 歳代、女性)

イバイに住んでいる人やクワジェリンで働いている人が、私たちが毎日見に来た。じつと外から見ていた。(私たちが)何を着て、何を食べているかを見て面白がっていた。○
○(男性の名)はいつも怒っていた。(イバイ在住、被曝者、50 歳代、女性)

このように、被曝した人びとは他者の好奇の目にさらされることとなった。被曝者と話したマーシャル人は、「自分の髪の毛はちょっとだけしか抜けなかったと言う。あいつはつるつるばげになったと人のことをよく言っていた。自分で髪の毛が抜けたことを言うのが恥ずかしかったんだと思う」と語る。

しかし、被曝者にとって最も辛かったのは非被曝ロンゲラップ人からも無視や、蔑視を受けたことである。当時、就学、就職、婚姻、旅行によってロンゲラップ環礁を離れていたロンゲラップの人もいたし、親族もいた。被曝を幸運にも逃れたこうした人びとが、無視したり、侮蔑したりしたのである。被曝二世は、両親からクワジェリン軍事施設での非被曝ロンゲラップ人からの蔑視について聞いているという。

両親は、イバイに散歩に行った時に、突然雨が降ってきたのでロンゲラップの人の家に雨宿りに行ったら、家に近づくとき突然窓やドアをバタンと閉められて、ドアをノックしても返事がなかったそうだ。イバイに住むロンゲラップの人びとでクワジェリンにお見舞いに行かなかった人もいた。父と母は誰が行ったか行かなかったか知っていると思うが、私は知らない。父も母も私に言わなかった。親戚のことだから言えなかったんだ。

(イバイ在住、被曝二世⁸、30 歳代、男性)

人びとの一次被曝障害が落ち着き始めた 3 ヶ月後の 1954 年 5 月には、アメリカ原子力委員会は被曝者に医療上の検査が必要であること、そしてロンゲラップ環礁の残留放射能を考慮し、マジロ環礁のアジッチ島を被曝者の一時避難島とすることを決定した(前田 1991: 133-4)。

マジロ環礁の一番の繁華街から環礁沿いに徒歩一時間のところにあるアジッチ島は、10 分程度で歩いて一周できる小島である。ロンゲラップの人びとの移住に先立ち、アジッチ島の 12 名の先住居住者は強制的退去され、原子力委員会の建設部門が生活に必要な施設を設

計し、原子力委員会の費用で 15 世帯の住居を始め、倉庫、教会兼学校、衛生施設などが建築された。

被曝から 3 ヶ月後の 6 月 10 日、人びとはアジッチ島に到着した。この頃から脱毛した毛髪が徐々に生え始め、6 ヶ月後にはほとんどの人の毛髪が生えていった(AMPC Rongelap Box, File 3, July 20, 1954)。人びとは、信託統治領政府行政官、関係者、様々な教会関係、マジュロの人びと等の歓迎と贈り物を受けた。当初人びとは、ラタック列島への移住を「ラタックには邪術があるから」と恐れていたが、このパーティーによって恐れはかき消されたようである。マーシャル諸島貿易会社(Marshall Islands Import Export Company)やマジュロ環礁の人びとなどのグループが、被曝者に塩魚やココヤシの実などの贈り物をした(AMPC Rongelap Box, File 3, July 20, 1954)。到着直後人びとは、これらの贈り物やクワジェリン島から持ち込んだ食料などで、1 ヶ月分の食料を確保していた。さらに、アメリカ原子力委員会は、7 月に 1400 羽の生きた鶏と 10 頭の豚を贈った(AMPC Rongelap Box, File 8, n.d. d)。こうしたグループの中には、ロンゲラップ環礁に土地権を持つ人がいた。つまり被曝者と遠い親族関係にある人びとであった。彼らが被曝者にみせた歓迎、援助は、クランメンバーは血縁関係の遠近にかかわらず助け合わなければならないという慣習に基づいている(TOBIN 1967 : 90)。

日々の食料に関しては、人びとが必要なものを指定し、信託統治領政府が一月に 1208 ドル 3 セントを上限としてマーシャル諸島貿易会社から購入する方法が取られた(AMPC Rongelap Box, May 17, 1954)。

アジッチの生活はよかった。食料が山の様にあつた。(食料の)箱の中にマッチやたばこも入っていた。(村共同の)食料倉庫があつたが入りきらなくて、それぞれの家の中にも箱を山積みにしていて。入りきらない食料は家の外にも積んでいた。雨にぬれないようにココヤシの葉っぱを乗せていた。この頃多くのロンゲラップの人びとは喫煙を始めたと思う。私の母も隠れてたばこを吸っていた。

(イバイ在住、非被曝者、50 歳代、男性)

こうした缶詰食糧の配給で、共同作業や共食の慣習はなくなって行った。ロンゲラップ環礁では、漁労や鶏、豚などの食料の確保、家事全般、唯一の現金収入であるコプラづくり等、生活のための多くの労働が行われていたが、アジッチ島では以前のような生活は送られなかった。その理由として、食糧確保のための労働が不要であったこと、仮居住島においてはココ

ヤシの利用や漁労が心理的に自由に行えなかったこと、完全に体調の回復していない被曝者がいたこと等があげられる。時には、男性は家の塗装、シャワー小屋の増設、ボート修繕、鶏の世話などを行い、女性はハンディクラフトを作ってマーシャル諸島貿易会社に販売する事もあったが、散歩に費やすことが大半であった。人びとは、徒歩で、あるいは1日に2度往復するマーシャル諸島貿易会社所有の装甲車に乗って、マジュロの町に遊びに行った。男性はバーでお酒を飲んだり、女性は食事や買い物を楽しんだり、マジュロ環礁の人びとと交流を持ったという。中には信託統治領政府が用意した豚や鶏やそのほかの食料品を売り、現金、嗜好品、その他の生活必需品を得るものもいた。

比較的快適な居住環境、十分な量の食糧を与えられる一方で、人びとのところは決して満足していたわけではない。それは、被曝させたアメリカへの恨みもあったが、長期にわたる故郷を離れての暮らしが人びとをホームシックにさせていたのである。多くのロンゲラップ人の心を支配していたのは、長い間離れているロンゲラップ環礁のことであった。

・・・食料はいっぱいあった。でもねえ・・・みんなロンゲラップに帰りたがっていたねえ・・・島の様子は・・・飛ばされてしまったのか、どうなったのか見てみたかった。

(マジュロ在住、非被曝者、60歳代、女性)

それまでラリック列島のロンゲラップ環礁に住んでいた人びとは、なじみのないラタック列島で自分たちで生活の糧すらも得ることができないような不安定な環境に置かれて、「まったく支点がない」ように感じたのである(アルヴァックス 1989:163)。

クワジュリン島同様、アジッチ島でも多くの被曝者が被曝したことに対する侮蔑を受けたという。

みんな冗談を言っていた。ロンゲラップの人はポイズンがあるから電球を体につけると電気がつくってね。「僕はポイズンが少ないから電気がつかない」と電球を頭につけて言う被曝者もいた。

(マジュロ在住、非ロンゲラップ人、60歳代、男性)

非被曝者は冗談という認識を持つが、多くの被曝者は「電球を体につけると明かりがつく」と言われた事に嫌悪感や羞恥心を持ったと言う。

被曝者の見舞にアジッチ島を訪れた多くの非被曝ロンゲラップ人が長期に渡り滞在した。

見舞いの人びとは、1955年7月には72人に達し、アジッチ島の人口は急増した(AMPC Rongelap Box, July 15, 1955)。

2. 被害賠償請求

(1) 放射線汚染

信託統治領政府がロンゲラップ環礁への帰島希望者の調査をしたところ、アジッチ島に住する175名全員が帰島を希望し、アジッチ島以外からも多くの帰島希望者があった(AMPC, Rongelap Box, Jan 14, 1957)。しかし、ロンゲラップ環礁には、身体への影響はないが依然残留放射能があるという説明がアジッチ住民になされ、人びとの間で帰島に関して議論が起こった。

私の妻はロンゲラップ人だ。私はいつでもロンゲラップ人について行く。

(マジュロ在住、二次被曝者、60歳代、男性)

(放射能の残るロンゲラップに)帰ることに躊躇はなかった。信託統治領政府が大丈夫と言ったから。誰も危ないと言う人はいなかった。ロンゲラップに帰るのはいいことだと思った。だって私の場所だから。(メジャト在住、二次被曝者、60歳代、男性)

身体もよくなかったし、放射能が残っていると聞いていたので、帰りたくなかった。でも、残っても食料はくれないし、親戚も帰ると言ったから帰ることにした。年寄りも帰りがたがったが、若い人は残りたがっていた。

(マジュロ在住、被曝者、60歳代、女性)

非被曝者は帰島を好み、被曝者は帰島を拒むものが多かった。非被曝者の多くは、故郷であるロンゲラップ環礁の被曝後の様子を心配し、一目ロンゲラップを見たいと思っていた。被曝者は、ロンゲラップ環礁の残留放射能を恐れて帰島をためらう傾向にあった。また、若い男性はバーやディスコなどで遊べることに、若い女性は食堂で食事ができることや買い物ができることなどから、町に近いアジッチ島の残留を希望した。しかし、年配者は、「とってとってもなくならない」魚やヤシガニのいるロンゲラップ環礁の生活に戻りたいと切望し

た。

こうした被曝者の心配をよそに、信託統治領政府で働いていた人類学者⁹がロンゲラップの安全性を説き、帰島を薦めた。また、国連の使節団も「汚染されているが人体には問題は無い」と言ったという(Anjain n.d.)。これらの言葉を信じて多くの人が帰島を決心した。

(人類学者)が放射能はないと言っていた。マーシャルの昔話を知っていて、マーシャル語も上手だった。だからみんな信じて帰島した。

(マジュロ在住、被曝者、50歳代、女性)

ブラボー核実験から3年3ヵ月後の1957年6月30日朝に、心臓病でひとり死亡していたために、81人の被曝者と胎内被曝後誕生した4人の子どもを含む251人の人びとがロンゲラップ環礁に到着した(AMPC, Rongelap Box, File 6, July 21, 1957)。

ロンゲラップ環礁内の居住3地区であるロンゲラップ島、ロンゲラップ島チャボワン地区、エニアエトク島には、54万7690ドルを投じて、住居、井戸、トイレ、教会等、生活に必要な建物がアメリカ原子力委員会の関連建設業者によって建設されていた。人びとは、家屋の広さと清潔さ、飲料水の確保など他の離島と比較しても近代的な生活環境を入手し、快適な暮らしが送れるはずであった(AMPC Rongelap Box, File 8, n.d. c)。

しかし、期待に胸を膨らませてロンゲラップ環礁に上陸した人びとの目に飛び込んできたのは、異様な光景であった。黄色く変色したココヤシ、二股になったココヤシ、黒い実をつけたココヤシは食べられそうにもなかったし、羽毛の抜けた海鳥がよちよちと歩く様は人びとの不安を一層募らせた。以前の家屋は跡形もなく取り壊され、避難の際に家財道具の持ち出しを許されなかったため、家系図、親族にまつわる出来事、薬草の処方などを記した大切なノートはなくなってしまっていた。

私はあなた(筆者)にロンゲラップの昔のことについて教えてあげたいが、忘れてしまったし、もう古いノートも残っていないのでわからない。ロンゲラップに帰ったらなくなっていた。みんなアメリカが爆弾を落としたせいだ。

(イバイ在住、被曝者、50歳代、女性)

帰ったときロンゲラップにココヤシもない、タコノキの実もパンノキの実もない・・・戦争の後(第二次世界大戦)みんな、木を育てたけどまた爆弾(水爆実験「ブラボー」)でだめになった。帰るときはうれしかった。帰ったら何もなくて寂しかった。

(メジャト在住、二次被曝者、70歳代、男性)

ココヤシの林は、核実験の影響と長期間無人であったために荒れ果てており、ココヤシに実る実は以前よりも減少していた。1958年からはこのように荒れたロンゲラップを再生し、人びとが自立した生活を送られるよう、ココヤシの植え替えを中心とするロンゲラップ復興プログラムが開始された。

「(私たちは)ココヤシやパンノキを植えなくてもいい。アメリカ人が私たちの島をだめにしました。アメリカ人に植えさせよう」という考えの人もいた。私もアメリカ人にやれといいました。でも、アメリカ人は「自分たちでやりなさい。食べ物は私たちがやります」と言いました。

(メジャト在住、非被曝者、70歳代、男性)

人びとは、核実験による被害の復興をどうして自分たちがやらなければならないのか全く理解できなかったのである。

プログラムは、ロンゲラップ内にこのような人びとの反対意見に耳を貸さない形で、1958年7月1日に開始された。1959年1年間の予算は3500ドルであった(AMPC, Rongelap Box, File 6, July 9, 1958)。ココヤシを主としてバナナ、パンノキ、タコノキ、サツマイモ、カボチャ、パパイヤ、ライムが他環礁より運び込まれた。復興計画では、労働可能なロンゲラップ人は100人から150人であったが、ほとんど働かず、労働の中心となったのはマジストレート、教師、議員たちであった。人びとは、このようにして信託統治領政府に抵抗していたのである。働かない人びとに対して、信託統治領政府は食料提供を行わないこともあった(AMPC, Rongelap Box, File 6, August 17, 1959)。それでも、1960年3月の時点では、175エーカーに6000個のココヤシの植え付けを終えた。

ロンゲラップ環礁での暮らしは決して楽ではなかった。それまで、魚介類の豊富な漁場であったロンゲラップ環礁北部地域は、残留放射能によって著しく汚染されてしまったからだ。食料の多くを環礁北部に依存していたロンゲラップ環礁の食生活は大打撃を受け栄養失調になるものもあらわれた(AMPC, Rongelap Box, File 7, February 14, 1958; AMPC, Rongelap Box,

File 8 n.d. d)。食糧援助はあったものの、すべてを援助に頼れるほどの量ではなかった。食糧不足に加えて水の確保は、旱魃の多いロンゲラップ環礁では従来から深刻な問題であった。しかし、水が不足しているときには、ココヤシなどで飲み水は確保できていたが、十分なココヤシのない状態ではそれすらもままならなかった。雨水タンクの水が底をつくるとロンゲラップ島の隣のエニアエトク島や4キロメートル先のチャボワン地区まで、塩分のほとんどない井戸水を汲みに行った。時には、人びとは塩気のある井戸の水を飲料水としたり、タコノキの細い枝を蒸してコップ一杯の水を搾り出し子供に飲ませた。

ロンゲラップ環礁に被曝者と共に帰島した非被曝者は、年を経るごとに次第にロンゲラップ環礁から離れていった。一方、人びとが帰島した以降、個人的にロンゲラップ環礁に来る人もいた。

残留放射能の影響は、自然環境に対するものだけではなかった。人びとの身体も蝕まれていった。安全地域の魚やタシロイモを食べて下痢を起こすこともあった。食料の乏しい季節には、飢えを凌ぐために、禁止されている北部環礁で取れたヤシガニや魚を食べて手足の痺れや吐き気を起こすこともあった。帰島後 10 年以上経過しても島内の異常を一部の人が感じていた。

ロンゲラップには 1968 年に行った。ロンゲラップのルオッタケ(ロンゲラップ環礁西部にある小島の名前)でヤシガニをとった。ふつうヤシガニは赤いが黄色いような茶色いような色だった。それを食べて口がかゆくなり、その夜は眠れなかった。体中がかゆくて痛かった。三日後唇が真っ赤になった。

(イバイ在住、非被曝者、40 歳代、男性)

身体への放射能の影響はすでにエジッチ島に滞在しているときから少しずつ出ていた。ブラボー核実験以前の 10 年間には 1 歳以下の幼児の死亡例はなかったが、1956 年 8 月には、2 人の新生児が死亡していた(AMPC, Rongelap Box, File 5, August 20, 1956)。生後 8 時間後に死亡した子供の死因は単なる栄養不良であると断定されたが(AMPC, Rongelap Box, File 5-2, August 17, 1956)、母親は出産時の驚きを次のように語った。

アジッチで子供を妊娠した。生まれたら子供には骨がなかった。お医者さんがびっくりした。私も見た。骨がなかった。 (マジュロ在住、被曝者、60 歳代、女性)

ロンゲラップ環礁への帰島後も、流産、死産が引き続き多く見られた。頭蓋骨を持たない子供、「鳥」や「海の生物」のような子供が多く生まれた。1961年に子供が生まれた父親は、被曝者である妻との間に生まれた子供を見て愕然としたという。

私の子供、私たちの頭と違います。頭の中が透けて見えました。他の人にもそんな子供が一杯・・・3人かそのくらい・・・爆弾のせいだと思いました。

(メジャト在住、70歳代、男性、非被曝者)

ロンゲラップ環礁に移住した当時も、肢体不自由、死産、心臓病、腎臓病、精神的疾患、肥満、間接の痛み、癲癇、甲状腺生障害、白血病、様々な病気が蔓延した(RALGOV, Antak 1989: 1)。ロンゲラップ環礁出身の女性と結婚し、1976年にロンゲラップに移住した医療助手(*health aid*)は次のように語る。

高血圧、腎臓の病気、腰痛など病気が蔓延していた。特に腎臓の病気は1年間に10人程度出ていた。毎日本当に忙しかった。今は一人もいない。

(メジャト島在住、医療助手、50歳代、男性、非被曝者)

1960年代にはいると、今度は、甲状腺に障害を持つ人が増加した。ブルックヘブン(Brook heaven)医療調査チームは¹⁰、1966年から1969年までの4年間で、19人の甲状腺ガンと18人の甲状腺異常を発見した。当時はマーシャル諸島に高度な手術を行える病院がなかったので、ハワイ、グアム、米国本土などで手術をしていた。また、1972年には、当時19歳の男性被曝者が白血病で死亡した。

人びとは、帰島を薦めた人類学者や信託統治領政府に次第に不信感を募らせた。

あの人(人類学者)は大嫌い。うそつき。みんながロンゲラップに帰ると、多くの毒があった。みんな大嫌いだと思う。あいつはだめだ。(イバイ在住、被曝者、50歳代、女性)

(あの人類学者は)大うそつき。彼はロンゲラップの人がロンゲラップに帰ったらアメ

リカが生活をサポートすると言った。ロンゲラップの人がほしいものとか...でもなにもサポートする事は無かった。 (イバイ在住、非被曝者、60歳代、男性)

残留放射能の影響はない、または残留放射能はない¹¹と聞いていた人びとは、信託統治政府や人類学者に大きな不信感を抱いた。当初から被曝者に関わってきたロバート・コナード軍医(Robert Conard)もロンゲラップで残留放射能に関して住民と会合をもった(AMPC, Rongelap Box, September 10, 1959)。

住民1：もし放射能が残っているのなら、どうして私達をロンゲラップに返したのか。

コナード医師：安全なレベルだからだ。

住民2：毎日ヤシガニを食べると、私達はどうなるのか。

コナード医師：よく分からない。

住民3：北の島の魚を食べると私達はなぜ病気になるのか。

コナード医師：わからない。放射能ではこんなことにならない。

会合を開いてもまったく問題の解決に結びつかないことを悟った人びとは、国連の調査団(United Nations Visiting Mission)や大首長に島の変化を訴えたがそれでも何の変化ももたらさなかった。

ロンゲラップはよくないから(私たちを)他の島に送ってくれと言いました。でも、国連の人は、何も言いませんでした。他の島に送ってやったら大変だ。お金がかかる。そういう考えで、私たちを島から出さなかった。アメリカの人は私たちの言うことを聞かないです。 (メジャト在住、70歳代、男性、非被曝者、日本語)

人びとの不満は大きく、被曝直後から行われていた健康診断を拒否するものも現れた。

僕らが(健康診断の)仕事に行くと「何しに来た」と言って怒る人もいた。

(マーシャル人レントゲン技師、70歳代、男性)

信託統治領政府や原子力委員会に訴えても埒があかないと判断した人びとは、大首長、弁

護士、国連とあらゆる機会を捉えて窮状を訴えた。しかし、この時期にはそれらの行動も実を結ぶことはなかった。

(2) 賠償請求訴訟と見舞金の受領

被曝した人びとは、悲惨な体験に打ちひしがれていただけではない。被曝直後から、アメリカ政府に対する核実験被害を訴える訴訟が準備されていたのである。この最初の訴訟の準備が開始されたのは、被曝した人びとがまだアジッチ島に避難していたときであった。ロンゲラップの首長であるラチェラン・カブア氏が知り合いのハワイ在住アメリカ人弁護士を、ロンゲラップの指導者層に紹介したのである。契約は被曝から7ヵ月後の1954年10月12日に取り交わされ、10%成功報酬で依頼することになった。アメリカ原子力委員会はマーシャル全土の各環礁から1人ずつを集め核実験のことを話さないように告げた。

ロンゲラップの代表者が弁護士に面会したのは、アメリカ原子力委員会が数名を健康診断のためにワシントンに連れて行く途中のハワイであった。そのうちの一人ジョン・アンジャイン氏(John Anjain)は、次のように語る。

(アメリカへの健康診断の途中)ハワイのホテルに全員で宿泊した。朝みんなで散歩に行こうと言われたが、彼(もう一人のロンゲラップ人)と私は、「私たちは(体が)きついかからここで休みます」といってホテルに残った。みんな朝から夕方まで観光をしていた。そしてホテルから弁護士に電話をした。いまハワイのホテルに居ますと言ったらびっくりしていた。とてもよい人で、すぐにホテルの部屋に来た。爆弾が落ちたときの事を話した。

(イバイ在住、被曝者、70歳代、男性)

アメリカでの健康診断から帰国した2人は、被曝した人びとから聞き取った話をまとめて弁護士に送り訴訟の準備を始めた。ロンゲラップの被曝者がこれほど早期に行動するとは予想だにしていなかった信託統治政府行政官はかなり当惑したようである。

6年後の1960年2月25日、ロンゲラップの被曝者たち、ロンゲラップに土地を有する者、そしてまだ生まれていない400人の子孫はアメリカに対して、財産の損害、放射線障害、火傷、肉体的および精神的苦痛、配偶者権、過去から将来にわたる医療費などとして、850万ドル以上¹²の補償額を求める訴訟をグアムにある信託統治領政府高等裁判所に提訴した(Civil No. 124, D.J. No. 163-64-2)。しかし、信託統治領政府裁判所は、1961年1月アメリカ合衆国

に対する司法権を持たないという理由により訴訟を却下した¹³。ロンゲラップの被曝者による要求は敢無く消えてしまった。

しかし、その後 1964 年 8 月 22 日になると、アメリカ議会でロンゲラップ環礁とウトリック環礁の被曝者に対する法案(P. L. 88-485)が可決されて、見舞金(ex gratia)¹⁴が支払われることになった¹⁵。ロンゲラップの人びとに対しては、1966 年 2 月 24 日に支払われた。ロンゲラップの人びとが受領したのは、議会で可決された 95 万ドルのうち、弁護士に支払われた 4 万 7500 ドルを差し引いた 90 万 2500 ドルであった。82 人の被曝者に対して 1 人当たり 1 万 494 ドル 18 セントが支払われたが、このときまでに亡くなっていた 14 人に関しては、その子どもや兄弟姉妹など代理人が見舞金を受領した。(NACP, Box 417, RG 126, January 7, 1966)。また支払い時に 21 歳以下だった人は、494 ドル 18 セントのみ受領し、22 歳になるまで 1 万ドルを銀行に預金しなければならないことも決められた。1966 年当時のミクロネシア全体における就労者の平均年収は 1100 ドルであったから(U.S. Department of Office 1981: 53-54)、被曝見舞金を受け取った人は、当時の就労者の年収の 9.5 年分に当たる金額を手にしたことになる。

見舞金をもらった時、それはうれしかったなあ。この時弁護士と話をしたんだ。彼は、「こんな金額は十分じゃない。いつかまた訴訟を起こすぞ」と言っていたよ。

(マジュロ在住、被曝者、70 歳代、男性)

突然の見舞金支払いの第一の直接的な理由は、ロンゲラップの人びとが 1960 年に起こした裁判である。先に述べたとおり訴訟は却下されたものの、この訴訟が起こされなければ見舞金支払いは無かったと考えられる。というのもアメリカ政府は、裁判を起した直後から審議が行われる可能性はないことを弁護士にほのめかしながら、別の和解の可能性を探るべく弁護士を取り込んでいった。そして弁護士は最終的にロンゲラップの人びとへの支払いを担当しているのである。「ロンゲラップ環礁見舞金法」の第 5 条にもロンゲラップの弁護士に適切な報酬を支払うことが明記されていた(NACP, Box 417, RG 126, January 17, 1963)。

多額の見舞金を受領したロンゲラップ人の社会生活は大きく変貌した。世帯成員すべてが被曝しているケースが多いので、世帯によっては、数万ドルという大金を手にした。家の新築や車の購入などに補償金を使ったり、中には、アメリカのディズニーランドへ家族旅行をしたりという人もいる。

しかしながら、ほとんどの人びとは、「見舞金はいつのまにかなくなってしまった」という。多くの人には、遊びに来る親族をもてなしたり、友人に食事をおごったり、日常生活用品や食料に多くを費やしたようである。そして、「いつの間にか」見舞金はなくなってしまった。

見舞金を得た人びとに対する妬みはそれほど発生しなかったと言う。見舞金を得た人びとはマーシャルの習慣に従い、多くは親族間で、まれに友人間で現金の貸与を頻繁に行うようになった。100ドル、1000ドルという、それまでは大金であった金額の貸与が始まった。

見舞金を得てから、結婚式や誕生日のパーティーでの個人的な経済負担が以前に比べて増加した。以前は、現金で購入しなければならない米やパンやケーキの材料となる小麦粉、イーストを人びとが少しずつ持ち寄っていたという。しかし、見舞金受領後には、購入して用意する物をパーティーの主催世帯が個人的に負担するようになった。しかしパーティーに必要な魚や貝の採取などの共同作業は依然として継続して行われていた。

ロンゲラップ環礁からも、クワジェリン環礁やマジュロ環礁での現金収入を求めて多くの人びとが、ロンゲラップ環礁を後にしたが、これらの人びとは、他環礁出身マーシャル人などから被曝者であるという誹謗を受けたという。マーシャル語で被曝者という意味である「ルバム(*ri baam*, 被曝者)」という言葉が使われ始めたのもこの頃である。影で噂されたこともあったという。

私がエレメンタリースクールの時に、ハイスクールの時でもよく「ルバム」とか「私たちうちっちゃよね」とか「ルバムはあっちへ行け」などと言われた。でも気にしなかった。ただ黙って聞いていた。

(イバイ在住、被曝二世、40歳代、男性)

エレメンタリーの時「あの人被曝者よ(*E paijin*)」と言われた。今はもう言われなくなったけど・・・

(マジュロ在住、被曝者、50歳代、女性)

この時期、見舞金受領によって人びとの生活は経済的には豊かになっていった。しかしその影で、被曝者たちは見えない心の傷を負っていたのである。

3. 自由連合協定の成立とメジャト島への移住

(1) 被曝者としての自己表象

1970年代になるとロンゲラップの人びとが積極的に海外に赴き発言するようになる。1972年には、ロンゲラップ共同体のマジストレートであり被曝者でもあるジョン・アンジャイン氏が初来日し、反核団体である原水爆禁止国民会議(以下、原水禁と略記する)に参加した。また、1975年には後にマジストレートとなった弟のネルソン・アンジャイン氏も来日した。ネルソン・アンジャイン氏はフィジーのスバで開催された第1回非核太平洋会議にも立ち寄った(前田 1991:225-228)。ロンゲラップのマジストレートや議会議員たちはこれ以降マーシャル諸島の政治的指導者層たちとともに日本、オセアニア各地、アメリカ、ヨーロッパなど世界各国を訪問するようになった。加えて一般の被曝者も原水禁の年次大会に参加することもまれではなかった。これまでマーシャル内でアメリカの見舞金と援助を受けながら暮らしていたロンゲラップの人びとは、被曝者としての自己表象をはじめたのである。

このようなロンゲラップの指導者層の積極的な海外へのアピールに対して、ロンゲラップの人びとは必ずしも好意的な評価をしていたわけではなかった。

ジョンやネルソンが何をしてもあまり気にしなかった。みんなジョンやネルソンが何をしに日本に行くのかわからなかった。日本は助けてくれるのか。日本人はなにをしてくれるのか、ロンゲラップの放射能のことを知ってどうするのかを知りたかった。

(被曝者、60歳代後半、女性)

私が日本に行っているときに、親類の人が家に来て私の妻に「あの馬鹿はまた日本に行ったのか」と言っていたそうです。

(ネルソン・アンジャイン、イバイ島在住、70歳代、男性)

ロンゲラップの指導者層が海外で被曝者としての自己表象を始めたこうした動きの背景には、オセアニアにおいて核問題を取り巻く政治的活動の高まりがある。

1970年代からミクエオネシアを基地化していこうとするアメリカ政府と独立しようとするミクエオネシアの間で交渉が始まった(桜井 1981:99)。将来アメリカの領土となるのか、独立するのかといった政治的地位を話し合う委員会もミクロネシア議会の中に発足し、ミク

ロネシア住民の自治意識も高まりを見せ、アメリカの統治に反発する様々な活動が見られた。マーシャル都市部の人口過密化に苦しんでいた人びとが生活環境の改善を求めてマイクロネシア議会に請願し、マイクロネシア議会は信託統治政府に対し補償を求めている。また、1971年には、ハワイでアメリカがマイクロネシアを極秘に調査した秘密文書であるソロモン報告書が暴露された。

ただし、非核運動、反核運動へのロンゲラップの人びとのかかわりは、あくまでも参加であり、運動の中心とはならなかった。それは、運動の目的である認知活動は、当時ロンゲラップの人々が求めている直接的援助とはかみ合わなかったからである。

(2) 自由連合協定の議論

信託統治下にあったマーシャル諸島は、「マイクロネシア連邦」の一員として独立を含めた将来の政体を決定するための交渉を1970年代よりアメリカと進めていた。しかし1974年、マーシャル諸島は正式に「マイクロネシア連邦」への参加を拒否し、独自の政体を模索することになった。その際、信託統治領として継続するのか、独立するのか、アメリカの領土になるのかという政体の問題は、マーシャル諸島の人びとにとって重要な問題となっていた。このようななかで、アメリカと自由連合協定を締結して独立するという案が浮上していた。それは、基本的には、アメリカは引き続きマーシャル諸島を軍事的に利用するが、見返りとして経済援助を行うというものである。

しかし、この自由連合協定のついた独立には、主に核実験被害を受けた共同体からは反発があった。自由連合協定には、核実験被害に対する賠償金支払いも盛り込まれたが、この賠償金でアメリカ政府のすべての責任は終わると言う文言があったからである。つまり、アメリカ政府はこの賠償金で核実験被害に関わる問題を終わらせようとしたのである。

ロンゲラップ共同体内でも、意見は分かれた。信託統治領には、信託統治領政府直轄の法的サービス「リーガルサービス」があり、ロンゲラップ共同体も1976年からリーガルサービスに賠償金の相談をしていた。信託統治政府の一機関であるリーガルサービスは高額の補償金を要求するといったアメリカの利益に反するような訴訟をロンゲラップ政府に提案することはなかった。つまりあくまでも信託統治政府のそしてアメリカの意向にそったアドバイスをロンゲラップ政府に行っていた。一方、アメリカにとって都合のよい自由連合協定に反対する動きも起こっていた。マーシャル諸島における核被害に関心を持つアメリカ人弁護士が、マーシャル諸島核実験訴訟プロジェクト(Marshall Island Atomic Testing

Litigation Project)を1981年4月設立したのである。このプロジェクトは、マーシャル諸島内では一般に頭文字をとってミアトラブ(MIATLP)と呼ばれている。4月21日には、核実験によって被害を受けた341人の個人的補償として10億2300万米ドルの損害賠償を求めて、ワシントンの連邦地方裁判所に提訴した。自由連合協定の中に、核実験による被害に関する訴訟を受け付けないという条項があったので、彼らの訴訟が審理されるためには自由連合協定が成立しないことが条件となっていた。そこで、ミアトラブは自由連合協定の国民投票の前にはマーシャル諸島のいたるところに自由連合協定を批判するステッカーを配布して家の壁や電柱に貼っていた。

こうして、ロングラップ共同体では、自由連合協定に対する賛成派と反対派は、リーガルサービス派とミアトラブ派の対立となっていた。

ミアトラブ、リーガルサービスそれぞれに利点があった。経済的資源をもたらしてくれる可能性があるのはミアトラブであり、信託統治政府の弁護士だから費用が安く抑えられるという点ではリーガルサービスが圧倒的に勝っていた。アメリカとの交渉のために多額の経費を必要としつつも、支払い能力に問題があることを人びとは十分に認識していたため、ロングラップのなかで議論となっていた。リーガルサービスとミアトラブが交互にロングラップ環礁でキャンペーン活動をするたびに、人びとはリーガルサービスに賛成したりミアトラブに賛成したりした。当時をよく知る人によれば、人びとはまるで振り子のようにふらふらと意見を変えていたという。

この高額な補償金を要求するミアトラブに積極的にかかわったのはロングラップ選挙区国会議員JT氏であった。彼は、それまでのリーガルサービスからミアトラブに顧問弁護士を変えるためにミアトラブの弁護士たちをロングラップに連れてきて大々的なキャンペーンを行った。JT氏はリーガルサービスに対して、「アメリカの手先だから要求補償額が少ないのだ」と批判していた。

しかし、JTの熱心なキャンペーンもあり、当初リーガルサービスを信奉していたロングラップ環礁居住の人びとも徐々にリーガルサービス派からミアトラブ派に変わっていった。まず、JT氏の親族からミアトラブ派に変わって行ったという。JT氏のオイは次のように語る。

私はずっとリーガルサービスを信じていたよ。私はおじとは違う意見を持っていたんだ。私はリーガルサービスの弁護士とはいい友達だったんだ。でも、私の親族はリー

ガルサービス派の私にトレーダー¹⁶と言って非難したんだ。そしてリーガルサービス派のやつらは、私の家族やおじの悪口を言い始めたんだ。どうしてよいかわからなくなってとうとうミアトラブ派に移っちまった。そういうわけで私は政治が大嫌いになったのさ。もう会合に参加することもなくなったし。

(メジャト島在住、40歳代、男性、非被曝者)

こうしてロンゲラップ住民のほとんどがミアトラブ派に転向するなか、ロンゲラップの人びとは、自由連合協定は成立せずミアトラブが多額の現金をロンゲラップ環礁共同体にもたらしてくれると信じて疑わなかった。

しかし1982年5月、マーシャル諸島全体の住民投票の結果、ロンゲラップ環礁だけに限って言えば賛成は14.4%であったが、マーシャル諸島全体では賛成が58%に達し、自由連合協定は成立を見た(RANNY and PENNIMAN 1985 : 98-99)。自由連合協定の核被害補償をアメリカに要求することは出来ないという177条項の関連協定の存在によって、ミアトラブによる訴訟は1983年5月に棄却されたが、その正式な理由としては、(1)この裁判を裁く権利がこの裁判所にない、(2)訴訟は6年間の出訴期限法の規定によるためという理由であった。しかし、ミアトラブは当初からエスポーザル条項自体の法的正当性を問題にしており、マーシャル諸島の核被害に関して十分に訴訟を行う権利があると考えていたのである(MIJ 16(10), March 8, 1985)。

結局、ロンゲラップの人びとによるミアトラブ派に転向して大金を得るという夢は潰えてしまった。この時の喪失感を多くの人は次のように語る。

私たちは、(長年の友人である)リーガルサービスも、ビリオンダラー(ミアトラブの提示金額)も失ったんだ。2つとも失ったんだ。

しかしロンゲラップの人びとはまたすぐに新たな行動を編み出していくのである。

(3) ロンゲラップの放棄

自由連合協定が成立したことによって高額な補償を得る希望を失ってしまったロンゲラップ政府は、独自にアメリカへの補償措置の働きかけを行うことになった。1980年代に入るとロンゲラップ政府や、一般の人びとから有志を募ってアメリカ議会に陳情に行くことが

たびたびあった。この渡航は、それまでにアメリカから獲得した見舞金や他環礁や外部NGOの支援で可能となった。

そのようななか、ロンゲラップ環礁における残留放射能の値が考えられていたよりも高いことが明らかになった(U.S. Department of Energy 1982)。ロンゲラップ政府は、1957年のロンゲラップ環礁帰島以降放射能に汚染されたロンゲラップ環礁で見られる異常を危機的に捉え、ロンゲラップ環礁以外の場所への移住を検討していたが、移住案が具体化したのはこの報告書がきっかけであった。JTは、2700万ドルを移住費用として米国に要求した。1984年5月30日、2人のロンゲラップ人は、国連信託統治理事会で、ロンゲラップの人びとがロンゲラップ環礁を離れて他の島に移住する計画があり、すでにロンゲラップ議会が承認していることを明らかにした。しかし米国の政府高官は、「私達は放射能も、移住する医学的根拠もない」と考え、そして、内務省高官も「ロンゲラップ環礁の放射能レベルはワシントンD.C.と比較しても高くない」とロンゲラップの人びとの移住に難色を示した(MIJ 16(18) May 3, 1985)。

こうしたアメリカ政府高官の発言に対してロンゲラップ環礁の人びとは怒りを感じた。ロンゲラップ環礁出身の男性は、「ロンゲラップ環礁の放射能は、ビキニ環礁と同じ程度であったのだ。私はワシントンDCの人びとが直ちに避難するよう警告する」と皮肉を込めた発言をしている(MIJ 16(19) May 10, 1985)。

ロンゲラップ環礁の地方政府議員やロンゲラップ環礁選出の国会議員は、アメリカ政府に放射能に汚染されたロンゲラップ環礁から別の場所へ移住するための援助を求め続けたが、アメリカ政府は援助に難色を示した。その上、マーシャル政府もアメリカ政府と移住に関して合意が成立するまで移住を先送りするよう指示していた。しかし、これ以上待てないと判断した人びとは、移住の援助を国際的な環境保護NGOであるグリーンピースに依頼した。

移住先の島としてクワジェリン環礁メジャト島が選ばれた。メジャト島を選んだのは、エバドン島出身の母を持つ後の国会議員のRLであった。メジャト島は、無人島であったがクワジェリン環礁エバドン島の人びとの生活圏内に属していた。

ついに、1985年には、人びとはグリーンピースの船「レインボウ・ウォリアー号(Rainbow Warrior)」の助けを借りて325人がメジャト島に移住した。

メジャトに移る前ロンゲラップでは食糧がほとんどなかったのよ。USDAも尽きていたし、タコノキの実もパンノキの実も季節じゃあなかった。4月ごろだったと思

うんだけど・・・ココヤシの実を飲んで魚を食べていた。砂糖だけはたっぷりあったから、移動中の食糧にと思って、飴玉をたくさん作っておいた。船の上で子どもたちが「おなかがすいた」といって泣くとアメダマをやってね。JTは食糧がないことを知っていたから(メジャト島に)イバイから食糧を持ってきたよ。メジャトに来る前、ロンゲラップを思い出すよう歌を作った女たちもいたよ。女たちはみんな集まって練習したんだ。ロンゲラップでは練習の時楽しかったのに、メジャトに来てみんなで歌ったときは悲しくて涙が出たの。 (メジャト島在住、40歳代、女性、非被曝者)

その歌の一つがこれである。

Ej raan belok jen ailin Ronlap
Koptata ke iban ber kin wot baijin
ne etolong anbwinu e tabar aj menono e ao.

いつかロンゲラップ環礁から離れていく。

もう遅い。戻れないのだ。もうロンゲラップに住むこともないだろう。汚染されているから。

それは体を突き抜けて、私の肝臓や心臓に入り込む。

ロンゲラップを離れるときに創った歌はこのほかにも多くある。

メジャト島に着いて人びとが最初に思ったことは、「こんな小さな島でどうやって暮らして行ったらいいのだろう。」ということであった。病院や小売店などがあるイバイ島まで船で8時間と比較的近いことが唯一の救いであったが、環礁全域を生活圏として利用する生活の仕方が当然だと考えていた人びとにとって、0.23平方キロメートルの小さなメジャト島は生活するにはあまりにも小さかったのである。

メジャト島への移住に先立ち、ロンゲラップの人びとは1軒の大きな集会所を建築していた。人びとは、各自の家を建築するまでこの集会所で寝起きした。平日の昼間は学校、日曜日は教会となったこの集会所は、すべての人びとを収容できるほどの広さはなかった。

集会所には女と子供たちが寝た。そんなに広くなかったからね。男たちは外で寝た

よ。でも来たばかりの時、なぜか夜になると毎日雨ばかり降って、毎晩男たちは寝るところを探して歩き回った。木の下で眠った。でも木の下に行くと、もう誰かが寝ているね・・・
(メジャト在住、40歳代、男性)

この集会所は、メジャト島の中で唯一木の茂っていない西の端に建てられたが、船をつけることの出来る浜は1キロメートル離れた東の端であった。当初は、イバイからの食糧の運搬が大変な作業であった。

移住したあと、島に食糧がなくなっていった。食糧を積んだ船がメジャトについたんだけど、時化のためその船まで食糧を取りに行くための小さなボートを出すことが出来なかったんだ。食糧はすぐ底まで来ているのにみんなどうすることも出来なかった。私のイトコが取りに行くって言って・・・泳いで船まで行って食糧を運ぼうとした。でも食糧を持って帰ってくるときに、流れが速くて潮に流されてしまったんだ。みんなで何日も何日も探し回った。もう生きてはいないだろうと思っていた。船に乗って探していたら、珊瑚に引っかかって死んでいた。髪の毛が長かったので、水の中でふわふわと浮いていた。泳ぎがうまかったから、泳いでいるときに何かあったのかも知れない。心臓発作とか、足がつったとか・・・ (メジャト在住、40歳代、男性)

人びとは、つらい体験をしながらも、悲しみに浸ることもままならず、生活基盤をまずは作らなければならなかった。

食糧不足の問題も発生した。

移住の1か月目に食糧が不足してきた。ラジオを使ってJTに文句をいった人もいた。「あんたは、私達にカラゲ(食用に適さない低木)を食べさせるためにここにつれてきたのか」ってね。
(メジャト在住、30歳代、女性、非被曝者)

メジャト島の肩身の狭い思いを表して、当時30歳代と20代の男性の合作による歌がある。

I kanan rool jen ailon in bwe ikijo rool.

I naj et wot kio de ikabatata.

Ailon eo au dj jolot eo au ijo iar lotak ie

I jap care kin men in kab air in naan

I naj bok wot men in kin jolet eo au.

こんな島からロンゲラップに帰りたい。もう待てないんだ。

あとどのくらいここにいることになるのだろう。

遠くにある私たちの島。

ずっと受継いできた島だ。

私はそこで生まれた。

耳に届く噂なんか気にならない(噂=メジャトの住人がメジャトのものを採っていると、エバドンの人々が噂すること)。

私はこれを取っているだけなんだ(メジャトの資源を利用するということ)。ちゃんと自分の島は遠くにあると言いつつ聞かせながら。

当時、メジャト島では何組かの歌のグループがあったが、その中の1つはアオジョジョー(aojojo)という名前を付けた。アオジョジョーは、海のなかで何か動いているのが見えるがはっきりとはわからない時、それを指して使う言葉だ。名付け親である男性は、「私たちはこの島のことを何一つ知らないで来た。この名前はぴったりだと思った」と語る。

メジャト島に適應するには長い時間を要した。生活を立て直すことももちろん大変なことであったが、さらに大変だったのは、ロンゲラップを失ったという喪失感との戦いである。人は新たな環境に置かれたときは、「自分の全人格をうしろに残してきたような不安定な時期を過ごす」(アルヴァックス 1989: 164)。人びとはメジャト島の生活を始めながらも、広大なロンゲラップの海や生い茂るヤシノキを思い出していたのである。「それは場所の様相と人々との間に、単なる物的な調和ないし対応関係があるというのではない。そう

ではなく、そこで出会う事物や、事物が全体のなかで占める位置が、われわれに多くの人びとに共通な存在様式を想起させるのである」(アルヴァックス 1989:165)。それに加えて、歌にもあるとおり、エバドン島の生活圏にある島を借りて住むという住みづらさ、そして自分たちの島(*aelon kein ar*)がない恥ずかしさ(*jok*)を感じていた。

4. 考察—補償要求の獲得と環礁生活保障システムの喪失

ロングラップ共同体の人びとは被曝直後からアメリカに対して何らかの被害賠償要求をしてきた。ロングラップ共同体は、徐々に見舞金という形で経済的利益を得てきた。

経済的利益を得る一方で、人びとの被曝に対する否定的イメージも変質してきた。彼ら被曝者は、非被曝者たちから「ルバム(被曝者)」と蔑称された。それは被曝しなかった多くの人びとから押し付けられた否定的イメージを伴った呼称であった(エリクソン 1973:19)。当初、「ルバム」であることを秘匿する人は多かった。たとえば、都市居住者の場合、婚姻の前にはロングラップ人であることを秘匿するケースがあったという¹⁷。ロングラップの人びとは、身体的苦痛だけではなく、非被曝者と遭遇する際に、被曝者というスティグマを感じた。「こういう瞬間にこそ両者はスティグマの原因と結果に直面しなくてはならないのである」(ゴッフマン 1970:28)。「ルバム」という押し付けられた否定的アイデンティティを持っていたし、何とかそれを隠そうとしていた。

しかし、信託統治領政府行政官やアメリカ人弁護士、海外のNGOたちと直接かかわりあう機会は、否定的なアイデンティティを肯定的に捉えなおす機械ともなった(FIINN 1990:124)。それだけではなく、ロングラップの指導者層は、「被曝」という事実、そして「被曝者」を抱える共同体としての優位性に早くから気付いていた。また、NGOから援助を受ける理由や援助されるだけのカードを持っていることに気付き始めた。そして、弁護士との会話から、自分たちの被曝という体験はアメリカにさらに要求することの出来る資源なのではないかと考えたのである。被曝は、否定的イメージから経済的資源を得るカードに転じたのである(エリクソン 1973:19)。

ここで重要なのは、非被曝ロングラップ人の役割である。もちろんジョン・アンジャイン氏のように被曝者の中にも、アメリカに積極的にかかわってきた人物はいるが、1970年代以降、アメリカにかかわってきたのは非被曝者の指導者層なのである。つらい体験をした多くの被曝者は、アメリカに直裁に要求を突きつけることは躊躇した。病気や生活の不安から自

分たちの面倒を見てくれる存在がどうしても必要であったのだ。非被曝ロンゲラップ人は、この点で割り切っていた。彼らはアメリカが怒って面倒を見てくれないのではないかという恐怖なしに、多くの要求をアメリカ政府にぶつけていった。

こうして、ロンゲラップの指導者層が蔑称の「ルバム」を戦略的に使用していくなかで、「ルバム」は戦略的補償金要求者というイメージに転化されていく。人びとは、アメリカから生活の保障を手に入れたことと引き換えに、ロンゲラップという環礁生活圏を喪失したのである。

注

¹ 共同体のリーダーとは環礁共同体の長である。日本の自治体は、第一レベルは都道府県、第二レベルは市町村となっているが、マーシャル諸島の共同体は、環礁共同体のレベルのみである。当時はマジストレートという名称であったが、1986年以降は現在までメイヤーという名称となっている。なお日本統治時代は、「ソンチョウ(村長)」という名称であった。

² 以後「被曝者」という呼称は、胎内被曝を含む86名に用いる。

³ 被曝量はロンゲラップ環礁で175レントゲン、アイリングナエ環礁で69レントゲンであった。放射線医学の定説だと、全身照射が600レントゲンで全員死亡、400レントゲンで半数死亡と言われているという(前掲書:100)

⁴ インタビューは、ロンゲラップの人びとを中心に行われた。特に指定のない場合は、ロンゲラップの人びとである。また、在住地はインタビュー当時に在住していた地点である。

⁵ アメリカ原子力委員会は、アメリカの政府機構のひとつであり、国際機関である国際原子力委員会(IAEA)とは別組織である。軍事・平和両面にわたる原子力の行政管理を行う委員会であり、1946年に設置された。現在は改組され原子力規制委員会となっている。原子力委員会は原子力の研究・開発を行っている国に設置されており、日本にもある。

⁶ この時、抗生物質に対する耐性菌の出現の可能性があったので、抗生物質が効果をなさない恐れがあったために、抗生物質が使用されなかったとされている(CONARD 1992 :9)。

⁷ 髪の毛が抜け始めたのは、被曝より2週間後のことである。この男性は、幾度も被曝者を見舞っており、記憶が混乱しているものと思われる。

⁸ 被曝二世とは、両親の何れかが被曝者であり、かつ被曝した後に生まれた人をさす。両親の何れかが、被曝しても、それ以前に生まれていれば本論文では、被曝二世とは呼ばない。

⁹ この人類学者はトビンである。当時のトビンのタイトルは、核実験で強制移住させられたビキニ環礁、エニウエトク環礁、ロンゲラップの人びとの社会再建プロジェクトにかかわる専任人類学者として勤務していた(Anthropologist and Officer-in-charge, Rehabilitation Projects for Displaced Marshallese)(TOBIN 1967:ix)。

¹⁰ ブルックヘブン国立研究所(Brookhaven National Laboratory)とは1947年に設立された、科学分野の研究を行う国立の研究機関である。核開発の一翼を担った。

¹¹ 残留放射能については、当時の信託統治領政府が、どのように人びとに伝えたかあいまいである。人びとの間でも、「残留放射能がない」と説明を受けたと言う人から、「残留放

射能があるが、影響はない」と説明を受けたものまで、さまざまである。当時のマジストレートの記録には、「放射能があるが、影響はないという説明があった」と記録されている。

¹² 1960年3月25日付けのスターブリテンでは、963万7千ドルとなっている(Star Bulletin, March 25, 1960)。起訴状によれば、原告の訴えでは、ロンゲラップの食糧供給地としての機能が破壊されたことにかんがみ、850万ドル以上の要求額を提示している。また、日本の漁船『第五福竜丸』が被曝したが、その補償は総額200万ドルであった。

¹³ 「主権免除」とは、国家が外国の裁判所において「被告として裁判権に服することから免除される」と言うものである。なお、国家は外国の裁判所において原告として訴訟を提起することは認められている(田畑 1990 : 103)。Order Dismissing Action, January 11, 1961.

¹⁴ 正確には補償金という名目ではない。

¹⁵ 法の正式名称は”to compensate the inhabitants of the Rongelap Atoll, in the Trust Territory of the Pacific Islands, for radiation exposure sustained by them as a result of a thermonuclear detonation at Bikini atoll in the Marshall Islands on March 1, 1954.”(1954年3月1日のマーシャル諸島ビキニ環礁における熱核爆発の結果、太平洋信託統治領のロンゲラップ環礁の居住者が経験した放射線被曝のために、彼らに対する補償に関する法)である。

¹⁶ 本人によれば、信念や義務よりもその場の都合のよいほうに味方してしまう態度のことである。八方美人的な態度により近いと思われる。

¹⁷ 被曝者の秘匿と援用に関しては(中原 2002)に詳しい。

第3章 「核の新植民地」

本章では、国際社会におけるマーシャル諸島とロンゲラップの位置づけを歴史的に明らかにしていく。それは、前章の人びとの記憶からの歴史体験を裏付ける作業でもある。

信託統治領は、住民の独立に向けて、政治・経済・社会的な発展を促すことにその目的があるが、なぜそこで核実験が行われ、住民が犠牲になる必要があったのであろうか。これを国際環境の視点から明らかにしていく。

1. ロンゲラップ共同体をとりまく国際環境の変遷

マーシャル諸島を含むミクロネシアの日本による統治は、第一次世界大戦勃発直後、日本海軍が赤道以北のミクロネシアドイツ領を全て占領した1914年に始まり、1919年5月7日には、同地域は日本による国際連盟委任統治領「南洋群島」として正式に承認された。この間日本は、南洋群島の植民地政府「南洋庁」をパラオのコロールに置き、領域全体を6つの地区に分けて統治を行った。マーシャル諸島はヤルート地区とされ、ジャルート環礁にはヤルート支庁が置かれた。南洋庁は、経済開発政策としてコブラ産業を推進するとともに、現地の人びとの日本への同化政策を推し進めた。日本への同化政策が極端にあらわれたのが1935年より執られた「皇民化教育」であった。現地の住民はすべて日本の天皇の子供であるという考えの元で、道德教育、天皇への崇拜、日本語教育が教えられた。1945年8月15日、日本の敗戦により南洋群島は事実上アメリカの支配下に入った。統治の中心地も日本時代の中心地であったジャルート環礁からマジュロに移された。このようにマーシャル諸島はそれまで一度も国民国家体制を持たず、ドイツ、日本、アメリカと絶えず植民地でありつづけた。

同地域が国連の信託統治領「太平洋諸島」として国際的認知を得たのは、国際連合安全保障理事会でアメリカの信託統治協定案が承認された1947年4月2日である。さらに協定が発効されたのは、大統領の承認を得た1947年7月18日である。しかしこれに先立つ1946年には、アメリカはマーシャル諸島のビキニ環礁(Pikinni)においてすでに核実験を開始していた。1948年にはエニウエトク環礁でも核実験が開始された。

とりわけ甚大な被害をもたらしたのは、1954年3月1日に、ビキニ環礁で行われた水爆実験「ブラボー」であった。ブラボーは、1954年3月1日から5月13日まで一連の水爆

実験の核実験「キャッスルシリーズ」の一環であった。広島の1000倍もの威力を持つブラボー水爆実験は、爆発によって直系500メートルもの穴をあけ、核爆弾や珊瑚の破片をあたりに撒き散らした。ロンゲラップ環礁、ウトリック環礁の人びとが「死の灰」を浴びて被曝をした。マーシャル諸島の人びとだけではなく、観測中の米軍人、日本のマグロ漁船「第五福竜丸」をはじめとする千隻にのぼるマグロ操業漁船が被曝した。後に、アイルック環礁(Aelok)、リキエップ環礁(Likiep)などでも被曝の影響が原因と考えらる疾病が見られる。

当時アメリカはソ連との間で熾烈な核開発競争の最中であつた。1953年にソ連が水爆実験に成功すると、アメリカ大統領トルーマン(Harry S. Truman)は水爆開発命令をだし、核開発全体が水爆開発に傾倒していった。アメリカ社会でもマカーシズム旋風(McCarthyism)が吹き荒れ、共産党員や共産党関係者と見られる人物が次々と摘発されたり職を追われたりするなど、反ソ意識が高まっていった。アメリカにとって水爆実験の成功はこうした反ソ感情とソ連との核開発競争のなかではひとときわ喜ばしいものであつた。その影で犠牲になったのが、ロンゲラップ環礁やウトリック環礁にいた人びとなのであつた。

核実験の被害の大きさに恐怖を覚えたマーシャル諸島の人びとは、核実験中止を求める署名を集めた。被曝した人びとはクワジャレン軍事基地に収容されていたので、その他のマーシャル諸島の人びとが中心となった。その署名は191名にのぼり、1954年5月6日、国連へ請願書として提出された。しかしながら、国連は核実験の継続を許可し、核実験は1958年まで続けられた。その数は67回にのぼる。この国連の決定には二大国アメリカとソ連の核開発をめぐる駆け引きがあつた。ソ連は、アメリカの核実験を住民の政治的、経済的社会的進歩を実現するものではないと非難したが、ソ連自らも核実験を行なっていたためにこの非難は説得力を欠いていた。そのために、アメリカが核実験を強引に継続する決議をソ連に承認させたのである(前田 1991: 132-133)。

当時の大統領であつたケネディ(John F. Kennedy)は、ミクロネシアを事実上併合するという目的のもと、国家安全保障行動覚書243号(National Security Action Memorandum)を出し、ハーバード大学のA・ソロモン(Anthony M. Solomon)教授をリーダーとする調査チームを組み、1963年7月から8月にかけて調査を実施させた。その結果は「太平洋諸島信託統治領政府領への合衆国政府調査団報告書」(以下ソロモンレポートと呼称)という報告書にまとめられた¹⁾。

1965年からはソロモンレポートに基づいて、医師、教師、平和部隊(Peace corps)などがマー

シャル諸島を含むミクロネシア全域に送り込まれた。逆にミクロネシアの若者をアメリカに留学させるプログラムも開始された。同時に、信託統治領政府やクワジェリン軍事基地などでの雇用が拡大され、従来からの生業形態が急速に崩壊しはじめた(小林 1994b: 128)。経済的な援助は、1947年から1962年までは年平均500万ドルであったが、1963年より年1500万ドルに増額された。

1968年に発足したミクロネシア議会はミクロネシア住民の自治組織であったが、アメリカ高等弁務官の管轄下に置かれていた。しかし、議会の中に「将来の政治地位委員会」を設置し、次第にアメリカとの将来の関係を交渉する組織に発展していった(小林 1994b: 130)。当初ミクロネシア地域は一丸となって、ミクロネシアを基地化しようとするアメリカと交渉を開始した。その交渉の中で、軍事基地計画のあるマリアナ、パラオ、マーシャルは基地計画のないトラック(チュウツク)、ポナペ(ポーンペイ)、ヤップの3地区と分離し、アメリカと独自に政体の交渉を進めることとなった。1978年にはマーシャル諸島は、住民投票の結果ミクロネシア連邦に参加しないことを決定し、1979年マーシャル諸島共和国憲法が発布され、自治政府が発足した。

これに先立つ1971年3月には、ハワイに留学中の学生達がアメリカによるソロモン報告書を暴露し、1971年8月には、パラオとマーシャルの代表が日本の原水禁大会でミクロネシアの現状を訴えた。これを皮切りにして、1970年代以降は、マーシャル諸島の政府関係者や被曝者達が被曝の窮状を海外で積極的に語るようになった。

この間、ロンゲラップの人びとは被曝後遺症に苦しんでいたが、こうした被害に対して、アメリカは、1966年と1978年に被曝者に対して見舞金を支払った。

1982年にアメリカエネルギー省により出版された報告書『1978年に調査された北部マーシャル諸島の放射線の意味』は、ロンゲラップの放射線が残留放射能のために無人島となっているビキニと同レベルであることを明らかにした(U.S. Department of Energy 1982: 39)。この報告を受けたロンゲラップの人びとの不安は一気に高まった。1983年、マーシャル議会は、「汚染された環境に住みつづけるために生じる安全性と福祉に対する不安がロンゲラップの人びとに与える肉体的および心理的な影響を取り除く」緊急のニーズがあることを認める決議を全会一致で採択した。しかし、マーシャル政府は、実際のアクションをなんらおこななかった。移住のための援助をマーシャル諸島から得られなかったロンゲラップの人びとは、環境保護NGOグリーンピースの援助を得て、1985年にクワジェリン環礁メジャト島に自発的に移住したのである。

1982年、アメリカは、マーシャル諸島との間で自由連合協定(Compact of Free Association and Related Agreements Between The Republic of The Marshall Islands and The United States of America)を締結し、1983年のマーシャル諸島における住民投票で、自由連合協定が承認された。自由連合協定とは、15年間の協定期間中、アメリカが軍事・安全保障上の権限を有する一方、経済援助も行なうというものである。自由連合協定は、1986年10月21日に発効し、同年11月3日、マーシャル諸島共和国は独立を宣言した。1990年12月22日、国連安保理の信託統治領終了決議(S/RES/683)によってマーシャル諸島は正式に信託統治を終えた。マーシャル諸島が独立を果たすと同時に、アメリカとの自由連合協定が発効した。自由連合協定によってアメリカはマーシャル諸島共和国に、援助金、および核実験被害に対する1億5000万ドルの「核実験損害基金」を設立した²。

ロンゲラップ共同体は、独自にアメリカ政府と交渉して、ロンゲラップ再定住計画をはじめていた。この工事は2005年10月現在も完了しておらず、ロンゲラップの人びとはメジャト島での生活を続けている。

1963年10月10日にアメリカ、イギリス、ソ連による部分的核実験禁止条約を核実験が発効されて以来、もちろんマーシャル諸島では核実験は行われていない。これに先立つ1958年8月19日以降、マーシャル諸島での核実験に替わって開始されたのがミサイル実験であった。

ミサイル実験は、冷戦の終結した現在でも継続されている。アメリカのカリフォルニアバンデンバーグ基地や近海の潜水艦から発射される大陸間弾道弾(Intercontinental ballistic missile, ICBM)、潜水艦発射ミサイル(Submarine launched reentry vehicle, SLBM)、複数の標的を攻撃する個別誘導多弾頭大陸間弾道弾(Multiple Independently Targetable Reentry Vehicle, MIRV)などの戦略ミサイル³やミサイル迎撃ミサイル(Anti-Ballistic Missile, ABM)の実験場となってきた。1回のミサイル迎撃ミサイル実験には1億ドルがすぎ込まれている。この金額は15年間の核実験損害基金の3分の2に相当する。2002年度には、ミサイル防衛費として830億ドルの予算が計上されている。これは核実験損害基金の5533倍に相当する。

マーシャル諸島は国家間の経済援助以外にも、経済的恩恵を受けている。クワジェリン環礁のいくつかの島から住民を強制移住することで基地として利用してきたアメリカは、そのリース料をマーシャル人土地管理者に支払っている。また、クワジェリン米軍基地で働いているのはほとんどが技術者と科学者であり、その家族を含め3000人がクワジャレン本島に居住している。クワジャレン本島にはマーシャル人は居住できず、船で20分ほどの

イバイ島に居住する。イバイ島住民人のうち約 1000 人が警備、商店店員、清掃員など基地雇用の「恩恵」に預かっている(MIJ 2001, July 20; RMI n.d. :51-53)。

このようにドイツ、日本の植民地として統治されたマーシャル諸島は、アメリカによって核実験場となり、その後信託統治領として統治され、独立後の現在でもミサイル実験場として、常に軍事戦略的に搾取されてきた。こうした軍事的搾取の一環としてロングラップの人びとの被曝もまた利用されたのである。

2. 放射能人体実験

第二次世界大戦後、アメリカ政府には放射線の人体に及ぼす影響⁴について知る必要性が生じていた。いずれ核爆弾を保有することになる他国からの攻撃に備えるためである。広島と長崎の被害は被爆データを収集する絶好の機会となり、収集された被爆者⁵データは、軍事機密資料として管理されたのである(高橋 2005a : 109)。

同様にロングラップの人びとも、被曝後から、アメリカ政府の放射線の人体への影響調査という一貫した政策のなかで取り扱われていくことになる。アメリカ政府は、ブラボー水爆実験時、ロングラップとウトリック環礁にいた 239 人のマーシャル人と気象観測員としてロングリック環礁にいた米国人 28 人を、人体に関する放射線の影響に関する研究の対象とした。この研究では『プロジェクト 4.1 著しい放射性降下物に偶発的にさらされた人間の反応に関する研究(以下プロジェクト 4.1 と略記する)』とする最終報告書がブラボー核実験の 8 ヶ月後の 1954 年 10 月に作成されている(NMRI and NRDL 1954)⁶。ここで重要なのは、アメリカ原子力委員会が被曝した人びとの治療よりも調査、研究を重視したことである。当時ビキニ環礁の人びとが避難させられたにも関わらず、ロングラップの人びとが避難させられなかったのは、意図的に被曝させ人びとから被曝データを取るためであったことが明らかにされつつある (MIJ, 1995, July 28)。

ロングラップ環礁にいた 67 人は 175 ラド、アイリングナエ環礁にいた 19 人は 69 ラドという高い放射線を浴びているが⁷、プロジェクト 4.1 の最終報告は、被曝の医療チームを構成する人材は、臨床的処置よりも、むしろ調査方法を熟知している人間がその担当者として適切だと勧告している(Naval Medical Research Institute Bethesda, Maryland and U. S. Naval Radiological Defense Laboratory San Francisco, California 1954: 97)。つまり、治療よりも、調査が目的だったのである。以降ロングラップの被曝者は、人体実験の対象となっていく。

また、1957年のロンゲラップ環礁への帰島に関しても、アメリカ原子力委員会は、「放射能レベルがアメリカ市民にとっての許容量とされていた数値よりも超えていた」ことを認識しながら人びとを帰島させている(高橋 2003 : 69)。次の文書が1957年の帰島が人体実験目的であったことを示唆している。

これらの検査は、特に被曝者の晩発性放射線障害の可能性、血液状態、わずかではあるが、同じように汚染された環境下における影響、放射性物質の排出と火傷に着目したものである(NACP, Box 417, RG 126, May 22, 1961 :9)(下線は筆者)。

ロンゲラップの人びとに対する継続的かつ慎重な調査が極めて重要である。・・・放射線による低レベル汚染環境での居住の影響について継続的に評価を続けることが重要である(NACP, Box 417, RG 126, May 22, 1961 :15-16)(下線は筆者)。

このように、ロンゲラップ環礁が放射線に汚染されていることを認識し、調査目的のために、ロンゲラップの人びとを帰島させたのである。こうした人体実験が行われるなかで、内務省は被曝後頻発した流産や死産の情報を極力外部に漏らさないように配慮していたことが内務省官僚のメモからわかる。

私は、ある死産で生まれた子供が先天性異常であると記した。・・・私は死の灰を恐れたために起こった不運のようなものではないかと考えている。

おそらく、なぜロンゲラップにこのような問題が発生するのかという上院の質問に対しても、われわれはこの出来事を心の中にしまっておくべきだろう(NACP, Box 417, RG 126, May 23 or 24, 1963)。

このように、アメリカ政府官僚は特殊な病状が発症しても、それを死の灰に対する恐れという精神的原因に起因させ、放射能という物理的原因との関連性を否定している。その上こうした状況をアメリカ議会上院で議論されることを回避しようとした。つまりアメリカ政府は、第2章で述べたように、「放射能レベルは人体には影響はない」としながらも、影響のないはずのロンゲラップ環礁で人体への放射線影響調査を行い、結果的に起こった

核被害の否定と隠蔽を行っていたのである。

人体実験はその後にも継続された。1960年から1963年にかけて、アメリカ原子力委員会は、ロンゲラップ環礁の34人に放射性物質クロミウムを接種した(MIJ 2000, May 26)。放射性物質を接種された人びとのうち、多くの人がすでに亡くなっている。同様の人体実験はすでに1945年3月から1947年7月までアメリカ国内でも行われていた。アメリカ政府はガン末期患者や重病者を中心に人体にプルトニウムを注入し、被曝データを蓄積していたのである(アルバカーキー・トリビューン編 1994; ウェルサム 2000)。

被曝とその後の人体実験の結果、ロンゲラップの被曝者たちに最も多く現れた症状は甲状腺異常である。甲状腺結節は、被曝時10歳以下の子供に多く、その発症率は被曝時に10歳以上の13.3%に比して77.3%となっている。甲状腺機能低下症、甲状腺萎縮、顔面浮腫、成長障害なども見られた(SUTOW, CONARD and THOMPSON 1982 :91)。白血病や胃ガンなどで死亡したものもいる。

このように放射線を出す物質があることがまず発見され、その次に核分裂反応が可能となると、兵器に転用する研究と開発が進められた。その過程で放射線障害を生んできたわけである。核爆弾を実戦使用するに当たって、放射線の人体への影響について知る必要性から、人体実験はアメリカ政府によって組織的に行われていった。ロンゲラップの人びとが人体実験として使われたのにはこのような背景があったのである。

3. 核実験のための支配体制の構築—「戦略的信託統治」

人体実験を伴う軍事的搾取を行なうアメリカの支配体制は国連システムを効果的に使うことによって構築されていった。

アメリカ政府は、核兵器開発継続のために核実験場を必要としていた。核実験場の選定は、第二次世界大戦が終了したわずか5週間後に安全保障問題の諮問機関であるアメリカ統合参謀本部(Joint Chiefs of Staff)によって開始された。核実験場の選定基準は、(1)アメリカの支配下にあること、(2)安定した気候と広範囲な場所の確保、(3)無人か人口が少ない地域であること、(4)アメリカの人口密集地から離れていることの4つである。この選択基準に従ってマーシャル諸島ビキニ環礁が選定された。しかもアメリカ原子力委員会は、人間の健康や安全を脅かさないことが明確になるまでは核実験は海外でおこなわれるべきであると1953年にアメリカ議会で発言している(WEITHGAL 1980)。

ミクロネシア地域の地位に関しては、アメリカ国内で議論が起こっていたが、信託統治理事会のもとにおかれた一般的な信託統治領ではなく、安全保障理事会が主要な権限を有する「戦略地区」を設定するというアメリカ陸海両軍の見解が採用された(五十嵐 1995 : 172)。この「戦略地区」の提案は国連憲章第 83 条として明文化された。信託統治制度の基本目的は、「国際平和」、および信託統治地域社会内部の発展・平等を促進することである。

「戦略地区」として指定されたミクロネシアは、「国際平和」という言葉の意味する安全保障の側面が過度に強調されていくことになる。マーシャル諸島において国際平和を過度に重視する政策は、信託統治領が施行される以前に、核実験を行なうためにビキニ環礁の人びとを強制移住させるためのレトリックにすでに現れていた。「アメリカは、人類の福祉と世界の戦争を終わらせるため」に核実験が必要であると、ビキニ環礁の人びとを説得したのである(豊崎 2005 : 54)

1947 年 4 月 2 日、アメリカとミクロネシア地域間で信託統治協定が締結され、ミクロネシアは世界で唯一の戦略地区という指定のついた信託統治領となった。この協定には、軍事力の根拠地の建設、軍隊の駐留、信託統治地域の便益、援助を使用することなどが盛り込まれている(前田 2005 : 34-35)。ミクロネシアを戦略地区という指定で安全保障理事会の管轄下に置くことで、アメリカにとって極めて有利な核実験を行なう環境が整備されたのである(甲山 1975: 31)。すでにビキニ環礁で核実験を行っていたアメリカは、国連制度の枠組みでも軍事利用を認められることになり、文字通り大手を振って核実験を行なうことが可能となった。

戦略地区の指定のついた信託統治領において、人びとは外部社会と完全に隔絶されていた。1960 年代、アメリカ政府はマーシャル諸島を含む信託統治領において「民族学的動物園政策(ethnological zoo policy)」を掲げていた。これは信託統治領の目的である信託統治領の生活レベル向上や自治政府の促進になんらの関心も払わず、「経済発展を最小限にとどめ、ミクロネシアの文化の保護や保存に努める」というものである(MASON 1989b : 23)。表向きには現地の文化や社会を保護することを目的とした隔離政策であったが、軍事化したミクロネシアを外部から遮断しアメリカの安全保障を構築することが真の目的であった。1947 年に発効した信託統治協定に規定された住民の政治的、経済的、社会的、教育的発達の促進は形だけのものであり、実質的には「国際の平和及び安全を増進する」ための軍事がすべてに優先されていた(矢崎 1999: 156)。たとえばそれは、第 2 章で述べたアメリカ原子力委員会の秘密主義にもあらわれている。マーシャル人レントゲン技師は、ロングラップ

被曝者と話した内容についてアメリカ原子力委員会からしつこく問われアメリカの秘密主義を感じている。つまり、人びとがアメリカの核実験による被害について批判するだけの知識と政治力そして経済力をつけることを、制度上も行政上もアメリカは阻止したのである。ロンゲラップの被曝者たちがアメリカ政府に対して起こした最初の損害賠償請求は1961年に裁判管轄権の不在により棄却されているが、これに対する異議申し立ての機会を国際社会に訴えることもできなかつたのである。

アメリカ政府は、地域の発展を目的として設立されたはずの国連信託統治システムを別の形で利用した。国連憲章に明記された国際平和というレトリックを使って現地の人びとを説得し、地域の発展を目的として設立されたはずの国連信託統治制度を、核実験を正当化するために自らの都合に合わせて作り変え、核開発のためのマーシャル諸島支配体制を確立して行ったのである。この支配体制のもとでは、ロンゲラップの人びとには被曝の危険性に関する知識も与えず、被害を回避する選択の余地すらも与えられなかつたことは言うまでもない⁸。

4. 補償金依存と放射能の必要性

(1) 核実験損害基金

現在マーシャル諸島はマーシャル諸島共和国として独立し、核実験も行われていない。しかしマーシャル諸島、とりわけロンゲラップ共同体とアメリカとの間に依然として経済的な植民地関係が存在する。それは独立と引き換えにマーシャル諸島共和国とアメリカ合衆国との間に締結された自由連合協定のなかで規定されている援助と核実験損害基金に顕著に現れている。

核実験損害基金は、1986年に発効した自由連合協定の第177条項に基づいて、マーシャル諸島政府にもたらされた1億5000万ドルの基金である。核実験損害基金は、15年間にわたり基金として信託投資し、運用により得られる利益と元金を加算した総計を、核実験被害に関わる賠償やそのほかの費用に当てるものである。1年間の分配額は1800万ドルである。主な使用目的に、核実験被害をうけた4つの環礁(Four Atoll.以下四環礁と略記する)に対する医療プログラム費用、医療調査および放射線モニタリング費用、四環礁に対する177条分配金、疾病補償金などがある。表3-1は核実験損害基金に利益を加算した総計の内訳である。疾病補償金は病気の種類と症状によって細かく分類され、各々補償額が設定

されている。核実験損害基金を管理するのは裁定委員会である。核裁定委員会はマーシャル諸島住民からの疾病補償金請求にかかわる疾病認定と支払い、四環礁への177条分配金の分配といった、核実験損害基金全般に関する認定手続き、および財政管理を行っている。

四環礁の地方政府は、共同体分として核実験損害基金から受領する177条分配金を年に4度受領し、主に共同体に帰属する住民に対する分配補償金として再分配している。ロンゲラップ共同体への177条分配金の分配は1年間に250万ドルである。これらが年4回に分割されて、3ヵ月に1度分配されている。1回の補償金額は60万ドルであるが、このうち35万ドルは将来の分配金としてロンゲラップ核被害基金(Rongelap Claims Trust Fund)という名目で蓄えられる。半分を将来のために蓄えるのは、土地、物、現金を将来のためや子孫のためにとっておくジョートクリック(joortoklik)という慣習に基づいている。残りの30万ドルが住民に177条分配金として分配される。177条分配金の1回1人当たり受領額は、人口の変動により年によって多少変動があるが、たとえば1998年6月21日には、被曝者および被曝者の権利を譲渡されたものに319ドル35セント、そのほかロンゲラップに帰属する人びととしてロンゲラップ共同体に認められた人びとに106ドル45セント、総計29万9014ドルが一般の人びと2590名に分配された。被曝者とは1954年のブラボー核実験で被曝した82名と、胎内被曝の4名の計86名である。被曝者の権利を譲渡されたものとは、一般に被曝した両親などが死亡した場合に被曝者としての補償金を得る権利を移譲されることである。30万ドルに若干満たないのは、被曝者は非被曝者の3倍とするという分配規定に基づいて、人びとに最大限に分配した結果である(RALGOV 1998)。

自由連合協定第177条項の関連協定には大きな運用上の問題がある。その問題の第一は、関連協定第10条第1節により、アメリカが支払う核実験損害基金が1億5000万ドルに限定され、この金額をもって過去、現在、未来における核実験の被害に関する完全決着とされたことである。当然自由連合協定の交渉以前に提訴され、係争中であった訴訟もすべて却下された。もし被害に変化が見られれば、アメリカ議会に請願を行わなくてはならず、マーシャル諸島にとって多大な負担となっている。

第二は、実際の支払い金額の少なさである。核実験に起因する疾病に対する補償金は、疾病の種類により6段階に分類されている。例えば、白血病を発病すれば12万5000ドル、甲状腺ポリープであれば1万2500ドルの補償金を受領する⁹。疾病補償金については、核裁定委員会によって核実験による被害が認められた人に一度に全認定額が支払われているわけではなく、年に1度、1~10パーセントずつ数年にわたって支払われていた¹⁰。年に1

度分割で支払われていた疾病補償金は、同協定が失効する 2001 年 10 月 22 日以前に、全支払いが完了しなかった人びとがほとんどである。核実験損害基金のうち 4575 万ドルが疾病補償金に割り当てられていたが、2000 年 8 月 15 日現在の認定額は当初の割り当てを大きく上回る 7263 万 4750 ドルで、未払いの金額は 2690 万ドルにのぼる。また、疾病認定者の 42%にあたる 712 人が全認定額を受領する前に死亡している(RMI 2000 : 3)。しかもこの核実験損害基金は当初から 15 年間の期限付き協定のなかで設立された基金であり、2001 年 9 月 30 日で終了することになっていた。疾病補償は、2001 年 9 月の段階で 3000 万ドルの認定未払い分が残っていた(MIJ 2001, June 8 : 4)。2000 年 9 月にアメリカ議会に提出された請願は、1 年以上も経過した段階でやっと議論されたが、「核実験損害基金」の継続は認められず、四環礁への分配、疾病補償金、医療保障などは打ち切られた。

第三は核裁定委員会の判決の実効性に関してである。現在、核裁定委員会は、各四環礁共同体単位の集団訴訟で核実験損害額を認定する作業を行っている。四環礁のうち認定額が決定したのは、ビキニ環礁共同体とエニウエトク環礁共同体である。例えば 4 億 3150 万ドルが認定されたエニウエトク環礁共同体に支払われた額は 110 万ドル、5 億 9672 万 3771 ドルが認定されたビキニ環礁共同体の受領額は 150 万ドルである(RMI 2000 : 3)。核裁定委員会の判決はアメリカ政府に対して法的拘束力はあるが、実効性がなく、全認定額の支払いの目途はまったく立っていないのが現状である。

このように核実験損害基金として法的整備は整えられてきたが、全認定額が支払われているわけではないのである。

この核実験損害基金はマーシャル諸島の新聞や文献では「補償金」と記述されるものの、被害の法的責任を認めた上で支払っているものではない。ここに核実験損害基金の根本的な問題がある。「補償金」は通常損害に対する法的な責任を認めた上で支払われるので、厳密な意味では核実験損害基金は「補償金」ではなく、性格上、損害の法的責任とは無関係に支払われる「慰謝料」に近い。アメリカは核実験以降現在に至るまで、核実験による被害に対する法的責任を一切認めていない。1966 年に最初に米国からもたらされた現金は英語で *ex gratia* と記されており、日本語に翻訳するとさしずめ「慰謝料」あるいは「見舞金」と翻訳されるべき語である。これと同様に核実験損害基金も補償金ではない。つまりアメリカは、法的にはマーシャル諸島に対する加害者ではなく、あくまで援助者としての立場を貫いていることになる。また、2004 年 3 月 1 日にマーシャル諸島マジュロで行われた「ブラボー実験 50 周年記念式典」で、駐マーシャル諸島アメリカ大使が行った演説では、マー

シャル諸島の人びとが核実験に協力し冷戦を終結することに貢献したとして感謝の意を表している。そこには謝罪の言葉はない。そこにあるのは、あくまでもアメリカの考える国際平和を構築する努力に協力したマーシャル諸島の人びとへの感謝だ (グローバルヒバクシャ研究会編 2005 : 354)。ここに、マーシャル諸島に対するアメリカの優位性が認められ、マーシャル諸島の補償金獲得額が増えれば増えるほど、援助者であるアメリカの優位性が高まるという皮肉がある。

自由連合協定は確かに核実験損害基金という補償金をマーシャル諸島にもたらした。しかし、被害者としての補償権利要求が受け入れられた結果としての補償金制度は、前述のとおり、マーシャル諸島を新たなアメリカの支配下に組み込む役割を果たしている。

(2) 再定住計画基金

核被害四環礁のうち、ビキニ、エニウエトック、ロンゲラップのそれぞれの共同体は数度の移住を経験し、中心居住地である環礁も著しく汚染されたことから、それぞれ個別に再定住計画が行われ、アメリカの拠出で基金が設立されている。また、ロンゲラップ共同体では、核実験以前の居住地であるロンゲラップに、放射能を除去して帰島するロンゲラップ環礁再定住計画があるが、この計画に関する費用をアメリカに交渉した結果、1996年には基金が設立された。現在も基金増額に関する交渉が継続しており、2001年2月現在、4500万ドルの基金となっている。この基金を信託投資で運用し、得られた利益をロンゲラップ残留放射能調査、放射線除去作業、居住施設の整備などに充てている。

(3) 補償金依存

マーシャル政府の交渉による補償金とロンゲラップ政府が独自に交渉した結果得られた補償金を図式化すると図3-1のようになる。

自由連合協定締結以降確立された補償金制度の下で、ロンゲラップの人びとは177条分配金と再定住計画基金に依存した生活を強いられるようになった。1998年に筆者がメジャト島で行った調査によれば、メジャト島における1人1月当たりの平均収入は134ドル88セントであった。177条分配金と別途支給されていた補償金は通常1人1月あたり73ドル81セントであり¹¹⁾、平均収入の54.72%となっている。メジャト島では1人1月あたり100ドルあれば最低限暮らしていけると言われている。問題なのはこの収入の内訳である。この収入の内訳は、177条分配金、個人経営商店の収入、ロンゲラップ政府職員給与、国家

公務員給与である。3軒の個人商店があるものの、50%をアメリカの援助に頼っているマーシャル諸島共和国の国家公務員と、100%アメリカの財政に依存しているロンゲラップ自治体の地方公務員がほとんどを占めている。つまり、メジャト島の人びとの収入はそのほとんどをアメリカからの補償金に依存している。

こうしたアメリカによる補償金の依存状況においては、個人的な被害の重大性よりも、社会の全体性が重視されるのは言うまでもない。ロンゲラップ政府は、「要求できる補償は少額である」として、34人に対するクロミウム接種の補償要求をしていない。34人のほとんどが現在60歳以上の高齢で、その多くがすでに亡くなっている。ロンゲラップ政府は個人の無念さや、社会的不正義が原動力となってアメリカに訴えるよりもむしろ、得られる利益の額によって訴えを行っている側面もある。

(4) 放射能の資源化

放射線は人体の健康に著しい影響を及ぼす。現在では、直接的な被曝者のみならず被曝二世や二次被曝者との婚姻による出産によって、白血病や癌等の放射線障を発症するリスクをもつ人びとが増加しつつある。実際に原因不明のコブや成長障害などが被曝三世にみられる。残念ながらロンゲラップの被曝者だけについての統計は存在しないが、核裁定委員会は、1987年から1997年12月31日の期間中、マーシャル諸島全体で1549人を核実験に起因する疾病であると認定した¹²。1985年から1994年の10年間で、マーシャル諸島におけるガンの発生をアメリカと比較すると、肺ガンは男性で3.8倍、女性で3.0倍、子宮頸ガンは5.8倍、肝臓ガンは、男性で15.3倍、女性で40倍もの数値を示している(PALAFox et al. 1998 :1822)。こうした不安は放射性物質が半永久的に存在しつづけることに起因している。現実的な時間感覚のなかで自然消滅することのないマーシャル諸島全域に存在する放射性物質は、環礁生産物の摂取や井戸水の日常的利用により体内に少しずつ吸収される。これを内部被曝といい、近年その被害の深刻さが注目される被曝である。こうして、放射性物質の世代間継承の危険性と、環境に存在する放射性物質の影響の危険性という2つの恐れを常に抱きながら生活を送ることをロンゲラップの人びとは余儀なくされているのである。ロンゲラップ政府はこうした危険性から、将来のロンゲラップ共同体の居住地に関する政策立案については慎重にならざるを得ない。放射性物質は長期間残留し地域的にも拡散していくことから明確な政策を打ち出しにくいのである。

このようにロンゲラップでは、危険な放射性物質が半永久的に存在し続けるという危険

に曝されている。つまり、この危険性に人びとの生活やロンゲラップ政府の政策立案が左右されている。

ロンゲラップ政府は、この放射能を資源化している側面もある。

ガンや白血病といった疾病が核実験による放射線に起因するかどうかを特定するのは非常に困難である。パラフォックスらによるマーシャル諸島におけるガンの発生に関する考察によれば、確かにマーシャル諸島におけるガンの発生率はアメリカと比較して高いのだが、食事や飲料水を媒介して身体に摂取される放射性物質のほかに、栄養の偏りやライフスタイルの変化も原因として考えられることを指摘している。例えば、ビタミンAの摂取不足、飲酒と喫煙の割合の高さ、および性感染症、B型肝炎などの罹患率の高さなどである(PALAFIX et. al. 1998 :1823)。マーシャル諸島におけるガンの発生率の高さは、核実験の放射線の影響はもちろん第一に挙げられるものの、それだけに限定されないために疾病と核実験の因果関係の特定は困難となっているのである。

こうした因果関係の不明確さは、一般的に被害者が加害者に対して膨大な補償請求が可能となる一方で加害者は完全に免責を主張するというジレンマ状態を導くことが指摘されている(小島 2002 : 26)。ロンゲラップ共同体では実際に人びとは因果関係の不明確性を逆手にとって疾病補償金を何とか得ようとする例が見られる。漁撈中の心臓発作といった放射線障害から起こる疾病とはおよそ考えられないような死因でも、核裁定委員会に補償金を要求してしまうのである。このとき夫を亡くしたある女性は「認定されるかどうかかわからないけど、やってみる(*kajjion*)」と述べた。因果関係の特定が困難なだけに、「夫が魚採りで死んだのはロンゲラップに長く住んだからかも知れない。補償金をもらえるかも知れない」という疑念と期待の入り混じった感情によって人びとは疾病補償金を核裁定委員会に請求する。1986年の疾病補償金の支払い開始から2002年2月15日までの疾病補償金申請件数5941件のうち、認可されたのは1741件であった。このように個人は疾病補償金に過度に依存することとなる。

因果関係の不明確性はロンゲラップ政府が補償金を要求する際にも影響を及ぼす。裁定委員会ではロンゲラップ環礁の被害に関する複数の認定作業が行われてきたが、加害者ではなく、被害者であるロンゲラップ政府や人びとに立証責任が生じる。しかしマーシャル諸島には1954年以前の疾病データは存在する筈もなく、厳密な被害の立証は困難を極める。しかし、因果関係が特定できないからこそ被害は無限に主張することができる。科学者や弁護士を雇い、さらなる補償金をアメリカに要求するために、放射線物質と疾病との因果

関係を立証する努力が行われるのである。このようにロンゲラップ共同体は、補償金に積極的に依存した戦略をとっている。これは他に現金収入の乏しいロンゲラップ共同体が採れる、経済的に合理的な戦略である。

アメリカの支配とその結果もたらされた危険性に抵抗してきた筈のロンゲラップ社会が、逆に危険性に依存する構造に陥っている。自由連合協定締結当初から15年間の協定であったことから、補償金を手にすればするほど、自由連合協定終了後に終了してしまうかも知れない補償金のない生活が想像できず、不安に陥る。この不安からさらに補償金の追加要求を行ってしまうのである。

5. 核の新植民地—「循環型依存」

冷戦下において、戦略的優位を確保するための第一の道具として核兵器を位置づけていた当時のアメリカにとって、支配下にあったマーシャル諸島は人体実験を行うのに格好の場所であった。アメリカ政府はマーシャル諸島での核実験を正当化する根拠として、国際連合憲章に掲げられた「国際平和」という理念を都合よく利用し、通常の信託統治領とは異なる軍事的利用を行うための「戦略地区」という指定を信託統治制度に追加した。こうしてマーシャル諸島はアメリカの軍事的搾取の対象となっていったのである。

核実験が終了した現在も、ロンゲラップ共同体の予算は100%アメリカに依存しており、人びとも自由連合協定によって受領することとなった補償金に依存している。軍事的に搾取されてきたロンゲラップの人びとは、核実験が終了した現在でも、アメリカとマーシャル諸島の合意によって成立した自由連合協定の補償金システムに完全に絡められている新植民地状況に陥っている。

こうした状況は、人体と環境を含めたロンゲラップ社会に放射性物質が存在することが前提となっている。つまり、皮肉にも人びとが恐れている放射性物質の危険性は、人びとの生活を保障するためにはなくてはならないものとなっているのである。

このように、マーシャル諸島における新植民地の性格は、補償金と放射能の「循環型依存」体制と言える。

¹ ソロモン報告書は、第一部「政治発展」、第二部「経済社会発展」、第三部「行政組織」となっており、第一部の「政治発展」だけは現在でも非公開文書となっている。小林は独自のルートでこの非公開文書を手に入れ、日本語に翻訳して出版した(小林 1994b)。

² 広島と長崎に投下された原爆による被害者に対する補償金は支払われていない。ただし被爆者援護法に基づいて原爆手帳の交付を受けた者は、ほとんどの医療費が無料となっている。

³ 戦略ミサイルとは、射程が 5500 キロメートルを超え、かつ相手国の中枢を破壊する目的を持ったミサイルである。これ以外を戦術ミサイルと呼ぶ(川崎 2003: 10-11)。実験されるミサイルは、ミニットマン(Minuteman)、トライデント(Trident)、新ミサイル(MX)である。発射から目標地点までは約 30 分である。

⁴ 核実験で放出される放射線とは放射能を持つ特殊な物質、例えばウラン、ラジウム、トリウムといった物質が出す光線のことである。1876 年に放射線が発見された後、X線診断やガンのX線治療など医療現場で応用されていく一方、他方では、放射線を人工的に生み出す研究もヨーロッパを中心に進展していた。後者の研究が核爆弾の製造(のちには原子力発電)に発展していく。アメリカ政府は、ナチス政権下にあったドイツが核爆弾を製造することに対する危機感から、1940年に原爆開発計画「マンハッタン・プロジェクト(Manhattan Project)」を始動させ、1945年7月核実験に成功した。こうした開発のなかで、放射線の物質透過性という特徴が、患者やX線技師、放射線研究者、ウラン鉱山労働者の人体に、ガンや白血病といった深刻な影響を与えていた。

⁵ 本論文では、ロンゲラップの人びとがうけた核爆弾の影響を、主に放射性降下物による被害であることから、「被曝」と記述している。広島と長崎における核爆弾による被害は、もちろん放射性降下物の影響もあるが、核爆弾の爆発によって発生した熱線からうけた被害が大きいことから「被爆」と記述する。最近では両者の被害を区別することに疑問を感じ、むしろ両者の被害の壁を取り除き連帯するという運動の側面から意味から「ヒバクシャ」という言葉も使われている。

⁶ こうした人体実験を示す公文書はクリントン政権下における情報提供基盤の確立という政策のもとで、1994年に公開され始めたものだ。広島市立大学広島平和研究所の高橋博子によれば、いったん公開された文書がブッシュ政権下で再び非公開にされる文書があると

いう。

⁷ ラドとは物体が受けた放射線量の大きさであり、吸収線量のことである。

⁸ 危険性はあらゆる政策に付きまとうが、少なくとも予想される危険を科す側と科される側との相互了解があることが望ましい(山口 2002:215)。

⁹ 15年間の協定期間中に疾病認定を受けた人は、1694人で、認定症例は1833例である。つまり1人が2つ以上の疾病を併発している可能性があるのである。

¹⁰ 最後の支払いとなった2001年の疾病補償金支払い率は17~37.5パーセントと高率であった。これはすでに受け取っている額を考慮して決定された(MIJ 2001, October 19)。

¹¹ この年は、特別に別途補償金が分配されていたために通常の約2倍の補償金受領額となっている。また、被曝者や死亡した被曝者の権利を持つ人はこれよりさらに高額の補償金が分配されている。

¹² 一人が複数の疾病を抱えることもあり、認定症例は1685例となっている(NCT 1997:19)。

第4章 ロイヤリティ分配—生活保障の追求

ロイヤリティとはロングラップ再定住計画の一環としてロングラップ本島に建設されている発電所、海水淡水化装置、コミュニティホール、空港、港など各種の共同施設建設のための用地に対して、再定住計画基金の中から首長、6人の土地管理者、一般の人びとに分配される土地使用料である。現地では土地管理者金(*alap mani*)と呼ばれている。もちろん、これらの共同施設はロングラップ本島の中心部に集中的に建設されているため、自らの管理する土地には共同施設が建設されていない土地管理者もあるが、土地管理者はロイヤリティを平等に受領している。より多くの経済的利益獲得を目指す人びとは、この基金を巡って様々な画策を練る。特に土地管理者に多額の現金が分配されるロイヤリティをめぐることは、伝統的に存在していた土地管理者問題を再燃させた¹。

本章では6人の土地管理者がロイヤリティをめぐる政治・経済的行為の特徴を検討する。その金への個人的対応が及ぼす親族関係への影響を明らかにすることが本章の目的である。

ロイヤリティの問題を議論の中心に据えるのには3つの理由がある。第一は、ロイヤリティは、ロングラップ政府から直接分配される土地管理者だけではなく、ロングラップの成員全てに関わる問題だからである。土地管理者は土地所有集団を代表しており、土地管理者に支払われるロイヤリティは土地所有集団成員に再分配される。第二は、ロイヤリティ問題は、ロングラップだけではなく、四環礁以外に居住するロングラップに土地権を持つ人びとをも巻き込んで展開している。四環礁以外のマーシャル諸島でも土地がもたらす経済的効果が見直され、マーシャル諸島全体で土地管理者や土地をめぐる抗争(*kotaan wato*)が頻発しており、伝統裁判所における業務はパンク状態にある(MASON 1989a: 26)。土地は被曝にかかわらずマーシャル諸島の人びとにとって重要なものである。第三は、補償金と土地の問題は、ロングラップ特有の問題ではなく、マーシャル全体で同様の問題が発生しているからである(CARUCCI 1997a: 10)。

1. ロイヤリティ分配

ロイヤリティは1年間に60万ドルずつが10年間にわたって計上されている。初年度分(1999年)が分配された2000年4月には、首長10万ドル、土地管理者20万ドル、一般の人

びと 30 万ドルが分配された。ロンゲラップ政府は、首長に対しては何の問題もなく支払われた。また、ロンゲラップ政府が認めているすべてのロンゲラップ共同体成員 2591 人全員に平等に 1 人 114 ドルずつ分配した。後述する一部の不在土地権利者からの不満はあるものの、支払い業務に関する混乱は全くなかった。土地管理者に対しては、1 人当たり 3 万 3000 ドルの分配となった。土地管理者は、さらに自らが管理する土地を利用している分節リネージの長に再分配する。したがって一般の人びとは、ロンゲラップ政府からの受領分と土地管理者からの受領分を重ねて受領する人も存在する。分配方法を図で表したものが図 4-1 である。

ロイヤリティ分配は土地管理者は誰かという伝統的にやっかいな問題と関わっている。現在、ロイヤリティを受領する資格があるとされるのは、RK、RN、IJ の 3 つの母系リネージの土地管理者と、双系出自集団の長である 3 人の土地管理者である。ロンゲラップ共同体の土地管理者に関しては、6 人の土地管理者のうち 4 人までが曖昧である。1999 年度分支払いは、以前より存在していた土地管理者継承問題が顕在化したために、1 年近く遅延し、2000 年 4 月に支払われた。

ロンゲラップに最も古くから存在するリネージは RK リネージである。RK リネージの土地管理者は現リネージ成員のなかで最上世代、かつ最年長の男性である IS である。中心居住地であるメジャト島のすべての成人と筆者が知りえたメジャト島以外に居住するロンゲラップ共同体に所属する人びとは、IS を RK リネージの土地管理者として認めており、ロンゲラップ政府も土地管理者として承認している。また、RK リネージ内には土地管理者の地位をめぐる対立も発生していない。したがって、IS を RK リネージの土地管理者であると断定できる。RK リネージの系譜を図 4-2 に示す。

IS は土地所有集団内でのロイヤリティ再分配の分配額を決定した。IS は、最上世代の最年長の女性である IS の長姉である JK に、2000 ドルを分配している。また、ロンゲラップ政府がロイヤリティを分配することが決定した際に生存していた前土地管理者 LB に 1 万 6000 ドルを分配している²。IS は、高齢の前土地管理者に代って、長年土地管理者としての活動をしていたが、「土地管理者から指名されて働いただけ。本当のタイトル保持者は前土地管理者だったので、葬式代として 5000 ドルを³、前土地管理者分として 1 万 1000 ドルを分配した」と述べている。

IS の世代のリネージ成員には男女を問わず分配している。IS の一世代古い世代のリネージ成員に子供があった場合には、その子供にも男女を問わず分配している。つまり、

I Sより一つ古い世代のリネージ成員が基準となっており、I Sはそのリネージ成員の子供達が生存していれば、ロイヤリティを分配しているのである。

これらの人びとに対する分配額は一律 200 ドルであるが、例外もある。E Dの長男に対しては、I Sが自発的に 300 ドルに増額している。しかしながら、K Lの長男は増額されていない。後述するので詳しい説明は避けるが、E Dの長男は、ある土地の土地管理者を主張している。I Sは、彼が土地管理者であることは認めていないが、その土地に通常とは違う固有の権利を持つことを認めている。おそらくE Dの息子の微妙な地位に配慮したのではないかと考えられる。また、E Dの長男は、1989年の補償金を巡る裁判の際の原告側としてともに協力してロングラップ補償金分配管理部と争った経験をもつ。

また、I Sは、恣意的な決定による増額とは別に、3人のリネージ成員からの要請に応じて分配額を増額している。そのうち2人は、1歳の誕生パーティー⁴の費用や孫の授業料といった明確な理由があるが、残りの1人は明確な理由を提示していない。

R K母系リネージでは、リネージ内における補償金分配に関する問題を抱えていない。その理由としてまずあげられるのは、土地管理者であるI Sの世代成員には、基本的に性別を問わず平等に分配していることである。第二に、余分の分配を得たいリネージ成員は、その理由を論理的説明で行っており、他の人がもっているから私も欲しいという感情的理由で増額を要求しているわけではなく、I Sもこれらの要請を拒んでいないことである⁵。最後に、最上世代における最年長の女性には高額分配を行っていることである。これは、リネージの最上世代における最年長の女性を尊敬するというマーシャルの習慣にもとづいているとI Sは述べている。こうしたことからR Kリネージ土地管理者は、平等原則、最年長女性への尊敬(*kautiaj*)の重視、扶助義務の遂行をバランスよく実現していると言える。

2. 土地をめぐる対立と戦略

土地所有集団内分配は、R K母系リネージのようにすべてが問題なく行なわれているわけではなく、土地所有集団外にも問題が存在する。ここでは、土地管理者継承問題として3例⁶と不在土地権利者問題を採り上げ、人びとがとる戦略を明らかにする。

(1) R N母系リネージ

MTは、R N母系リネージの土地管理者として、少なくとも共同体の8割の人びとによっ

て認められており、RN母系リネージ分のロイヤリティをMTが受領している。MTをめぐる系譜が図4-3である。

これに異論を唱えたのがMJの息子KTである。KTは、MTではなく、MJがRN母系リネージの土地管理者であることを主張する。MJから母系的に遡った祖母が、MTの母系的に遡った曾祖母の妹となる。つまり、世代的には現土地管理者とされるMTはMJより一世代若い世代となり、分節リネージの優劣では、MTはMJより古い優位のリネージに所属する。土地管理者の継承にあたり、個人の世代の上位・下位を優先するか、分節リネージの優劣を優先するかは、マーシャル諸島においては明確な規範は存在しないので(KISTE 1974:52)、ロングラップ以外に婚出し、他環礁に新たな生活基盤を築いた場合を除いては、権力をより強く行使できるほうが土地管理者となる⁷。過去のロングラップの継承を調査すると、ほとんどの場合世代の古さが優先している。

一見するとマーシャル諸島でよく発生する優位分節リネージ集団に対する劣位分節リネージ集団からの挑戦と見ることも可能である(KISTE 1974:59)。しかしながら、この対立は過去の土地紛争が大きく関与し複雑である。

通常のロングラップにおける継承にかかわる慣習によれば、MJが土地管理者になるはずであるが、多くの人びとがMTを土地管理者として承認している背景には、MJの母JPが親族の同意を得ない土地の譲渡を過去に行なったためである。戦前に、MJの母のJPは、リクチネリネージであるBJにRN母系リネージのいくつかの土地区画を譲渡した。これは、自分の妻、または夫に対して夫婦として共に暮らしてきた謝礼として譲渡された。この譲渡をキトレ(*kitre*)という(KABUA 1993:9)。キトレに同意しなかった他のRN成員は、JPを始祖とする分節リネージ成員をRN母系リネージの土地管理者継承権から除外する継承権剥奪(*bwilok*,あるいは*jipokwe*)という措置をとった。この継承権剥奪の措置により、JP分節リネージ成員はRN母系リネージの土地管理者の地位を得ることができないのである。基本的にマーシャル諸島では親族の関係が一旦断絶してしまうと相互に親族とは認識しなくなる(RYNKEWHICH 1972:99)。

ところがリクチネリネージは、リクチネに譲渡された土地は、JBが土地管理者を継承した時点で女性リネージ成員が消滅してしまったので、MTは父親のJBより、リクチネリネージの土地として継承された土地区画を継承した。RN母系リネージ継承権を剥奪されたMTは、RN母系リネージである母親のAPからRN母系リネージの土地区画の譲渡をも受けたので、MTはRN母系リネージの土地区画とリクチネリネージの土地

区画を管理していた。RN側から見てみると、JPが夫に譲渡してしまった土地を世代を経て苦勞もなく取り返したことになった⁸。1998年11月9日、MJサイドは裁判を提起するという戦略に訴えた。原告は、MJとその子であるKTと、MJの兄の子であるKLである。被告はMTとその子等である。原告はMJが土地管理者であることが明らかになるまで、MTに対するロイヤリティの支払差止請求をした(HC, File 1998-249, 1998 Nov 9)。もちろん、MT分節母系リネージ成員は、MJ分節リネージは以前の継承権剥奪により土地管理者になれないと主張している(HC, File 1998-269, 1999, May 31)。一方で、MJサイドは世代が古い上位のMJが、土地管理者になっていないのは間違っているという主張である。このように双方の主張には接点が見られない。

MJサイドが裁判という戦略をとることができたのは、KTの豊かな財力による。KTは1980年からタクシー会社と金貸し業を経営し、経済的に安定している。タクシーは4台所有している。KTは、母のMJを親族のいるアメリカに1年ごとに遊びにいかせ、その費用を負担している。

マーシャル諸島においては、裁判はそれほど費用がかかるものではない。まず、弁護士に100ドル程度必要である。その後、若干の費用は必要であるが、日本のように数十万円もの費用はかからない。とはいうものの、最初の弁護士費用である100ドルは、一般のマーシャルの人びとにとっては大金である場合が多い。

この裁判は、1999年11月に被告の弁護人が国会議員となったために中断している。マーシャル諸島では、国会議員は弁護士としての活動を行なうことはできない。最終的には、2000年3月に、ロンゲラップ政府庁舎で行なわれた土地管理者会議において、当初はMJ分節リネージへのロイヤリティの分配をも拒んでいたMTサイドがMJ分節リネージへも分配をするという無理やりの合意が成立した。この合意に当時のRN土地管理者であったGGは2000年に死亡し、納得しきれず、庁舎の窓ガラスを叩き割った。

また、土地管理者と認められている女性MPの母APは婚姻の禁忌を犯した。APは自らのオイJBと結婚したのである。こうした親族内の世代を乱す結婚はマーシャル諸島では禁忌とされている。KTはAPが婚姻の禁忌を犯しているのにもかかわらず、なぜAPの娘に土地権が継承されるのかを疑問視している。MTは禁忌の結婚をした親を持っているが、裁判を起すことでそのことを人びとに再認識させることが可能となる。筆者のインタビューに対してもMTの母も禁忌を犯したことが話題にのぼっていた。しかし、婚姻の禁忌を犯した者に対しても、所属母系リネージからの何らの罰則も設けられていない

(POLLOCK 1974: 104)。つまり結婚の禁忌を犯すことは、噂されることに耐えることが出来さえすれば何ら実際的な制裁はないのである。近年では、むしろ社会的な地位が高い人が禁忌を犯すことも多く、それに対して「勇気のある人」、あるいは「強い人」という賛辞を与える場合もままある。もちろん依然として結婚の禁忌に関しては嫌悪感を抱く人は多い。KTは、自らの祖父であるJPの行為は親族中から非難を受け、MTの母であるAPの行為は非難されない理由がわからないと嘆く。しかし人口の少ない島社会では婚姻の禁忌は、ある程度大目に見られる。土地の譲渡に厳しい制裁が課せられるのとは対照的である。

ここで、裁判が継続した際の勝敗について考察してみたい。実際に継承権剥奪があったことは、共同体のほとんどの人びとが知っているため、いわれている継承権剥奪が根拠のないものであるとは考えにくい。勝ち目のない裁判を起すのは、裁判という戦略が、強者必勝戦略であるからだ。強者必勝戦略というのは、強気の戦略をとった結果が弱気の戦略を通った結果よりも有利であるか、少なくとも不利にならない場合である(草野 1994:120)。KTは、万が一勝つと土地管理者の地位をMJから任命され、負けても現状と何ら変化がない。だからKTは裁判を起したのである。

(2) I J 母系リネージ

ロングラップ政府はI J 母系リネージ分の全てのロイヤリティをMGに分配している。しかしI J 母系リネージ成員の中には、MGが土地管理者であることに異論を持つものが存在する。図4-4はMGの系譜である。

MGはロイヤリティの分配額を決定し、LBの4人の娘を始祖とする分節リネージと2人の息子の子孫のうちそれぞれ1人ずつ、およびLBの妹とイトコと考えられている女性を祖先とした子孫のうち、代表者各1名ずつに分配した。8人が2000ドルずつの分配を受けた。NGは残り1万7000ドルを保管している。全額を分配しなかったのは親族内で葬儀を出す場合など不意の出費に備えるためである。葬儀の責任は伝統的に土地管理者に負わされている(POLLOCK 1974: 112)。

I J 母系リネージの分配には次のような規則性が見られた。LBの分節リネージ成員に関しては、LBの子の世代を基準に分配している。LBとは別の分節リネージ成員に関しては、LBと同世代の女性を始祖とするそれぞれの分節リネージから1人ずつにロイヤリティを分配している。

図 4-4 から分かるように、現土地管理者と同世代の母系リネージ成員の数は、AK分節リネージ成員が極端に多くなっている。分節リネージごとに分配された 2000 ドルを、さらにリネージ内で分配すると、現土地管理者と同世代の成員の一人当たりの取り分は、JK分節リネージが 666 ドル、AK分節リネージが 166 ドル、母系AN分節リネージが 500 ドル、JB分節親族集団が 2000 ドル、WR分節親族集団が 1000 ドル、KW分節リネージが 500 ドルとなる。AK分節リネージが 166 ドルと極端に少なく、次に少ないAN分節リネージ、KW分節リネージの 3 分の 1 にしかならない。AK分節リネージの成員はさらに多産であるために第 3 世代まで含めると膨大な数になる。これがAK分節リネージの二人の男性の不満となっている。

ロイヤリティ分配が決定されるまで、母系リネージ内における最も古い世代の最年長の女性であるMGから土地管理者として指名されたAK分節リネージのNLは長年土地管理者として首長との交渉やIJ成員の取りまとめなどを行ってきたという。土地管理者継承争いは、このMGとAK分節リネージの成員であるJN、およびNLとの間で発生している。

そして興味深いことに、KW分節リネージのJSがMGサイドについている。分配の前には、必ずJK分節リネージの成員とKW分節リネージの成員がともに行動している。KW分節リネージ成員は過去の裁判時に原告として、ロングラップ政府関係者を多数輩出していたAK分節リネージ成員と激しく争った経験をもつ。だから、AK分節リネージとは別の分節リネージに賛同するのは不思議なことではない。このように、過去の係争が現在のリネージ対立に密接に関わっている。AK分節リネージは、共同体のリーダー(当時は、マジストレート、現メイヤー)や国会議員を多く輩出している共同体のリーダー的な分節リネージであった。実際アメリカから多額の補償金を獲得したのもこの分節リネージの貢献が反映している。実際の指導者層であるAK分節リネージに対して、JK分節リネージは人的ネットワークを駆使して対抗しているのである。

(3) 新たな土地管理者の出現

BLはロングラップの 4 つの土地区画における土地管理権を有する土地管理者を主張している⁹。BLの親族関係を表したものが図 4-5 である。本論文では彼を未承認土地管理者と呼ぶ。

BLの姉であるKSは、太平洋戦争の補償金であるミクロネシア戦後補償金を要求する

訴訟を起こした。1970年代に行われた戦後補償金支払いは、一般の人びとは個人の家屋や家財道具などに対する損害を申請し、土地管理者が作物など土地に関する被害を請求した。K Sは、父であるE Dが権利を所有する3つの土地区画に対する戦争補償金である5168ドルのうち、未払い分の1138ドルを受け取る権利を主張した。また、ある土地区画のE D分の戦争補償金の未払い金である3608ドルの受け取りの権利も主張している。この際、K Sは土地管理者(またはシニアリジャルバル)として弟のB Lを氏名した(MIJ 32(21), May 25, 2001)。B Lは土地管理者証明書を作成中である。現在の6つの土地所有集団以外の集団が土地所有集団として認められるためには、首長の承認が必要となる。

B Lが土地管理者であることを認めているのは、B Lの親族を除いて、I J母系リネージの祖先を持つW L(系図には載せていない)、最も古いR K土地管理者であるI Sの2名である。

B Lが土地管理者である根拠については、B L本人はL Bが所有していた土地の管理権を養子であるJ Kに譲渡したという。また、伝統的事項に関する識者であるW Lに拠れば、B Lの4世代前のL Bが土地の管理権を首長から承認され、L Bの孫にあたる養子のJ Kに土地管理権を譲渡したという。B Lの主張するこれらの土地は、首長が特定のリネージに土地の管理権を与えるキトレ(*kitre*)といわれているものである。L Bは、首長から土地管理権を認められて土地管理者になった。そして、L Bは養子であるJ Kに土地管理権を譲渡した。だからJ Kの子のE Dが土地管理者になるべきだとB Lは主張するのである。

I Sは、B Lが土地管理者であることを認めているように見えるが、B Lが主張している4つの土地区画のうち、1つに対する土地管理者の主張は認めていない¹⁰。この土地区画はI Sが自らの管理権を主張している。

興味深いことに、B LとB Lを支持しているW LとI Sの2人は、1989年のロングラップ補償金分配課に対する裁判(第5章)では共に原告として戦った。土地管理者を承認する際にこの共同体内の派閥が密接に関係しているのである。リネージ成員の多くが1989年の裁判で被告に賛同したI Jと婚姻関係を強く持つカロリネージの土地管理者H Bは、B Lの土地管理者としての主張に明確に反対する。

2001年現在では、K SはB Lが土地管理者であると主張しているが、2000年初頭の著者によるインタビューに対して、自身の土地管理者は別の父系親族集団の長であるA Bと答えている。当時、B Lは土地管理者としての主張をしていなかったのである。しかし、K Sは、A Bから2000年4月に行なわれたロイヤリティの分配を直接的にも間接的にも得

ていない。

(4)不在土地権利者

ロンゲラップから他の環礁に移住して数世代を経た人びとも、ロンゲラップの土地権を主張している。ロンゲラップに土地権を持つ人びとは、メジヤト島、マジユロ、イバイ島の3地区だけではなく、その他の環礁にも数世代前に婚姻などで移住し、その子孫が居住している。とりわけ、ビキニ環礁、ラエ環礁、ウジャエ環礁、ジャルート環礁、アルノ環礁などに多い。これらの人びとはロンゲラップ、現在の居住環礁、両親、祖父母の環礁の土地権を継承しているために、複数の土地権を有する。このような人々を不在土地権利者という。

これらの177条分配金を受領できない不在土地権利者の一部は裁判を起した(NCT 26-003)。まず、1988年11月、数人がロンゲラップ補償金分配管理部を相手取り、177条分配金の分配を求めて核裁定委員会に訴訟した。

1992年2月3日、核裁定委員会は訴えを棄却した。その理由の第一は、1990年に修正された規定によってこれらの人は支払いの対象とならないことである。第二は、土地権に基づいて分配される権利を持つ人は、核被害法(NCT Act)のなかで、これらの請求から予め除外されているからである(NCT 1992 :2.2)。彼らは、1992年3月4日に高等裁判所に上訴した(Civil No. 92-02)。

彼らの中には、著名な国会議員の父親や共同体の指導者層の兄弟もいるが、これらの人びとは、もともと、ロンゲラップ環礁に土地の権利を有することを根拠に177条分配金の分配を要求していた。土地権の主張において過去の歴史や口承がおこなわれることは多い(植谷 : 269)。不在土地権利者は、ロンゲラップの土地管理者や年配の女性数名しか知り得ないはるか以前の出来事やロンゲラップの地名を語る際には、「ロンゲラップの人でもこんなことは知らない」と自慢する。

四環礁以外は経済的に豊かであるとはいえない。その理由は被曝補償金が個人に対しても地方政府に対してもないこと、および医療保障プログラムを受けられないために、医療費を自己負担する必要があること、さらに近年のコプラ価格の低下により、離島における主な現金収入が減少したことなどである。このように、離島には経済的困難な状況に対する不満が蓄積している。

経済的困難な状況下にある離島で、ロンゲラップの不在土地権利者であるということは

経済的利益をもたらす可能性を秘めている。多くの不在土地権利者は、177条分配金も、医療保障の権利も得ていないが、中には双方の資格を得ている人もいる。本来は、177条分配金は、ロングラップ共同体に何らかの関係を持つか、もしくは、被曝者と親族関係や婚姻関係を持つ人の子孫でなければならないとされているので、不在土地権利者は受領できないはずであった¹¹。しかし177条分配金が開始された1986年に、ロングラップ政府内にかなりの混乱があり、受領できた人と受領できなかった人が存在するのである。ロングラップの177条分配金の分配規定は、明確に定められているのだが、各共同体への帰属条件には明確な規定がない。これが混乱を生む原因である。1994年当時共同体議会議員をしていた男性は次のように語る。

ロングラップに土地権を持つ人びとを補償金受領者として加えることになったんだ。私は反対したよ。だって彼らはロングラップに住んだこともないし、私達は彼らを知ってもいないんだよ。でも、5人の議員が「彼らは私達の親戚だから入れてあげよう」と言ったんだ。このとき賛成したのは5人。4人しか反対しなかった。だから加えてしまった。今お金がどんどん減っている。いったん加えた人を消すことはできないよ。もう遅いんだ。

(マジュロ在住、60歳代、男性、非被曝者、共同体議会議員)

別のロングラップの議員は、「登録当時は混乱していて、間違っただけで登録された人もいる。しかし、一旦補償金登録をした人に、間違いだから登録から削除するということは言えない。これは、マーシャルの習慣だ」と述べた。

さらに、現在では四環礁以外にも放射能の影響はあるとされているにもかかわらず、177条分配金と医療保障の対象とはなっていない。このことにも四環礁以外の人びとの不満が蓄積されていく。

このように、不在土地権利者は、経済的困難、被曝補償金支給に関する曖昧性、広範囲にわたる放射能汚染の疑惑などから、補償金を受領できないことに対する不満を抱いているのである。

こうした状況のもと、不在土地権利者のロングラップ選挙区への変更が起こっている。経済的な不満を抱く不在土地権利者の存在は、ロングラップ選挙区選出の国会議員、共同体のリーダー、村会議員と密接な関連がある。不在土地権利者は、医療保障や177条分配

金を欲している。一方、政治家は、立候補の際に選挙で当選するために集票活動をする。現在メジャト島に居住している人や被曝者の家族など、ロングラップ共同体の中心に近い人びとは、生活上、ファミリーが重要な社会単位となっているので、ファミリーの枠組みで投票することが多い。つまりより近い親族に投票するのである。したがって、元来のロングラップ共同体の中心に近い人びとは、投票する候補者にはほとんど変化がない。そこで、立候補者は、新たなロングラップ選挙区への登録者を増やそうとするのである。選挙区への登録条件は、その選挙区に居住していること、またはその選挙区と親族関係があること(土地権があること)である。選挙区の登録は、登録後5年を経過すれば変更可能である。

1999年度の選挙区登録の際に、多くの人がロングラップに変更した(RALGOV n.d.)。特にナムリク環礁では、ナムリク選挙区人口、772名のうち、5.31%を占める41人がロングラップ選挙区に変更した。これはナムリク選挙区人口の20人に1人以上が変更したことになる。リキエップ選挙区、ジャルト選挙区、アルノ選挙区では、それぞれ13人、38人、30人がロングラップ選挙区に変更した。変更の割合の多い選挙区を表に示した。

アルノ環礁には、ロングラップ不在土地権利者が約100人居住している。筆者はアルノ環礁にわずか1週間しか滞在しなかったが、メジャト島よりも物質的に貧しいことが実感できた。メジャト島で一般的に普及しているソーラー発電機、自家発電機、テレビなどをアルノ環礁ではあまり見ることができなかった。しかし、魚介類やパンノキやココヤシなどの食糧にする作物は、マジュロ、イバイなどの人口集中地とは比較にならないほど豊かであるし、離島部のメジャト島と比較しても、非常に豊かであることは明確に見て取れた。50人ほどの成員からなるロングラップ世帯のうちの1つを例に取ってみよう。この世帯は、兄弟姉妹とその子ども達が5つの家に分散して居住しており、一つの炊事小屋を共有している。この世帯の1年間の収入は、コプラ売上の300ドルから400ドルのみである¹²。魚介類や植生に恵まれているとはいえ、50人分の日用品をはじめ、子供の教育費や出産費用をまかなうのは至難の業である。そのためマジュロでの短期間の仕事で現金収入を得ているものもいた。おそらく土地管理者や首長などから援助を受けているものも存在すると思われる。このように、アルノ環礁は決して経済的に楽な暮らしではない。

アルノ環礁には、ロングラップに居住していたといわれている2人の人物を始祖とする2つの親族がある。1つは、MJLという男性を始祖とする親族集団であり、もう一つは、RWOという女性を始祖とする親族集団である。いずれもロングラップの6つの土地管理

者集団とは母系的なつながりを持っていない。MJL親族集団は4軒の世帯を構成し、RWO親族集団は2軒の世帯を構成する。

177条分配金とロイヤリティを受領しているアルノ環礁在住ロングラップ出身はいない。医療保障に関しては、人により権利を有している人と有していない人がいる。MJLの子孫の女性の11人の子供がそれぞれ持っている世帯のうち、医療保障を受けているのは、1世帯だけである。この世帯成員は全て医療保障を受領しているが、他の世帯成員は、全ての成員が受領していない。医療保障を受けている世帯は1995年の選挙の後に権利を得た。

1995年の選挙キャンペーン期に、アルノ選挙区では、ロングラップの派閥のうち一方(本論ではE派と呼ぶ)がキャンペーンに赴いた。そして、1999年の選挙では、もう一方(本論ではA派と呼ぶ)がキャンペーンに赴いた。キャンペーンでは両者とも、現在の選挙区からロングラップ選挙区への選挙区変更と、自らの派の立候補者への投票が訴えられた。

しかし、ロングラップ選挙区の立候補者がキャンペーンに赴いた1995年まで、自らをロングラップ出身だと知らない人びとが存在した。

5年前、〇〇(E派)がきたんだ。私は自分がロングラップの人とは知らなかったよ。兄弟姉妹もみな、自分がロングラップの人だと始めて気づいたのさ。

(アルノ環礁在住、50歳代、男性、非被曝者)

選挙の際、アルノ環礁の人びとがロングラップ環礁選挙区に登録変更し、キャンペーンをした立候補者に投票すると決めるか否かは、その立候補者がどれだけ投票者の利益になるかどうかにかかっている。

〇〇(E派)はマーシャルの習慣を知らないんです。でも、〇〇(A派)はお金や、ご飯、なんでもくれました。〇〇(A派)は会いに行くとお金をくれました。私は、全然そんなこと頼んでいないのにですよ。今まで、2回です。小切手にサインしてくれました。1回に200ドルか300ドルです。

(アルノ環礁在住、40歳代、女性、非被曝者)

〇〇達(E派)は私達の面倒を見ないんです。でも〇〇(A派)は私達に177カード(医療保障)を作ることをすすめてくれたんです。写真をとって来て、私と夫と子供の全

てのカードを作ってくれました。〇〇(E派)はしませんでした。

(アルノ環礁在住、40歳代、女性、非被曝者)

中には、キャンペーンマネージャーをする人もいる。キャンペーンマネージャーは、立候補者のために、演説会や選挙パーティーの準備や案内をしたり、人びとに立候補者の宣伝をしたりする。1998年の裁判の過程でA派が補償金の不正な使用をしたのではないかという疑いが起ったが、この事件をアルノ環礁に居住する不在土地権利者なら誰でも知っているという¹³。

でもそんなことは関係ないさ。お金が欲しいんだよ。お金を作ろうとしている(*kabajet*)。だからお金をくれる人に投票するのさ。気にしないね、そんなこと。

(アルノ環礁在住、50歳代、男性、非被曝者)

人びとは、候補者との親族関係や、彼らの選挙スピーチの内容により、投票者を決定しているのではなく、医療保障、葬式の援助、経済的な援助など、実際的な利益をもたらす人物に投票している。

彼らは、ロングラップ共同体の中心的な人びととの直接的な血縁関係が不明であるか、また著しく遠いなど、ロングラップ共同体との関係は希薄である。だから、投票する際には、ロングラップの親族関係を考慮に入れるより実際の経済的利益を重視している。つまり、義務を果たすべき親族がロングラップ共同体の中心には存在しないため、経済的資源によりひきつけられる。したがって、不在土地権利者の政治的行動は極めて経済的な思考で行われる¹⁴。

3. 対立の構図と抗争の激化

(1) 対立の構図

対立の構図の第一は、RN母系リネージに典型的に現れている優位世代と優位リネージの間の対立である。土地管理者としての地位を継承するにあたって、リネージ成員の世代の古さとリネージにおける系譜の古さの間の優先基準についての明確な規範はない。通常は力のより強い方が土地管理者としての地位を継承する。RN母系リネージの土地管理者

継承問題はこの曖昧な継承規定から発生している。

第二は I J 母系リネージの抗争に現れている男性と女性の対立である。伝統的には事実上男性が土地管理者の地位についていた。しかし、男性は姉妹から土地管理者として働く権限と義務を引き受けていた。男性は、土地管理者として人びとから認識されてはいたが、制度上の土地管理者はやはり女性なのである(TOBIN 1952: 6)。このことは、ミクロネシアの母系社会全般に広く見られるように、男性は制度上の土地管理者である姉妹が存在することによってのみ、事実上の土地管理者としての地位を得るのである。しかし、アメリカの信託統治領下におかれて以来、女性も土地管理者を主張するようになった。ロンゲラップで女性がリネージ長として出現するようになったのは 1970 年代以降である。元来土地管理者として認められていた男性は、女性の土地管理者宣言により地位が揺らいでいる。しかも、ロンゲラップ共同体は、ロイヤリティを女性である MT と MG に直接分配した¹⁵。

昔は首長との連絡のためにカヌーでの危険な航海をしなければならなかったの。それに他のリネージとの戦争もあったのよ。でも今は平和な時代。戦争はないし、飛行機もあるわ。女性でもどこでも行けるようになったのよ。女性でも、土地管理者としての仕事ができるのよ。 (イバイ在住、20 歳代、女性、二次被曝者)

こうした男性と女性の土地管理者をめぐる対立はなにもロンゲラップだけに限ったことではなくマーシャル諸島全般に見られる現象である。女性の土地管理者への就任を認めない首長と土地管理者を主張する女性の対立が伝統裁判所で行われていたが、2005 年 6 月に高等裁判所(High Court)から女性の土地管理者への就任を認める判決が出された(MIJ 2005, June3)。

マーシャル諸島においては、男性のリネージ内での役割は土地管理者としての首長位への就任であり、女性の役割は、土地の相続と地位の継承をリンクさせることである(POLLOCK 1974: 118-119)。つまり、土地管理者の地位には男性が就任するが、その地位は母系的継承が行なわれている。このことは、母から娘へというラインで土地権利者としての地位が継承されるリネージ内において、男性は常に一時的な役割を演じることを強制されているともいえる。

男は一所懸命に仕事をするんだ。木を切ったりココヤシの実を採ったりな。だが、

自分の子供は土地管理者になれない。自分の姉妹の子供が土地管理者になる。この習慣はおかしいんだよ。
(マジュロ在住、60歳台、男性)

このように、男性は土地管理者の地位を得ても不満を感じている¹⁶。男性は、土地管理者の地位に就いたときのみ権力を行使できる財を蓄えようとするといえよう。実際、ロイヤリティの分配の直前に死亡したGGの家族には、ロイヤリティは一切分配されなかった。GGの家族は、GGのリネージとは別のリネージだからである。GGの娘は、「ロイヤリティが分配される前に、話し合いに参加しリネージのために働いたのに。父が死ぬと誰もお金を分けてくれない。」と不満をあらわにした。このように、土地管理者の地位は、男性の土地管理者の子孫には継承されないのである。だから、男性は土地管理者の地位に就いている間に、できるだけ財を蓄えようとするのはむしろ当然であると考えられる。

男性が父系継承を行いたい感情は次のことによく現れている。リネージ内の女性が途絶えた時には、リネージ内の最後の男性が土地管理者となり、その男性の子孫が男系的に土地管理者の地位を継承する。土地管理者が男系的に継承される時は、通常の継承とは異なり男性の兄弟に順次土地管理者の地位が継承される。つまり、一人の女性からの出自を考慮してすべてを土地管理者にするのである。しかし、リネージ内で女性が生まれた時点で、またこの女性を基点として通常の土地管理者の地位の継承が行なわれるとされている。しかし、実際にはそういった継承はおこなわれていない。土地管理者の地位の継承が父系的に行われているリネージでは、女性が誕生していてもいずれも男系的に土地管理権を継承してきた。このように男性はいったん手に入れた地位をなかなか手放そうとはしない。

男性と女性の対立を2つの側面から考えることができる。一つは、従来男性が就任してきた土地管理者という地位を、元来土地権の継承権とその管理者選定権をもっていた女性が、現代社会の中で平等意識をもって、土地管理者としての地位を奪い取ろうとした動きとして認識できる。そして、ロンゲラップ政府も女性の土地管理者就任権を認めたといえる。もう一つは、男性が母系システムに抱く不満である。土地権が母系的に継承されるという従来の慣習のもとでは、男性のリネージ成員は、いくらリネージのために働いても、実際には土地管理者タイトルは男性の姉妹の子供たちが継承し、自分の子が継承することはない。こうした不満を少しでも解消するために、土地管理者としての地位を手に入れた時に、経済的資源をできるだけ獲得しておこうという意識が働く。男性リネージ成員の不満からくる女性への対抗としても捉えることができる¹⁷。こうした不満は別の動きを導く。

オジとしてのクラン内での役割を果たすことと父親として自分の子孫の面倒を見ることが矛盾するが(CARUCCI 1980: 218)、矛盾した2つの立場、すなわち男性自身の子孫と男性の姉妹の子孫を統合しようとする。これが強化されたファミリーとカルッチが呼んでいるものだ(Ibid.: 219)。

第三は有力な男性成員の子ども達である。彼らの子孫はロングラップの女性と結婚している男性成員の子どもは女性の母系リネージに含まれていくが、女性の子孫はロングラップには土地権を持っていない。彼らは一つのまとまりとして土地権を主張しているのである。

第四は、不在土地権利者の事例に現れているロングラップの土地との歴史的距離である。ロングラップの人としての真正性を決定するのは、ロングラップ、および現在の中心的居住地であるメジャト島との歴史的な距離である。現在メジャト島に居住していれば、ロングラップアイデンティティを満たしているといえる。しかし、ジャルート環礁に居住する人で、10世代前はロングラップに居住していたが、9世代前の祖先が、ジャルートに嫁いでそのままジャルート環礁の共同体に組み込まれて生活を送っている人は、ロングラップの人といえるかどうかは疑問だ。これに関しては、人びとは、「ロングラップの人ではないとはいえない。しかし、突然メジャト島に来て、そこに家を建てて居住することは難しい。誰も仲間として彼を受け入れないだろう」と述べた。半数以上の人は、特定の環礁の人と言える場合は、せいぜい2、3代前が、ロングラップもしくは、メジャト島に居住している、もしくはいた場合に限るという認識を持っている。つまり、ロングラップもしくは、メジャト島から流出した時期が早ければ早いほど、ロングラップ性は薄まるといえるだろう。不在土地権利者は、ロングラップ選挙区への変更やロングラップ選挙区での立候補という新たな機会を捉えて希薄化したロングラップアイデンティティを回復するためにアピールしているのである。

(2) 抗争の背景

土地管理者をめぐる対立関係は以前から存在し、マーシャル諸島が信託統治領となって以降もロングラップで土地管理者をめぐる裁判が提起されている(HC, Civil Action 177)。その対立関係は、多くの場合土地管理者の管理能力に対する不信任から表面化することが多かった。

本論文で考察したRN母系リネージの抗争も以前から存在していたが、戦後すぐに両者

で話し合いの場が設定され、一応の解決を見ている。そしてこれは重要なことなのだが、継承権を剥奪されたとは言え、その土地に住み続け、土地生産物を利用してきたのだ。彼らはクリスマス行事にも参加するし、話し合いにも参加する。生活の場では他の成員となんら変わらないのだ。また、RN母系リネージのアラップ抗争に似た例として、過去に殺人を犯した土地管理者の分節リネージが以後アラップを擁立する資質を認められなくなっている。この分節リネージ成員から真の土地管理者を自称する男性が現れたが、人びとは「ああ、わかったよ。お前が土地管理者だよ」といった柔軟な対応を行っていたという。ただしこの男性は土地管理者会議などに参加する機会はなく、この男性の死後はこの分節リネージから土地管理者は選出されなかったという。このように、土地管理者抗争は存在したものの、話し合いで解決されたり、公式的ではないものの非公式の場では別の土地管理者を認めたり、といった方法で対処されてきた。つまり、土地管理者は母系制にもとづく明確な規定が存在しながらも、実際には柔軟に対応してきたと言える。

この対立から分かるのは、ロングラップ政府や首長はほとんど関与しないということである。ロングラップ政府は、土地管理者会議などの場を提供することはするが、土地管理者継承の問題そのものについては全く関与しない。また元来は首長が解決する義務を負うが(TOBIN 1967: 78-79; POLLOCK 1974: 110)、ロングラップの土地紛争には、全く調停を行おうとしていない。原告側は、首長に話し合いの機会を設けてもらえるよう3度面会を試みたが、問題解決のための話し合いは実現しなかった(HC, File 1998-269, n.d.)。実際にイバイに居住する首長は土地管理者に対して、「彼らは自分達で話し合いをする前に私のところに意見を求めに来る。自分達で話し合いをしない」と逆に人びとに対する不満を述べた。

「アラップは昔から男なのに」とも述べていた。話し合いは時にはなされているが、頻繁ではないようである。つまり、ロングラップ政府、あるいは、首長が中心となって、土地管理者継承権問題を根本的に解決する努力はなされていないのが現状である。かつて首長は一般の人びとから初物献上などを受けて、代わりに庇護していた。しかし、アメリカからもたらされる補償金は規定により分配されるため、人びとから首長にもたらされているわけではない。一般の人びとと首長との間の交換システムがほぼ断ち切られたために、首長は一般の人びとの間で発生した問題に関与しなくなったのである(CARUCCI 1997: 209)。

首長の土地紛争に関する調停能力の低下はアメリカ統治になってから地方議会に土地管理者が組み込まれていったことで、首長の力が低下していく側面もある(小川 1986: 44)。

首長が土地問題への関与をさけることで、土地管理者をめぐる抗争は激化するのである。

4. 考察—小規模化するリネージ集団と増加するロンゲラップ人

ロイヤリティの追求は、母系リネージ、あるいは双系出自集団の福祉よりも個人利益の追求という側面が強い。仮に、母系リネージあるいは双系出自集団全体の福祉を考えるならば誰が土地管理者になってもよいはずであるが、土地管理者抗争が発生するということは、土地管理者という身分にしかるべきインセンティブがあるからである。土地管理者としてロイヤリティを得た土地管理者は自らのためにその補償金を使うこともある。ある土地管理者の娘は頻繁にメジャト島と首都を空路で移動するようになり、あるマジュロ在住の土地管理者は自家用車を購入した。こうした土地管理者の個人的な使用も確かにあるのである。こうした土地管理者をめぐる紛争は、首長の介入の機会がほとんどないことで一層助長されることになる。

個人的利益追求のために、土地管理者は様々な論理を操作利用している。RN母系リネージの対立においては、記録には残っていない過去の不利な出来事を隠し裁判に訴えた。また、IJ母系リネージでは女性は男女平等の論理を利用し、男は昔から土地管理者だったとして、男女双方が土地管理者の地位を争っている。この争いの中に自己利益追求のために様々な資源を動員する。RN母系リネージでは経済的資源を動員し、新アラップの例では、政治的ネットワークを活用した。また、不在土地権利者は、選挙を活用して立候補したり、また選挙区登録の変更を試みたりして、ロンゲラップアイデンティティを獲得しようとする。しかし、こうした戦略がすべて成功を収めるわけではないことは、事例が示すとおりである。それでも人びとは戦略行動に走る。

こうした動きは一見新たに導入された経済的資源をめぐる闘争と捉えられることが多い。個人的には戦略を用いて、ロイヤリティを確保しようとするのだが、その結果ますますロイヤリティへの依存を強めてしまうという皮肉な結果に陥っている。

ロイヤリティの追求を個人が行うことで母系リネージはさらに細分化される。ビキニの人びとの移住で社会関係の変容を考察したカイスデは、本来の土地と離れることにより、移住先でリネージが再分化され、新たなリネージ長が出現することを具体的調査によりあきらかにしているが、この場合もリネージが再分化されることが分かった。そして新たな土地管理者を主張する人びとがあらわれている。つまり、移住によりマーシャル諸島内で起こる事象は同様であることがわかる。

¹ 土地をめぐる紛争はマーシャル諸島のみならず、ミクロネシア全般に見られる傾向である。パラオでも親族集団内での土地やタイトル、財の交換をめぐる裁判はよく見られる親族間緊張関係である(MCKNIGHT 1960 :13; 遠藤 2002 : 133)。

² 前土地管理者は、ロイヤリティが分配された時点では死亡していた(2000年4月に死亡)。しかし、死亡の2週間前にロンゲラップ政府がロイヤリティを分配することを決定していたので、前土地管理者分として分配したという。これらの分配額は葬式代に費やされた。

³ 葬儀代を出すのは、土地管理者の義務である(LANDSGARDE 1974: 112)。

⁴ マーシャル諸島では1歳の誕生日を迎えると盛大にパーティーを催す。個人差があるが、最低でも数百ドル、通常千ドルの費用が必要である。時には、2千ドルを費やすこともある。

⁵ これは、草野の戦略の分類による(草野 1994: 86-89)。

⁶ ここであげた例以外にも、土地管理者継承が疑問視されている土地管理者は存在する。しかし当事者から話を聞くことができなかったため本論文での考察は行なわない。

⁷ クワジェリン環礁在住マーシャル人弁護士との会話からも同様の情報を得た。しかしながら、土地管理者としての地位は古いリネージが存続しつづける限り、新しいリネージには継承権がないという指摘もある(MASON :9)。

⁸ しかし、1985年(1998年)にMTは管理していた土地区画の一部を別のリリクチネの血を引くものに譲渡した。

⁹ 4つの土地区画のそれぞれ一部に対して、BE以外に複数の人が土地管理権を主張している。ボキエン(土地区画名)は4人、マンパコ(土地区画名)は3人、リジェルビット(土地区画名)は4人が管理権を主張している。

¹⁰ しかし、ボキエンにおける土地の管理権だけは決して認めないという。

¹¹ これらの人びとに対するロンゲラップ議員の見解は、177条分配金は土地への補償ではないのだから、ロイヤリティが出たら分配できるだろうというものであった。しかし、ロイヤリティが出た現在も彼らにはロイヤリティ分配が行なわれていない。

¹² 2000年度には、麻袋1袋(25kg)の売上は9ドルで40袋程度を作った。この1袋の売上から、伝統的な貢後制度に従い、首長に1セント、土地管理者に4mil(1000分の1)である3.6セントの計4.6セントを貢納した。

¹³ ここで、一つ注意しておかなくてはならないのは、ロンゲラップの政治家たちは、決して私腹を肥やすためだけに、集票活動をしているのではない。確かに他環礁とは比較に

ならないほど多くの給料を得ている。しかし、政治家は親族達に都市部の学校に通う子供達を家に滞在させたり、食事に招待したりするなど、指導者層としての義務を果たしている。また、国会議員のACはロンゲラップの女性の組合を作るなど女性組織化に積極的な貢献を行なっている。

¹⁴ 土地権を申し立てる場合、土地にまつわる神話や口承に関する知識を持っていることを土地権を有する根拠としてあげられる場合がある(植谷 1999: 269)。しかし、神話や口承に関する知識はアルノ環礁に在住する人びとからは聞かれなかった。むしろ、選挙区もロンゲラップ環礁に移すことができず、また、医療保障も受けていない人が「ロンゲラップのことを知っている」証拠として土地にまつわる話や口承を教えてくれた。ただ、これは一例に止まっており、マーシャル諸島では神話や口承を知っていることだけでは土地権の根拠として有効性が低いのではないかと推測される。

¹⁵ これは、アメリカ統治下で男女平等の思想が広まったためであることと関連し、女性が本来の権限を行使し、女性自身が土地管理者になることを選択したと推測できるが、筆者は、女性土地管理者に関する詳しい調査を行なうことができなかった。

¹⁶ むろん女性サイドからすれば、女性が土地管理者になれない無念さもある。

¹⁷ 逆に女性から見ると、教育を受けた名声のある男性が、土地管理者継承権を力づくで取りあげようとする動きとも取れる。

第5章 借入金政策抗争—親族関係の政治的再編成

ロンゲラップ環礁を離れてから、ロンゲラップ共同体は核実験で被った損害を立証し、アメリカに対して被害のさらなる補償要求を行うための弁護士費用、科学者費用、ロビー活動費用を必要としていた。この費用を捻出するために、ロンゲラップ政府は本来人びとに等しく分配されるはずの177条分配金を担保として、および177条分配金を返金に当てる予定で、アメリカの銀行から融資を受けるというアクロバットの政策を実行した。177条分配金を借入金の返済にまわされて受領額が減少することに対して、一部住民はロンゲラップ環礁補償金分配委員会(Rongelap Atoll Local Distribution Authority. 以下、ロンゲラップ分配委員会と略記する)を相手取って借入金政策に反対する訴訟を提起した。

本章は借入金政策をめぐる抗争を検討することで、一見アメリカに抵抗するよう見える借入金政策が、実は内部対立を助長する危険性をはらんだ問題含みの政策であることを明らかにする。ここでは、ロンゲラップ政府、および借入金政策に反対したグループの行為と主張の特徴に焦点を当てる。

1. ロンゲラップ政府の借入金政策

マーシャル諸島の人びとが行った核実験被害に対する訴訟は悉く却下されてきた。ロンゲラップ環礁の被曝者たちは、1960年にアメリカに対して850万ドル以上¹の補償額を求める訴訟(Civil Action No. 124)を信託統治領政府の高等裁判所に提訴したが、1961年、信託統治領政府裁判所はアメリカ合衆国に対する訴訟を扱う司法権を持たないという理由によって訴訟を却下した²。また、1983年には、マーシャル諸島全体の核問題について、核問題に関心を持つ弁護士が「ミアトラブ」(MIATLP, Marshall Islands Atomic Testing Litigation Project)を組織して、アメリカ政府を相手取り10億ドルを要求する訴訟を、成功報酬で開始した(Civil Action No. 83-2471)。しかし、1986年10月21日にマーシャル諸島が独立すると、独立と同時に発効されたアメリカとの自由連合協定によって訴訟は却下された。自由連合協定の中に、核実験損害基金を設立することで、アメリカは核実験に関する責任を終わりにするという文言があったからである。

こうした失敗を繰り返さず確実に補償金を獲得するために、被害の立証をする必要があった。

当時ロンゲラップ政府は弁護士、科学者を始めとして会計、合衆国連邦下院への陳情書の作成などを外部に依頼していた。特に、核実験によってロンゲラップ共同体が受けた被害をアメリカに認めさせるために、合衆国連邦下院におけるロビー活動³を強化しようとしたが、財政難により十分な活動は困難な状況にあった⁴。また高齢被曝者が亡くなる前に何らかの補償をしておきたいとの配慮もあった。そこでロンゲラップ議会は、3カ月に1度受領する177条分配金を返済に充てる予定で、1989年6月21日、アメリカの銀行から250万ドルの融資を受けた(NCT, Rongelap Box, 27-001, 1989, April 20)。この借入金から生活組合として50万ドル、177条分配金受領者に50万ドル、弁護士費用として26万5000ドル、医学、および科学者費用として6万ドル、政府費用として32万5000ドルから35万ドル、合衆国連邦下院および上院におけるロビー活動費用として32万5000ドルから35万ドルが使用される予定であった(NCT, 1989, August 21)。この借入金によって、合衆国連邦下院および上院への陳情や核実験被害の立証を行うことができ、一連の活動が成功を見れば、ロンゲラップ政府はアメリカに対してこれまで以上の被曝補償を積極的に要求することが可能になる筈で、この借入金の何倍もの補償金を得ることになると考えていた⁵。

2. 抗争の過程

(1) 差止請求訴訟

しかしこの借入金政策には法的な問題があった。177条分配金を銀行の借入金の返済に充てることは、住民に分配するという本来の使用目的と異なっている。177条分配金を本来の目的以外の使用をする際には、環礁共同体内に組織された分配委員会は使用方法を変更する旨を、実際に変更をする75日前までに住民に通知しなければならないという実施規定がある⁶ (Section 12(b))。

ここで言うロンゲラップ分配委員会は、各自治体の政府から独立した機関ではない。ロンゲラップ分配委員会は、ロンゲラップ選出国會議員、ロンゲラップ共同体のリーダー、選挙で選出された9名のロンゲラップ議會議員、および土地管理者6名から交代で就任する2名の計13名で構成され、ロンゲラップ政府の中に組織された名目上の機関である。つまり、ロンゲラップ分配委員会とはロンゲラップ議会あるいは政府から独立した組織ではなく、ロンゲラップ議会とロンゲラップ選出国會議員と一致する組織である。核裁定委員会は、あくまで借入金政策を進めるロンゲラップ分配委員会に対して、借り入れ案に賛成

しない住民が訴訟を起す可能性があることを事前に指摘していたが、ロンゲラップ政府は住民への通知なしに、6月21日、銀行からの借入れを行った(NCT, Rongelap Box, 1989, May 22)。つまりロンゲラップ政府は177条分配金にかかわる実施規定を守らなかったのである。

人びとへの借入金政策の説明は借入れの後、なされている。ロンゲラップ政府は8月22日から27日の間に、マジュロ、イバイ島、メジャト島で住民集会を開き、銀行からの借入金政策に関する説明を行った(NCT, Rongelap Box, Folder #1, 1989, September 13)。当事を知る人びとに話を聞くと、最終的にはこの集会で反対を表明する人はいなかったという。

集会では反対者がいなかったのだが、8月30日、6人のロンゲラップの人びとが、ロンゲラップ分配委員会に対して、銀行からの借入れは177条分配金の実施規定に反するとして訴訟を起した。ロンゲラップ分配委員会が訴えられる可能性があることをロンゲラップ分配委員会に伝えていた核裁定委員会の予想は的中したのである。6人の原告は、(1)ロンゲラップ政府は銀行から受けた借入金を使用しないこと、(2)核裁定委員会内の補償金管理部にロンゲラップ政府の会計状況を調査することを要求した(NCT, Rongelap Box, Folder#1, 1989, August 30)。同日核裁定委員会は、(1)ロビイストや弁護士への支払いは実施規定に反すること、(2)借入金をすることによって、人びとが今後受領する補償金を減らしてしまうことの2点を理由として、ロンゲラップ政府に対して借入金使用禁止命令を出した(NCT, Rongelap Box, Folder#1, 1989, August 30)。

しかしこのとき、ロンゲラップ政府は科学者費用、議会陳情書作成料、弁護士費用、会計費用、電話代など、合計49万9699ドル33セントの支払い義務を負っていた。9月9日、核裁定委員会はロンゲラップ政府が負っていた支払いを考慮して、緊急支払い義務のある3万ドルの使用を許可した。そして9月14日、核裁定委員会は借入金政策に賛成する住民43人の請願によって、(1)借入金のうち177条分配金の分配用として50万ドルを使用すること、および(2)残りの借入金の使用に関しては住民との話し合いにより決めることの2点をロンゲラップ分配委員会に命令した。

9月22日と30日にイバイ島とメジャト島でそれぞれ住民会議が開催されたが、原告側とロンゲラップ分配委員会の間で合意に至ることはなかった。その上、この頃核裁定委員会の補償金管理部が原告側として訴訟に参加することになり問題はさらに拡大して行った。

10月25日までに、メジャト島在住の成人のほぼ全員である104人、マジュロ在住の45人、イバイ島在住の46人がロンゲラップ分配委員会側に参加した。10月29日と30日、

ロンゲラップ選出国會議員が、「銀行借入金使用に反対する人がいるため、177 条分配金を人びとに支払えない」とマーシャル諸島のラジオ放送で伝えた(NCT, Rongelap Box, Folder#3, 27-001, 1989, October 28)。放送は、2 日間とも午後 1 時 15 分、午後 6 時 45 分、午後 9 時 15 分に、3 回行われた。

11 月 8 日、ロンゲラップ共同体のリーダーが突然ロンゲラップ議会によって解任され、それまでの共同体のリーダー代理⁷が共同体のリーダーになるという事件が発生した(MIJ, 1989, November 10: 1)。共同体のリーダーは借入金政策に反対したとも、公金不正使用があったとも伝えられているが、解任された理由は明らかではない。ただ、解任されたリーダーは、ロンゲラップ分配委員会のメンバーであるにもかかわらず、8 月 31 日という早い段階で原告側として裁判に参加することを表明していたことから判断すると(NCT, Rongelap Box, Folder#5, 1990, February 15: 1)、銀行借入金政策を進めていたロンゲラップ議会とロンゲラップ選出国會議員とのトラブルが原因であることは間違いないだろう。

マーシャル諸島内務省は、リーダーの突然の解任は無効であるとの見解を示したが、ロンゲラップ議会は共同体のリーダーを無視し、リーダー代理を共同体のリーダーとして扱い、共同体のリーダー代理は事実上共同体のリーダーとなった。

補償金分配課は 1989 年 10 月から 177 条分配金のうち銀行借入金の返済に充て始め、1990 年まで続いた。その金額は各四半期により異なるが、たとえば 1990 年 7 月の補償金から返済されたのは 18 万 6489 ドル 71 セントであった。このため、人びとに分配される個人補償金は 8 万 287 ドルとなってしまった(NCT, Rongelap Box, Folder#5, 1990, July)。仮に銀行へ返済しなかったならば、メジャトの 5000 ドルのリース料と 2 万ドルのロンゲラップ政府費用を差し引いた 27 万 5000 ドルが人びとに分配されるはずであった。

しかし、次に見るように借入金の裁判の過程で別の問題が発覚したのである。

(2) 核裁定委員会による新たな訴訟と争点の変化

この裁判の過程で、核裁定委員会はロンゲラップ分配委員会に対して 177 条分配金に関する会計資料の提示を求めたが、提出された会計資料は不完全であった。

ロンゲラップ政府は、1990 年 9 月、16 万 3383 ドル 49 セントを核実験損害基金から借り入れた。これは核実験損害基金の緊急融資といわれ、共同体が自然災害やそのほか危機的状況に陥っていると核裁定委員会が認めたときに融資を受けることができるものである。しかしながら、ロンゲラップ政府が受けた緊急融資の中に一部用途不明金があることが明

らかになった。

この間、銀行からの借入金の使用を厳しく制限されたロンゲラップ政府は財政的に厳しい状態が続いた。銀行からの借入金返済、電話料金、事務所のレンタル料などの支払いが滞ったため、177条分配金は人びとへ分配することという核裁定委員会の命令を無視し、177条分配金の多くを借入金の返済そのほかの支払いに充てている。ロンゲラップ政府は、核裁定委員会とのこれ以上の問題の拡大を回避するため、1990年1月21日には、177条分配金を銀行からの借入金の返済に充てることを可能とするよう、ロンゲラップ環礁における177条分配金分配規定を変更した(RALGOV 1990, January 21)。

1990年7月17日、340人のロンゲラップの人びとは、核裁定委員会が177条分配金をロビー活動に使用することを禁止した命令を出したことに反対して、逆に核裁定委員会を相手取る訴訟を核裁定委員会に起した。これらの人びとは、アメリカエネルギー省と同省の科学者を信用していないので、借入金を共同体独自のロビー活動やアメリカ政府とは関係を持たない科学者費用に充てるのがどうしても必要になると訴えた。核裁定委員会はこうしたロンゲラップの特殊事情を考慮に入れるべきだというのである。1991年10月28日、ロンゲラップの人びと55人は、借入金の使用を禁止した核裁定委員会を相手取って別の新たな訴訟を起した。ロンゲラップ政府に賛同するこのような動きがあるなかで、ロンゲラップ政府内部の財務管理は決して完全ではなく、しばしば原告による新たな非難を許すことになった。7月には原告の一人I Sがロンゲラップ信託基金4万4348ドルの利子の使用に関する情報開示を求めたが、国会議員J Tは拒否している。この時、J Tの祖先が他環礁からロンゲラップにやって来た時、もともとロンゲラップにいたI Sの祖先が居住を許したのだから、I Sの親族にロンゲラップ政府の会計について説明する必要がJ TにはあるとI Sは主張している(MIJ 1991 July 19:10)。

1991年11月4日、ロンゲラップ選出国會議員が海外で使用することを目的として作られたクレジットカードが、イバイやメジャトでの住民集会で問題となった。このクレジットカードをJ Tが個人的購入に使用していたことが明らかになった。こうしたことから、ロンゲラップ政府の財政管理に対する信頼が薄れ、一部の人びとはいつそうロンゲラップ政府を非難することになった。1991年11月に行われた共同体のリーダー選挙では、現職共同体のリーダーと国会議員J Tの弟E Sは落選し、原告の一人であるB Lが共同体のリーダーに当選した。この時点では人びとはB Lを評価していたと言える。国会議員に関してはJ Tが181票を獲得し当選したものの、対抗立候補者とわずか25票差であった(MIJ

1991 Dec 20)。人びとは不正を働いた可能性の強い J T やその近い政治家に対して徐々に嫌悪感を抱き始めていた。

このように、250 万ドルの銀行借入金の是非をめぐって提訴された裁判は、ロンゲラップ政府の財政管理能力へとその争点を次第に移していくことになった。

1992 年 12 月 15 日、核裁定委員会の補償金管理部が、分配委員会を相手取って、1992 年度の 177 条分配金分配状況や共同体会計報告、および議論となっていた緊急融資にかかわる会計報告を求める裁判を起した(No.25-006)。この新たな裁判が起されたことで、争点は 250 万ドルの借入金の是非から 177 条分配金の「正しい」管理へと明確に変化したと言える。

1993 年 2 月 5 日、特別法廷でこれらの報告を提出するための取り決めがなされたが、ロンゲラップ分配委員会が提出した報告書はやはり不完全なものであった(NCT, Rongelap Box, Folder#18, 1998, February 20)。

(3) 再定住の現実化と裁判の終了

ロンゲラップ政府の財政管理能力不足が明らかになる中、1992 年に原告側の B L が共同体のリーダーに就任すると、原告側と被告側の対立がいつそう高まった。1993 年には、裁判で原告側の共同体のリーダーに対する反対が激化し、4 月 14 日には、メジャト在住土地管理者を中心とした人びとが、現在のロンゲラップ議会を代表として認めないという見解を記した手紙を核裁定委員会に送付した。裁判の資料や証拠を発見できず、両者決着の糸口さえ見えない状態で、政治的な対立だけが高まっていった。

1992 年 11 月 20 日には、すでに核裁定委員会を離れて、マーシャル最高裁に真偽の場が移っていたが、最高裁判所の判決も核裁定委員会の見解と同様、銀行からの借入金は認められないというものであった(The Supreme Court, Republic of the Marshall Islands, 1993: 230)。

1993 年には、会計業務を一新させるため会計業務を外部に委託した。しかしながら原告側新共同体のリーダーの就任中は、核裁定委員会の補償金管理部が要求した会計資料を提出することはできなかった。

1996 年には、原告側の共同体のリーダーに代わり被告側の人物が新しく共同体のリーダーに就任したが、以前から求められていた会計報告書は完全な形では提出されることはなかった。というのもこの時点では、問題になっていた緊急融資の引き出しを行った時点からすでに 2 度の選挙を経ており、共同体のリーダー、議員、会計担当者が代わっていた

からである。このような状況で当時の会計資料は紛失してしまい、会計報告書を新たに作成することは不可能になっていたのである(NCT, Rongelap Box, Folder#18, 1997, September 5: 2)。

1997年7月には、ロンゲラップ政府は177条分配金の一部を使用して借入金をすべて返済した。核裁定委員会は、1997年12月には、裁判中に指摘された様々な財政管理上の問題点が改善されたこと、またこの裁判を継続する実際的な意味を見出せなくなったためにこの裁判を終了する提案をし、双方はこの提案を受け入れた(NCT, Rongelap Box, 27-001 n.d.)。10年近く続いた裁判はようやく終了した。

裁判終了のタイミングはロンゲラップ環礁を離れた1986年から計画されていたロンゲラップ再定住計画が実現に近づいた時と重なっていた。1996年9月には、ロンゲラップ政府とアメリカエネルギー省との間で1992年から交渉が行われていた再定住計画の基金額が合意に達した。しかし、アメリカ内務省はロンゲラップ政府が住民と核裁定委員会との間で裁判中であることを指摘し、裁判終了まで再定住計画の工事着工を見送っていた。こうした状況を打破し、再定住計画を前進させるために裁判の原告たちは裁判を終わらせることに合意したのである。

3. 「経済的正当性」と「法的正当性」

マーシャル諸島における国会議員・首長・大統領・土地管理者など、あらゆる指導者層は一般的に人びとに生活の保障をすることが最重要課題として求められている。ロンゲラップの人びとも「指導者層に期待することは何か」という筆者の質問に対して、「食事、家、お金、すべての面倒を見ること」という意見が圧倒的多数を占めた。補償金に当てはめると、アメリカから勝ち取る補償金は多ければ多いほど指導者層はその役割を果たしていると言える。

共同体のリーダー代理は、飲酒が禁止されているメジャト島⁸で、おおっぴらに飲酒する一方で、自宅に親族が長期間にわたって逗留することを許し、時には彼自らの手料理でもてなしたりしていた。多くの住民は、リーダー代理の飲酒について、「ほら、また酔っ払って歩いているよ」、「前も酔っ払って言い争いをしていたっけねえ」など眉をしかめながらも、金銭面での面倒見もよく、人びとの意見をよく聞く共同体のリーダー代理に対しては好意的な評価をしていた。私は、調査中数人から「彼は決まりを破るかも知れないが、多

くのをメジャトにもたらず。君は、ルールは守るが何も行動しない共同体議員と、ルールは守らないがメジャトに多くのものを持ってきてくれる共同体議員のどちらを支持するか」と逆に質問を受けた。

このように、マーシャル諸島では、たとえば「うそをつかない」や「信念を持っている」などと言う人格的な側面よりも、人びとの生活を保障する行動をとっているか否かという実利的な面が重視されている。つまり、指導者層は精神的側面、あるいは倫理的側面よりも経済的利益を地域社会にもたらず能力が重視されていると言える。そうした人びとの期待にこたえるように、指導者層の意思決定は、結果的な経済的利益を重視する「経済的正当性」の概念に基づいてなされている。

指導者層は、ロンゲラップ政府の政策を立案する際も177条分配金の規定を遵守するという事よりも、結果的な経済的利益を重視したと考えるのは自然である。当時、国会議員JTのもとで働いていた人物は、「私たちはお金がなかった。弁護士への報酬。科学者への報酬。アメリカ議会への働きかけ。まったくお金がなかった。あのとき銀行に借金しなければ、現在はなかった。今、再定住計画が実現して、あのときの借金の何倍ものお金を手にした」と述べた。

このようにロンゲラップ政府では、ルールを遵守するよりも経済的利益を求めることが重視されていたので、借入金政策を推進することができたのである。

当初、核裁定委員会から銀行からの借入をやめるように言われつつも、借入金をする政策を推し進めたし、正確な会計報告を行うことができなくとも、アメリカ議会への陳情を中止することはなかった。また、銀行借入金の残金の使用を禁止されても、核裁定委員会の命令を無視して使用するなど、結果的な経済利益本位の政策を執り続けた。

ロンゲラップ政府はこの賭けはある程度目標が達成されるであろうという目論見を持っていた。当時核実験の行われたビキニ環礁とエニウエトク環礁では、アメリカの援助ですでに汚染地区の放射能除去工事が終了しており、エニウエトク環礁は立ち入り禁止地域こそあるものの、強制移住させられていた人びとが再び暮らしていたからである。当時のロンゲラップ共同体の指導者であるJTやロンゲラップ議会議員もロンゲラップ環礁の放射能除去工事や補償金獲得に関してある程度の成功は予測していたに違いない。

しかし、住民から裁判が起されたように、こうした戦術が被支配者の側のすべての人に受け入れられ無事戦術を遂行できるとは限らないのである。それはロンゲラップ政府によって打ち出された銀行借入金政策でロンゲラップ環礁に再び居住できると人びとは完全

には信じていたわけではなかったからである。

裁判の原告は5人中4人までが、国会議員J Tとは帰属リネージこそ異なるものの、オイに当たる人びとであった。ただ、B L、I S、I Sの妹L I、K T、J Sの4人は、I SとI Sの妹を除いて、リネージ的にはそれほど親密な関係にはなかった。ロングラップ政府で会計担当として働いていたK Tがロングラップ政府の借入金政策に反対したために、会計係を解雇され、I SやJ Sに訴訟の話をもちかけた。つまり、もともと原告の5人が借入金政策に反対していたというよりも、むしろ、K Tが借入金政策に反対する人を組織したというほうが正しい。I Sはロングラップ最初のリネージの土地管理者であり、ロングラップ共同体のなかで最も権威のあるはずの人物であった。そして、J Sは当時弁護士としてマーシャル政府で働いており、1987年の選挙では落選したがJ Sの弟がロングラップ環礁地区から国会議員として立候補していた。

原告の一人であるK Tは米国の短期大学でビジネスを専攻した。彼は経理の知識を買われロングラップ政府で会計担当職員として働いていた。裁判が続行するなかでロングラップ政府職員を解雇され、タクシー会社を経営し始め、現在では金貸し業をも行うなど、経営の能力が卓越していた。I Sは、ロングラップ共同体で最も古いリネージの土地管理者であった。I Sは共同体内の調和を重視し、次章で述べる土地管理者係争に関して「ロングラップにいるリネージは私の許可があるからいられるんだ。ロングラップでいざこざを起す人はロングラップから出て行けと言いたい」と常日頃、土地管理者間の争いに関して不満を示していた。J Sはマーシャル諸島ではそれほど数が多くない弁護士という職業についていた。マーシャル諸島で弁護士といえ、当時10人もいない最高級のエリートであった。原告は、主にこの3人が、ロングラップ伝統社会における真正性、経営管理能力、弁護士としての知的財産を有していた。こうした人びとが集まって、一体となってロングラップ政府に対抗したのである。

原告が使ったのは、「法的正当性」である。原告が問題としているのは、177条分配金を担保とした銀行からの融資の177条の規定への抵触であり、裁判での審理が進むにつれ、ロングラップ政府の杜撰な財政管理を非難することになった。それはつまり、自由連合協定締結時に導入された177条分配金の手続き上の正しさであり、法的な正しさを重視する考え方である。裁判の進展の過程で実際に補償金が返済に充てられ、個人の受け取り額が半分以下に減額される。つまり、彼らの主張は、177条分配金が減額されたことによる生活苦に関する苦情というよりも、むしろ、ロングラップ分配委員会の177条分配金管理が、

177条規定に合致しているかどうかには焦点が当てられていた。

あくまでもロングラップ政府のやり方に反対する主張を行っている。

その対抗の目的は「人びとの生活のための補償金が減らされるのはおかしい」というものであり、長期的な目標は掲げていない。あくまでも借入金が行われる以前の177条分配金分配が行われることを目指しているのである。その177条分配金の分配の現状を回復したからといって、それによって何か特別な利益をもたらすことはないのである。

この5人は何か別の共通の目的があったわけではなく、ロングラップ政府に反対するために便宜的な共闘であった。一般の人びとは、倫理的側面よりも、経済的な恩恵を期待していた。その点で原告らがロングラップの人びとに受け入れられる可能性はきわめて低かったのである。

これら原告と被告は、追及するものがまったく異なっている。すなわち、被告の主張の根拠は最終的に共同体にもたらされる利益であり、原告は177条分配金を管理する上での手続き上の正しさである。

この裁判では、核裁定委員会の補償金管理部も原告への支持を表明し、「法的正当性」が勝利するかに見えた。しかし、被告側は177条の規定を犯してでも、結果的な経済的利益を重視した戦略をとり、結局、被告の会計管理上の過ちを立証することができないまま、借入金はすべて使用された。ロングラップ政府は、訴えられながらも、こと借入金政策に関しては借入金を弁護士やアメリカ議会のロビー活動に使用し、当初の計画通りの政策を遂行したのである。

被告は、核裁定委員会の命令を無視するという強気の戦略を取っていたが、その裏では、常に反対者への恐れから、反対者を排除していく戦略も取っていた。たとえば、被告である国会議員は、ラジオ放送で原告を攻撃していることは先に述べた。共同体のリーダーや、177条関係職員も解雇し、銀行融資政策への反対者に対して攻撃した。これは「法的正しさ」への恐怖の表れと見ることができる。

自由連合締結前まで、ロングラップ議会議員やマジストレートらは、ほとんど無いに等しい給料で指導者的職務に就いていた。しかしそれは、たとえば少し余計に食料の分配を得るといふことや、植民地政府の役人と知り合いになれる、などほんの少しのメリットによってその職務に就く人がいるという状況であった。そうした日々の少しのメリットが指導者層の給与と考えることもできた。しかし、近代政治制度が導入されると、「正しさ」「公正さ」「透明性」が求められるようになる。こうした、「正しさ」「公正さ」「透明性」は、

指導者層がひそかにメリットを得ることを不可能にさせた。

従来、指導者層は、自らの利権を得ることと、人びとのためにアメリカから多くの補償を得ることをワンセットとして認識していた。指導者層は、自己利益を獲得することだけがその目的ではないし、人びとの暮らしを守ったり向上させたりすることだけがその目的ではない。それはあくまでセットであり、彼らの仕事が実際に人びとのためになり、人びとから尊敬される名誉職である必要があり、その職務によってなんらかの利益を得なければならないのである。もし利益がなければその職務はほとんどボランティアになってしまうのである。近代政治システムにおける「正しさ」「公正さ」「透明性」は、従来のマーシャル諸島における「伝統的」政治システムと相容れなかったのである。

それまで「経済的正当性」に基づいて政策を立案してきた指導者層は、177 条分配金制度制定とともに導入された「法的正当性」の概念を掲げて対抗してくる集団に危機感を抱き、なんとかこの集団を排除しようとした。つまり、借入金裁判は従来支配的であった「経済的正当性」と新たに導入された概念である「法的正当性」の対立なのである。

ロンゲラップ政府の変化として第一に挙げられるのは、財務管理における透明性が高まったことである。1989 年に裁判が起された当時は、裁判を起した K T やそのほかの人物などロンゲラップの人が財務管理をしていた。その後透明性を高めるために、ロンゲラップ出身者以外のマーシャル人が財務を担当することになった。この状態は 2001 年まで続いた⁹。

またロンゲラップ政府は、政府が行っている短大、大学生向けの奨学金の募集要項をマーシャル国営ラジオ放送で放送した。放送が行われる以前は、頻繁にロンゲラップ政府庁舎を訪れるか、年に 1 度ある集会に参加するか、もしくは人づてに聞いて知る以外に方法がなかった。しかしながら、ロンゲラップ政府庁舎がある首都マジユロと中心的居住地区であるメジャト以外に居住するロンゲラップの人びともロンゲラップ政府が発信する情報を得ることができるようになったのである。

1998 年にある有能な女性を財務担当職員として雇用したが、彼女は 1989 年に起された裁判の原告サイド 6 人のうちの 1 人である男性の娘であった。それまでは政府職員も共同体のリーダーに近い人を雇用するのが常であったが、政府に反対意見を持つ人物を雇用したことで、派閥によらない平等な人事を行うという一般の人びとの高い評価を得ている。また、メジャト島においても人事における平等性も十分ではないものの、次第に偏りが緩和されてきた。

4. 対立の構図—親族間の「競争志向」の発動

従来、マーシャル諸島においては、土地を求める争いととも地位を求める対立は、マーシャル諸島の社会構造の基本である親族内の緊張関係に起因するものであった。したがってここでは、原告と被告の対立構造の考察を通して、裁判が起された要因を親族関係から明らかにする。原告被告それぞれの個人が帰属するリネージおよび、個人間の親族関係に着目して裁判の発生要因を分析する。

(1) 対立の構図

借入金政策をうち出したのは、1969年以來1995年に亡くなるまで国会議員を務めたロンゲラップ選出国會議員JTであった¹⁰。JTは国会議員であったが、本来共同体のリーダーの仕事であるべきロンゲラップ環礁の政策、および対外交渉を一手に引き受けていた¹¹。たとえば、人びとが1985年に放射線汚染が懸念されたロンゲラップ環礁を離れてメジャト島に移住する際には、移住先の選定、交渉、移住手段の確保、住民のコンセンサスを得るための努力など、あらゆる仕事に奔走した。その他核被害の交渉に関して、米国政府との交渉、米国議会への働きかけ、国際的NGO、反核団体への援助の要請、マーシャル諸島議会へのロンゲラップ援助に関する働きかけなど、精力的に働いた。当時のロンゲラップ議会は、率先して政策を立案、実行するというよりも、むしろJTの活動をサポートするという役割に徹していたようだ。ロンゲラップの人びとは、親族関係の有無にかかわらず、このようにロンゲラップの核被害問題に尽力したJTを尊敬していたし、また恐れてもいた。それは、当時のロンゲラップ共同体ではロンゲラップ政府内でも絶対的な権力を持っていたJTに対してあからさまな反対意見を唱える雰囲気になかったことから明らかである。借入金政策はこうしたJTによる一連の活動の一環であった。

被告であるロンゲラップ分配委員会の帰属する母系リネージの構成は、IJ母系リネージが5人、RN母系リネージが2人、他島母系リネージが1人であった。IJ母系リネージへの偏差が見られるが、他のリネージも若干含まれている。ロンゲラップ議會議員、國會議員、共同体のリーダーの系譜関係を表したものが図5-1である。ロンゲラップ議會議員の9名のうち2名はいずれの議員とも系譜関係を持っていないので図中に書き入っていない。

当時の議員の一人は「すべての議員が賛成した」と述べる。ロングラップ議会議員は借入金政策に対する各自の意見を持っていたというよりも、やはりJ Tの提案した借入金政策案を承認したに過ぎないと考えられる。I J母系リネージは、ロングラップ共同体において、規模の大きい母系リネージであった。この母系リネージは更に下位の4つの分節リネージに分岐する。その中でも、傑出した勢力を誇ったのが、I J第二分節リネージであった。従来から共同体のリーダーや国会議員を多く輩出してきたI J第二分節リネージは最も成員数が多い。J TはこのI J第二分節リネージに帰属する。

銀行からの借りに最初に反対を示したのは、ロングラップ政府で働いていた177条分配金を扱う職員K Tであった。この職員はかつてロングラップ環礁に居住していた人物であり、リネージはR N母系リネージであった。そして、政府に借入金の計画があることを他の人に話し、借入金に反対する仲間を増やしていった。

原告側の6人には特定のリネージへの偏りは見られなかった。ロングラップ共同体には、リネージと父系親族集団がそれぞれ3つずつ、合計6つのリネージ集団が存在するが、原告の6人のリネージ構成は、I J母系リネージが1人、R K母系リネージが2人、R N母系リネージが1人、T L母系リネージが1人、他島出身者が1人であった。

原告側の弁護士J Hは借入金の政策を打ち出したJ Tと同じI J母系リネージである。ただし、J Hは第四分節リネージ、J Tは第二分節リネージである。しかし、I J母系リネージの人びとは、「私たちは、同じリネージの人に賛成する。同じリネージの中で対立しているのは、誰に賛成していいのかわからない」と言う。原告代表は、マーシャル諸島政府で弁護士の資格を生かして働いていた。J Hの帰属するI J第四分節リネージは経済的に豊かなリネージであり、始祖の女性はイバイ島で人気のあるドーナツ屋を営んでいる。彼女の家はイバイ島の人ならば誰でも知っているほど有名である。彼女の孫のうち2人は弁護士で、1人はクワジェリン環礁の生活共同組合の重役である。

原告の一人であるB Lは政治的にJ HおよびJ Hの兄弟と強いつながりを持つと共に、J Hの兄弟と同じ敷地に家を構えている。B Lの妻とJ Hは共にI J母系リネージに帰属し、双方ともI J母系リネージの親族関係をたどってマジュロの土地を借りて家を建てている。このようにB LとJ Hは政治的に近く、親族関係を共同で利用して生活している。

2人のR N母系リネージのうち、1人は他島出身者であるが、彼の妻がR N母系リネージに帰属するので、R N母系リネージ成員としてカウントした。彼の妻はJ Tとはなんの親族的つながりも有しない。残る一人のR N母系リネージ成員は、実はI J母系リネージの

成員を父親に持つ。この父親の母親の姉妹の息子が J T である。つまり、I J 母系リネージ男性は J T の息子となり世代的に劣位なのである。

J T は、R K 母系リネージの原告 2 人の父方の祖父の姉妹の息子に当たるので、マーシャル諸島では親と子の関係とみなされる。つまり、ルクワジェリンである 2 人は、被告の J T に、世代的には劣位でありながら対抗したのである。しかしながら第 1 章で述べたように、ロングラップで最も古いリネージである R K 母系リネージの土地管理者 I S は、ロングラップの人びとから尊敬を集めている。そして、自由連合協定締結時には、国会議員 J T に反して、自由連合協定に賛成した。

T L 母系リネージの男性は J T とはなんら親族的な関係を有していない。彼はマーシャル諸島内で高等教育を受けた専門家で、若いときにはエレメンタリースクールの教師として、以後は定年まで教育省に勤務していた。最近では伝統的な知識を認められて、マーシャル諸島伝統裁判所の判事をしており、マーシャル諸島内でもエリートである。

このように原告の 6 人のうち、4 人は J T と何らかの親族的つながりを持っているが同じ分節リネージではなかった。そして、もう 1 人は他島出身者であり J T と親族関係のない人物の配偶者であった。また、残る 1 人は J T と親族関係は持たないが、マーシャル諸島国内でも多くの人に認知されている知識人であった。つまり、原告らは J T との親族関係を持つが近くはないと言えるのである。

また、ここで注目したいのは I J 第三分節リネージに帰属する女性である。J T の母の姉妹の孫娘である彼女は、裁判が起された 1 月後の 9 月 30 日の時点で、原告側への支持を表明したが、1990 年 2 月、この女性は原告への支持を取り下げた。この女性は被告の代表と政治的に非常に近い関係を持っている息子への配慮として原告への支持を取り下げたのだと言われている。

この裁判は I J 母系リネージの中の 2 つの分節リネージの対立として現われている。一つは、J T の帰属する分節リネージである I J 第二分節リネージ、および政治的に J T に近い I J 第三分節リネージの成員の集団である。他方は I J 第四分節リネージと I J 母系リネージの男性性員の子孫の集団である。つまり、I J 母系リネージが政治的に分裂してきたと言えるのである。

そしてこの分裂に一役買っていたのが、自由連合協定締結時に国会議員 J T に反対して自由連合協定締結に賛成の意を示した人びとだったのである(第 2 章参照)。この人びとの一部に原告らが含まれていたのである。

この対立はロングラップ政府に対する異議申し立てとして現れただけではなく、自由連合協定締結時にすでに兆候が見られた分節リネージの権力争いないしは対立に絡んだ問題である。そして、借入金政策は、自由連合協定時に国会議員 J T に反対したグループが、現在の政治的状況を逆転させるための「機会」であったのだ(ド・セルトー 1987:102)。ロングラップ政府の「経済的正当性」を追及する戦略に対して、177 条項という「法的正当性」は、対抗者が戦術として利用できる格好の材料であったのである。

(2) 「競争志向」とリネージの力学

原告代表者と被告代表者は同じ母系リネージの異なる分節リネージに帰属する。原告代表者の帰属する分節リネージは、被告代表者の帰属する分節リネージよりもリネージの古さにおいて劣位となっている。そして、原告代表者は被告代表者のオイ(*nejin*)に当たる。つまり、分節リネージにおいても世代においても原告代表者は被告代表者よりも劣位にある。

それでは、劣位にあるということはどういうことなのであろうか。まず、分節リネージの古さにおいて劣位にあることについて、たとえば分節リネージ A が分節リネージ B よりも劣位にあるという場合、分節リネージ A の始祖である女性は分節リネージ B の始祖である女性の妹にあたる。マーシャル諸島においては、兄弟姉妹のなかでは歴然とした出生順に則って序列があり、兄や姉に対して下のものは口答えを許されていない。当然、妹を始祖とする分節リネージよりも姉を始祖とする分節リネージの方がリネージ内での発言力が高く、身分や財産の継承も有利となる。また、世代が下位にある者も上位のものに対して発言力が弱い。このように、劣位にあるということは発言力や権限といった政治力も、財産分与といった経済力も劣るということなのである。

この裁判は、劣位の地位にあるオイから優位の地位にあるオジ(*jeman*)に対する対抗となっている。このようなオイからオジへの対抗は、マーシャルで一般的に見られる地位をめぐる争いの一形態として知られている。植民地化以前はオイがオジを、そして次兄が長兄を殺すことがまま見られたという(*rruprupe en an jenokwon*)。

マーシャル諸島では伝統的に「競争志向」が強いことが指摘されている(KISTE 1974; 1977)。その競争は、地位をめぐるものと土地をめぐるものの2つのレベルにおける競争である。土地をめぐる競争とは、土地所有集団間で、特定の土地の管理権をめぐる争いである。そして、地位をめぐる争いは多くの場合母系リネージ集団である土地所有集団におけ

る土地管理者の地位をめぐる争いである。土地管理者には、土地所有集団内で最も世代が上位で年長の男性が就任することがほとんどであるが、土地管理者をめぐる争いの多くは、土地所有集団内での権力者である長兄への対抗、およびオジへの対抗である。長兄に対抗する兄弟間の争いである。オジへの対抗は、母系リネージ内の分節リネージ間の争いであり、母系リネージの分裂の恐れがある。これは、カイステの言う「競争志向」の現われであるといえる(KISTE 1977: 82)。

マーシャル諸島の慣習によれば、オイは、オジに対して敬意を払う存在である。実際に、母方のオジに対して異議を申し立てた原告代表者に対して、「マーシャルの伝統を守っていない」という非難をするものも少なからず存在する。ただし逆に言えば、マーシャル諸島ではオジはオイに対して権力を持つが、常にオイの挑戦に晒されているともいえる。オイにとって、オジは習慣上常に敬意を払わなければならない相手であると同時に、自らが権力を入手しようとたくらむ際には、まず超えなければならない相手でもある。このようにオジーオイ関係は不安定な関係ともいえよう。原告代表が被告代表に対して訴訟を起したということは、つまり I J 母系リネージが分節リネージを単位として内部分裂を起したことを意味するのである¹²。

原告側は、弁護士、小学校教師、教育省職員、伝統的知識人、企業家など、かなりのエリート層である。こうしたことを考え合わせると、I J 母系リネージにおける内部分裂は、リネージ内で劣位に位置づけられる分節リネージの個人が、エリートとして力を得ることで可能となった、優位な分節リネージに対する異議申し立てとして捉えることができる。

構造的には、オイのオジに対する対抗意識が常にあり、その対抗意識が、オジへの権力の一極集中により触発され、更に、オイがエリート層として力をつけたことが、実際に抵抗することを可能にさせたのである。

その後、補償金の使用方法は地域社会全体にかかわる問題なので、単なるリネージ内部の抗争であったものが地域社会の人びとを巻き込んで進展したのである。1989年9月30日までに、36人の住民が原告側として裁判への参加を表明した。これらの人びとの中に、I J 第二分節リネージ、第三分節リネージの成員はいない。

このように、被告は、I J 第二分節リネージ成員と血縁関係を持つ人びとであり、原告はそのリネージの成員以外の人びとを中心に成り立っていた。つまり、借入金をめぐる対立は、マーシャル諸島に特有の「競争志向」が分節リネージ間で具現化したと考えられる。この対立はすでに、自由連合協定締結時の賛成派・反対派の違いで分節リネージ間に協力

関係と対抗関係が生まれたのである。

際限なくエスカレートするかに見えたロンゲラップ政府と対抗者との裁判を伴った対立はひとつの事件をきっかけとして次第に解消されていった。それは、再定住計画が実現に向けて動き出したことである。1996年9月には、アメリカ政府とロンゲラップ政府との間で再定住計画基金の最終的な合意に達した。アメリカ政府の関連部門が工事の計画を立案していたので、アメリカ政府は、ロンゲラップ共同体内が二分されていることに不安を抱き、裁判をやめるようロンゲラップ政府に促していた。こうしたアメリカ政府の動きもあって、結局裁判は両者の和解という形で終了した。

5. 考察—ファミリーの政治的機能

ロンゲラップ政府による借入金政策はアメリカによる支配システムである補償金制度の中で、そのシステムを利用しつつ何とか利益を得るための戦術であった。しかし、アメリカという支配に対抗している筈の借入金政策には、これに反対する提訴がなされ、必ずしも被支配社会であるロンゲラップ社会に全面的に受け入れられたわけではなかった。従来からオジ-オイ間の確執が存在するなかで、オイ側は自分たちの政治的地位を維持・強化するために自由連合協定とともに導入された177条分配金システムの規定を「法的正当性」として絶対視し、それに合致しない借入金政策を「正しくない」として糾弾したのである。つまり、借入金政策の「法的に正しくない」部分が、ロンゲラップに構造的に存在する反対勢力につけ入る隙を与えたのである。このような外的な制度を政治的に用いる適応のし方を前川にならって「戦略的適応」と捉えることが可能である(前川 1997: 74)。こうして社会内部の対立が顕在化することになった。

しかし、ロンゲラップ政府に対する対抗勢力は、便宜的に結成された集団であり、借入金政策に替わる有効な代替案を提示していなかった。つまり対抗勢力の戦略は、ロンゲラップ政府に対する抵抗に留まっており、長期的展望が不明確であった。支配的なシステムにおける調和を重視し、法的に正しくはあるが、新たな利益を生むことはなかったのである。いわば対抗する機会を捉えただけの「場当たりの戦術」であったために、経済的利益を追求する人びとの支持を得ることに失敗したのである。

ロンゲラップ政府も、裁判の過程で、書類の提出拒否、裁定委員会の勧告の無視といった、いわばスコットの「弱者の武器」的な行為をも継続して行っていた。ただ、そうした

行為を行いつつも、「法的正当性」の必要性を認識したロングラップ政府は、徐々に、透明性と平等性に目覚めていく。このように、ロングラップ政府は従来からの「経済的正当性」に「法的正当性」を接合していくなかで、アメリカ政府、核裁定委員会、ロングラップの一般の人びとからの批判が少なくなっていくことも重要である。

ロングラップ政府は、借入金を当初の計画通りロビー活動や弁護士費用などに利用し、結果的に政策を予定通り実施したことになる。ただしそこには問題がある。それはロングラップ社会が補償金に依存する構造には変化がないことである。アメリカの核実験による被害補償を得るという目的は達成されたものの、依然として補償金に依存している構造には変化がなく、放射能の存在に依存している状況にもなんら変化はないのである。

春日も、「現地社会の人びとが西洋との接触の過程で銃を確保し、教会と協力することは、覇権を争う現地集団にとっては重要な」役割を果たしたが、「同時に白人への依存度の増大を意味」していると述べているとおり(春日 1999 : 7)、外部社会からもたらされた資源を利用することは、すなわち外部社会への依存を意味しているのである。

これらの議論から、カイステが主張するアメリカ政府に対するビキニ環礁の人びとによる要求行動の評価には問題があるといえよう。カイステはビキニ環礁の人びとのアメリカに対する要求活動のなかで、マーシャル諸島における辺境の地の人びとという低い評価を払拭し、新たな自信を得、自立につながるという。カイステはビキニ環礁の人びとの自立がアメリカとの依存構造の上に成立していることに気付いていない。結果的に、新たな依存状況を生み出しているアメリカ政府に対しても、人びとの要求に応えたというプラスの評価を安易に与えてしまうのである。つまり、カイステの議論は別の形態の支配＝被支配の構造を捉え切れていないのである。

金が新たな保障になるので、人びとはそれを求めて政治的に結託する。その際社会構造の基本である、リネージが分裂、再編成され、新たな概念であるファミリーに基づく政治派閥が作られる。

こうした社会に発生した対立を沈静化したのは、再定住計画が現実味を帯びてきたことであつた。再定住計画は文字通り、故郷であるロングラップ環礁を自分たちの手に取り戻すことである。環礁というマーシャルの人々にとって重要なアイデンティティは、ばらばらになってしまった人びとの心を「積極的に繋ぎとめておくため」に作用したのである(クリフォード 2003 : 442)。

「サボタージュや盗み、ドロップアウトといった行為を含むインフォーマルで、日常的

な「文化的抵抗」を、「植民地主義を生きるしたたかな知恵」として無批判に称揚するのではなく(山下・山本 1997: 30)、「文化的抵抗」を行ったことで起こる現地社会の齟齬にも目を向ける必要がある。これは社会は決して一枚岩ではないことに気づき始めた人類学が看過すべきではない現実なのである。

原告、被告は同じ補償金をめぐって、未来志向で消費するのか現在志向で消費するのかで意見が分かれていた。この対立が解消されたのは、消費してもなくなる環礁を再び手に入れる可能性が出てきたときであった。そこで次章では環礁をめぐる地域社会の戦略を考察する。

注

¹ 1960年3月25日付けのスターブリテンでは、963万7000ドルとなっている(*Star Bulletin*, March 25, 1960)。

² Order Dismissing Action, January 11, 1961.

³ 特にロンゲラップ政府は、ダニエル・アカカハワイ州選出上院議員との強い関係を持っていた。

⁴ アメリカ内務省高官、ラリー・モーガン(Larry Morgan)は、ロンゲラップ環礁の放射能レベルはワシントンD. C. と比較しても高くないと述べていた(MIJ 16(18) 1985, May 3)。こうしたアメリカの認識を変えるためにも、ロンゲラップ政府は科学者や弁護士、ロビーストを必要としていたのである。

⁵ 当時のアメリカ人のロンゲラップ政府顧問弁護士は、アメリカへの訴訟や合衆国連邦下院への陳情を提案するなど、ロンゲラップ政府の政策に深くかかわっている。銀行からの借入れを提案したのも、この弁護士であると言われている。

⁶ この規定は自由連合協定ではなく、核裁定委員会の実施規定(Nuclear Claims Tribunal Regulations Governing Practice and Procedure)のセクション 402 に定められている(The Office of the Public Advocate Nuclear Claims Tribunal 1995 :12)。

⁷ 共同体のリーダー代理とは、首都マジュロに居住する共同体のリーダーにかわって、メジャト島を取り仕切る任務を負う役職のことである。

⁸ マーシャル諸島では、首都マジュロ、イバイ島、リキエツ環礁の3カ所を除いて、飲酒は禁止されている。

⁹ 2001年にロンゲラップ以外のマーシャル人の財務担当者が退職して以降、ロンゲラップ人女性が財務を担当している。

¹⁰ J Tの名声は国会議員に選出される以前から、マーシャル諸島初の歯科医としてもマーシャル全域に知れわたっていた。

¹¹ 1988年度冬季通常議会では、J Tはマーシャル議会議員33名の中でももっとも少ない11日の出席日数であった。2番目に出席日数が少ないのは21日で、J Tがいかにマーシャル議会へのコミットメントが低いかがわかる(MIJ 1989, Apr 2: 10)。

¹² この2人の代表者はすでに死亡しており、相互にどのような感情を抱いていたか、どのような人間関係を有していたかについては調査不可能である。

第6章 「再定住計画」の受容と変成

前章では親族が政治的に再編成される動態を考察した。本章では再編成された政治的派閥がローカルな場でどのように機能するのかについて考察する。ここでいうローカルな場とは、ロンゲラップ共同体の中心居住地であるメジャト島である。

ロンゲラップ政府は、アメリカ政府から損害賠償として4500万ドルの基金を1996年に得た。政府は基金で共同体を運営するほか、さまざまな事業を展開している。そのうち最も重要なのは、ロンゲラップ環礁の残留放射能を除去し再定住する事業である再定住計画である。

しかしながらこの再定住計画には根本的な問題が横たわっている。それは、放射能除去作業を行うことで、本当にロンゲラップ環礁は居住に適するほど安全になるのかという問題である。ロンゲラップ環礁の土壌は放射能が残留しているために、ココヤシやタコノキといった陸地生産物の利用には制限が設けられる予定だ。もちろん井戸水の汚染や魚や貝などの海洋資源の汚染もある。

それでも、ロンゲラップ政府は再定住計画を進めているし、人びとも不安を示すものの、一様にロンゲラップ環礁に戻りたいと言う。環礁は序論でも述べたように、生活の糧を生み出すからこそ必要となるものである。そうであるのに、生活の糧を十分に利用できない現在のロンゲラップ環礁に、なぜ人びとは帰るのだろうか。どのような方法で人びとは、帰ろうとしているのだろうか。

本章は、こうした問題意識をもとに、マーシャル諸島ロンゲラップ環礁共同体が行う再定住計画について、2002年に筆者が行った現地調査をもとに、個人の将来の居住地選択に関する分析と考察を行う。この分析と考察から、再定住計画を人びとが操作する側面が明らかになるとともに、ロンゲラップ環礁回復の理由が得られる。最終的には、環礁のもつ意味を明らかにすることが本章の目的である。

1. 再定住計画の進行

借り物の島メジャト島での生活の不自由さから再定住計画は必要である。再定住計画はメジャト島への移住直後に計画された。ロンゲラップ共同体は、独自にロンゲラップ環礁の残留放射能に関する環境調査を行うとともに¹、アメリカ議会に再定住費用の要求をして

きた。1992年にロンゲラップ再定住計画信託基金(以下、再定住計画基金と略記する)がアメリカエネルギー省(Department of Energy)とロンゲラップ共同体との間に成立した合意に基づいて設立された。2000万ドルという少額であった基金は、エネルギー省との交渉により次第に増額され、1996年9月4500万ドルの合意額に達し、ロンゲラップ共同体とエネルギー省の間で正式に再定住計画の協定が締結された。アメリカエネルギー省が行ったロンゲラップ環礁の調査結果から、(1)ロンゲラップ環礁の北部の島で採れた生産物を摂取しないこと、(2)ロンゲラップ環礁の南の島で採集された食物については摂取する量に制限を課すこと、(3)食物からの放射能の取り込みを抑えるために土壤に化学物質を使用することなどが提案された(National Research Council 1994 : 383-384)。この調査結果をもとに、アメリカエネルギー省の関連の建築コンサルタント会社が再定住計画を立案した。計画は3段階に分かれている。第1段階は、道路、港、滑走路などのインフラストラクチャー、下水処理システム、発電装置、海水脱塩装置などの各種施設のための工事、そして、汚染表土の除去と新しい表土の入れ替え作業である。第2段階は、アメリカ政府とつながりを持たない科学者による残留放射に関する調査、および調査に基づく必要な作業である。第3段階は、人びとの住居の建設である(E.G.P. Corporation 1998 : 2-1 - 2-4)。1998年7月24日には、第1段階の工事が開始された。

再定住計画は、21世紀に入り新たな展開を迎えている。ロンゲラップ政府は、再定住計画を、人びとの暮らしにとってより安全で、かつ外部社会との関係構築の場にしようとしている。

再定住計画の問題点のひとつは、環礁生活圏のすべてを対象としたものではないことであった。そこで、ロンゲラップ環礁、ロングリック環礁、アイリングナエ環礁のロンゲラップの被害請求者を代表する土地管理者は、核裁定委員会に、1991年11月9日、集団訴訟「アメリカによる核実験プログラムの結果として、および関連するロンゲラップの人びとの土地に対する損害請求」を提訴した(Claim No. 23-2440)。被害請求者は土地管理者になっているが、実際に訴訟の費用を負担し、準備を行ったのは、ロンゲラップ政府である。この訴えは、ロンゲラップ全体の土地所有権の損失、放射能除去作業、これまで人びとが核実験によって被った様々な困難の3つから構成されている²。近年になって要求額が徐々に認められつつある。2001年1月、一番目の訴えであるロンゲラップ全体の損失の評価額が8億1500万ドルであることが公表された。

まだ最終判決は下されていないが、問題は核裁定委員会での認定額がそのまま支払われ

るとは限らないということだ。核裁定委員会の認定額は核実験損害基金から出ることになっており、すでに認定額全額を支払う余裕はないからである。そして、アメリカに対しても、核裁定委員会による判決は実効力を伴わない。しかし、今後出されるであろう判決はあくまでプロセスであり、核裁定委員会の認定額を基にアメリカ議会や政府に働きかけることによって、より安全な再定住のための補償金を得る可能性があるとして、ロングラップ政府は確信している。

再定住計画には、ハワイ大学も関わりを持っている。ロングラップ政府は居住地の計画作りを、ハワイ大学の建築学科の学生と共同で2001年2月から開始したのである。このプロジェクトに関連してロングラップ政府は、幅広い学問分野のフィールドワークをする学生に助成金を出してロングラップに誘致する予定である。またハワイ大学太平洋ビジネスセンター(University of Hawaii's Pacific Business Center Program)と協力し、ロングラップ共同体が経済活動を行う可能性を模索する。

ロングラップ環礁では既に当初から再定住計画の一環として計画されていた観光ビジネスも開始された。ロングラップ環礁にはすでに宿泊施設も整いロングラップ政府所有の観光船も運航している。しかもこの観光船はロングラップ環礁だけではなく他の環礁や観光地であるビキニ環礁にも運行しており、ロングラップ環礁の観光という単一の目的だけではなく、他の環礁にも役立っている。

さらに再定住計画の進展につれて、ロングラップ環礁にロングラップ平和ミュージアムを建設しようという計画が持ち上がった。ロングラップ選挙区選出国會議員ACは1999年ごろからロングラップ環礁に平和ミュージアムを建設する計画を進めてきた。ロングラップ環礁を離れている現在の段階では、まずマジユロに建設し、ロングラップ環礁への再定住が実現した時にロングラップ環礁に移す考えだ。この計画は、単にロングラップの被曝の歴史を展示する「記念博物館」ではなく、科学情報の提供、若者に対する教育活動、医師や科学者の国際的な交流、ロングラップの文化的な活動の場として複合的に機能する場が構想されている(MIJ 2001, January 26: 27)。アルバックスは、従来社会のなかで共有されていた集合的記憶が、時間を経ることによって個々人の心の中に消失してしまったり、人びとがその記憶に関心を示さなくなったりしたときに有効なのは、「筋のおった物語の形」で書きとめておくことだと述べている(アルバックス 1989: 87)。このロングラップ平和ミュージアムは、被曝を経験していない若い世代や非被曝者、メジャト島から都市部に移住した人々、不在土地権利者といった被曝したロングラップとはすでに離れてしまっ

ていた人びとに、「筋のおった物語」を見せ、被曝の記憶を再確認し、共有する場となる。つまり「被曝」という外部から与えられた歴史を集合的に体験することによって形成された集合的記憶を、今度は逆用しているのである。

このように、ロンゲラップ政府は、再定住計画で、人びとをロンゲラップ環礁に定住すること、観光産業で経済的利益を得ること、文化施設で外部に被曝をアピールすると共に、移住でばらばらになった人びとの心に一体感をはぐくむものと捉えている。

しかし、再定住計画は、平和ミュージアムにしても、観光化にしても、ロンゲラップ居住地の近代化にしても、そこにはメジャト住民の息遣いは感じられない。そこには、なぜかメジャト住民を離れた外部者の思惑が色濃く打ち出されているのである。

2. 住民の対応

メジャト島は借りている島である。そのために、ロンゲラップ共同体はメジャト島土地管理者に年間 5000 ドルのリース料を支払っている。2002 年 10 月 1 日現在 371 名のロンゲラップの人びとが暮らしを営んでいる。ロンゲラップの人びとが移住する前には、メジャト島は無人島であった。無人島であるということは十分な食糧の確保が困難な島ということの意味しているが、事実メジャト島は土地が肥沃でないため植生が貧弱な上に、メジャト島周辺には魚介類も少ない。その上、借りているのはメジャト島だけであり、その島と周辺で採取できるだけの食糧だけでは、暮らしを支えることが出来ない。近年ではエルニーニョ現象の影響により数ヶ月にわたって雨が降らない状態が続くこともあるために陸地生産物が不足しており、メジャト島所有者は、メジャト島の人びとによる周辺の島での食糧確保に難色を示しているという。メジャト島の人びとはこのような状態に不自由を感じている。

ヤシガニを本当に食べたいときは、まだ採りに行かないんだ。本当に本当に食べたくて、もう我慢できなくて、気が狂いそうになって初めて、船を出してこっそり採りに行くんだよ。他人の土地に住んで、所有者のご機嫌を伺いながら、魚やパンノキの実を採ったりするんだよ。こんな居心地の悪い生活はもうたくさんだよ。

(メジャト島在住、被曝者、40 歳代、男性)

ここはマジュロやイバイと同じ。マジュロやイバイでヤシノキの実を取ったら怒られる。パンノキの実を採ったら怒られる。

(メジャト島在住、二次被曝者、土地管理者、70歳代、男性³)

1998年3月には首都マジュロ、イバイ島、メジャト島でロングラップ共同体会議が催され、4月11日、正式に再定住計画を実行することがロングラップ議会により承認され、アメリカ国務省にも計画が承認された。しかし、工事の着工まで共同体内で様々な紆余曲折があった。

その一つは、メジャト島に住んでいる人びとがすべてロングラップ環礁に戻って生活をしたわけではないことである。すでに20年間も住み続けたメジャト島を離れたくないといった考えを持つ者も若者を中心に多く、ロングラップ環礁への再定住を手放しで歓迎する人だけではないのである。むしろメジャト島に残りたい人の方が多いのではないかとも思われる。一方、思う存分漁をすることも出来ないメジャト島を離れて、自然の豊かなロングラップ環礁に戻りたい人も当然存在する。こうした様々な立場をどのように調整していくのかはロングラップ政府にとって厄介な問題である。

第二は、ロングラップ環礁に戻ったとしても、ローカルフードを自由に利用する生活は不可能だということである。ロングラップ環礁における放射能除去作業は、ロングラップ環礁ロングラップ本島にある家屋建設敷地だけであり、ロングラップ環礁内にある60の小島、ロングリック環礁、アイリングナエ環礁の放射能除去作業は行われぬ。従来食料採集が行われていた地域は依然として残留放射能に汚染されたままであり、自由に食糧収集を行うことは困難である。これではロングラップ環礁に帰島してもアメリカの食糧援助に依存するしかない。環礁はすべての小島から構成される一つの生活圈である。しかもロングラップは3つの環礁からなる生活圈であった。この環礁生活圈の大部分が使用できない状態では、自立的な生活の回復は望めない。

第三に、放射能除去作業は本当に安全な暮らしを保証してくれるのかという疑問である。削られた表土と岩はオーシャン側の防波堤として使用されている。東側であるオーシャン側から吹いている風は、放射能を人びとの居住エリアに運ぶことはないのかを人びとは心配している。

残留放射能への疑いに関しては、ロングラップの人びとや一部の共同体議会議員は工事開始を遅らせ、アメリカ政府とは関係を持たない信頼できる科学者にまず調査を依頼し、

調査結果が出た後に工事に入るべきだと提案した。しかし、共同体議会議員評議員は、アメリカが1998年9月までに工事を開始させるようにロングラップ政府に圧力をかけているために、工事を遅らせることができないこと、またこれまでアメリカが承認した額を使用すれば、さらに次の段階の再定住工事の交渉に入ることが出来ることなどを人びとに説明し合意した。こうした状況のなかで、共同体指導者層は、このまま再定住計画を進めて人々が本当にロングラップ環礁に帰るのかを心配していた(MIJ 1997 April 18)。

3. メジャト島への移住と居住状況

ロングラップ環礁に居住していた人びとがメジャト島に移住したのは1985年であった。当初人びとは、移住に先立って建設された集会所やその周りで暮らしていた。その他の地域は、雑草や灌木が生い茂りとてもすぐに家を建てることはできなかった。新たに購入した材木や食糧などは、船の停泊地となる島の東端の海岸にいったん保管され、少しずつ西端に運んでいった。これらの資材や食糧を管理するために、まず当時の共同体リーダーが海岸にテントを張って寝るようになり、東地区の東端の灌木林を切り開いて移り住んだ。その後、ロングラップ議員や彼らの血縁関係者が東地区に移住し始めた。

このようにして東地区の端に集まった人びとは、ほとんど男性Aの子孫であった。男性Aの子孫たちで構成される双系出自集団は、Aファミリーと呼ばれており、当然成員の帰属リネージはまちまちである。Aファミリーはこれまで多くの共同体選出国會議員、ロングラップ議員、および共同体リーダーといった共同体の政治的指導者層を輩出してきた。これに対して、西地区にはAファミリー以外の人びとが残ったが、男性Eの子孫であるEファミリーの成員が多かった⁴。メジャト島の中では、「東地区はAファミリー、西地区はEファミリー」という言説がささやかれている⁵。双系出自集団は日常生活レベルで密接に関係している。双系出自集団の下位レベルの集団で、鍋、塩、箒などのモノの貸し借りや食事の分配などが頻繁に行われるのである。兄弟姉妹の世帯間はもちろん、遠いファミリー関係間でも行われている。

現在ではメジャト島の全域に人が居住している。住民は、アメリカ政府の経済・食糧援助を得て暮らしている。メジャト島は東地区と西地区の二つの地区に分かれており、2002年10月現在、東地区には231人、西地区には140人の計371人が居住している。

それぞれの地区は異なる特徴を持つ。外部からメジャト島へ流入してくる人の割合は、

東地区は31.04%であるのに対し、西地区は、21.4%である。現金収入に関しては、東地区には地区の8.65%にあたる20人が、西地区には地区の4.28%に当たる6人が得ている。東地区居住者のうち、船員、教師といった共同体職員(以下、職員)は5.19%にあたる12人、一方西地区は3.57%にあたる5人であった。全9名の議員のうち3名が東地区に居住し、西地区にはいない。東地区は、開放的、経済力が高いという特徴を持ち、西地区は閉鎖的、経済力に乏しいという特徴を持つと言える⁶。

4. 再定住計画に対する選択

ロンゲラップ環礁に残留する放射能は、帰ろうとする住民にとって重大な問題である。そこで、「放射能を怖いと思いますか」、および「工事が終わり、政府が人びとをロンゲラップに再定住させることを決定したとき、あなたはどうしますか」という2つの質問をもとに、インタビューを行った。対象者は、20歳以上で配偶者のいる住民143人であるが、そのうち回答を得られたのは108人であった。インタビュー結果を表6-1にまとめ、残留放射能に対する意識と計画の工事終了後の希望する居住地選択との関係を整理した(表6-2, 6-3)。

この調査から、放射能に対して恐怖心を抱く人は、ロンゲラップ環礁への移住を忌避する傾向があることが分かった。放射能に対して恐怖を感じないと答えた24人のうち、ロンゲラップ環礁を居住地として選択する人は21人であった。放射能に恐怖を感じると答えた82人のうち、ロンゲラップ環礁を居住地として選択する人は30人であった。ロンゲラップ環礁を希望居住地として選択する割合は、放射能への恐怖を感じないと答えた人の方が、恐怖を感じると答えた人よりも高くなっている。

しかし、この調査結果に基づいて、詳しく聞き取りをすると二点の疑問が浮かび上がってきた。第一は、土地管理者に従う人はいないことである。他者がどう対処するかは常に気に掛け、基準にするのだけれども、自らの土地管理者の意見に従う人はいないのである。これは土地を共有する集団である母系リネージが社会の基本構造だとされるマーシャル社会では奇異に映る。第二は、恐怖を感じない人の87.50%がロンゲラップ環礁を希望するのに対して、恐怖を感じる人のうち、ロンゲラップ環礁以外の選択が極端に多くなってはいないということである。恐怖を感じる人の希望居住地としてメジャト島選択を選択する人の割合26.85%よりもロンゲラップ環礁選択が27.78%と、むしろロンゲラップ環礁を選択

する人が多くなっているのである(表 6-3)。この問題を解決することは、土地へのアクセスのしかたを考える上で重要なのではないだろうか。

第一の疑問は、居住地選択に際し、人びとは土地所有集団の長である土地管理者に従っているのではないことを示している。では何が選択決定要因となるのであろうか。

ここで注目したいのは、怖いけれどもロンゲラップ環礁を希望居住地として選択している 27.78%の人たちである。この人たちをここでは「矛盾選択者」と呼ぶことにしよう。

矛盾選択者は西地区には 6 人おり、地区の 15.00%にあたる。東地区には 24 人が居住し、地区の 35.29%にあたる。東地区が西地区の 2.35 倍を示しており、東地区に矛盾選択者が多いことがわかる。

東地区の矛盾選択者のうち 3 人を取り上げてみよう。職員である男性は、次のように説明した。

「計画なんて大反対だ。ロンゲラップには放射能が残っているだろう。だからここ(メジャト島)に残りたいさ。工事が終わって放射能が恐いから帰りたくないって言っても、議員がロンゲラップに帰ると言ったら、みんなロンゲラップに行ってしまうじゃないか。・・・ここに居ては仕事が無くなってしまう・・・だから、仕方ないだよ。」

(東地区居住者、その他ファミリー、30 歳代、職員、男性)

職員の地位は、本人の希望をもとに議員が議会で決定する。個人のなかには、議員から個人的に借金をしている人もいる。このように議員は、住民の暮らしを支える存在となっており、そのため住民が批判しにくい存在でもある。東地区には 12 人の職員が居住しているが、そのうち 11 人が東地区の東半分に住んでいる。東地区の東半分は最初に移住した Aファミリーの人びとである。彼らは Aファミリーの有力者である議員と経済的利害関係を強く持っている。東地区の矛盾選択者の多くは経済的な理由で、計画に従って、恐怖を感じるロンゲラップ環礁に帰島しようとしているのである。

議員は、対アメリカ関係を考慮して問題を捉えている。計画に対して当初反対意見を持っていた二人の男性は、帰島の希望と残留放射能のジレンマを抱える胸のうちのちを語ってくれた。うち一人は、議員に説得されたことが意見変更の大きな理由であると述べた。

「昔は計画を進めることに反対をしていました。でも今は賛成しています。それ以外方

法がありません。もし計画を進めなかったら、アメリカが援助をしないだろうと弁護士が言ったからです。」

(東地区居住者、Aファミリー、40歳代、議員、男性)

外部出身者で矛盾選択者は、政府の政策に対しては個人的な意見をほとんど述べない。彼らは「私はロンゲラップ人の妻と結婚して、ロンゲラップ人になったんだ。だから妻に従うまでさ」と言う。実際彼らは家庭内ではよき夫、よき父親、そして地域内でよき人として振舞い、政府に対する反対意見を述べないし、暴力、浮気、離婚などの問題を起こす率が相対的に低かった。外部者であることは、「放射能はこわいけれども、ロンゲラップに行く」という選択をさせてしまう。

職員、議員、外部出身者の3人に共通した特徴は、ファミリーの有力者である議員との「避対立」的な関係である⁷。反対意見を持ちながらも、それを表に出すことは決してない(中原 2000)。もちろん個々の理由は生活、対アメリカ戦略、外部者の弱みなどさまざまであるが、有力者の関係が居住地選択に強く影響を及ぼしている。

東地区の矛盾選択者をファミリー別に見てみると、Aファミリー21.43%、Eファミリー60.00%、A/Eファミリー66.67%、そのほかの人びと40.63%となっている(表 6-4)。Aファミリーの人びとよりも、Aファミリー以外の人の方が矛盾選択を行う傾向にある。血縁関係はないが、結果的にここで暮らすことになった人びとは、回りに合わせ、自分の感情とは裏腹な意思決定を行ってしまう傾向にあることを数値も表している。

こうしてみると、マーシャル諸島では母系リネージが社会構造の基本とされてきたが(SPODHR 1947; MASON 1954; KISTE 1967; TOTIN 1967; RYNKEIWICH 1976)、計画の居住地選択に関しては、ファミリーが決定に一定の影響を及ぼしていると言える。

それではファミリー成員であれば、熱烈に結束するか、あるいは致し方ない「避対立」的实践によって、一体化していると言えるだろうか。それは東地区で友人や他の親族を頼って他の環礁へ移住する割合を見れば明らかだ。この決定を行う3人はいずれも共同体から仕事を得ていない。ファミリー成員であってもファミリーの有力者に利害関係を持たない人は、配偶者などの別のファミリーを頼って自己対処する。逆にファミリーから利益を得られなかったからこそ、別の手段をとるのである。つまり、ファミリー成員であれば必ず結束するのではなく、ファミリーという枠組みが人によって選択されているのである。

ファミリーは、「避対立」的行動によって維持されていく。人びとはファミリー成員の有

力者との良好な関係を維持するために「計画」に取り込まれていくのである。「計画」への合意はこのように形成されている。

5. 個人的行動－「行ったり、来たり」という生活形態の意味

それでは「避対立」的な個人は、ファミリーの利害関係のなかで、ただ議員に従うだけなのだろうか。ここではファミリー関係に回収されない個々人の微細な対応を見てみよう。

第一の対応は、再定住計画に必ずしも賛成しない人が、計画を推し進めるロングラップ政府にあからさまな対立姿勢をとるのではなく、自発的に他島へ移住することである。環礁に存在するであろう残留放射能への恐怖心や子供の居住地問題、強力なファミリーとの関係などと、折り合いをつけながら戦略的に行動を選択していく。

第二の対応は、自宅の周辺を整備する動きである。メジャト島では、2002年に入ってから、自宅周辺の雑草や灌木を取り去り、ココヤシやタコノキを美しく配置し植えつける世帯が増えた。こうした自宅周辺整備は、東地区の4世帯、西地区の2世帯の合計6世帯で行われている。自宅周辺の整備は、メジャト島を離れようとする計画に対して逆の対応とである。

第三の対応は、被曝者住宅の建設地に関するものである。この被曝者住宅は被曝者とその子孫のために、基金で建設され、コンクリート建て、冷房、冷蔵庫完備の2LDKである。建設地は、住宅を受け取ることになる一人ひとりに任されているが、例外なく首都マジュロや人口密集地イバイに建設している。これは、放射能汚染によって将来的に本当にロングラップに居住できるのかどうか分からない不確実な状況下で人びとが行う最善の戦略である。これも、ロングラップ環礁に帰島する動きとは異なっている。彼らは配偶者や遠い親族を頼って、都市部に土地を借りて、被曝者住宅を建設しているのである。

この3つの個人的な動きに対し、政府はロングラップに新たに住宅を建設することを計画している。その場合、自らの母系リネージの場所かあるいは、土地を所有する父系親族集団の場所に家を建てることが予測される。ロングラップ環礁に再定住すると、人びとは、本来の権利を持つ場所にそれぞれ家屋を建設するという。

現在、住民が予測する工事終了後の姿は、あちこちの場所を「行ったり来たり(*ito-itak*)」する横断的な生活形態である。計画に従って一旦はロングラップ環礁に帰島するものの定住せず、必要に応じてロングラップ環礁とそのほかの場所を往復しながら生活するという

のである。年配者はロングラップ環礁に住みたいと熱望するが、ほとんどの人が、小さな子供を危険なロングラップ環礁に定住はさせないという意志を持っている。若者は、都市部で近代的な生活を送りたいと考える。こうして、愛着のあるロングラップ環礁と安全な他の場所や便利な場所の間で移動しつつ暮らしていくのだという。

こうした生活形態は、一見少しでも多くの住宅をあちこちに所有したいという個人的な利益追求行動に見える。しかし、異なる場所に住宅を複数所有するのは、まさにロングラップ環礁での暮らしを現実可能にするためなのである。ロングラップ環礁は、残留放射能によって土地生産物の制限や子供への影響が懸念されており、離島で一般的に行われている「伝統的な」生活はもはや無理である。こうした状況で、自宅周辺整備は新たな役割を果たす。もしも、工事が終了して移住した後も、政府がメジャト島残留希望者のために居住地として残せば、残留放射能のために土地生産物の摂取が制限されるロングラップ環礁のために、メジャト島が安全なローカルフードの供給地となる可能性もある⁸。また、都市部に建設された被曝者住宅は、汚染されたロングラップ環礁から時に脱出する住宅になったり、食糧購入するための資金を獲得する。

このように「行ったり、来たり」する生活形態で、ロングラップ環礁に戻ろうとしているのである。

6. 考察—拡散という逆説的戦略

ロングラップ政府の提唱する再定住計画はメジャト島住民がロングラップ環礁で定住することが基本である。メジャト島での自立していけるように、ロングラップ政府は観光産業への参入も視野に入れているし、被曝した経験で認知度を高めようとしている。これは、資本主義経済システムの枠組みにおける自立を目指した計画であると言えよう。

これに対して、再定住計画の主な対象者であるメジャト住民は、政府の政策にただ盲目的に従うのではなく、むしろメジャト住民は拡散する傾向にある。ロングラップ政府に従ってロングラップ環礁に帰ろうとしているのではなく、補償金に頼ることなく、土地を中心に生活を立て直して行くことを選択している。ロングラップ政府とは別のやり方で、ロングラップ環礁を中心とした生活を送ることを目指していると言える。

このように、人びとは、政府のおこなう再定住計画の根本的な政策である定住する計画を作り変えているのである。ロングラップ環礁を手に入れて住むという目的を据え、さま

ざまな親族関係、ファミリーといった人的ネットワークを用いているのである。

再定住計画は、ロングラップに帰る計画である。しかし、人びとはただ帰るだけではない。むしろ、再定住計画に従わないことで再定住計画が成立している。人びとは自分がロングラップ環礁に帰るといよりもむしろ、遠い将来の自らの子孫のために、ロングラップ環礁に帰ろうとしているのだ。

核家族単位で頻繁に行われる環礁間の移住は、人口のバランスをとるためと考えられていたが(POLLOCK 1974 : 123)、それだけに止まらない。結果的に人びとが拡散してしまい、そのような再定住計画は、様々な場所に生活拠点を築いた人々が新たなネットワークを構築する別の意味もある。世帯ごとに個人的利益を追求する行動が、結果的にロングラップ社会内部の人びとの多様なあり方を可能にし、ロングラップ環礁を中心として、メジャト島、首都マジュロ、人口集中地イバイ島をつなぐ緩やかなネットワークを形成するのである。そのネットワークはロングラップの人びとが被曝をした際には他の環礁に居住しているロングラップ人がサポートしたように、将来何らかの形でロングラップ環礁の危機を救う可能性がある。

ロングラップ再定住計画は、自らの手を離れてしまった環境をもう一度「自分たちのもの」として取り戻し、「破損してしまった社会性の治療をめざ」しているのである(ド・セルトー 1987 : 35)。ただし以前と同じ社会を回復するのではない。完全に環境を回復することが不可能ななかで、ロングラップ社会が可能な限り長期に存続してゆける方法を模索する必要がある。その方法が、人びとによって作りかえられるロングラップ再定住計画なのである。

¹ この調査を行ったのは、環境調査を行うワシントンにある民間のシンクタンクで、当時の国会議員 J T が委託した。このシンクタンクに所属する研究員のバーンド・フランク (Bernd Franke) は、独自の科学調査をするのではなく、これまでアメリカ政府関連機関によって調査されたものをまとめて、今後ロングラップ居住に必要な調査を呈示した。さらにロングラップに居住したことのある人びとの体内のプルトニウム調査や、ロングラップ環礁内にある超ウラン元素の分布調査、そのほか多岐にわたる調査の必要性を主張した (FRANKE 1989)。本調査結果は、住民集会を開いて説明されたが、調査結果を聞いた人びとはロングラップ環礁に帰島できるのは何十年も先のことになるかと落胆したという。

² 核裁定委員会における審議は、基金保護 (Defender of the Fund)、公的弁護 (Public advocate) の 2 サイドに分けられる。文字通り基金保護サイドは、自由連合協定によりもたらされた核実験損害基金の使用をいかに減らし守っていくかという点から審議し、公的弁護は核実験による被害請求を起こした個人や共同体の立場に立ち弁護を行う。

³ インタビューは日本語で行われた。回答そのままの日本語である。

⁴ ただし、共同体で最も由緒ある母系リネージの土地管理者の子孫は、主に西地区に居住している。

⁵ ファミリーという言葉はアメリカ統治に入ってから使われだした言葉である。Aファミリーという場合、男性 A の子孫すべての成員からなる集団である。ファミリーに配偶者を含めるかどうかは明確ではない。ただ、ファミリーと同じ範囲に使われる現地語として男性始祖の名前でその人の子孫の集団を表す ○○ランがある。

⁶ ある地区に居住するという事は、その人の政治的ポジションを表している。東地区に住むということは A ファミリーに同調するということを示しているのである。

⁷ この「避対立」の姿勢をさまざまな場面で垣間見ることができる。それは筆者が参加したクリスマス・チェプタ (クリスマス儀礼, *Kurijmoj jepta*) の出し物の練習を行っている際に起こった。クリスマス・チェプタは、マーシャル諸島で歌やダンスなどの出し物をクリスマスの日に競う催しである。メジャト島では東地区 (チッタク, *Jittok*) と (シットー, *Jitto*) の 2 つに分かれて競い合う。連日夜中の 1 時か 2 時まで続けられるクリスマス・チェプタの練習で、チェプタ・リーダーは深夜 12 時に休憩を取った。休憩が終わり練習再開を呼びかけたリーダーに対して人びとはゴザに座ったまま立とうとしなかった。リーダーはひととき「何でみんな立たないんだ。練習しないのか。もう休憩は終わりだよ。」などといきり立

っていたが、しばらくすると諦めて黙ってしまった。10分ほど後にコーヒーを飲み終わった1人が「さて、さて」とようやく立ち上がると、それにつられるようにして13人の残り的人びとも立ち上がり練習は再開された。そのときの人びとの対応として、「まだコーヒーを飲み終わっていないから、もう少し待ってくれ」という言い方や「あと少しコーヒーを飲むとやる気が出てきそうだ」とリーダーにお願いすることもできる筈である。そうした選択肢があるなかで、練習に参加していた人びとは例外なく、無言でコーヒーを飲み続けるという行動を選択したのである。この時のことを練習後ある男性に尋ねたところ、「まだ十分休憩していなかったし、コーヒーも飲み終えていなかったからねえ。あいつ(リーダー)はみんながまだ休みたいのがわかっていなかったんだよなあ。」と述べた。さらに、別の練習に参加していない人物にこの事件について聞いてみると、「マーシャルの人は自分が絶対にこれをやるんだと言ったら、リーダーでも思い通りにならないんだ。そりゃ、リーダーに従わないときもあるさ。」という意見や、「リーダーは若い(当時40歳前半)。だから年配の男たちが反発したんじゃないのか」などと言う意見までさまざまであった。

⁸メジャト島のあるクワジャレン環礁は、1958年からは米国のミサイル実験場となっており、米国から環礁めがけて飛来してくるミサイルには一時劣化ウランが積み込まれていた。劣化ウランによる放射能汚染が懸念されるが詳しい調査は行われていない。

結論

本論文はブラボー水爆実験によって被爆したロンゲラップ共同体の人びとの対応に焦点を当てた。特に1986年以降、アメリカから受領した補償金に関連する3つの出来事、土地管理者へのロイヤリティの支払い、補償金を担保にした借入金政策抗争、再定住計画の推進に着目し、誰がどのような戦略的行動をとっているのか、その戦略がロンゲラップ共同体にどのような影響を及ぼしているのかについて考察を行った。

まず、親族関係の変貌、補償金要求活動の陥穽、生活保障システムの変容について議論を行い、ロンゲラップ共同体の生活保障システムを明らかにする。最後に、序論で提示した疑問一なにが土地を喪失した人びとの生活の安全を回復するのかという問題に答える形で、前章までの記述を総括して結論とする。

1. 考察

(1) 親族関係の変貌

母系リネージはマーシャル諸島を対象とした先行研究が示している通り細分化される傾向にある。ロンゲラップにおける土地管理者をめぐるのは、男女間、母系リネージ内の母系分節リネージ間の争い、あるいは新たな土地相続集団の発生などが認められた。主にリネージ内部には分裂、あるいは細分化の動きが見られる。これらの現象は土地との結びつきを根拠としている土地管理者の権威が、土地の喪失とともに失われることから発生している (MASON 1954: 509)¹。本来の土地と離れた環境下に置かれるとそれをチャンスとして捉え、新たな土地管理者になろうとするのである (KISTE 1974)。

従来、ロンゲラップ共同体においては、土地所有権は可変的なものであった。ロンゲラップの所有リネージは、当初はRKリネージしなかった。それが、ロンゲラップへの新たな母系リネージ成員の移住と婚入、その後に移住者から子孫が増加するにつれて、彼らの土地が必要となり、新たに増加した母系リネージ成員に土地の分配が行われた。もちろんその間に消滅した母系リネージも存在する。

しかしながら現在では、土地相続集団の分裂や新たな土地相続集団を認めないのである。ロンゲラップ議会の議員は決められた6つの土地相続集団から順番に選出されたり、アメリカに対する放射線被害の裁判の訴状に6人の土地管理者の氏名が記載されたりしている

が、このように公的書類に名前が記載されることによって、6人の土地相続集団の地位の認識が固定化されるのである。共同体の人びとの認識においては、すでに土地相続集団が確定され、それ以外の母系リネージ成員による土地所有を認めなくなっている。カイステは土地をめぐる争いは、土地権相続の問題が操作可能なものへと変質したことを示していると述べているが(KISTE 1974: 188)、そうではなく人びとによる操作が必ずしも、実を結ばないところに紛争が発生する要因があると言えるだろう。現在の争いは、不在土地権利者による主張などを例外として、土地所有を求める主張がなかなか受容されにくいという点にもあるのである。

土地相続集団は、政治的には分裂する動きがありながらも、名目上は分裂を認められない固定的な集団に変質したといえる。

土地相続集団とは異なり、逆に柔軟に成員を変化させていく関係もある。マーシャル諸島では「親類の数が多いほうが勝つ」という言葉をよく耳にする。実際に親族の数を増やす方法としては、ビキニ環礁共同体では、不在土地権利者を共同体の居住地内に移住させる試みが行われた(KISTE 1974: 120)。特にロングラップでは、共同体内の政治的決定においては、首長が介入するよりも、むしろ親族集団間で意見が分かかれ、成員の多い親族集団の意見が通る場合が多い。

ロングラップにおいては、これまで見てきた補償金をめぐる争いの際に、数を増やすためには、母系リネージの関係だけではなく、ボトクトク (*botoktoku*, 母系リネージの血をひくもの)、キョウダイ関係(*jemnajin-jein-jatin*)や交叉イトコ関係(*rilikin*)、そして婚姻関係も使われていた²。

特に、ボトクトクによって形成される関係は有利である。母系リネージ集団では男性成員の子孫が集団から排除されていくのに対して、ボトクトク関係の成員権は、血縁関係があれば誰でもボトクトク関係の成員になると人びとは言う。つまりボトクトクでは娘の子孫も息子の子孫同様に成員権を獲得していくことになる。このように、論理的には、ボトクトク関係の成員は、プチ集団の倍数で成員が増加することになる。ボトクトクはあくまでも親族関係であるが、この関係が実体化するのが、母系リネージの女性がいなくなった場合に形成される土地相続集団としての双系親族集団³と政治的に形成されるファミリーである。

ファミリーはある男性を始祖としたすべての子孫を含むがそれはもちろんその妻の子孫ともなる。その結果、始祖の妻が帰属する母系リネージ集団のなかでのこのファミリーの

位置は、その妻のほかの母系分節リネージ成員を含まない。また、ロングラップ共同体におけるファミリー関係は、男性の始祖の名前を冠することで実体化していく。そして、双方のファミリーに血縁関係を持つものは、居住地によって、その実質的な帰属を表明することになる。このようにファミリー関係は、母系リネージの分節リネージを細分化する方向で実体化していくのである。

ファミリーは双系出自の関係であるので、成員数を最も多く獲得できる。そのため共同体内での意見が通しやすいという利点があり、政治的集団として機能し始める傾向にある。その例として、ファミリーは選挙の際には集票マシーンの機能を果たす。ロングラップにおいて政治的に機能する大規模なファミリーは、Aファミリーであった。

成員数が増加するということは、共同体内で意見を通しやすい傾向にあるが、他方一人当たりの獲得資源は減少するという原理的なジレンマを抱えている。したがってリネージの成員が多いと意見は通しやすいが、ひとり当たりの資源は減る。

ファミリーが形成されることによって、資源の受領集団とは別に、成員数だけを増やすことになる。これはジレンマを結果的に解消する方法となっている。経済的な助け合いのネットワークにもなる。

一方、母系分節リネージが母体となって、キョウダイ関係を利用して新たなグループが形成され、政治的派閥として機能を始めるケースもある。それは、ファミリーが実体化される過程で排除された母系分節リネージなどが統合されるという動きでもある。

ファミリーであれ、母系分節リネージや小規模ファミリーの連合体であれ、共同体における物事の決定に関して優位を得るために、分裂した親族を集め、人数を増加させるのである。不在土地権利者はそのために動員される、さらに大きな政治的派閥が形成されることになる。

こうして形成された政治的派閥は、ロングラップ共同体を超え、外部社会ともそれぞれ連携している。

ロングラップで最も古い母系リネージ集団である RK 母系リネージが中心となって小規模のファミリー関係をも含めて、形成されている政治的派閥は、伝統的な権威である首長とも政治的な協力体制を持っている。実際に選挙戦では、ロングラップを統括する首長と選挙キャンペーンを共同で行っている。彼らは一様にアメリカ政府に対して、裁判を起こすよりも、アメリカとうまくやっていき、交渉のうえ補償金を受領しながら生活をしていくことを基本に据えている。このように伝統的な母系リネージとのつながりを持つ派閥の

有力者は安定志向を持つ。

これに対してAファミリーは、日本統治時代から現在まで、多くの政治的リーダーを輩出してきたグループである。Aファミリーは海外の弁護士や、NGO、反核運動組織と連携を行っている。彼らはアメリカ政府に対して、裁判や請願などの手段をとり、アメリカ政府に対して今以上の補償を求めていく考えである。そのために、海外のネットワークを効果的に利用し、被曝の窮状を国際社会にアピールしていく。NGO、反核運動組織、環境団体、ハワイ大学といったネットワークをうまく引き出し、ロングラップ平和博物館の建設や反核運動の主催する会議への参加など、反核の文化を形成していこうとする動きも見られる。

現在、Aファミリーを中心とする派閥の有力者は政治的指導者層を独占している。彼らは慣習というよりも、経済的な損得勘定に則った合理的な思考様式を持っている。より多くの経済的資源を獲得し、近代世界に参入していこうとしているのである。

ここで注意したいのは首長やマーシャル諸島政府の関与が少ないことである。首長はあくまでも、ロングラップ共同体に対するコンサルタント的な役割に徹しており、決してアメリカ政府との仲介役を引き受けたり、あるいは、リーダー的な役割を引き受けたりしているわけではない。これは、土地を所有しているのがあくまでもそこに権利を持つ人びとであり、国家は土地に冠する管理権を持っているわけではないからである。

ロングラップ共同体を代表する政府機関であるロングラップ政府がアメリカに対する訴訟の主体となるのではなく、あくまで、土地を所有する集団である土地相続集団がアメリカ政府への訴訟の単位となっている。ロングラップ政府は、原告に名を連ねることはないが、裁判に関わる事務手続き一切を取り仕切る。

(2) 補償金要求の陥穽

損害賠償に対する不満には大きくわけて2つが考えられる。第一は、損害に対して賠償額が不足している場合であり、第二はお金で支払われることに対してやりきれない思いが残る場合である。それは、損害を受けたものに大切な思い出が付随しているものであったり、同じように事故にあっても、その時点で行っていた重要な仕事が中断してしまったりすると、お金では替えがたいものを失ったと考えるであろうし、ましてやわが子を失うという時には、金銭では全く納得できないのは周知の事実である。

重要なのは後者である。それが命に関わるものであればあるほど、大きくなればなるほど、納得は不可能となっていく。

アメリカは、ロンゲラップ共同体にどのような核被害が発生しているのかについての説明を求めた。被曝した際に、何をロンゲラップ環境に残してきたのか、どの程度食糧が不足しているのか、どの程度ココヤシの木がダメージを受けたのかといったことを報告させた。しかし、こうした生活上の問題は被曝した人びとの真の不満であったのかに関しては疑問である。

ロンゲラップ共同体の人びとは、本当は食糧の不足のみを訴えているわけではない。放射能の影響だと考えられるだるさや甲状腺障害を治してほしいのみ訴えているわけではない。しかし、これを単に言葉どおりにしか受け取らず、「食糧が不足している原因はなんなのだ」という人びとの根本的な怒りに対する処置は全くなされないのである。

それはたとえば、不登校の子どもが登校前に頭痛や腹痛を訴えるのと似ている。その子どもは確かに頭痛や腹痛が起こっているのだけれども、その真のメッセージはいじめやその他の理由により「学校に行くことが苦痛である」ということなのだ。本当は学校に行きたくなくて悩んでいる子どもに、「頭が痛い」「おなかが痛い」という表面的な理由をすべて解決し、真のメッセージを受け取らずに、学校に行かせてしまうという事態が起こることがある。ロンゲラップの人びとが何かを言いたいがために、象徴的に使っている「記号」が別の意味に解釈された、「社会的・技術的有効性をもって介入するなにか別の」ものを受け取りつついるのである(ガタリ 1988 : 188)。ここで受け取った別のものが当面の生活を保障する補償金であることは言うまでもない。

ロンゲラップは資源を得る手段を補償金に求めた。しかし、その補償金を得る過程で、核実験による被害はどこにどのようにどれだけ現れているかという説明が必要になった。これにより、食糧が不足していると申し立てて、それが認められると食糧の援助が行われ、病気になったとえば、それは、医療補償の形で補償金が支払われてきた。

ロンゲラップ共同体の被害者側からの説明は、あくまでもアメリカの理解の枠組みで理解されていく。分かるとは「その分類体系が分かる」ということだが(坂本 2006 : 214)、相手の受けた苦痛が分かるというのは、相手の苦痛が相手自身によってどのように理解されているか知ることである。しかし、被曝の際にロンゲラップ環境に置いてきた親族の記録を書きとめたノートの評価、土地の使い方などに関する知識、自然環境とともに暮らす知恵が失われたことがロンゲラップの人たちの被害であったが、そうした文化的な側面を

理解して補償金が支払われていたわけではない。アメリカの分かり方で、理解して補償金を支払ったのである。

ギリシアで生まれヨーロッパで育まれた「わかる」という考え方はまさに西洋のもの考え方である(坂本 2006 : 5662)。表面にあらわれた被害現象を「分ける」という考え方でココヤシの被害、食糧の不足、病気の程度など被害内容を分けたのである。

人びとの言葉で語ることの困難な被害を、アメリカの枠組みで語ることをアメリカ政府はロングラップ共同体に強制した。ロングラップはそれに正確に答えたことによって、補償金がもたらされ、結局人びとの被害の本質は現地の理解の枠組みでは何一つ、アメリカに伝わらないという皮肉な結果に陥っている。

しかし、被害内容をこのように分類し説明することで、一つひとつ補償されていき、肝心の人びとの生活の糧や精神的な一体感を喪失したという感情的な部分はないがしろにされていった。そのため、経済的には潤ったけれども、人びとの心は満たされないという状態に至っているのだ。まさに、安全性が破壊されたことに対して、「金銭的補償だけが担保されることに対して、割り切れない思いをさせられ」ているのである(村上 1998 : 114)。

ロングラップ共同体は、土地に対する核被害を受けてからアメリカ政府に対して被曝直後からアメリカの責任を追及し続けてきた。現在ではアメリカへの責任追及がある程度実を結び、補償金も獲得できている。これはカイステが述べるように、アメリカをコントロールする力を得たと単純に考えるべきではない (KISTE 1977 : 96)。たしかに近代社会で生きるための資源、貨幣は獲得しただろうが、それは自己コントロール能力の喪失という犠牲を払って(セン 1999 : 98)、他者コントロールのなかで生きるための資源を獲得したに過ぎない。

(3) 生活安全保障システムの変遷

トビンが土地相続集団の成員が、相互に社会的、経済的な実質的援助を行うシステムを事実上の「ソーシャル・セキュリティ」と述べた(TOBIN 1952: 1; 1967 : 72)。本論ではこれを生活安全保障と翻訳した。

安全性という場合市野川は次のように述べている。第一は、人間と自然(モノ)との間において成立する安全性である。第二は、人間と人間の間において成立する安全性である。第三は、主観的意識としての安全性である(村上 1999: 73)。最後の主観的意識としての安全性は、「安心」に対応するという。

第一の人間と自然の間において成立する安全性について考えてみよう。ロングラップで人間が獲得できるものは環礁生産物であった。環礁から収穫できるものはココヤシやパンノキ、あるいは魚介類など、種類は限定的で、収穫後比較的短時間のうちに消費しなければ腐敗してしまう。しかし、人為的な手を加えずとも持続的にもたらされるという特徴も合わせ持つ。その代表的なものはココヤシである。このように環礁生産物の特質は種類の限定性と長期にわたる安定である。

第二の関係は、人間と人間の関係である。この関係は母系リネージ、父系親族集団、ファミリー関係などさまざまなレベルがある。この関係においては、他者への義務である「協力(jipan)」が重要である(TOBIN 1967:90)。人と人との間における安全の構築は、親族間の相互扶助に現れている。これまで、先行研究においては、母系クラン間の親族関係が強調されていた。たとえば自然災害の際に他の環礁にいるクラン成員が助けるというものであった。しかしながら、助けるクラン成員とは、実際には、婚出した母系リネージ成員であったり、遠い血縁関係者であったりする。血縁関係の不明確な母系クランよりも、こうした血縁をたどれる近い関係のほうが優先される。

この協力の度合いは、マーシャル諸島に限らず一般的に、好悪の感情、損得勘定などによって変化する状況的なものである。メジャト島で見られた具体的な動きは、おしゃべりに行かなくなったり、ものを貸し渋りはじめたりすることが日常的に見られる。こうした不和の深刻なものは時に裁判に持ち込まれる。

したがって、人と人との関係によって資源を得る方法は、その関係性と状況に左右される。つまり人との資源の交換活動は条件付の関係に基づき、安定的ではないことが分かるだろう。

母系クランは現在でも名称は残存しているし、個人がどの母系クランに帰属するかは非常に明確に認識されている。マーシャル諸島では、クラン成員は他環礁からのクラン成員の来訪を歓迎する慣習を持ち、来客である他環礁のクラン成員をもてなすにあたっては、食事や寝床などで最大限のホスピタリティを示す(CARUCCI 1980: 153)。また、台風や早魃といった環礁すべてにかかわる災害時には、他の環礁に住む親族や養取に出した子供が援助することによって、社会的な補償システムを整備してきた(RYNKIEWICH 1972)。

しかし、十世代前にロングラップ環礁を離れて、他環礁で生活基盤を築いた親族が頻繁にメジャト島を訪問し、関係性の維持に努めるということはほとんど見られなかった。つまり、この母系クランは、もはや日常的にも土地権の相続にも機能しておらず、ある程度

形骸化していると言えるだろう。母系クランの成員が常に一体感をもってつながっているとは限らない。遠く離れた地に暮らす母系親族集団は、何十年に一度の頻度で発生する災害時の生存保障として機能しているのである。

こうした親族の状況的な関係のうち、関係性に最も左右されにくいのが母系リネージ集団である。母系リネージ集団は、限定的ではあるが、安定的な環礁資源に無条件でアクセスできる権利基盤をもたらす。

したがって、従来の生活保障システムとは獲得可能な資源は限られているけれども、環礁と環礁間の人的ネットワークによって保障された「限定的安定システム」であるという特質を持っている。

これに対して、本来の土地から離れて暮らす生活の安全システムはどのようなものであろうか。現在、人びとはアメリカからもたらされた被曝補償金、すなわち貨幣を生活を安全にするために使用しているが、この貨幣の特徴は、交換可能性と貯蓄可能性である。食糧、衣服、電化製品などに非限定的に交換可能である。そして環礁からの生産物とは異なり、腐敗してしまうことなく貯蓄できる。ただし、アメリカからの補償金は、自由連合協定終了後の継続も、ロンゲラップ政府がアメリカに訴えている補償額も支払いは未定である。現在は補償金によりある程度満たされながらも、放射性物質の将来の不安や補償金が停止されることへの不安が著しく大きいのである。こうしたことから、補償金の特徴は「非限定的不安定システム」であると言える。

マーシャル諸島の格言に「私たちから離れて暮らさないように(Do not live far from us. Kwojap jukjuk im toloke kij.)」とあるように⁴、土地は生活をしていく上で、最も大切なものであるが(STONE and KOWATA et.al. 2000: 26)、本来の土地を追われ、補償金に依存する避難地での生活は、「限定的安定システム」の機能が著しく低下し、逆に「非限定的不安定システム」の機能が增加していると言える。

これを踏まえて現在の補償金要求活動を解釈すると、それは不安定性を解消する動きであると捉えることができる。

被曝補償金を管理するロンゲラップ政府にも不安定性を解消する動きがある。補償金の半分は将来のために蓄えられている。人びとは獲得した非限定的な補償金を短期間の間に消費する傾向にあるが、ロンゲラップ政府が、アメリカから獲得した補償金の半分を人びとに分配せずに、貯蓄しておくという方法である程度解決される。従来こうした役割は、食糧欠乏期になると、首長は食糧を取りすぎないように人々に命令を出すといったように、

首長の役割であった(須藤 1999: 67)。しかし首長の権威が失墜した現在、この代わりの役割を果たすのは首長ではなく、カイステが述べたようにアメリカでもなく(KISTE 1974)、地方政府である。

人びとが補償金をより多く獲得しようと模索するのは、非貯蓄安定型の社会保障システムから貯蓄可能不安定型の社会保障システムへの変動に伴う必然的な戦略的対応の変化である。個人的には生活保障を得るために戦略を用いて、経済的利益を確保しようとするのだが、その結果将来なくなるかも知れない経済的利益への依存をますます強めてしまうという結果をもたらした。生活の安全保障という観点から住民の状態を見てみると、条件付の生活安全保障は存在するが、無条件の生活安全保障がほとんど機能しない状態である。このように、共同体は自己コントロールを失った状態であるといえよう。

ロングラップ共同体は、資源獲得の源である土地が多大な被害を受けた。土地の重要性に関する議論は多く、「社会関係や文化のなかで形成される土地の意味」や意義が明らかにされてきたが、実際なぜそれほど人びとがこだわるのかは明らかにされていないという(春日 1999b: 372)。ロングラップの例からこの問いに一つの答えを出すならば、土地とは無条件の安全を獲得するため手段なのである。

ロングラップの人びとに土地に対する認識を聞いてみても、多くが「だって、私の土地だもの(*kanage jiku*)」と回答した。もちろん、「私が生まれ育ったところだから」や「思い出がある」といった回答もある。しかしやはり、なぜ「私の土地」が大切なのかについては「私の土地だから」以上に明確な回答は得られなかったのである。このように理由を説明すると論破される可能性があるのに対して、理由を説明しない場合には、理由を説明しないという態度を責められることはあっても、少なくとも理由を説明していないのだから論破されることはない。つまり、自己をまもるという意味の内向きの強さがある。ロングラップは人びとを一体化させる力がある。

4. 結論

最後に、生活の保障のための戦略という観点から本論の総括を行う。

本来マーシャル諸島のくらしとは、環礁における土地を中心として形成され、親族集団が土地を保有し、利用する生活であり、それがマーシャル諸島の生活保障システムとなっていた。しかしながら、土地の利用権は決して固定的なのではなく、土地相続集団の成員

の増減、土地相続集団自体の消滅や他環礁からの女性の婚入による子孫の増加によって、柔軟に変更しうる可変的な様相を呈示していた。また、母系リネージから社会的制裁を受けた分節母系リネージ成員も、本来の土地から追放されることなく、母系リネージの土地生産物の利用は行われており、名目上土地の権利を持たないとされているだけであった。

しかし、ロンゲラップの人びとの生活を、母系リネージが本来の土地(*jukjukun pad*)を利用することで成立していた生活保障システムから、世帯が被曝補償金を使用することで成立する生活保障システムへと変容するのに伴い、補償金分配制度が確立することによって、誰が土地補償金を得る権利を持つのかを明確に規定する必要が生じた。

すでに土地の相続を受けていた男性を中心とした集団は、そのまま土地相続集団と認められ、比較的近年になって土地の相続を受けた男性を中心とした集団は土地相続集団とは認められなかった。また、母系リネージ内の男性成員と女性成員間の対立も起こってきた。

こうした親族内や親族間の抗争には2つの原因がある。一つは、生活者の側からの資源を得るための争いという側面である。もう一つの側面は、補償金の側からの説明である。人びとは補償金を「すぐになくなってしまうもの」と認識しており、少しでも早い獲得の機会を狙うのである。

ロンゲラップ政府はこうした人びとの早く多くという動きを規制する役割を果たしている。アメリカ政府からもたらされた補償金を人びとに一度に分配するのではなく、土地補償金ならば、10年という長きに渡って分配し続ける。補償金は、土地と同じように考えられ、そのように分配されるのである。

補償金システムは土地を媒介とした土地相続集団と首長との関係を、ロンゲラップ政府を媒介とした関係に変えた。このことによって、気骨のある人物が首長の元で働き、土地を獲得する権利を剥奪してしまった。

このようななかで、人びとは生活の安定や上昇を夢見て、機会を狙ってより多くの補償金を獲得しようとするのである。こうして、母系リネージは名目上は分節しないが、抗争を繰り返していく。母系リネージの成員であるということがすなわち生活の安全保障を得る理由となっており、生活の安全保障をより多く得ようとするれば、成員数を減らすという戦略がとられるのである。

しかしながら、政治的レベルにおいては、成員数を増加させる戦略をとる。ロンゲラップ共同体ではこれまでに二者択一を迫られる場合が幾度かあった。たとえば、自由連合協定に賛成するのかもしれないのか、放射能汚染されたロンゲラップ環礁を離れるのか離れない

のか、そして、再びロングラップに定住するのかもしれないのかといった対立である。

マーシャル諸島では「数の論理」が機能し、賛同者を募るために、さまざまなネットワークが活用される。この時、母系リネージ内のひとつの母系分節リネージがその母系分節リネージの始祖の女性と夫からの子孫をすべて含めるファミリーを形成したり、母系リネージのなかの分節母系リネージが他の母系リネージと政治的な協力関係を見せたりする。こうして、最終的には、ロングラップ共同体には親族関係を基本としながらも2つの政治的な派閥が形成された。

親族関係を母体としたこの政治的な派閥抗争にだけ目を奪われていると、人びとの動態の大切な意味を看過してしまう。それは、ロングラップ共同体を長期的に存続させることになる、親族関係を利用した個々人の戦略である。

現在のロングラップ環礁の状態では、再定住しても安定した生活資源を生まないことはあきらかだ。しかし、それでも土地を手に入れておけば、遠い未来、ロングラップ環礁は再び生活の安全保障としての役割を果たすであろう。土地を回復するということは、現在の個人の生活を維持するという点からはあまり意味の無いことなのかも知れないが、短期的観点からではなく、長期的観点からは重要性がある。再定住計画は、現在を生きる人から遠い未来を生きる人への「協力」となっている。

メイソンは、若年世代はもはや土地の慣習に関する知識が薄いため、マーシャル諸島の土地制度が次第にアメリカのように個人所有に近いものになることを予測している(MASON 1989a : 27)。しかしロングラップの例を見るかぎりそうはいえない。ロングラップという土地に対する長期的安定への人びとの期待が残っているからこそ、微量放射能に汚染されているロングラップに帰島しようとしているのである。これは、オルポートが「プロプリウム」⁵と呼ぶ「自分たちのもの」を少しでも取り戻す動きなのである(オルポート 1959 : 110)。

人びとは、メジャト島の海洋資源を指して「すぐなくなる」(*maat*)という単語で表すのに対して、ロングラップの海洋資源を指して「獲っても、獲っても無くならない魚」という。すなわち本来の土地は、永続性につながっている。土地は「永遠に住む」(*juknen*)という言葉どおり、絶対的な信頼を持っている。その永遠性と結びついた土地に最も強い結びつきを持っているのが、母系リネージである。

しかし母系出自集団が単独で人びとの生活の安全や安定をもたらしているのではない。他の親族関係を利用しながら、放射能を避ける手段をも確保しておくという戦略をとって

いるのである。それが再定住計画でみせた個人の行動である。

ロンゲラップ共同体の人びとが再定住計画を機にマーシャル諸島全土に拡散していく、一見個人的利益追求と放射能を避ける動きは、ロンゲラップ政府によって提示された近代化を志向する再定住計画を、共同体の長期的存続をめざして、生活を主軸とした形態に作り変える可能性を秘めている。それはいかえれば、自己コントロール能力を回復するための親族による創造的な戦略なのである。

¹ 細分化の原因には、一般に貨幣経済の浸透、生産消費活動の変化、成員数の増加などがある（須藤 1986）。

² たとえば、禁忌とされる婚姻に関しても別の系譜をたどって、婚姻の正当性を主張する場合がある。婚姻に関する禁忌は一般に言われているように、同じ母系クランに帰属するもの同士だけではなく、違う母系クランの成員同士でも相互の父親同士がキョウダイの場合、そして父親であれ、母親であれ、双方の親同士が交叉イトコの子であった場合なども含まれる。多くの場合、同じ環礁の中での婚姻関係を持つために、違う系譜を容易に辿ることが可能なのである。

³ 集団とは財や土地を共有する人的集合体をさす。ここで用いている、双系出自集団は、実際には永続的な集団ではなく、あくまでも、母系リネージが消滅した際に一時的に形成される関係である。つまり、厳密な意味で集団という言葉を使うのは間違っている。しかしながら、この双系出自の関係は実体化し、双系出自集団の土地管理者によって固定化される傾向にあることから、あえて集団という語を用いた。ただし、この双系出自集団については、今後その位置づけを検討する必要がある。

⁴ この格言は、土地を持っている集団の誰かと仲たがいしても、一時の感情で離れてはいけないということを教えている。

⁵ オルポートによれば、「自分たちのもの」とは、身体感覚、自我の意識、自己追求、自我の社会的、観念的拡大、理性的機能、自己イメージ、未来への希求、認識する自我とに分類している（オルポート 1959 : 98-128）。

参考文献

外国語文献

[Alele Museum, Pacific Collection(AMPC, マーシャル諸島アレレ博物館パシフィックコレクション)収集資料]

September 10, 1959

May 17, 1954

January 14, 1957

July 15, 1955

Memorandum from TTPI Marshall District Rongelap Liason Officer to Finance and Suply Officer.

AMPC, Rongelap Box, File 3

July 20, 1954

Memorandum from Distad Liaison with Ronglap-Ejej Project to Acting District Administrator.

AMPC, Rongelap Box, File 5

March 7, 1956

August 20, 1956

Letter from A. Hicking, M.P., District Director of Public Health to Dr. R. A. Conard, Brookhaven National Laboratory.

AMPC, Rongelap Box, File 5-2

August 17, 1956

Memorandum from Ronglab Liaison Officer to Byron W. Bender, District Administrator.

AMPC, Rongelap Box, File 6

July 21, 1957

Letter from Jack A. Tobin, District Anthropologist to High Commissioner TerPacIs.

July 9, 1958

Memorandum from Island Development Officer, Marshalls to High Commissioner.

August 17, 1959

AMPC, Rongelap Box, File 7

February 14, 1958

Letter from Jack A. Tobin, Staff Anthropologist to High Commissioner.

AMPC, Rongelap Box, File 8

n.d. c Estimated Cost to the U.S. Government

n.d. d Rongelap Migration and Rehabilitation

[Nuclear Claim Tribunal (NCT, マーシャル諸島核賠償請求裁定委員会) 収集資料]

NCT, Claim No. 23-2440

1991, November 9

Claim for Damages to the Lands of the People of Rongelap resulting from and Related to the U.S. Nuclear Weapons Testing Program, The Alabs of Rongerap, Rongerik, and Ailinginae Atolls, Hemos Jilej, Tima Marin, Hainrik Leoia, Boas Jeillan, Mitjua, Anjain and Jabwe Jorju on behalf of the bwij of Antak Jebtak, deceased, each and all on behalf of the people of Rongelap Claimants.

Nuclear Claims Tribunal, republic of the Marshall Islands

1997 Annual Report to the Nitijela for the Calendar Year 1997.

Office of the Public Advocate Nuclear Claims Tribunal, The

1995 Nuclear Claims Tribunal Regulations Governing Practice and Procedure.

1997 Annual Report to the Nitijela for the Calendar Year 1997, Marshall Islands.

Rongelap Box, #27-001 Johnsay Riklon, et al., vs. Rongelap Atoll LDA

1989, April 20

Memorandum an Ordinance of the Rongelap Atoll Local Government council ordinance no.20.

1989, August 21

Letter from Jeton Anjain to Briscoe, Defender of Fund of Nuclear Claims Tribunal, (May 22, 1989.)

1989, September 13

Letter from Affidavit of Mayor Edison Anjain,.

Rongelap Box, Folder#1, 27-001 Johnsay Riklon, et al., vs. Rongelap Atoll LDA

1989, August 30

Claim Challenging A Local Distributing Authority's Assignment of Future Proceeds,.

1989, August 30

Motion For Temporary Restraining Order.

1989, September 3

Rongelap Box, Folder#3, 27-001 Jownsay Riklon, et al., vs. Rongelap Atoll LDA

1989, October 28

Memorandum by Jeton Anjain, Senator.

Rongelap Box, Folder#5, 27-001 Johnsay Riklon, et al., vs. Rongelap Atoll LDA

1990, February 15

Memorandum by Tarjo A. KABUA, Clerk of the Tribunal: 1.

July 1990

Memorandum regarding Rongelap Distribution Authority Report of Disbursements.

Rongelap Box, Folder#18, 27-001 Johnsay Riklon, et al., vs. Rongelap Atoll LDA

1998, February 20

Defender's Response to Respondent's Motion to Dismiss Consolidated Actions,.

1997, September 5

Letter from James Matayoshi, Mayor of the Rongelap Atoll to Defender of the Fund, Nuclear Claims Tribunal: 2.

Rongelap Box, 27-001 Johnsay Riklon, et al., vs. Rongelap Atoll LDA

n.d.

Memorandum, Before the Nuclear Claims Tribunal Republic of the Marshall Islands, NCT-27-001, 25-006 Consolidated, Notice of Motion and Motion to Dismiss the Above Consolidated Actions.

Rongelap Box, Folder 92-02

Complaint No. 26-003, Order 1992, Feb 2.

Rongelap Atoll Local Government(RALGOV)

1989 Testimony of Rongelap people for the Marshall Islands Nuclear Claim Tribunal, Anjain, Jeton.

1989 Testimony of Rongelap people for the Marshall Islands Nuclear Claim Tribunal, Jeptok,

Antak.

[Rongelap Atoll Local Government(RALGOV, ロングラップ環礁地方政府)収集資料]

Agreement Between the Government of the Marshall Islands for the Implementation of Section 177 of the Compact of Free Association

E.G.P. Corporation

1998 *Rongelap Atoll Resettlement Plan Phase I: 2-1 - 2-4.*

Naval Medical Research Institute and U. S. Naval Radiological Defense Laboratory

1954 Operation Castle - Final Report Project 4.1, Study of Response of Human

Beings Accidentally Exposed to Significant Fallout Radiation.”

RALGOV

1990, January 21 ‘Resolution No. 90-3, January 21, 1990.’

n.d. ‘Re-register.’

1998 ‘July 1998 177 QTRLY Distribution, 1998 July 21.’

[National Archives at College Park, College Park, Maryland (NACP,アメリカ公文書館)収集資料]

Records of the Office of Territories, Record Group 126, Box 417, File: TT-National Deffense-7(Part 2) Rongelapese Claim (\$8,500,000)

1961, May 22

Memorandum of the AEC office of the general counsel concerning the 1954 radiation exposure of the Rongelapese.

1963, January 17

H.R. 1988.

1963, May 23 or 24, 1963(typed repeatedly for correction).

Transmittal Slip from Kirwan, Office of Territories, Department of Interior to Taitano, Van Cleve, Leedom/Hackett/ de Jongh and Lander.

Records of the Office of Territories, Record Group 126, Box 417, File: TT-National Deffense-7 (Part3) Rongelapese Claim (\$8,500,000)

1966, January 7

Letter from M. W. Goding, High Commissioner of Trust Territory of the Pacific Islands(以下 TTPI と略記する。) to Ruth G. Van Cleve, Director, Office of Territories, Department of Interior, Distribution Worksheet: 1.

ABO, Takaji, Byron W. Bender, Alfred Capelle and Tony DeBrum

1976 Marshallese-English Dictionary, University of Hawaii Press.

ALCALAY, Glenn

1988 The Ethnography of Destabilization: Pacific Islanders in the Nuclear Age. *Dialectical Anthropology*. 13(3): 243-251.

ANJAIN, John

n.d. notebook (個人的覚書、記録書)

BRYAN, Jr. E. H.

1971 *Guide to Place Names in the Trust Territory of the Pacific Islands (The Marshall, Caroline and Mariana Is.)* Pacific Science Information Center, Bernice P. Bishop Museum, Honolulu, Hawaii.

CARUCCI, Laurence Marshall

1980 The renewal of life: A ritual encounter in the Marshall Islands. Ph.D. diss., University of Chicago.

1997a *Nuclear Nativity: Rituals of Renewal and Empowerment in the Marshall Islands*. Northern Illinois University Press.

Committee on Political Education Republic of the Marshall Islands

n.d. *Compact of Free Association and Related Agreements Between the Republic of the Marshall Islands and The United States of America*.

CONARD, Robert A.

1992 *Fallout :The Experiences of a Medical Team in the Care of a Marshallese Population Accidentally Exposed to Fallout Radiation*, Medical Department, Brookhaven National Laboratory Associated Universities, Inc., United States Department of Energy.

DYKE, Jon Van, Kirk R. SMITH

1984 "Nuclear Activities and the Pacific Islanders." *The Journal of Pacific Studies*, 10.

ERDLAND, August

1961 *The Marshall Islanders; Life and Customs, Thought and Religion of a South Seas People. Anthropos Bibliothek Ethnological Monographs Vol. II No. 1,*
(August Erdland, Die Marshall-Insulaner, Leben und Sitte, Sinn und Religion eines Sudsee-Volkes, Anthropos Bibliothek Ethnological Monographs Vol. II, No. 1.1914.)

FLINN, Juliana

1990 We still Have Our Customs: Being Pulapese in Truk. In *Cultural Identity and Ethnicity in the Pacific*. Jocelyne LINNEKIN and Lin POYER, pp. 103-126. University of Hawaii Press.

FRANKE, Bernd

1989 *Is Rongelap Atoll Safe?* Institute for Energy and Environmental research.

Government of the Republic of the Marshall Islands, The(RMI)

2000 *Petition Presented to the Congress of the United States of America Regarding Changed Circumstances Arising from U.S. Nuclear Testing in the Marshall Islands.*

HAHN, Jim

1990 Trust and Betrayal in Paradise: United States Nuclear Tests and the Bikini Islanders. *Anthropology U.C.L.A.* 17(1): 64-84.

High Court, Republic of the Marshall Islands, The(HC)

ファイル 1998-269

Civil Action No. 1998-269

1998, Nov 9 “Verified complaint for confirmation of customary law”

1999, May 31

n.d. “Complaint for Declaratory Judgment, Monetary Damages and Injunctive Relief.”

Civil Action No. 177

KABUA, Amata

1993 *Customary Titles and Inherent Rights: A General Guideline in Brief*. Majuro: Republic of the Marshall Islands.

KEESING, Roger M.

1989 Creating the Past: Custom and Identity in the Contemporary Pacific. *The Contemporary Pacific* 1(1 & 2): 19-42.

KNIGHT, Gerald

1982 *Man This Reef*. The Republic of the Marshall Islands.

KISTE, Robert C.

n.d. Identity and Relocation: The Bikinian Case.

1967 Changing patterns of land tenure and social organization among the ex-Bikini Marshallese. Ph. D. diss., University of Oregon.

1974 *The Bikinians: A Study in Forced Migration*. Menlo Park, Calif.: Cummings Publishing.

1977 The Relocation of the Bikini Marshallese. In *Exiles and Migrants in Oceania*. Michael D. Lieber(eds.), pp. 81-120. University Press of Hawaii.

KRAMER, Augstin and Hans NEVERMANN

1961 *Ralik-Ratak(Marshall Islands)*, Translated from the German by Charles Brant and John M. Armstrong in 1942 for the Yale Cross-Cultural Survey in connection with the Navy Pacific Islands Handbook Project, Human Relations Area Files.(*Ralik-Ratak(Marshall Inseln)*) Augustin KRAMER und Hans Nevermann, "Ergebnisse Der Sudsee-Expedition 1908-1910, II. Ethnographie: B. Mikronesien, Vo. 11, Friederichsen, De Gruyter and Co.Hamburg, 1938.)

LASNDSGARDE

1974

LINNEKIN, Jocelyne

1990 The Politics of Culture in the Pacific. In *Cultural Identity and Ethnicity in the Pacific*. Jocelyne LINNEKIN and Lin POYER, pp.149-173. University of Hawaii Press.

LINNEKIN, Jocelyne and Lin POYER

1990 Introduction. In *Cultural Identity and Ethnicity in the Pacific*. Jocelyne LINNEKIN and Lin POYER, pp.1-16. University of Hawaii Press:

MASON, Leonard

1954 *Relocation of the Bikini Marshallese: A study in group migrations*. Ph.D. diss., Yale University.

1989a Tenures from Subsistence to Star Wars. In *Land Tenure in the Atolls: Cook Islands*,

Kiribati, Marshall Islands, Tokelau, Tuvalu. R.G. CROCOMBE(ed.), pp. 3-27. Institute of Pacific Studies of University of the South Pacific.

MCARTHUR, Phillip Henry

1995 *The Social Life of Narrative: Marshall Islands*. Ph.D. diss., Indiana University.

MCKNIGHT, Robert Kellogg

1960 *Competition in Palau*. Ph.D. diss., The Ohio State University.

Naval Medical Research Institute(NMRI), Bethesda, Maryland and U. S. Naval Radiological Defense Laboratory San Francisco, California

Operation Castle - Final Report Project 4.1, Study of Response of Human Beings Accidentally Exposed to Significant Fallout Radiation National Research Council

1994 *Radiological Assessments for Resettlement of Rongelap in the Republic of the Marshall Island*, National Academy Press, pp.383-384.

PALAFIX, Neal A., David B. JOHNSON, Alan R. KATZ, Jill S. MINAMI and Kennar BRAIND

1998 Site Specific Cancer Incidence in the Republic of the Marshall Islands. *Cancer* 83(8) :1821-1824.

POLLOCK, Nancy J.

1974 Landholding on Namu atoll, Marshall Islands. In *Land Tenure in Oceania (ASAO monograph ; no. 2)*. Henry P. LUNDSGAARDE(eds.), pp. 100-129. The University Press of Hawaii.

RANNY, Austin and Howard T. PENNIMAN

1985 *Democracy in the Islands: The Micronesian Plebiscites of 1983*. American Enterprise Institute for Public Policy Research.

Republic of the Marshall Islands(RMI)

1999 *1999 Census of Population and Housing Final Report*. Office of Planning and Statistics.
n.d. *Marshall Islands GUIDEBOOK*.

RYNKIEWICH, Michael

1972 Adoption and land tenure among Arno Marshallese. In *Transactions in Kinship*. Ivan BRADY, pp. 93-119. Honolulu: University Press of Hawaii.

SPENNEMANN, Dirk H. R.

1993 *Ennagin Etto-A Collection of Essays on the Marshallese Past*, Marshallese Culture and

History(Series F Technical Studies and Miscellaneous, Republic of the Marshall Islands
Alele Museum & National Archives Historic Preservation Office Ministry of education
Ministry of Social Services.

SPOEHR, Alexander

1949 Majuro: A Village in the Marshall Islands. Fieldiana: *Anthropology* 39. Chicago, Chicago
Natural History Museum.

Supreme Court, Republic of the Marshall Islands, The

1993 *Marshall Islands Law Reports Volume1 Opinions and Selected Orders, July
1982 through June, 1993.*

STONE, Donna K., Kinuko Kowata and Bernice Joash

2000 *Jabonkonnaan in Jajel – Wisdom from the past- : A Collection of Marshallese Proverbs,
Wise Sayings & Beliefs*, Alele Museum, Library & National Archives, Republic of the
Marshall Islands.

SUTOW, Wataru W., Robert A. Conard and Keith H. Thompson

1982 Thyroid Injury and Effects on Growth and Development in Marshallese Children
Accidentally Exposed to Radioactive Fallout. *The Cancer Bulletin*. 34(3) : 90-96.

TOBIN, Jack Adair.

1952 Land Tenure in the Marshall Islands. *Atoll Research Bulletin*.No. 11, The Pacific Science
Board, National Academy of Sciences-National Research Council.

1967 *The Resettlement of the Enewetak People: A Study of a Displaced Community in the
Marshall Islands*. Ph. D. diss., University of California, Berkeley.

U.S. Department of Energy

1982 *The Meaning of Radiation for Those Atolls in the Northern Part of the Marshall Islands
that were Surveyed in 1978.*

U.S. Department of Office

1981 *Trust Territory of the Pacific Islands 1981.*

WEITHGALL, Jonathan

1980 The Nuclear Nomads of Bikini. *Foreign Policy* 39 (Summer 1980): 74-98.

[新聞・機関紙など]

Marshall Islands Journal (MIJ)

1985, March 8, 16(10)

1985, May 3, 16(18)

1985, May 10, 16(19)

1989, November 10, 20(45)

1989, April 2

1991, July 19, 22(29)

1991, December 20, 22(51)

1997, April 18, 28(16)

2000, May 26, 31(21)

2001, January 26

2001, Feb 2, 32(5)

2001, July 20, 32(29)

2001, October 19, 32(42)

Star Bulletin

1960, March 2.

日本語文献

朝日新聞社編

2002 『平和学がわかる。』朝日新聞社。

アルバカーキ・トリビューン編

1994 『マンハッタン計画—プルトニウム人体実験』広瀬隆訳・解説、小学館。

アルバックス、M

1989 『集合的記憶』小関藤一郎訳、行路社。

アレキサンダー、ロニー

1992 『大きな夢と小さな島々』国際書院。

1999 「非核・独立太平洋運動からみる「太平洋アイデンティティ」『オセアニア・オリエンタリズム』春日直樹編、pp. 153-178、世界思想社。

2003「太平洋島嶼国の内発的安全—非核・独立太平洋運動を例に」『太平洋アイデンティティ』佐藤幸男編、pp. 43-84、国際書院。

五十嵐 正博

1995『提携国家の研究—国連による非植民地化の一つの試み』風行社。

石川 栄吉、越智 道雄、小林 泉、百々 佑利子監修

1990『オセアニアを知る事典』平凡社。

石森 秀三

1975「マーシャル人の名前—その命名法をめぐって」『民族学研究』40(2):138-146。

牛島巖

1969「ミクロネシア諸島民における母系制社会の解体過程」『民族学研究』34(1)。

エリクソン

1973『アイデンティティ—青年と危機—』岩瀬庸理訳、金沢文庫。

遠藤 央

2002『政治空間としてのパラオ』世界思想社。

太田 好信

1998『トランスポジションの思想』世界思想社。

小柏 葉子

1988「仏核実験抗議と南太平洋フォーラムの成立」『国際関係学研究（津田塾大学）』14 別冊:11-21。

小田 亮

1996「ポストモダン人類学の代価—ブリコロールの戦術と生活の場的人类学」『国立民族学博物館研究報告』21(4): 807-875。

落合 一泰

1997「<征服>から<インターネット戦争>へ—サパティスタ蜂起の歴史的背景と現代的意味—」『岩波講座文化人類学 第6巻 紛争と運動』青木保他編、pp. 137-167、岩波書店。

オルポート、W・ゴードン

1959『人間の形成—人格心理学のための基礎的考察』豊沢登訳、理想社。

風間 計博

1998『「二重の窮乏」下の平等理念—現代世界とキリバス南部環礁の社会生活—』（総合

研究大学院大学、博士論文)。

2003 『『廃物』の流用と創造性—現代キリバスにおける物質文化再考』『太平洋アイデンティティ』佐藤幸男編、pp. 143-172、国際書院。

春日 直樹

1999 「オセアニア・オリエンタリズム」『オセアニア・オリエンタリズム』春日直樹編、pp. 5-27、世界思想社。

1999b 「土地はなぜ執着を生むか」杉島隆志編『土地所有の政治史—人類学的視点』pp.371-389、風響社。

ガタリ、フェリックス

1988 『分子革命—欲望社会のマイクロ分析』杉村昌昭訳、法政大学出版社。

甲山 員司

1975 「ミクロネシアにおける信託統治の本質—戦略的意図による支配—」『法学志林（法政大学法学部）』72(2): 19-110。

川崎 哲

2003 『核拡散—軍縮の風は起こせるか—』岩波書店。

カント、エマニュエル

1989 『道徳形而上学の基礎づけ』宇都宮芳明訳注、以文社。

キージング、R. M

1982 『親族集団と社会』小山正恭・笠原政治・河合利光訳、未来社。

桐生 広人

1990 『フォト・ルポ 南の島のヒバクシャ』リベルタ出版。

グッドイナフ、W・H

1981 「マラヨ=ポリネシアにおける社会組織の問題」河合利光訳、村武精一編『家族と親族』pp. 137-159、未来社。

窪田幸子

1997 「親族の基本構造を生きる—『ムルンギン』の現在—」青木他編『岩波講座文化人類学第4巻 個からする社会展望』pp. 159-196、岩波書店。

栗本英世

2000 「文化人類学から考える平和」『21世紀の平和学—人文・社会・自然科学・文学からのアプローチ』吉田康彦編著、pp.58-71、明石書店。

クマール、サティシュ

2005『君あり、故に我あり—依存の宣言』尾関修・尾関沢人訳、講談社。

クリフォード、ジェイムズ

2003『文化の窮状—二十世紀の民族誌、文学、芸術』太田好信他訳、人文書院。

小島 剛

2002「リスク社会論の検討—個人化とシステムの限界」『ソシオロジ』46(3): 19-35。

小林 泉

1994a『太平洋島嶼諸国論』東信堂。

1994b『アメリカ極秘文書と信託統治の周辺—ソロモン報告・ミクロネシアの独立』東信堂。

コモナー、バリー

1972『なにが環境の危機を招いたか—エコロジーによる分析と解答』阿部喜也・半谷高久訳、講談社。

坂本賢三

2006『「分ける」こと「分かる」こと』講談社。

桜井均

1981『ミクロネシア・レポート—非核宣言の島々から』日本放送出版教会。

サーリンズ、マーシャル

1984『石器時代の経済学』法政大学出版局。

鹿野 勝彦

1997「インドにおける住民運動と国家—森林利用と林政をめぐって—」『岩波講座文化人類学 第6巻 紛争と運動』青木他編、pp. 201-227、岩波書店。

島田 興生

1994『還らざる楽園—ビキニ被曝40年 核に蝕まれて—』小学館。

清水昭俊

1999「慣習的土地制度の外延—ミクロネシアの比較事例から」杉島隆志編『土地所有の政治史—人類学的視点』pp. 299-320、風響社。

須藤 健一、山下 晋司、吉岡 政徳

1988『社会人類学の可能性 I 歴史のなかの社会』弘文堂。

須藤 健一

1986 「ミクロネシアにおける母系制社会の変質—トラック語圏社会の出自集団の構造」
『国立民族学博物館研究報告』10(4), pp. 827-928.

1989a 「ミクロネシアの土地所有と社会構造」『国立民族学博物館研究報告別冊』別冊 6:
141-176。

1989b 『母系社会の構造』紀伊国屋書店。

1997 「家族的ネットワークに依存するMIRAB国家」青木他編『岩波講座文化人類学
第4巻個からする社会展望』pp. 131-157、岩波書店。

1999 「人と政治を動かすヤップ社会の土地制度」杉島隆志編『土地所有の政治史—人類
学的視点』pp. 299—320、風響社。

セン、アマルティア

1999 『不平等の再検討—潜在能力と自由』池本他訳、岩波書店。

高橋 博子

2003 「米国政府による原爆情報管理と民間防衛計画、1945年—1955年」(同志社大学、
博士論文)

2005a 「第五福竜丸被災とアメリカ政府の対応—隠された被ばく情報」『隠されたヒバク
シャ 検証=裁きなきビキニ水爆被災』前田哲男監修、グローバルヒバクシャ研究
会編著(高橋、竹峰、中原)、pp. 83-157、凱風社。

竹峰 誠一郎

2005 「ヒバクは人間に何をもちたのか」『隠されたヒバクシャ 検証=裁きなきビキニ
水爆被災』前田哲男監修、グローバルヒバクシャ研究会編著(高橋、竹峰、中原)、
pp. 205-253、凱風社。

多田 智恵子

2004 『きょうもえんまん! ~ビキニ環礁を追われた人々と暮らして~』健友社。

田畑 茂二郎

1990 『国際法新講 上』東信堂。

槌谷 智子

1999 「石油開発と『伝統』の創造—パプア・ニューギニア・フォイ社会の『近代』との
葛藤」杉島隆志編『土地所有の政治史—人類学的視点』pp. 251-273、風響社。

ド・セルトー、ミシェル

1987 『日常実践のポイエティック』国文社。

豊崎 博光

2005『マーシャル諸島核の世紀：1914-2004』日本図書センター。

中生 勝美編

2000『植民地人類学の展望』風響社。

中原 聖乃

2002「「被曝者」であることの秘匿と援用—ロンゲラップ環礁における行動パターンと意識の考察を中心として—」『ぼふるす』創刊号（神戸大学社会人類学研究会）：3-43。

2005a「『国家安全保障』と人間の安全—核被害による被曝に関する人類学的考察を中心として」『平和研究』29：143-163。

2005b「挑戦するロンゲラップの人びと—生活圈再生の民族誌」『隠されたヒバクシャ 検証=裁きなきビキニ水爆被災』前田哲男監修、グローバルヒバクシャ研究会編著（高橋、竹峰、中原）、pp. 259-325、凱風社。

2007「マーシャル諸島における母系制の確立」中京大学社会科学研究所編『南洋群島と国際関係』慈学社（近刊）。

ポラニー、マイケル

1980『暗黙知の次元』紀伊国屋書店。

前川 啓治

1997「文化的「主体」と翻訳的適応—トレス海峡社会の墓石除幕儀礼を中心に」『植民地主義と文化—人類学のパースペクティブ』山下晋司・山本真鳥編、pp. 65-98、新曜社。

前田 哲男

1991『非核太平洋 被曝太平洋—新編棄民の群島』筑摩書房。

2005「ビキニ水爆被災の今日的意味」『隠されたヒバクシャ 検証=裁きなきビキニ水爆被災』前田哲男監修、グローバルヒバクシャ研究会編著（高橋、竹峰、中原）、pp. 21-80、凱風社。

前田 哲男監修、グローバルヒバクシャ研究会編

2005『隠されたヒバクシャ 検証=裁きなきビキニ水爆被災』凱風社。

松田 素二

1996「都市のアナーキーと抵抗の文化」『紛争と運動』pp. 95-134、岩波書店。

村上 陽一郎

1998『安全学』青土社。

モース、マルセル

1984『贈与論』勁草書房。

矢崎 幸生

1999『ミクロネシア信託統治の研究』御茶の水書房。

矢内原 忠雄

1935『南洋群島の研究』岩波書店。

山口 節郎

2002『現代社会のゆらぎとリスク』新曜社。

山下 晋司・山本 真鳥

1997『植民地主義と文化—人類学のパースペクティブ』新曜社。

謝辞

本論文は多くの方々の協力を得て完成することができた。

大学院入学以来、厳しくも暖かく見守ってくださった指導教官の須藤健一先生にまず感謝する。筆者は膨大な現地調査資料（インタビュー）と文献資料のなかで、常に戸惑い、悩み、苦しんでいたような気がする。博士論文の骨格はなかなか決まらなかった。須藤先生にとっては全く何をやっているのかわからない学生だったに違いない。そんな筆者が、これらの現地調査資料は何を語っているのか、そして現地調査資料で何をあきらかにするべきなのかということにやっと気づいた時には、すでに博士課程進学から6年半がすぎようとしていた。それでも須藤先生は、筆者が心から書きたいものを書けるまで、待っていてくださった。しかし、今になってみれば筆者が気づいたというよりも、さまざまな研究会に参加することで気づかされるが多かったことは言うまでもない。

合田濤先生、吉岡政徳先生にも大変お世話になった。お二人の先生は、文化人類学と平和研究という2つの視点で研究を進めていた筆者に、突っ走ることなく、常に冷静に研究を進めていく重要性を説いてくださった。

神戸大学の阪野智一先生、王柯先生、岡田浩樹先生にも大変お世話になった。

また、東京外国語大学の土佐桂子先生には論文を丁寧に見ていただき、貴重なコメントをいただいた。とても感謝している。神戸大学のロニー・アレキサンダー先生からは弱者の立場に立った研究の必要性を教えられた。大阪大学の栗栖薫先生は国際政治学という異分野ながら、筆者の研究を気に留めてくださり、研究に対する貴重なコメントも頂いた。先生は文化人類学から安全保障論へと筆者の視野を広げてくださった。非常勤講師として勤務させていただいている中京大学の斉藤尚文先生、浅野豊美先生は常に励ましてくださった。フェリス女学院大学の横山正樹先生は、学部時代から筆者の研究に目を止めていただき、貴重な指摘を頂いた。椋山女学園大学の杉藤杉藤重信先生、山田哲也先生には草稿を読んでいただくなど、大変お世話になった。

学部時代の指導教官である大阪外国語大学の山田康博先生は、学問の厳しさを教えてくださった最初の先生であった。先生からの「学問を始めるのに遅すぎるということはない。諦めるな。」というお言葉がなければこの博士論文は生まれることがなかった。

大学院の仲間からもよい刺激を受けた。なによりも、とても楽しいときを共有することができたことを感謝している。

最後に、マーシャル諸島の人びとには心の底から感謝している。大流行しているインフルエンザ、熱射病、ぎっくり腰と、よく病気をした。病気の合間をぬって調査をしているようなものであった。そんな頼りない筆者を常に励ましてくれたのは、滞在先の母親兼友人であるクリスティーナ・ロケボルさんだ。彼女とは酒を飲んだり、ドライブに行ったり、時には愚痴までも聞いてもらった。また、メジャト島の人々、イバイ島の人々にも感謝している。とりわけ、飲料水の確保すら困難なイバイ島で筆者を泊めてくださったリジョン・エクニラングさんには、頭の下がる思いだ。メジャト島で、お世話になったベニタ・クンさんは筆者をよく貝採りやパンノキ料理の集まりに連れ出してくださり、楽しい離島生活を味わうことができた。ロンゲラップ自治体メイヤーのジェームス・マタヨシ氏、ロンゲラップ選出国会議員のアバッカ・アンジャイン氏は快く調査を許可してくださった。コーサン・ミズタニ氏からは日本人のお父様のこと、日本統治時代のことなどさまざまな貴重なお話を伺うことができた。

最後に、友人、家族、親戚には常に支えられた。とても感謝している。

本論文さまざまな方の協力援助がなければ完成することができなかった。ここであげることのできなかつた多くのかたがたにも感謝している。

2006年12月

中原聖乃

資料

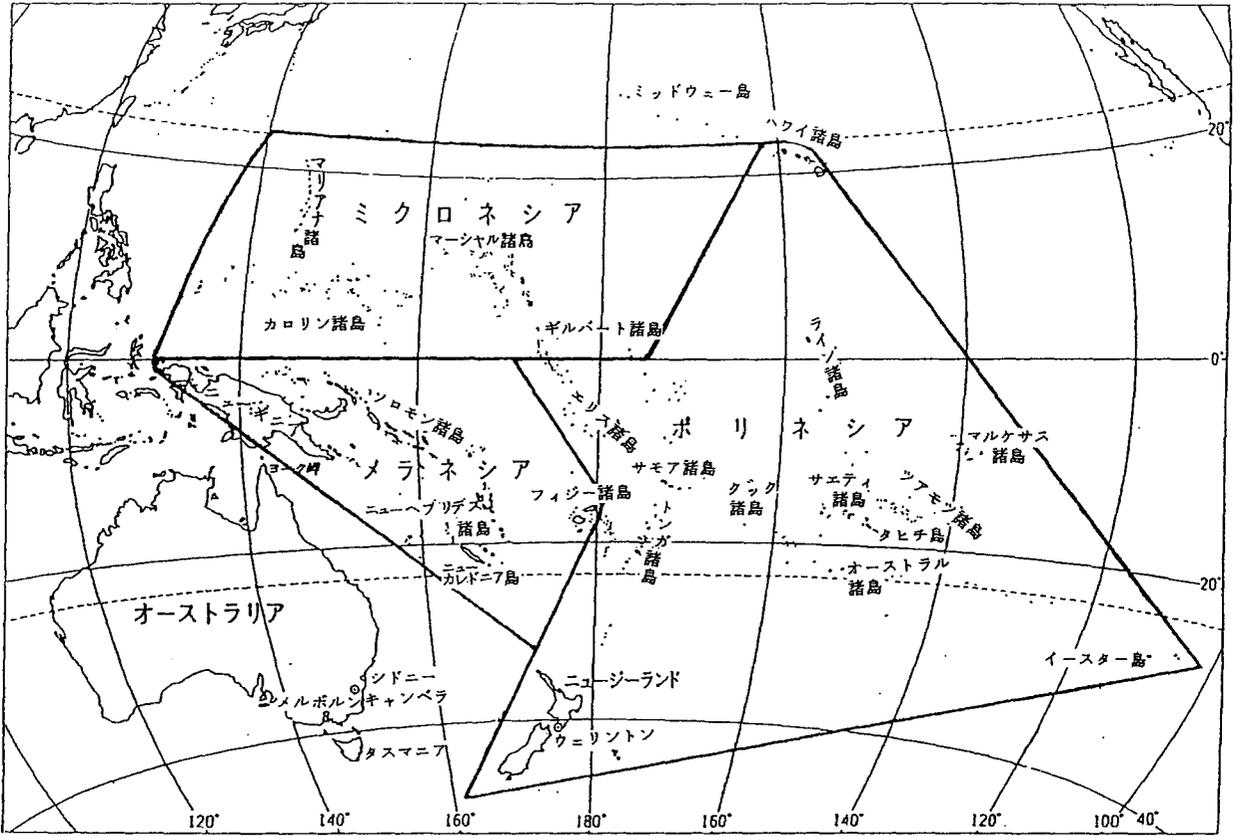


図 0-1 オセアニア地図

出典) 小林泉 1994、59 ページ。

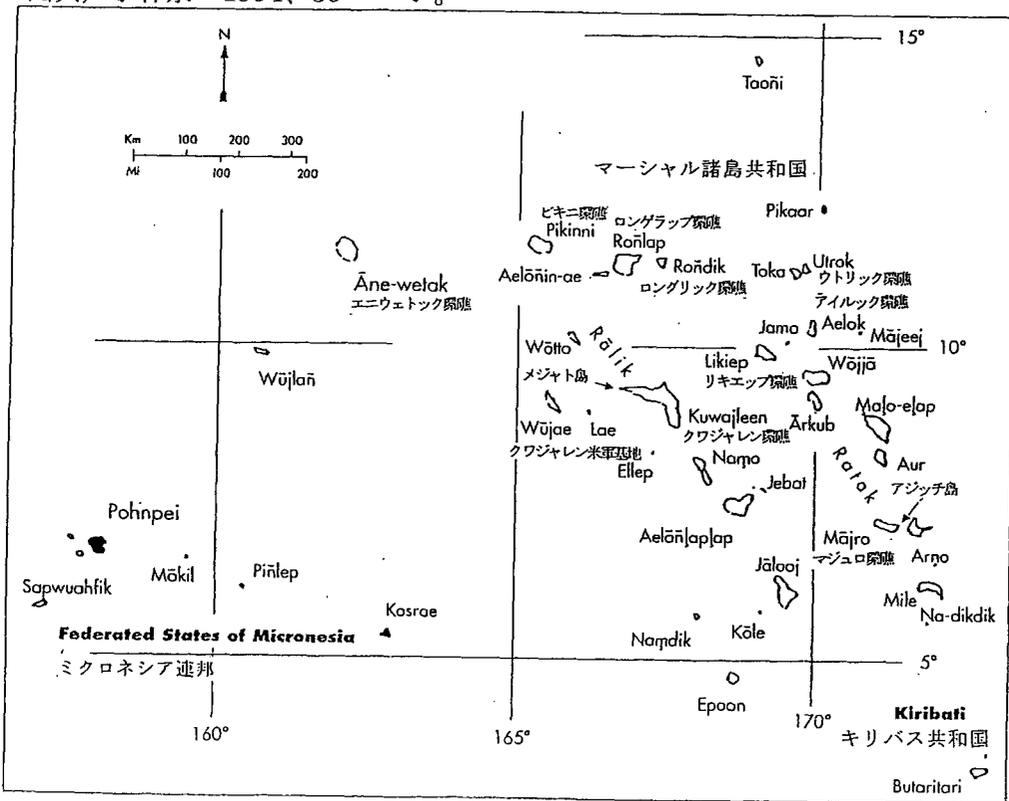


図 0-2 マーシャル諸島地図

出典) Carucci 1997, p.5(一部改変)。

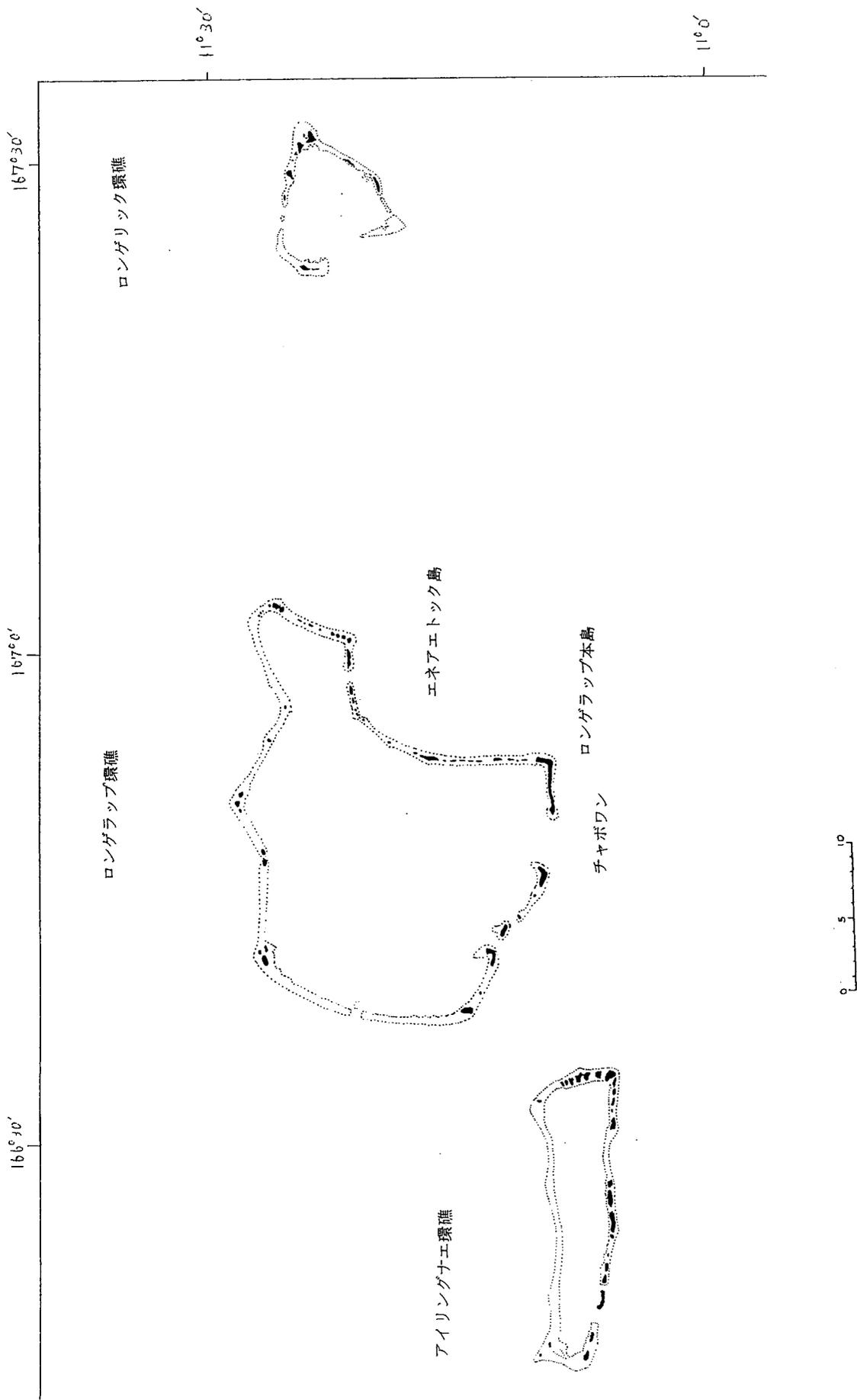


図 0-3 ロンガラップ環礁生活圏地図
Marshall Islands GUIDEBOOK n.d. p. 32 より中原作成

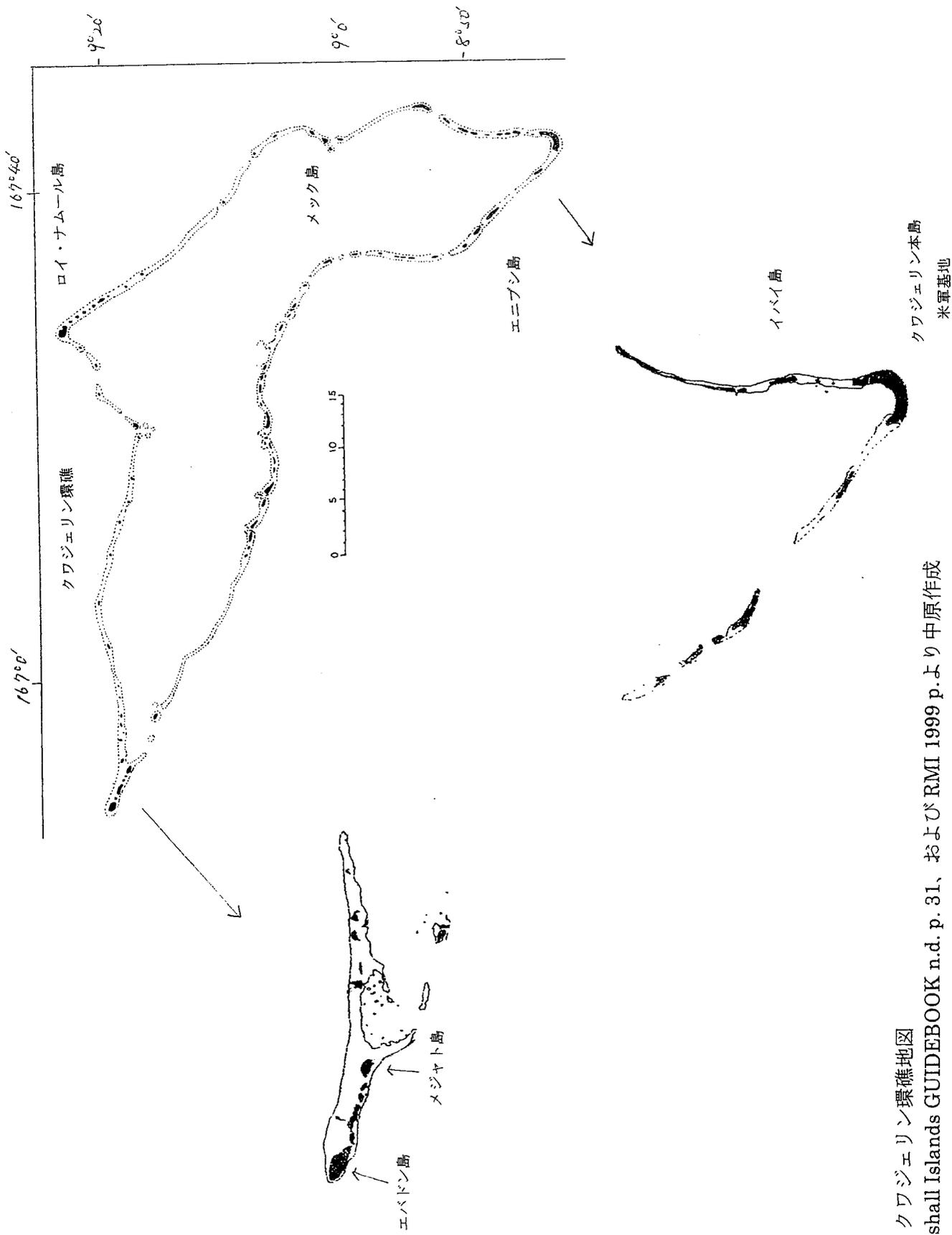


図 0-4 クワジェリン環礁地図
 Marshall Islands GUIDEBOOK n.d. p. 31、および RMI 1999 p.より中原作成

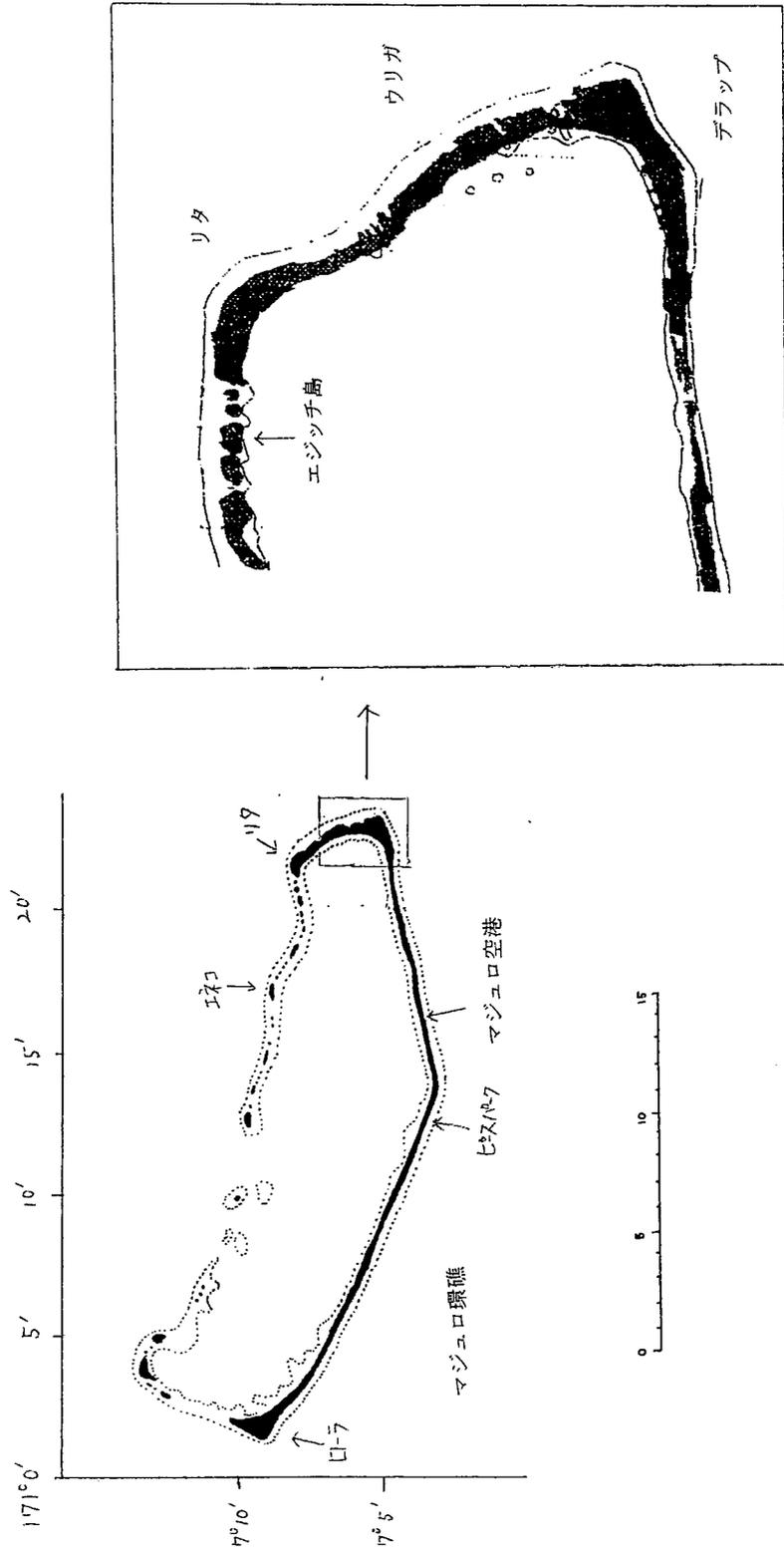


図 0-5 マジュロ環礁地図
 Marshall Islands GUIDEBOOK n.d. p. 25、および RMI 1999 p. より 中原作成

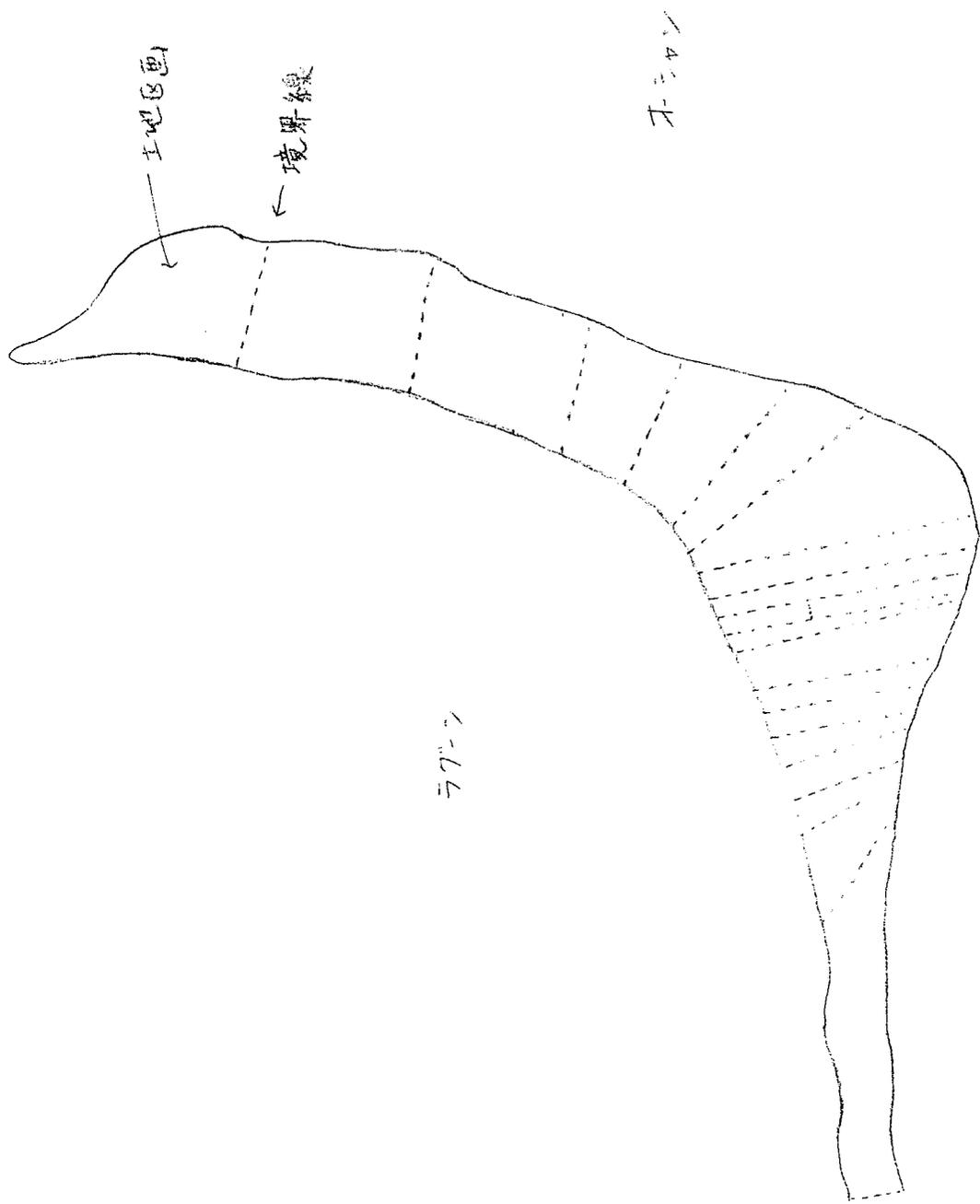


図 1-1 土地区画概念図

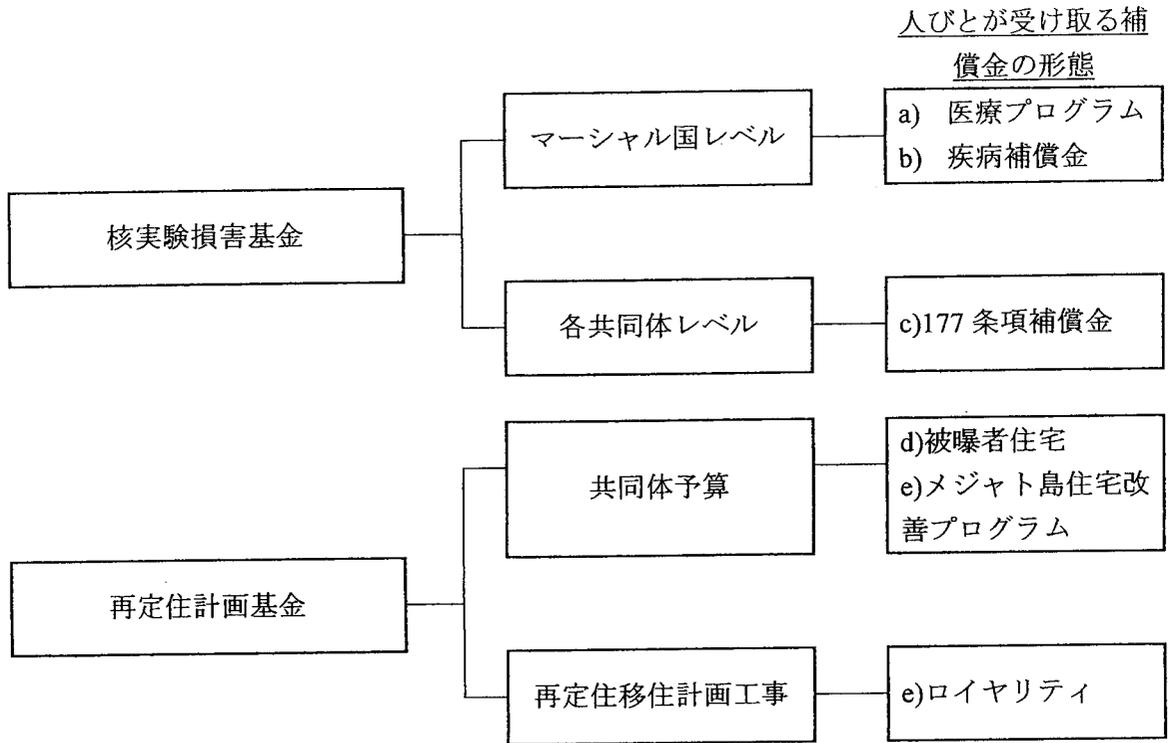


図 3-1 補償金関係図

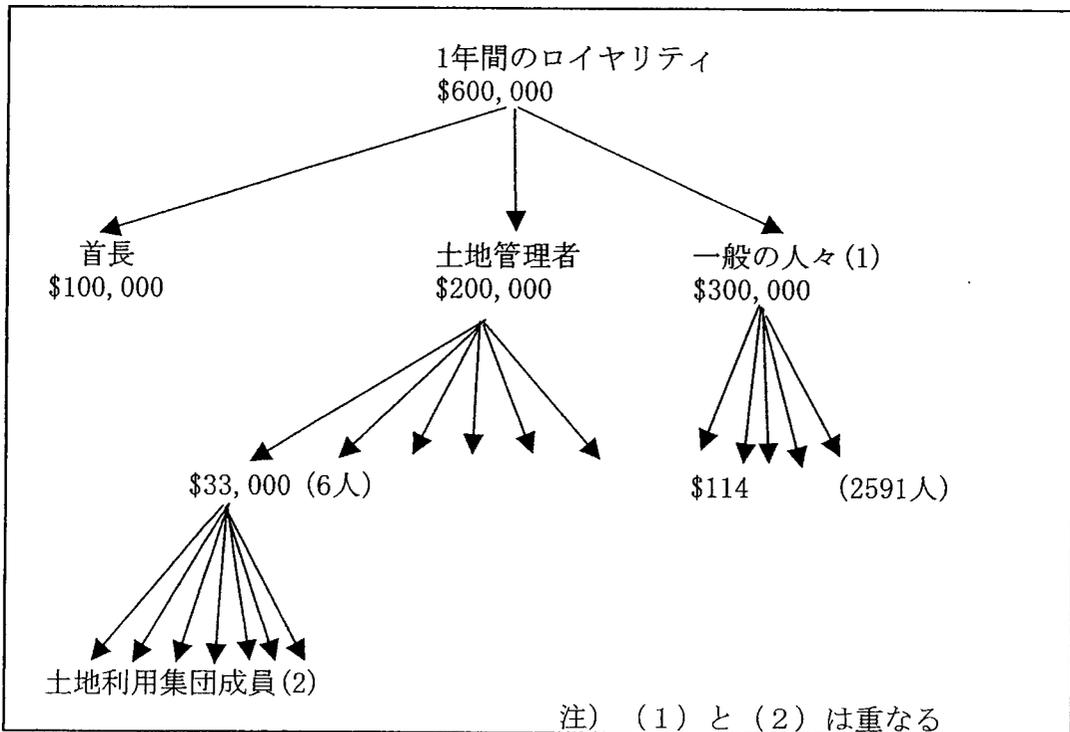


図4-1 ロイヤリティ分配2000年度

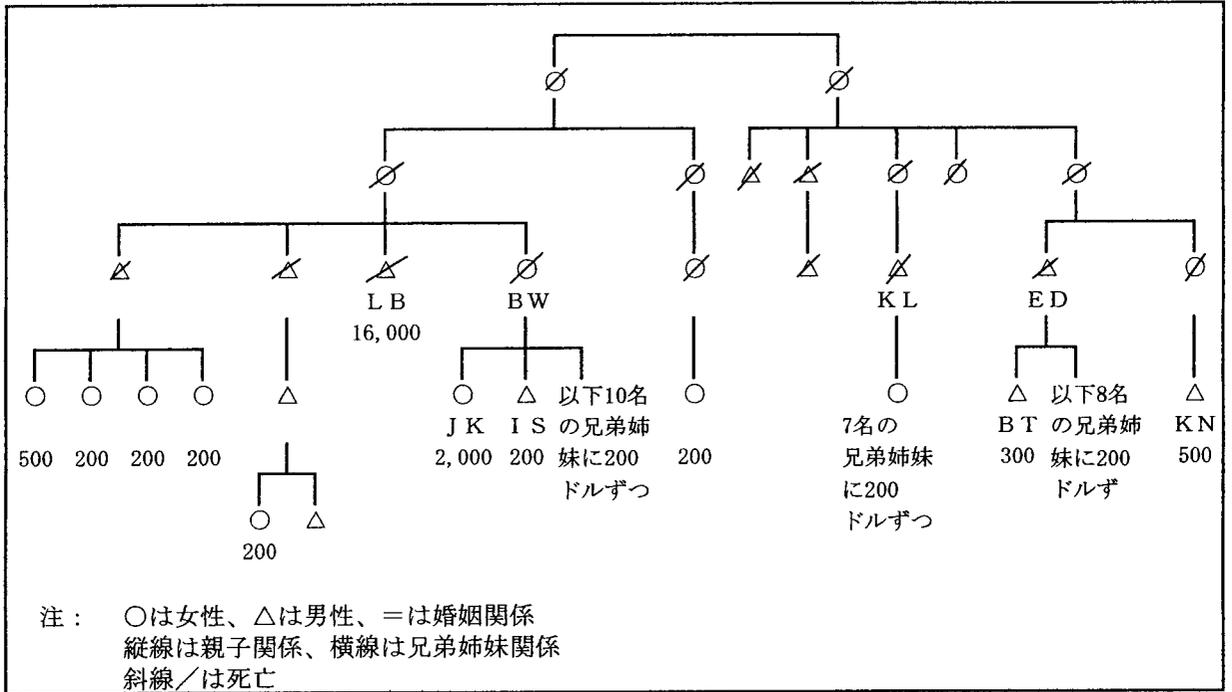
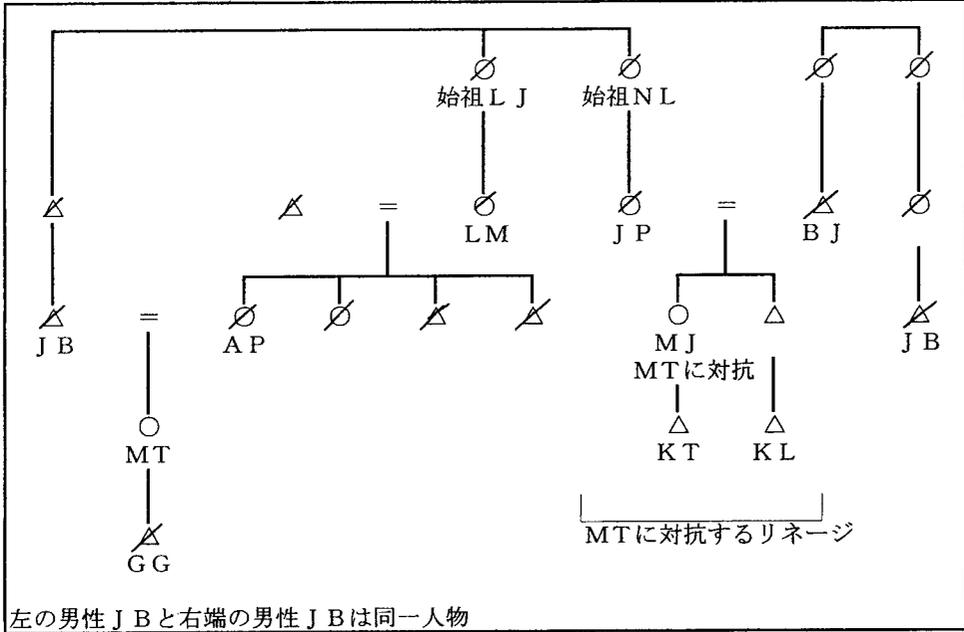


図4-2 R K母系リネージ分配



左の男性 J B と右端の男性 J B は同一人物

図4-3 RM母系リネージ分配

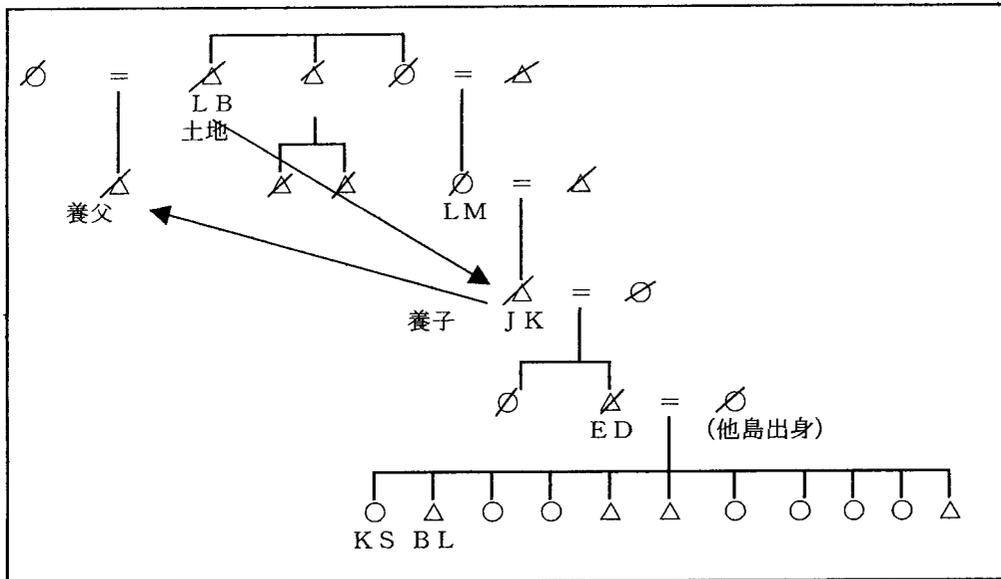


図4-5 BLに関する系譜

表1-1 メジャト島住民基本情報

世帯	人数	出身／リネージ	土地相統集団	ファミリー	職業	その他
		他島出身			自治体職員社会サービス	
		I J 母系リネージ	E M 双系出自集団 / I J 母系リネージ	A		
		他島出身				
2	10	I J 母系リネージ	E M 双系出自集団 / I J 母系リネージ	A	国家公務員エレメンタリースクール教師 個人商店経営	被曝者
		他島出身				
		他島出身				
		他島出身				
3	14	他島リネージ	E M 双系出自集団	A		
		他島出身			自治体職員船員	
		他島リネージ		A	自治体職員幼稚園教諭	
		ティラノ	E M 双系出自集団	A	自治体職員エレメンタリースクール教師	
		R M 母系リネージ	R M 母系リネージ / E M 双系出自集団	A	自治体職員通信業務	
4	9	I J 母系リネージ	I J 母系リネージ	A		
		他島出身				
		他島出身			自治体職員野菜園管理	
		I J 母系リネージ	I J 母系リネージ	A		
5	7	I J 母系リネージ	I J 母系リネージ	A		
		他島出身				
		他島出身				
		他島出身				
6	11	他島リネージ	E M 双系出自集団	A		
		他島出身			自治体職員船員	
7	3	I J 母系リネージ	I J 母系リネージ	A		
		R K 母系リネージ	R K 母系リネージ	A		
		I J 母系リネージ	I J 母系リネージ	A		
8	7	他島リネージ	E M 双系出自集団	A		
		I J 母系リネージ	I J 母系リネージ / R L 双系出自集団		自治体職員メンテナンス	
		I J 母系リネージ		A	個人商店経営	
9	8	I J 母系リネージ	E M 双系出自集団	A	自治体職員船員	被曝者
		他島リネージ		A		
10	9	I J 母系リネージ	K L 双系出自集団 / I J 母系リネージ	A		
		他島出身			自治体職員船員	
		I J 母系リネージ		A		
		他島出身				
		I J 母系リネージ		A		
11	1	R M 母系リネージ	R M 母系リネージ			
12	7	I J 母系リネージ	K L 双系出自集団 / I J 母系リネージ	A		

世帯	人数	出身/リネージ	土地相続集団	ファミリー	職業	その他
13	7	RK母系リネージ	RK母系リネージ	E		
		IJ母系リネージ	KL双系出自集団/IJ母系リネージ	A		
14	10	IJ母系リネージ	KL双系出自集団/IJ母系リネージ	A		
		他島出身				
		IJ母系リネージ	EM双系出自集団		国家公務員医療助手	
15	8	他島出身				
		RM母系リネージ				
16	2	他島リネージ	EM双系出自集団	A	自治体議会議員	
		他島出身				
17	2	カロ	KL双系出自集団			
		他島リネージ				
18	4	IJ母系リネージ	EM双系出自集団/IJ母系リネージ	A		
		他島出身				
19	2	RK母系リネージ	RK母系リネージ			
20	9	IJ母系リネージ	KL双系出自集団/IJ母系リネージ	A		
		他島出身				
21	7	RM母系リネージ				
		テイラン	RL双系出自集団			
		外国出身				
22	5	RM母系リネージ	EM双系出自集団	A/E		
		他島出身				
23	4	テイラン		E		
		他島出身				
24	17	IJ母系リネージ	EM双系出自集団/IJ母系リネージ	A		土地管理者
		テイラン		E		
		テイラン	EM双系出自集団	E		
		他島出身			自治体職員エレメンタリースクール教師	
		テイラン		E	自治体職員幼稚園教師	
		他島出身				
25	11	他島リネージ		A	自治体議会議員	被曝者
		テイラン		E		
		RK母系リネージ	RK母系リネージ	E	自治体議会職員	
		テイラン	EM双系出自集団	E/A		
26	6	テイラン	EM双系出自集団	E/A		
		IJ母系リネージ	KL双系出自集団/IJ母系リネージ	A		
27	9	他島出身				
		RM母系リネージ				

世帯	人数	出身/リネージ	土地相続集団	ファミリー	職業	その他
29	6	無リネージ RM母系リネージ	E EM双系出自集団	A		
30	3	他島出身 他島リネージ				
31	16	テイラン 他島出身 他島リネージ 他島リネージ	R L双系出自集団	E		
		RM母系リネージ 他島リネージ	E M双系出自集団 E M双系出自集団	A A	自治体議会議員	被曝者
		RM母系リネージ 他島リネージ	E M双系出自集団	A E		
32	11	RM母系リネージ テイラン 他島出身	R L双系出自集団	E		土地管理者
33	7	RM母系リネージ 他島出身	R L双系出自集団	E		
34	5	RM母系リネージ テイラン 他島出身 他島リネージ	R L双系出自集団 R L双系出自集団			
35	5	I J母系リネージ RM母系リネージ	I J母系リネージ		自治体議会議員	
36	13	テイラン テイラン 他島出身 テイラン 他島出身	他島出身	E E E		
37	2	他島出身				被曝者
38	5	RM母系リネージ RM母系リネージ 他島出身	R L双系出自集団			
39	5	RM母系リネージ I J母系リネージ			自治体職員警官	
40	8	テイラン RM母系リネージ RM母系リネージ		E	自治体職員警官	
		RM母系リネージ	R L双系出自集団			被曝者

世帯	人数	出身／リネージ	土地相続集団	ファミリー	職業	その他
		RM母系リネージ				
42	3	テイラン	EM双系出自集団	E/A		
		I J母系リネージ	I J母系リネージ		自治体職員警官	
43	7	テイラン	RK母系リネージ			
		RM母系リネージ				
44	13	テイラン		E		
		RM母系リネージ				
		RM母系リネージ		E		
		他島出身				
		RM母系リネージ		E		
45	10	他島出身				
		RK母系リネージ	RK母系リネージ	E		
46	7	RK母系リネージ	RK母系リネージ		協同組合商店管理者	
		テイラン		E		
47	4	RK母系リネージ	RK母系リネージ			
		I J母系リネージ		A		
		I J母系リネージ	I J母系リネージ	A		
48	4	RK母系リネージ	RK母系リネージ			
		テイラン			国家公務員エレメンタリースクール教師	
49	4	RK母系リネージ	RK母系リネージ			
		テイラン				
50	13	他島出身				
		RM母系リネージ	RM母系リネージ			
		RM母系リネージ	RM母系リネージ			土地管理者
		RM母系リネージ	RM母系リネージ		自治体職員清掃	被曝者
		他島出身				
51	7	テイラン		E		
		他島出身				
52	4	RM母系リネージ				
		テイラン				
合計	351					

表 1-2 メジヤト島世帯と人口の変動 1998 年－2002 年

	世帯数			人口		
	1998 年	2002 年	増加率	1998 年	2002 年	増加率
東地区	26	31	119.23%	204	233	114.22%
西地区	18	21	116.67%	129	138	106.98%
全体	44	52	118.18%	333	371	111.41%

表 1-3 メジヤト島世帯型

世代	世帯型	世帯No.
一世代	単身世帯	11
	友人世帯	7
	夫婦世帯	16,17,37
二世代	母子世帯	19
	核家族	6,8,12,13,18,20,22,23,26,27,28, 29,30,33,34,35, 38,39,41,42,43, 46,48,49,51,52
	姉妹家族複合世帯	1
	兄弟家族複合世帯	45
	異性兄弟家族複合世帯	4
	妻方親族同居世帯	14,15
	夫方親族同居世帯	2,9
三世代	直系三世代	5,10,25,32,36,40,47
	姉妹家族複合世帯	21,31,44
	妻方親族友人同居世帯	3
	兄弟家族複合世帯	24
四世代	四世代世帯	50

表 1-4 東地区と西地区の世帯数比較

世代	世帯型	東	%	西	%	全体	%
一世代	単身世帯	1	3.23%	0	0.00%	1	1.92%
	友人世帯	1	3.23%	0	0.00%	1	1.92%
	夫婦世帯	2	6.45%	1	4.76%	3	5.77%
	小計	4	12.90%	1	4.76%	5	9.62%
二世代	母子世帯	1	3.23%	0	0.00%	1	1.92%
	核家族	13	41.94%	13	61.90%	26	50.00%
	姉妹家族複合世帯	1	3.23%	0	0.00%	1	1.92%
	兄弟家族複合世帯	0	0.00%	1	4.76%	1	1.92%
	異性兄弟家族複合世帯	1	3.23%	0	0.00%	1	1.92%
	妻方親族同居世帯	2	6.45%	0	0.00%	2	3.85%
	夫方親族同居世帯	2	6.45%	0	0.00%	2	3.85%
	小計	20	64.52%	14	66.67%	34	65.38%
三世代	直系三世代	3	9.68%	4	19.05%	7	13.46%
	姉妹家族複合世帯	2	6.45%	1	4.76%	3	5.77%
	妻方親族友人同居世帯	1	3.23%	0	0.00%	1	1.92%
	兄弟家族複合世帯	1	3.23%	0	0.00%	1	1.92%
	小計	7	22.58%	5	23.81%	12	23.08%
四世代	四世代世帯	0	0.00%	1	4.76%	1	1.92%
合計		31	100.00%	21	100.00%	52	100.00%

表 1-5 メジャト島における帰属親族集団と出身

出身	東地区		西地区		全体	
	人数	%	人数	%	人数	%
I J 母系リネージ	21	24.14%	5	8.93%	26	18.18%
RM 母系リネージ	8	9.20%	18	32.14%	26	18.18%
T L 母系リネージ	11	12.64%	14	25.00%	25	17.48%
R K 母系リネージ	5	5.75%	6	10.71%	11	7.69%
K L 双系出自集団	1	1.15%	0	0.00%	1	0.70%
他島リネージ	13	14.94%	1	1.79%	14	9.79%
無リネージ	1	1.15%	0	0.00%	1	0.70%
他島出身	26	29.89%	12	21.43%	38	26.57%
外国出身	1	1.15%	0	0.00%	1	0.70%
合計	87	100.00%	56	100.00%	143	100.00%

表 3-1 核実験損害基金使用内訳

単位USドル

基金使用目的	年額	総額 (15年間)
マーシャル諸島政府 (核被害四環礁医療プログラム費用として)	2,000,000	30,000,000
マーシャル諸島政府 (医療調査および放射線モニタリング費用として)	1,000,000	3,000,000
ビキニ環礁 177 条項補償金	5,000,000	75,000,000
エネウエトク環礁 177 条項補償金	3,250,000	48,750,000
ロンゲラップ環礁 177 条項補償金	2,500,000	37,500,000
ウトリック環礁 177 条項補償金	1,500,000	22,500,000
核賠償請求裁定委員会 (設立および運営費用として)	500,000	7,500,000
核賠償請求裁定委員会 (疾病補償金)	2,250,000/3,250,000*	45,750,000
合計	18,000,000	270,000,000

注) マーシャル諸島共和国政府は、医療調査と放射線モニタリング分として、自由連合協定締結中の 15 年間のうち、最初の 3 年間に毎年 100 万ドルを受領する。3 年間に限り、核賠償請求裁定委員会は年額 225 万ドルを受給する。自由連合協定期間の 4 年目以降は、核賠償請求裁定委員会は年額 325 万ドルを受領することとなる。

出典) Agreement Between the Government of the Marshall Islands for the Implementation of Section 177 of the Compact of Free Association より作成。

表6-1 再定住計画に関する帰島意見

世帯	選択	放射能認識	対処型	帰属ファミリー	職業	土地管理者	被曝者
1	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A			
1	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型		自治体職員社会サービス		
1	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A			
2	他環礁	恐怖	自己対処型	A	国家公務員エレメンタリースクール教師		○
2	短期滞在	否恐怖	柔軟対応型		個人商店経営		
3	未定	恐怖	未決定型	A			
3	メジャト島	恐怖	無矛盾型		自治体職員船員		
3	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A	自治体職員幼稚園教諭		
3	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	A	自治体職員エレメンタリースクール教師		
3	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	A	自治体職員ラジオオアション管理		
4	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	A			
4	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型		自治体職員野菜栽培園管理		
4	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A			
5	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A			
5	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
6	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	A			
6	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型		自治体職員船員		
8	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	A			
8	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型		自治体職員メンテナンス		
9	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A	個人商店経営		○
10	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	A			
10	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型		自治体職員船員		
10	短期滞在	恐怖	柔軟対応型	A			
11	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
12	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A			
12	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型		自治体職員船員		
13	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	E			
13	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A			
14	未定	恐怖	未決定型	A			
14	出身環礁	恐怖	自己対処型				
15	他の人に従う	恐怖	従順型		国家公務員医療助手		
15	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
16	未定	恐怖	未決定型	A	自治体議員		
17	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
18	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A			
18	メジャト島	恐怖	無矛盾型				

世帯	選択	放射能認識	対処型	帰属ファミリー	職業	土地管理者	被曝者
19	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
20	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	A			
20	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
21	科学者に従う	恐怖	従順型				
21	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
21	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	A/E			
22	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
22	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
23	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	E			
23	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
24	ロンゲラップ	調査結果	無矛盾型	A		○	
24	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	E			
24	メジャト島	恐怖	無矛盾型	E			
24	他の人に従う	恐怖	従順型		自治体職員エレメンタリースクール教師		
24	未定	恐怖	未決定型	E	自治体職員幼稚園教師		
24	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
25	科学者に従う	恐怖	従順型	A	自治体協議員		○
25	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	E/A			
26	メジャト島	恐怖	無矛盾型	E/A			
26	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	A			
27	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
27	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
28	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
28	ロンゲラップ	不明	従順型	A	判事		
29	未定	恐怖	未決定型				
29	出身環礁	否恐怖	自己対処型				
30	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
31	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
31	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	A	自治体協議員		○
31	メジャト島	恐怖	無矛盾型	A			
31	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
31	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	A			
32	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
32	未定	恐怖	未決定型	E		○	
32	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
32	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型	E			
33	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				

世帯	選択	放射能認識	対処型	帰属ファミリー	職業	土地管理者	被曝者
33	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
34	他の人に従う	恐怖	従順型				
35	夫に従う	恐怖					
36	メジャト島	恐怖	無矛盾型	E			
36	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	E			
36	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
37	未定	恐怖	未決定型				
38	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
39	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型		自治体職員警官		
40	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	E	自治体職員警官		
41	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	E			
41	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
42	米国	恐怖	自己対処型	E/A			
42	メジャト島	恐怖	無矛盾型		自治体職員警官		
43	他環礁	恐怖	無矛盾型				
43	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
44	未定	恐怖	未決定型	E	自治体職員警官		
44	メジャト島	恐怖	無矛盾型				
44	メジャト島	恐怖	無矛盾型	E			
44	メジャト島	恐怖	無矛盾型	E			
45	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
45	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	E			
46	メジャト島	恐怖	無矛盾型		協同組合商店管理者		
46	他の人に従う	恐怖	従順型	E			
47	未定	否恐怖	未決定型	A			
48	ロンゲラップ	恐怖	矛盾型				
49	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
49	未定	恐怖	未決定型				
50	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
50	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
50	未定	恐怖	未決定型				
50	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型		自治体職員清掃		
51	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型	E			
51	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
51	ロンゲラップ	否恐怖	無矛盾型				
52	未定	恐怖	未決定型				

注) 世帯番号1から31までは東地区、世帯番号31から52までは西地区
表6-1 再定住計画帰島意見2002年

表 6-2 再定住計画に対するメジャト住民の選択 放射能認識別（全体に対する割合）

（単位：人）

放射能認識	選択						合計
	ロンゲラップ	メジャト島	他者追従	他の場所	短期滞在	未定	
恐怖	30	29	7	4	1	11	82
(%)	36.59%	35.37%	8.54%	4.88%	1.22%	13.41%	75.93%
否恐怖	21	0	0	1	1	1	24
(%)	87.50%	0.00%	0.00%	4.17%	4.17%	4.17%	22.22%
調査結果次第	1	0	0	0	0	0	1
(%)	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.93%
不明	1	0	0	0	0	0	1
(%)	100.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.93%
合計	53	29	7	5	2	12	108
(%)	49.07%	26.85%	3.70%	4.63%	1.85%	11.11%	100.00%

注）パーセンテージは調査対象者 108 人全員に対する割合ではなく、それぞれの認識を持つ人びとの合計に対する割合である。

表 6-3 再定住計画に対するメジャト住民の選択 放射能認識別（認識に対する割合）

（単位：人）

放射能認識	選択居住地						合計
	ロンゲラップ	メジャト島	他者追従	他の場所	短期滞在	未定	
恐怖	30	29	7	4	1	11	82
(%)	27.78%	26.85%	6.48%	3.70%	0.93%	10.19%	75.93%
否恐怖	21	0	0	1	1	1	24
(%)	19.44%	0.00%	0.00%	0.93%	0.93%	0.93%	22.22%
調査結果次第	1	0	0	0	0	0	1
(%)	0.93%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.93%
不明	1	0	0	0	0	0	1
(%)	0.93%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.93%
合計	53	29	7	5	2	12	108
(%)	49.07%	26.85%	6.48%	4.63%	1.85%	11.11%	100.00%

表 6-4 矛盾選択内訳 ファミリー別

(単位：人)

ファミリー	東地区			西地区			地区合計		
	人数	調査人数	%	人数	調査人数	%	人数	調査人数	%
A	6	28	21.43%	0	1	0.00%	6	29	20.69%
E	3	5	60.00%	1	12	8.33%	4	17	23.53%
A/E	2	3	66.67%	0	1	0.00%	2	4	50.00%
他ファミリー	13	32	40.63%	5	26	19.23%	18	58	31.03%
合計	24	68	35.29%	6	40	15.00%	30	108	27.78%

ロンゲラップ関連年表

1526年	スペイン人アルバドロ・ド・サーベドラがマーシャル諸島を発見。
1527年	アルバドロ・ド・サーベドラがロンゲラップ環礁を発見。
19世紀後半	スペイン、カロリンおよび、マーシャル諸島の領有を宣言するも、実質的な統治は行わない。
1873年	ギルバード、およびマーシャル諸島で、ゴードフフロイ商会やヘルンスハイム商会などドイツの商人が活動を開始。
1885年10月15日	ドイツがマーシャル諸島を保護国としたことを宣言。
1914年10月	日本海軍による赤道以北の全ドイツ領を占領。
1917年	日英秘密協定によって、日本の占領の正当性が承認される。
1917年	ベルサイユ条約第119条のもと、ドイツの放棄した植民地は、国連規約第22条の第5、および6項の規定に従い、ミクロネシアのC式委任統治地域となる。
1920年	日本、旧ドイツ領ミクロネシアを国際連盟委任統治領「南洋群島」として統治を開始する。
1944年	太平洋戦争をへて日本統治から解放され、米軍政権下へ。
1945年8月15日	日本の敗戦にともない、米国海軍がミクロネシアを統治。
1946年3月7日	ビキニ環礁住民167人、核実験場提供のためロングリック環礁に強制移住。
1946年7月1日	米国、ビキニ環礁で核実験を開始。以後58年7月までに23回の核実験を実施。
1947年4月2日	国連安保理、米国施政権下の戦略地区信託統治領太平洋諸島として太平洋諸島信託統治協定を承認。
1947年7月18日	太平洋諸島信託統治領(Trust Territory Pacific Islands)協定発効。海軍による暫定統治(1951年6月30日まで)。
1947年12月21日	エニウェトク環礁住民136人、核実験場提供のため、ウジェラン環礁に強制移住。
1947年1月	ミクロネシアに地方自治体が成立。
1948年4月15日	米国、エニウェトク環礁で核実験を開始。以後、58年までに44回の核実験を実施。
1948年11月	クワジャレン環礁の米軍基地に飢えのために収容されていたビキニ環礁の人びとがキリ島に移住。
1950年7月4日	酋長院(House of Irooj)、会議院(House of Assembly)から構成されたマーシャル議会(Marshallese Congress)発足。
1951年6月30日	ミクロネシア内務省へ遺憾される。
1954年3月1日	米国、ビキニ環礁にて水爆実験「ブラヴォー」実施。「死の灰」により、マーシャル諸島のロンゲラップ環礁住民82人(うち4

- 人は妊婦)、ウトリック環礁住民 157 人、アイルック環礁住民 401 人、第五福竜丸乗組員 23 人、米観測班員 (在ロングリック環礁) 28 人など直接被曝。
- 1954 年 3 月 3 日 朝、米国第七統合任務部隊、被曝したロンゲラップ環礁の 82 名を救出し、クワジャレン環礁の米軍基地へ収容。翌日、ウトリック環礁住民 157 人へ同様の措置。収容先で、放射能の人体への影響調査「4.1 プロジェクト」研究を極秘に実施。以後、ロンゲラップ環礁とウトリック環礁の 239 人、アメリカ原子力委員会(AEC)の追跡調査対象となる。
- 1954 年 3 月 14 日 第五福竜丸、静岡焼津へ帰港。16 日読売新聞、第五福竜丸をスクープ。
- 1954 年 3 月 19 日 マーシャル諸島高等学校の校長、ドワイト・ハイネ、191 名の署名を集め、国連に核実験中止と補償を求める請願書を提出。国連は米国の核実験継続を承認。
- 1954 年 3 月 31 日 米原子力委員会ストローズ委員長、「私には健康そうで幸せそうに思えた」としながらも) 第五福竜丸とともにロンゲラップ環礁とウトリック環礁の住民も「死の灰」の降灰地域にいた事実を公表。
- 1954 年 5 月 9 日 東京都杉並区の婦人団体、PTA、労組、文化団体などが「水爆禁止署名運動杉並協議会」を結成。「全日本国民の署名運動で水爆禁止を全世界に訴えましょう」の杉並アピール発表。その頃から、日本全国で原水爆禁止の世論高まる。
- 1954 年 6 月 10 日 被曝した人々、クワジャレン軍事基地からマジュロ環礁アジッチ島に移住する。
- 1956 年 3 月 8 日 マーシャル諸島の人々、核実験中止とビキニ、エニウエトック住民の補償を求めて、国連信託統治理事会に再度請願。
- 1956 年 8 月 エジッチ島の 2 人の新生児が死亡する。
- 1956 年 11 月 エニウエトック環礁の人びとによるアメリカ政府に対する訴訟が、17 万 5 千ドルの核実験場使用料として決着。
- 1957 年 3 月 29 日 米原子力委員会、ロンゲラップ環礁の被曝者 3 名とウトリック環礁の被曝者 2 名に、ワシントンで健康診断を受診させる。このとき、ロンゲラップの 2 人、極秘に米人弁護士と面会。
- 1957 年 6 月 30 日 ロンゲラップ環礁の 251 人、放射能の残るロンゲラップ環礁に帰島。このときまでに、1 人の被曝者が死亡、4 人の胎内被曝児が誕生。
- 1958 年 7 月 1 日 ロンゲラップ環礁復興プログラムが開始される。
- 1959 年 マーシャル議会の酋長院が廃止され、一院制に。
- 1960 年 ロンゲラップ環礁の人々、米国に対して 850 万米ドル以上の補償額を求める訴訟 (Civil Action No. 124) を信託統治領政府の高等裁判所に提訴した。

1960年	クワジャレン環礁ロイ・ナムール住民、イバイ島に強制移住。
1960年	米国、クワジャレン環礁でミサイル実験場の建設開始。
1960年代	ロンゲラップ被曝者の間で甲状腺障害が多発。
1961年10月	クワジャレン環礁のリブ島、ミサイル実験の危険区域とされ、住民がイバイ島に強制移住。
1961年	信託統治領政府裁判所は、アメリカ合衆国に対する訴訟を扱う司法権を持たないという理由によってロンゲラップ環礁の人々による訴訟を却下した。
1963年7月、8月	ケネディ米国大統領、ハーバード大学ソロモン教授を中心としたミクロネシアの調査団を派遣する。
1964年8月22日	ロンゲラップ環礁とウトリック環礁の被曝者に対する見舞金に関する法案 88-485 が米国議会で可決。
1965年7月12日	ミクロネシア議会が発足。
1966年2月	ロンゲラップ環礁の被曝者に対して、95万ドルの支払いがアメリカ議会で可決される(P.L. 88-485)。ウトリック環礁の被曝者に対しても支払い。
1967年8月8日	ミクロネシア議会、政治地位委員会を設置。
1971年3月	ハワイのミクロネシア人留学生グループ、米国極秘文書『ソロモン報告』を暴露。
1972年3月	ロンゲラップ環礁の人々、米国の定期検査を拒否する。
1972年8月	マーシャル諸島代表、原水爆禁止世界大会に初参加。ロンゲラップ環礁行政官、ジョン・アンジャイン氏も参加、以後、マーシャル諸島代表、日本の広島の前水爆禁止世界大会と焼津の3.1ビキニデーへしばしば招聘される。
1972年11月15日	ロンゲラップ環礁のレコジ・アンジャイン氏、白血病で死亡する。
1973年	ウトリック環礁の住民、甲状腺障害を多発。
1973年11月	ビキニ環礁の一部住民、移住先のキリ島からビキニ環礁へ帰島。
1974年7月30日	ロンゲラップ環礁のナプタリ・オエミ胃がんで死亡する。
1975年2月22日	ロンゲラップの行政官ネルソン・アンジャイン、日本各地で訴え。
1978年	疾病補償金。甲状腺手術一人当たり、2万5000ドル。
1978年8月31日	ビキニ環礁最閉鎖。ビキニ暗礁の帰島者、再びキリ島へ。一部はキリ島での生活を拒否し、マジユロ環礁アジッチ島へ移住。
1979年5月1日	マーシャル諸島共和国憲法が発布され、自治政府が発足。
1980年4月	ジョン・アンジャインとジュリアン・リクロンは、米国へ赴き、被曝(Radiation Victims in Washington D.C.)での、被曝証言や、損害賠償に関するワークショップ、議員へのロビー活動などを行った。
1980年4月8日	エニウェトック環礁の住民約450人、エニウェトック環礁へ帰島。環礁北部は利用できず、ルニット島に放射能汚染物をコンクリートで格納したドームあり。
1981年	ビキニ環礁の人々、米国政府に対して450万ドルの補償を求めて、

- 米国裁判所で提訴。
- 1981年4月21日 核問題に関心を持つ弁護士団体 MIATLP(Marshall Islands Atomic Bomb Testing Litigation Project)は、米国の核開発機関相手取り、核実験による341人の個人的被害として10億2,300万米ドルの損害賠償を求めて、ワシントンの連邦地方裁判所に提訴。
- 1981年12月3日 4,000人以上のマーシャル諸島の人々、米国核開発機関を相手取り、40億米ドルの損害賠償を求める裁判をロサンゼルス的高等裁判所(Superior Court)に提訴。
- 1982年5月30日 米国、マーシャル諸島政府と自由連合協定調印する。クワジャレン・ミサイル試射場の50年間継続使用、1億5,000万米ドル供与による核実験賠償請求の拒否などを含む。
- 1982年6月19日 ミサイル実験のため土地を奪われたクワジャレン環礁の元住民、「帰郷作戦」を開始。島々の返還を要求し、立ち入り禁止とされた故郷の島々に戻り、住み込み抗議。
- 1982年9月15日 エニウェトック環礁の人々、米政府を相手に5億米ドルの損害賠償を求め提訴。
- 1983年 核問題に関心を持つ弁護士 MIATLP、アメリカ政府を相手に100億米ドルの損害賠償を求め提訴する。
- 1983年2月7日 米国、クワジャレン環礁で初のABM発射実験実施。
- 1983年6月17日 米国、クワジャレン環礁に向け初のMSミサイル発射実験実施。86年末までに20回実施。
- 1983年9月7日 マーシャル諸島で自由連合協定の住民投票を実施し、58%で承認される。
- 1984年6月10日 米国、ABM実験に4回目で成功。
- 1984年12月5日 クワジャレン住民、基地使用中止を求めて提訴。
- 1985年5月20日 ロングラップ環礁の人々、残留放射能から逃れるため、グリーンピースの援助を得て、クワジャレン環礁メジャト島に移住。
- 1985年11月14日 クワジャレン島元住民、メック島、クワジャレン島などに帰島、再占拠をはじめめる。
- 1986年8月1日 米国とマーシャル政府、クワジャレンに帰島した占拠住民に対し、損害賠償請求を提訴する。
- 1986年8月26日 米国、クワジャレン環礁にSDI関連の迎撃ミサイルの標的施設を建設すると発表。
- 1986年10月21日 マーシャル諸島共和国、独立し、米国との自由連合に移行。米国、被曝四環礁に対する補償として1億5,000万米ドルを拠出。核賠償の完全決着とされ、マーシャル諸島側の全提訴棄却。
- 1987年7月 自由連合協定で規定されている生活補償金の支払いが開始される。
- 1989年3月15日 ロングラップ環礁自治体、フリート銀行に10万米ドルの借り入れを行う。
- 1989年5月19日 国会議員から、核賠償請求裁定委員会のウエイン・ブリスコ(Wayne

- Briscoe) に、手紙で銀行からの借り入れの必要性を訴える。
- 1989年6月21日 ロングラップ環礁自治体、アメリカン・セキュリティ銀行から250万米ドルの借り入れを行う。
- 1989年8月22/23日 マジュロ、イバイ、メジャトでロングラップ住民会議。借入金をカウンシルが使用することを認めた。
- 1989年8月30日 ロングラップ環礁の人々6名が、ロングラップ環礁分配管理部(The Rongelap Local Distributing Authority)が、アメリカン・セキュリティ銀行から借り入れたことに対して異議を唱えて提訴。No.27-001
- 1989年9月2日 核賠償委員会、ロングラップ補償金分配課に対して、銀行からの借入金250万ドルの使用を禁止する命令を出した。
- 1989年9月半ば 核賠償委員会、43人のロングラップ住民の請願をのんで、ロングラップ補償金分配課に対して50万ドルの使用を許可した。
- 1989年10月16日 核賠償裁定委員会により、アルフレッド・カペレを仲裁者として調停が行われる。
- 1989年10月 ロングラップ177補償金の支払いが停止する。
- 1989年10月29・30日 ラジオ放送で、チェトン・アンジャインが、借り入れに反対する人がいるために、生活補償金を人々に分配することができない旨の放送がある。
- 1989年11月8日 ロングラップ自治体現職メイヤーが、ロングラップ議会によって解任。
- 1989年11月14日 核賠償委員会、ロングラップ議会が、1988年に承認された分配規定に従っていないという理由で、ロングラップ環礁の10月分177補償金の支払いを保留するという命令を下した。
- 1989年11月23日 チェトンは、リクロンが原告の弁護士をしていることに対して、疑問を持つという手紙をマーシャル諸島の弁護士に出す。
- 1989年12月1日 アルフレッド・カペレの仲裁により再度調停が行われる。
- 1989年12月 10月の177補償金の支払いは止まったまま。
- 1990年7月16日 メジャト島住民のほとんどが、チェトンを支持する核賠償委員会に請願。
- 1990年7月17日 ロングラップ環礁の340人の人々、核賠償委員会が177補償金のロビー活動への使用を禁止した命令を出したことに異議を唱えて、核賠償委員会を相手取る訴訟を核賠償委員会に訴えた。
- 1990年11月 放射線科学者、エネルギー環境調査研究所のフランク博士による調査が『ロングラップは安全か』をまとめ、ロングラップ環礁の人々に発表する。
- 1990年12月24日 国連安保理、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、北マリアナ諸島の信託統治領終了を決議する。
- 1991年 ロングラップ環礁選出のチェトン・アンジャイン国会議員とロングラップ環礁の人々、「第二のノーベル賞」ライト・ライブリフト賞を受賞。

1991年9月26日	米国議会、放射能調査に対し160万米ドルと、ロングラップ再定住計画基金に対し、200万米ドルを承認。
1991年10月28日	ロングラップ環礁の人々55人、医療補償や核裁判所を相手取って訴訟を起こした。
1991年11月4日	チェトン用のアメリカン・エクスプレスのゴールドカードが、イバイやメジャトでの住民集会で問題となった。
1992年1月	ビリエットがロングラップ新メイヤーに就任。
1992?	米国議会、ロングラップ再定住計画基金に200万ドルを追加承認(合計400万ドル)。
1992年2月21日	ロングラップ再移住計画協定、ロングラップ環礁地方政府、米国内務省間で締結される。
1992年2月28日	裁定委員会は、ロングラップ政府に対して、借入金残金20万ドルの使用説明を求める。
1992年3月31日	アメリカン・セキュリティ銀行は、米国のワシントンD. C. の高等裁判所にロングラップ政府に対して借入金の返済を直ちに求める訴訟を起こした。
1992年4月13日	マーシャル諸島政府とロングラップ環礁自治体、ロングラップ環礁の残留放射能の調査に関する協定に調印。200万米ドルの基金が設立される(合計600万ドル)。
1992年5月11日	マーシャル最高裁は、ロングラップ分配委員会の訴えを退けた。
1993?	米国議会、ロングラップ再定住計画基金に200万米ドルを追加承認(合計800万ドル)。
1993年3月23日	ロングラップ議会は、メイヤーとロングラップ補償金分配課を相手取って、3万円をワシントンの渡航費用に使用したことを非難して訴訟を起こした。
1993年4月14日	メジャト在住土地管理者が、「ロングラップ政府は、現在のロングラップ議会を代表として認めない」という見解を記した手紙を送付。
1994年5月	米国エネルギー省、マーシャル諸島の核実験に関する2万ページにわたる秘密文書をマーシャル諸島へ公開。
1994年6月	米国議会小委員会、ロングラップ再定住計画基金に700万ドルを追加承認(合計1,500万ドル)。
1993年6月	ロングラップ環礁選出国会議員チェトン・アンジャイン氏死去。
1995年2月15日	ケンダール駐米マーシャル諸島共和国大使、米大統領下に設置された「人体への放射線実験に関する諮問委」公聴会で、今まで忘れられてきたアイルック環礁とリキエップ環礁の被曝問題を指摘。
1995年5月17日	米国内務省、ロングラップ再定住計画基金に500万米ドルを追加承認(合計2,000万米ドル)。
1995年11月22日	A.U.S. House and Senate conference committee、442万米ドルのロングラップ再定住計画基金を認めた。

1996年	ロンゲラップ再定住計画の基金が4,000万米ドルに増額される。
1996年5月(?)	米国議会、ロンゲラップ再定住計画基金に、将来、4,500万米ドルに達することを約束して、642万ドルを追加承認。
1996年9月	米国議会、ロンゲラップ再定住計画基金に、4,500万米ドルを承認。
1997年9月	ロンゲラップ環礁政府庁舎完成。
1998年	マーシャル諸島短期大学で、「核と太平洋」に関する講義、新たに開設。
1998年3月	ロンゲラップ再移住計画の実施が決定される。
1998年7月24日	ロンゲラップ環礁再移住計画の第一段階工事が開始される。
2000年3月	ビキニ再定住基金が1億3,600万米ドルの最高値。
2000年3月	ロンゲラップ環礁選出のアバッカ・アンジャイン・マディソン国会議員、日本で平和博物館建設構想を発表。日本国内で支援の動き。
2000年5月	ハーンズ・ベーリング氏ら、「ブラヴォー」実験の「死の灰」による被曝線量再査定結果を発表。今までの米国発表は過小評価と評価。
2000年9月11日	マーシャル諸島政府、米国議会に核実験の追加補償を求める請願提出。
2001年	核賠償裁定請求委員会は、ビキニ環礁とエニウエトック環礁の補償額を、5億9,672万3,771米ドルと、4億3,150万米ドルを承認した。
2001年3月	ビキニ環礁の人々、昨年NCTで承認された5億9,672万3,771米ドルのうち、150万米ドルを受領。エニウエトック環礁の人々は、4億3,150万米ドルのうち110万米ドルを受領。
2001年7月	マーシャル諸島共和国と米国との間で自由連合の延長に関する会議が行われた。
2001年8月24日	ロンゲラップ環礁自治体、ロンゲラップ環礁において漁業開発プロジェクトを開始することを発表する。
2001年11月	高橋達也氏ら、マーシャル諸島における全国甲状腺疾病研究成果を発表。「マーシャル諸島住民では甲状腺結節性病変の有病率は高い」
2002年7月22日	ウトリック環礁は730万ドル米の被曝補償の請求をNCTに対して行った。
2003年	核被害者団体「ERUB(Eniuetok, Rongelap, Utrik, Bikini)」創設。
2003年4月30日	マーシャル政府と米国、改定版自由連合協定調印、同年末、発効。核実験の追加補償措置盛り込まれず。
2003年12月	自由連合協定による補償金終了。